

斯サウルはエホバにむかひて犯せし罪のために死にたり 即ち彼はエホバの言を守らずまた憑鬼者に問ふ
 ことを爲して 十四エホバに問ふことをせざりしなり是をもてエホバかれを殺しその國を移してエッサイの子
 ダビデに與へたまへり

第十一章 茲にイスラエルの人みなヘブロンに集まりてダビデの許に詣り言けるは我らは 汝の骨肉なりニ
 前にサウルが王たりし時にも 汝はイスラエルを率ゐて出入する者なりき又なんぢの神エホバ 汝にむかひて
 汝はわが民イスラエルを牧養ふ者なり我民イスラエルの君ならんと言たまへり 三 斯イスラエルの長老
 みなヘブロンにきたりて王の許にいたりければダビデヘブロンにてエホバの前に彼らと 契約をたてたり 彼
 ら 即ちダビデに膏をそそぎてイスラエルの王となしサムエルによりて傳はりしエホバの言の如くせり 四
 斯くてダビデはイスラエルの人々を率ゐてエルサレムに往けりエルサレムは 即ちエブスなりその國の土人
 エブス人其處に居れり 五 是に於てエブスの民ダビデに言けるは汝は此に入る可らず然るにダビデはシオン
 の城を取りし 即ちダビデの邑なり 六 この時ダビデいひけるは誰にもあれ第一にエブス人を撃ち破る者を
 首となし將となさん 斯てセルヤの子ヨアブ先登して 首となれり 七 七ダビデその城に住みければ之をダビデ
 の邑と稱へたり 八 八ダビデまたその邑の四方すなはちミロ(城塞)より内の四方に建築をなせり邑の中の餘
 の處はヨアブこれを修理へり 九 斯くてダビデはますく 大になりゆけり 萬軍のエホバこれと共に在したれ
 ばなり 十 十ダビデが有てる勇士の重なる者は左の如し是等はイスラエルの一切の人と共にダビデに力をそ
 へて國を得させ終にこれを王となしてエホバがイスラエルにつきて 宣ひし言を果せり 十一 十ダビデの有てる
 勇士の數は是の如し 第一は三十人の 長たるハクモ二人の子ヤシヨベアム 彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝
 殺せし事あり 十二 彼の次はアホア人ドドの子エレアザルにして三勇士の中なり 十三 彼ダビデと共にバスマ
 ミムに在けるにベリシテ人其處に集りきて 戦へり其處に大麥の滿たる地一箇所あり時に民ベリシテ人の
 前より逃たりしが 十四 彼その地所の中に踐み止まり之を護りてベリシテ人を殺せり而してエホバ 大なる拯

救をばごこして之を救ひ給へり 十五 三十人の長なる三人の者アブラムの洞穴に下り磐の處に往きてダビデに
 詣りし事あり時にベリシテ人の軍兵はレバイムの谷に陣されり 十六 その時ダビデは營に居りベリシテ人
 の鎮臺兵はベテレヘムにありけるが 十七 十ダビデ望みて言けるは誰かベテレヘムの門にある 井の水を持
 來りて我に飲せよ 十八 この三人すなはちベリシテ人の軍兵の中を衝きほりてベテレヘムの門にある 井
 の水を汲取りてダビデの許に携へ來り然らばダビデこれを飲むことをせす之をエホバの前に灌ぎて 十九 言け
 るは我神よ我決めて之を爲さじ我いかに命をかけし此三人の血を飲むべけんやと彼らその命をかけて之を
 携へ來りたればなり故にダビデ之を飲むことを爲さざりき 二十 勇士は是らの事を爲せり 二十一 十ヨアブの兄弟
 アビシヤイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝き殺し三人の中に名を得たり 二十二 彼は第二の三人の中
 にて 尤も 貴くしてその首にせらる 然らば第一の三人には及ばざりき 二十三 十ヨアブの子カブツエルのベナ
 ヤは勇氣あり衆多の功績ありし者なり彼はモアブのアリエルの二人の子を撃殺せりまた雪の日に下りゆきて
 穴の中に獅子一匹を撃殺せし事ありき 二十四 彼はまた長身五キエト程なるエジプト人を殺せりそのエツプ
 ト人は機織の際のこき槍を手に執り居りしに彼は杖をさして之を許に下りゆきエツプト人の手より其槍
 を振取りてその槍をもて之を殺せり 二十五 十ヨアブの子ベチヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり 二十六 彼
 は三十人の中に 尊かりしが第一の三人には及ばざりき 二十七 十ヨアブの親兵の長となせり 二十八 軍兵
 の中の勇士はヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 二十九 十ヨアブの兄弟
 ヘムズ 二十八 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 二十九 十ヨアブの兄弟
 ネットバ人マハライネットバ人マアアナの子ヘンデ 三十 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン
 イビラトシ人ベナヤ 三十一 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 三十二 十ヨアブの兄弟
 ホニ人エリヤバ 三十三 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 三十四 十ヨアブの兄弟
 ムウルの子エリバル 三十五 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 三十六 十ヨアブの兄弟
 三十七 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 三十八 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン
 三十九 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 四十 十ヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン

三三 ナタンの兄弟ヨエルハガリの子ミブハル 三九 アンモン人ゼレクゼルヤの子ヨアブの武器を執
 三二 者なるベエロテ人ナハライ 四一 エテリ人イラエテリ人ガレブ 四二 ヘテ人ウリヤアヘライの子ザ
 四三 バテ 四四 ベン人シザの子アテナ是はルベン人の軍長の一人にして従者三十人を率ゐたり 四三 マアカ
 四四 の子ハナン ミテニ人ヨシヤパテ 四四 アシテラ人ウシヤアロエル人ホタンの子等シヤマエ イエル 四五 ア
 四六 シ人シムリの子エテアエルおよびその兄弟ヨハ 四六 マハサ人エリエル エルナアムの子等エリバイおよび
 四七 ヨシヤワヤモアア人イテマ 四七 エリエル オベテメゾバ人ヤシエル

一 第十二章一ダビデがキシの子サウルの故によりて尙チクラガに閉こもり居りける時に彼處にゆきてダビデ
 二 に就し者は左の如しその人々は勇士の中にしてダビデを助けて戦ひたる者二能く弓を彎き右左の手を用ひ
 三 て善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが俱にベニヤミン人にしてサウルの宗族たり 三首はアヒエセル次はヨア
 四 シ是らはギバア人シマアの子等なり又エシエルおよびレテ是らはアズマウテの子等なり又ベラカ
 五 およびアナトテ人エヒウ 四またギベオン人イシマヤ彼は三十人の中の勇士にして三十人の首たり又エ
 六 レミヤヤハシエル ヨハナン ゲテラ人ヨザバテ 五エルザイ エリモテ ベアリアヤシマリヤ ハリフ人シパテヤ
 七 エルカナ エシヤアザリエル ヨエセルヤシヨベアム是等はコラ人なりセまたゲドルのエロハムの子等
 八 なるヨエラおよびゼバテヤハガド人の中より曠野の岩に脱け來りてダビデに歸せし者あり是みな大勇
 九 士にして善く戦ふ軍人能く楯と戈とをつかふ者にしてその面は獅子の面のごとくその捷きことは山になる鹿
 十 のごとくなりき九その首はエセルその二はオバテヤその三はエリアアアその四はミシマンナその五はエレミ
 十一 ヤ十一その六はアツタイその七はエリエル 十二その八はヨハナンその九はエルザバテ 十三その十はエレミヤ
 十二 その十一はマクバナイ 十四是等はガドの人々にして軍旅の長たりその最も小き者は百人に當りその最も大
 十三 なる者は千人に當れり 十五 正月ヨルダンその全岸に溢れたる時に是らの者濟りゆきて谷々に居る者を
 十四 さごさく東西に打奔せたり 十六茲にベニヤミンとユダの子孫の中の人々岩に來りてダビデに就けるに

十七 ダビデ之を出でむに應へて之に言けるは汝ら厚志をもて我を助けんきて來れるならば我心な
 十八 んぢらに相結ばん然らば汝らもし我手に惡きこと有ざるに我を欺きて敵に付さんせば我らの先祖の神れが
 十九 は汝に屬すエツサイの子よ我らは汝を助けん願くは平安あれ汝にも平安あれ汝を助くる者にも平安
 二十 あれ汝の神汝を助け給ふなり是に於いてダビデ彼らを接いで軍旅の長となせり 十九前にダビデ
 二十一 メリシテ人と共にサウルと戦はんきて攻め來れる時マナセ人數人ダビデに屬けり但しダビデ等は遂に
 二十二 メリシテ人を助けざりき其はメリシテ人の君等あひ謀り彼は我らの首級をもてその主君サウルに歸らんこ
 二十三 言て彼を去しめられたればなり 二十斯てダビデチクラガに往る時マナセ人アテナヨザバテエテアエルミカエ
 二十四 ルヨザバテエリウゲルタイこれに歸せり皆マナセ人の千人の長たる者なりき 二二彼等ダビデを助けて敵
 二十五 軍に當れり彼らは皆大勇士にして軍旅の長となれり 二三當時ダビデに歸して之を助くる者日々に加はりて
 二十六 終に大軍となり神の軍旅のごとくなれり 二三戦争のために身をよるひヘブロンに來りてダビデに就きエホバ
 二十七 の言のごとくサウルの國をダビデに歸せしめんさしたる武士の數は左のごとし 二四ユダの子孫にして楯と戈
 二十八 とを執り戦争のために身をよる者は六千八百人 二五シメオンの子孫にして善く戦ふ大勇士は七千一百人
 二十九 ドクさいふ年若き勇士ありきその宗家の長たる者二十二人ありたり 二九サウルの宗族ベニヤミンの子孫た
 三十 る者は三千人は是ベニヤミン人は多くサウルの家に尙も忠義を盡しおたればなり 三〇エフライムの子孫たる
 三十一 者は二萬八千人 皆大勇士にしてその宗家の名ある人々たり 三二マナセの中支派の者は一萬八千人皆名
 三二 を録されたる者なるが來りてダビデを王にたてん 三三イツサカルの子孫たる者の中より善く時勢に通じ
 三三 イスラエルの爲すべきことを知れる者來れりその首二百人ありその兄弟等は皆これが指揮に従へり 三三
 三四 セブルンの者は五萬人皆よく身をよるひ各種の武器をもて善く戦闘をなし一心に行伍を守る者なりき 三四ナ

三三 フタりの者は將たる者千人楯と戈とを執りて之に従ふ者三萬七千人
 三五 皆そなへを守る者なりき 三六 アセルの者は四萬人にして皆よく陣にのぞみ且行伍を守る者なりき 三七 またヨ
 三六 ルダンの彼旁なるルベン人ガド人マナセの半支派の者は十二萬人みな各種の武器を執りて戦争にいづる
 三八 に勝る者なりき 三九 是等の行伍を守る軍人等眞實の心を懷きてヘブロンに來りダビテをもてイスラエル
 三九 全國の王をなさんせり其餘のイスラエル人もまた心を併してダビテを王となさんせり 四〇 彼ら彼處に
 四一 三日をりてダビテと共に食ひかつ飲めり其はその兄弟等これがために備をなしたればなり 四二 近
 四二 處の者よりイツサカルセアルンおよびナフタリの者に至るまでパンと麥粉の食物と乾無花果と乾葡萄と
 四三 酒と油等を驢馬駱駝牛馬に載せ來りかつ牛羊を多く携へいたれり是イスラエルみな喜びたれ
 四四 ばなり

二 第十三章 茲にダビテ千人の長百人の長なごの諸將さあひ議り三而してダビテイスラエルの全
 三 會衆に言けるは汝らもし之を善とし我らの神エホバにこれを允したまはば我ら徧く人を遣してイスラ
 四 エルの各地に留まれる我らの兄弟ならびにその諸郊地の邑々に在る祭司とレビ人に至らせ之をして我ら
 五 の所に集まらしめん三而して我らまた我らの神の契約の匱を我らの所に移さんサウルの世には我ら之に就て
 六 詢こそをせざりしなり 四會衆みな然すべしと言り其は民みな此事を善しと觀たればなり 五是に於てダビ
 七 テはキリアテヤリムより神の契約の匱を昇き來らんとしてエシブトのシホルよりハマテの入口までのイスラエ
 八 ル人を悉く召しあつめ六而してダビテイスラエルの一切の人さにもにパアラといふユダのキリアテヤリム
 九 乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアビナダブの家より牽いたしウザアヒオの車を御せり 八ダビテお
 十 よびイスラエルの人はみな歌と琴と瑟と鼓と喇叭などを以て力をきはめ歌をうたひて神の前に踊れ
 十一 り九かくてキドンの禾場に至れる時ウザアヒオの神の契約の匱に伸してこれを扶へたり其は牛これを振たればな

十 十ウザアヒオの手を伸べて契約の匱につけたるによりてエホバ之に向ひて怒を發して之を撃ち給ひければ其
 十一 處にて神の前に死ねり 十一エホバウザアヒオを撃ち給ひしに因てダビテ怒れり其處は今日までレヅウザ(ウザ
 十二 撃)と稱へらる 十二其日ダビテ神を畏れて言へり我なんぞ神の契約の匱を我所に昇きゆくべけんや 十三
 十三 ダビテその契約の匱を己のころダビテの城邑に移さず之を轉らしてカテ人オベデエドムの家に昇きいら
 十四 しめたり 十四神の契約の匱オベデエドムの家にありて其家族と共にあはるる 十三三月なりきエホバオベデエ
 十五 ドムの家と一切の所有を祝福みたまへり

一 第十四章 茲にソロの王ヒラム使者をダビテに遣し之がために家を建させんとして香柏および木匠と石工
 二 をあくれり 二ダビテはエホバの固く己をたてしイスラエルの王となしたまへるを曉れり其はその民イスラ
 三 エルの故によりてその國振ひ興りたればなり 三ダビテエルサレムに於てまた妻妾を納れたり而してダビテま
 四 た男子女子を得たり 四そのエルサレムにて得たる子等の名は左のごとし シヤンマ シヨバブ ナタン ソロモン
 五 イブハル エリシユア エルパレテ ノガネバガ ヤビア セエリ シヤマ ベエリア アダ エリパレテ ○ 八 茲
 六 にダビテの膏をさぐられてイスラエル全國の王となれる事ベリシテ人に聞えければベリシテ人みなダビテを
 七 獲んきて上れりダビテは聞て之に當らんとして出たりしが九ベリシテ人すでに來りてレバインの谷を侵した
 八 りき 十時にダビテ神に問ふて言けるは我ベリシテ人にむかひて攻上るべきや 汝われらを吾手に付し給ふや
 九 エホバダビテに言たまひけるは攻上れ我われれらに汝の手に付さん 十一是において皆バアルセラシムに
 十 上りゆきけるがダビテつひに彼處にて彼らを打敗り而してダビテ言へり神水の破壊り出る如くに我手をもて
 十一 わが敵を敗りたまへり是をもてその處の名をバアルセラシム(破壊の處)と呼ぶなり 十二彼ら其處にその
 十二 神々を遣ひきたればダビテ命じて火をもて之を焚かせたり 十三斯て後ベリシテ人復谷を侵しければ 十四ダ
 十三 ビテまた神に問ふに神これに言たまひけるは彼らを追ふて上る可らず彼らを離れて回リベカの樹の方より之
 十四 を襲へ 十五汝ベカの樹の上に進行の音あるを聞かば即ち進んで戦ふべし神汝の前に進みいでベリシテ人

十六の軍勢を撃ち給ふべければなりと 十六ダビデすなはち神の己に命じ給ひし如くしてベリシテ人の軍勢を撃ち
十七やぶりつゝギベオンよりカセルにまでいたれり 十七是においてダビデの名諸の國々に聞えわたりエホバ
諸の國人に彼を懼れしめたまへり

一第十五章 一ダビデはダビデの邑の中に自己のために家を建て又神の契約の匱の爲に處を備へて之がために
二幕屋を張り三而してダビデ言けるは神の契約の匱を昇くべき者は只レビ人のみ其はエホバ神の契約の
三匱を昇かしめまた己に永く事しめんさてレビ人を擲ひ給ひたればなりと 三ダビデすなはちエホバの契約の匱
四をその之が爲に備へたる處に昇きのばらんさてイスラエルをこそくくエルサレムに召集めたり 四ダビデま
五たアロンの子孫レビ人を集めたり 五即ちコハテの子孫の中よりはウリエルを長としてその兄弟百二十
六人六メラリの子孫の中よりはアサヤを長としてその兄弟二百二十人七ゲルシヨンの子孫の中よりはヨエ
七ルを長としてその兄弟百三十人八エリザパンの子孫の中よりはシマヤを長としてその兄弟二百人
九ヘブロンの子孫の中よりはエリエルを長としてその兄弟八十人十ウシエルの子孫の中よりはアミナダ
十ブを長としてその兄弟百十二人 十一ダビデ祭司ザドクをアビヤタルをよびレビ人ウリエルアサヤ
十二ヨエルシマヤエリエルアミナダを召し 十二これに言けるは汝らはレビ人の宗家の長たり汝ら汝らの兄
十三弟も身に潔めイスラエルの神エホバの契約の匱を我が其のために備へたる處に昇き上れよ 十三前には之
十四を昇きしもの汝らにあらざりしに縁りて我らの神エホバわれらに撃ち給へり是は我ら其だめにしたるが
十五て之に求めざりしが故なりと 十四是において祭司等レビ人等イスラエルの神エホバの契約の匱を昇き上ら
十六ん身を潔め 十五レビの子孫たる人々すなはちモーセがエホバの言にしたがひて命じたる如く神の契約の
十七匱をその貫ける柱によりて肩に負ひ 十六ダビデまたレビ人の長等に告げその兄弟等を選びて謳歌者
十八なし瑟と琴と鏡鈸などの樂器をもちて打はやして歡喜の聲を擧しめよと言れば 十七レビ人すなはちヨエル
十九の子ヘマンとその兄弟ベレキヤの子アサフおよびメラリの子孫たる彼らの兄弟クシヤの子エタンを選

十八ベリ 十八また之に次げるその兄弟等これに偕にあり即ちセカリヤベンヤウエルセミラモテエリエル
十九ウンニエリアアベナヤアマアセヤマツタヤエリレホミクネヤおよび門を守る者なるオベテエドム
二十エリエルセミラモテエリエルウンニエリアアマアセヤベナヤエリエセル等は神の契約
二十一の匱の門を守り 二十四祭司シバニヤヨシヤパテネタネルアマサイセカリヤベナヤエリエセル等は神の契約
二十二の匱の前に進みて喇叭を吹きオベテエドムエヒアは契約の匱の門を守れり 二十五ダビデはイスラエルの長
二十三老および千人の長等は往てオベテエドムの家よりエホバの契約の匱を歡び勇みて昇き上れり 二十六神エホバ
二十四の契約の匱を昇く所のレビ人を助けたまひければ 廿七牛七匹 羊七匹を獻げたり 廿七ダビデは細布の衣
二十五をまきへり又契約の匱を昇く所の一切のレビ人謳歌者および貢事主を主れるクナニヤも然
二十六リダビデはまた白布のエホバを着居たり 二十八斯てイスラエルみな聲を擧げ角を吹きならし喇叭と鏡鈸と瑟と
二十七琴をもて打はやしてエホバの契約の匱を昇き上れり 二十九エホバの契約の匱ダビデの邑にいりし時サウルの
二十八女ミカル窓より窺ひてダビデ王の舞躍るを見その心にこれを藐視めり
二十九第十六章 一人々神の契約の匱を昇きしりて之をダビデが其爲に張りたる幕屋の中に置る而して燔祭と酬
三十恩祭を神の前に獻げたり 二ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終しかばエホバの名をもて民を祝し三
三十一イスラエルの衆席に男にも女にも都てパン一箇肉一片 乾葡萄一塊を分ち與へたり 四ダビデまたレビ
三十二人を立てエホバの契約の匱の前にて職事をなさしめ又イスラエルの神エホバを崇め讚めかつ頌へしめたり 五
三十三伶長はアサフその次はセカリヤエリエルセミラモテエヒエルマツタヤエリアアベナヤオベテエドム
三十四エリエルこれに瑟と琴を弾じアサフは鏡鈸を打鳴し 六また祭司ベナヤミヤハシエルは喇叭をさりて恒に神

七 契約の匱の前に侍れり七當日ダビテ始めてアサフとその兄弟等を立てエホバを頌へしめたり其言に
 八 曰くエホバに感謝しその名をよびその作し給へることをもろくの民輩の中にしらしめよ九エホバにむか
 九 みてうたへエホバを讃めうたへ其もろくの奇しき跡をうたへよ十そのまよき名をほこれエホバをたづぬ
 十一 るものよ心はよるこぶべし十一エホバこそその能力をたづねよ恒にその聖顔をたづねよ十二その僕イ
 十三 スラエルの裔はヤコブの子輩よそのえらびたまひし所のものよそのなしたまへる奇しき跡よ十三その僕イ
 十四 事さその口のさげき心を心にさむれ十四彼はわれらの神エホバなりそのもほくの審判は全地にあり十五
 十六 なんぢらたえずその契約を心に記めよ此はよるつ代に命じたまひし聖言なり十六アブラハムさむすびたま
 十七 ひし契約イサクに與へたまひし誓なり十七之をわたくしヤコブのために律法さなしイスラエルのために
 十八 さこしへの契約さなして十八言たまひけるは我なんぢにカナンの地をたまひてなんぢらの嗣業の分さなさん
 十九 十九 この時なんぢらの數をほからす甚すくなくしてかしこにて旅人となり二十この國よりの國にゆきこの
 二十 國よりの國の民にゆけり二十一人のかれらを虐ぐるをゆるしたまはすかれらの故によりて王たちを懲しめて
 二十一 二二 宣給くわが受膏者たちにふるふなわれわが預言者たちをそなふなわれ二三全地よエホバにむかひ
 二十四 て謳へ日ごにその拯救をのべつたへよ二四もろくの國のなかにその榮光をあらはしもろくの民の
 二五 なかにその奇しきみわざを顯ぼすべし二五そはエホバはほほいなり大にほめたふべきものなりまたもろ
 二六 もろの神にまさりて畏るべきものなり二六もろくの民のすべての神はこころく虚しされごエホバはも
 二七 ろもろの天をつくりたまへり二七尊貴と稜威はその前にあり能さよるこびさはその聖所にあり二八も
 二九 ろもろのたみの諸族よ榮光さちからさエホバにあたへよエホバにあたへよ二九その聖名にかなふ榮光
 三十 をもてエホバにあたへ 獻物をたづさへて其前にきたれよ美はしき物をもてエホバを拜め 三十全地よそ
 三十一 の前にをのぶけ世界もたたくたちて動かさるさこさなし三二天はよるこび地はたのしむべしもろくの國
 三三 のなかにいへエホバは統御たまふ 三三海さそのなかに盈るものさばなりごよみ田畑さその中のすべての

三四 物さばよるこぶべし 三三かくて林のもろくの樹もまたエホバの前によるこびうたはんエホバ地をさばらん
 三四 きて來りたまふ 三四エホバに感謝せよそのめぐみはふかくその憐憫はきりなし 三五汝ら言へ我らの救
 三六 拯の神よ我らを救ひ我らを取り集め列邦のなかり救ひいだしたまへ我らは聖名に謝しなんぢのほむべき事
 三六 をほこらん 三六イスラエルの神エホバは窮なきより窮なきまでほむべきかなすべの民はアメンさこな
 三七 へてエホバを稱讚へたり 三六ダビテはアサフとその兄弟等をエホバの契約の匱の前に留めおきて契約の
 三九 匱の前に常に侍りて日々の事を執り行はせたり 三八オベデエドムとその兄弟等は合せて六十八人また
 三九 エドトンの子なるオベデエドムおよびホサは司門たり 三九祭司ザドクおよびその兄弟たる祭司等はギベオ
 四十 ンなる崇 邱においてエホバの天幕の前に侍り 四十燔祭の壇の上にて朝夕斷守燔祭をエホバに獻げ且つ
 四一 エホバがイスラエルに命じ給ひし律法に記されたる諸の事を行へり 四一またヘマンエドトンおよびその
 四二 餘の選ばれて名を記されたる者等彼らと偕にありてエホバの恩寵の世々限なきを讀めまつれり 四二即ちヘ
 四三 マンおよびエドトン彼らと偕に居りて喇叭鏡鼓など神の樂器を操りて樂を奏せり又エドトンの子等は門を守
 四三 れり 四三かくて民みな各その家にかへれり又ダビテはその家族を祝せんとて還りゆけり
 四四 第十七章 一ダビテその家に住むにいたりてダビテ預言者ナタンに言けるは視よ我は香柏の家に住む然れど
 四五 もエホバの契約の匱は幕の下にありてニナタンダビテに言けるは神なんぢさこもに在せば凡て汝の心にあ
 四六 る所を爲せ三その夜神の言ナタンに臨みて曰く 四往てわが僕ダビテに言へエホバは言ふ汝は我ため
 四七 我の住べき家を建つべからず五我はイスラエルを導びき上りし日より今日に至るまで家に住しこ無して但
 四八 幕屋より幕屋に移り天幕より天幕に遷れり六我イスラエルの入々共共に歩みたる處々にて我わが民を牧養
 四九 ふことを命じたるイスラエルの士 師の一人にもなんぢ何故に香柏の家を我ために建ざるや六一言にても
 五〇 言し事ありや七然ば汝わが僕ダビテに斯言へし萬軍のエホバは言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨
 五〇 處より取りて我民イスラエルの君長を爲し八汝が凡て往る處にて汝と偕にあり汝の諸の敵を汝の前よ

九 断ちされり我また世の中の大なる人の名を汝に得させん九かつ我わが民イスラエルのために處を
 十 定めて彼らを植へつけ彼らをして自己の處に住て重て動かさざらん十又惡人昔の如く即ち我民
 十一 イスラエルの上に士師を立てたる時より已來の如く重て彼らを荒すこと無るべし我汝の諸の敵を
 十二 我汝の生る汝の子を汝の後に立て且つ其國を堅うせん十二彼わが爲に家を建ん我なむ彼の位を堅うせん
 十三 我は彼の父さなり彼わが子なるべし我は汝の先にありし者より取りたる如くに彼よりは我恩恵を取
 十四 りさらし十四却て我われを永く我家に我國に居置ん彼の位は何時まで堅く立つべし十五ナタン凡て是等
 十五 の言の如く凡てこの異象の如くダビデに語りければ○十六ダビデ王入りてエホバの前に坐して言けるはエホ
 十六 バ神よ我は誰わが家は何なれば汝此まで我を導きたまひしや十七神よ是はなほ汝の目には小き事たりエホ
 十七 バ神よ汝はまた僕の家の遺の事を語り高き者のごとくに我を見傲し給へり十八僕の名譽についてはダ
 十八 ビデこの上何を汝に望むべけん汝は僕を知り給ふなり十九エホバよ汝は僕のため又なんぢの心に循
 十九 ひて此もろくの大なる事を爲し此すべての大なる事を示し給へり二十エホバよ我らが凡て耳に聞ける所に
 二十 依は汝の如き者は無くまた汝の外に神は無し二地の何の國か汝の民イスラエルに如ん是は在昔神の往
 二十一 て贖ひて己の民となして大なる畏るべき事を行ひて名を得たまひし者なり汝はそのエジプトより贖ひいた
 二十二 せし汝の民の前より國々の人を逐ひはらひ給へり二三而して汝は汝の民イスラエルを永く汝の民となした
 二十三 まふエホバよ汝は彼らの神となりたまへり二三然ばエホバよ汝は僕とその家につきて宣ひし言を永く
 二十四 堅うして汝の言し如く爲し給へ二四願くは汝の名の堅く立ち永久に崇められて萬軍のエホバイスラエルの
 二十五 神はイスラエルに神たりと曰れんことを願くは僕ダビデの家の汝の前に堅く立んことを二五我神よ汝
 二十六 は僕の耳に示して之が爲に家を建んを宣へり是によりて僕なんぢの前に禱る道を得たり二六エホバよ汝は
 二七 即ち神にましく此恩典を僕に傳へ給へり二七願くは今僕の家を祝福みて汝の前に永く在らしめ給へ

其はエホバよ汝の祝福み給へる者は永く祝福を蒙ればなり
 第十八章 此後ダビデバリスシテ人を撃ちて之を服し又バリスシテ人の手よりガテと其郷里を取り二彼また
 一 モアブを撃ければモアブ人はダビデの臣となりて貢を納たり三ダビデまたハマテの邊にてゾバの王ハダレセ
 二 ルを撃り是は彼ユフラテ河の邊にてその權勢を振らんして往る時なり四而してダビデ彼より車千輛
 三 騎兵七千歩兵二萬を取りダビデまた一百の車の馬を存してその餘の車馬は皆その足の筋を切り五その時
 四 ダマスコのスリア人ゾバの王ハダレセルを援けんきて來りければダビデそのスリア人二萬二千を殺せり六
 五 而してダビデダマスコのスリアに鎮臺を置ぬスリア人は貢を納てダビデの臣となれりエホバダビデを凡て
 六 その往く處にて助け給へり七ダビデハダレセルの臣僕等の持る金の楯を奪ひて之をエルサレムに持ち來り八
 七 またハダレセルの邑デバテシクンより甚だ衆多の銅を取り來りソロモンこれを以て銅の海と柱と
 八 銅の器具を造れり九時にハマテの王トイダビデがゾバの王ハダレセルの總の軍勢を撃破りしを聞て十
 九 その子ハドラムをダビデ王に遣し安否を問ひかつこれを賀せしむ其はハダレセル曾てトイと戰鬪をなし
 十 たるにダビデハダレセルと戰ひて之を撃つたればなりハドラム金銀あふび銅の種々の器を携へき
 十一 たりければ十一ダビデ王そのエドムモアブアンモンの子孫バリスシテ人アマレクなどの諸の國民の中よ
 十二 り取り來りし金銀さにも是等をもエホバに奉納たり十二セルヤの子アビシヤイ鹽谷にてエドム人一萬八
 十三 千を殺せり十三斯てダビデエドムに鎮臺を置エドム人は皆ダビデの臣となりぬエホバはダビデを凡そ
 十四 往處にて助けたまへり○十四ダビデはイスラエルの全地を治めてその諸の民に公平と正義を行へり十五セ
 十五 ルヤの子ヨアブは軍旅の長アヒルテの子ヨシヤパテは史官十六アヒトブの子ザドクミアビヤタルの子アビ
 十六 メレクは祭司シヤウシヤは書記官十七エホヤダの子ベナヤはクレテ人ミレテ人の長ダビデの子等は王
 十七 の座側に侍る大臣なりき
 第十九章 此後アンモンの子孫の王ナハシ死にければその子之に代りて王となりたりニダビデ言けるは我

一 ナハシの子ハモンをねんごるに 遇はんかれが父われをねんごるにあしらひたればなりさダビテすなはち彼
 をその父の故によりて 慰めんさて使者を遣せりダビテの臣僕等アンモンの子孫の地に往きハモンに詣り
 てこれを慰めけるに三アンモンの子孫の牧伯等ハモンに言けるはダビテ慰 藉者を汝につかはしたるに因て
 彼なんちの父を尊ぶさ汝の目に見ゆるや彼の臣僕等は此國を窺ひ探りて 滅さんさて來れるならすや
 是に於てハモンダビテの臣僕等を執へてその鬚を剃おさしその衣服を中より斷ちて 聲までにして之を歸
 したりしが 五或人きたりて此人々の爲られし事をダビテに告げればダビテ人をつかはして之を迎へしめた
 りその人々大に愧ぢたればなり 即ち王いひけるは 汝ら鬚の長るまでエリコに止まりて然る後かへるべ
 しと云ふアンモンの子孫自己のダビテに惡まるる様になれるを見しかばハモンおよびアンモンの子孫すなはち
 七 銀一千ドラントをおくりてメソボタミアとスリアマアカおよびゾバより 戰車と騎兵を雇ひたりし
 即ち 戰車三萬二千乘にマアカの王とその兵士を雇ひければ彼ら來りてメテバの前に陣を張れり是に
 於てアンモンの子孫その邑々より寄あつまりて戰はんさて來れりハダビテ聞てヨアブと勇士の惣軍を遣しけ
 るに九アンモンの子孫は出て邑の門の前に戰争の陣列をなせり又援助に來れる王等は別に野に居り時にヨ
 アブ前後より敵の攻寄るを見てイスラエルの 倔強の兵士の中を抽擡て之をしてスリア人にむかひて陣列し
 十一 ぬ 十二その餘の民をばその兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫にむかひて陣列しめ 十二而して言
 けるばスリア人もし我に手強からば 汝我を助けよアンモンの子孫もし 汝に手強からば我なんぢを助けん
 十三 汝 勇しくなれ我等の民のため我らの神の諸邑のために我ら勇しく爲ん 願くはエホバその目
 十四 に善き見ゆる所をなし給へと 十四ヨアブ己に從へる民と進みよりてスリア人を攻撃けるにスリア
 十五 人かれの前より潰奔れり十五アンモンの子孫はスリア人の潰奔れるを見て自己等もまたその兄弟アビ
 十六 シヤイの前より逃奔りて邑城にいりぬ是に於てヨアブはエルサレムに歸れり 十六スリア人はそのイスラ
 エルに擊やぶられたるを見て使者を遣して河の彼旁なるスリア人を將の出せりハダレセルの軍旅の長

十七 シヨバクこれを率ゆ 十七その事ダビテに聞えければ彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に
 來り之にむかひて戰争の陣列を立たりダビテかく彼らにむかひて戰争の陣列を立てたれば彼ら之と戰へり
 十八 然るにスリア人イスラエルの前に潰さればダビテスリアの 兵車の人七千歩兵四萬を殺したる軍旅
 十九 の長シヨバクを殺せり 十九ハダレセルの臣たる者等そのイスラエルに擊ち壞られたるを見てダビテと和睦
 をなしてこれが臣となれりスリア人は此後たゞびアンモンの子孫を助くることを爲ざりき
 一 第二十章 一年かへりて王等の戰争に出る時にふびてヨアブ軍勢を率ゐて出でアンモン人の地を打荒し
 往てラバを攻圍りされどダビテはエルサレムに止まりたりヨアブつひにラバを撃ち壞りて之を滅せりニ
 二 大ビテ彼らの王の冠冕をその首より取はなしたりしがその金の重を量り見るに一ドラントありまたその
 三 中に寶石を嵌たるありき之をダビテの首に冠せたり彼また 甚だ衆多の掠取物をその邑より取り三而
 四 して彼またその中の民を曳き出し 鋸と鐵の打車と斧をもて之を斬れりダビテアンモンの子孫の一切
 五 の邑に斯く爲り而してダビテとその民はみなエルサレムに歸りぬ 四この後ゲセルにおいてベリシテ人
 六 戰争おこりたりしむその時にホシヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシバイを殺せり彼等つひに 攻伏ら
 七 れき 五復ベリシテ人との戰争ありしがヤイルの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せりラミの槍
 八 の柄は機 の膝の如くなりき六またガテに戰争ありしが其處に一人の身長き人ありその手の指と足の趾は六
 九 宛にして合せて二十四あり彼も 巨人の生る者なりき七彼イスラエルを挑みしがダビテの兄弟シメアの
 十 子ヨナタンこれを殺せり八是等はガテにて 巨人の生る者なりしがダビテの手とその臣僕の手に斃れたり
 十一 第二十一章 茲にサダン起りてイスラエルに敵しダビテを感動してイスラエルを核敷しめんさてせりニダビ
 十二 テすなはちヨアブと民の牧伯等に言けるは 汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイスラエル人を數へその
 十三 數をとりきたりて我に知せよヨアブ答へけるは 幾何あるとも 願くはエホバその民を百倍に増し給へ然
 十四 らながら王わが主よ是はみな我主の 僕ならずや然るに何さて我主この事を爲さんよ要め給ふや何ぞイスラ

四 エルをして之によりて罪を獲せしむべけんやと云はれど王つひにヨアブに言勝たればヨアブすなはち出ゆき
 五 イスラエルを偏く行めぐりてエルサレムに還れり五而してヨアブ民の總數をダビデに告げたり即ちイスラ
 六 エルの中には劍を帶る者一百十萬人ありユダの中には劍を帶る者四十七萬人あり六但しレビとベニヤ
 七 ミンとはその中に數へざりき其はヨアブ王の言を惡みたればなり七この事神の目に惡かりければイスラエ
 八 ルを撃ちなやまし給へり八ダビデは是に申しけるは我の事をなして大に罪を獲たり然れども今
 九 れがはくは僕の罪を除きたまへ我はなはだ愚なる事をなせり九時にエホバダビデの先見者がテに告
 十 て言たまひけるは十往てダビデに告げ言へエホバはく言ふ我なんち三のものを示す汝その一を選べ我そ
 十一 れを汝に爲んぞ十一ガテすなはちダビデの許に至りてはエホバはく言たまふ汝擇べ十二即ち三
 十二 年の饑饉か又は汝三月の間汝の敵の前に敗れて汝の仇の劍に追しかれんか又は三日の間エホバの劍
 十三 すなはち疫病この國にありてエホバの使者イスラエルの四方の境の中に撃滅すことをせんか我が如何
 十四 なる答を我を遣せし者に爲べきかを汝決めよ十三ダビデガテに言けるは我おほいに苦む請ふ我はエホ
 十五 病を降したまひければイスラエルの七萬人斃れたり十五神また使者をエルサレムに遣して之を滅
 十六 さんとし給ひしが其これを滅すにあたりてエホバ視てこの禍害をなせしを悔い其ほるばす使者に言たま
 十七 ひけるは足れり今なんちの手を住めよ時にエホバの使者はエブス人オルナンに言たまはる十六
 十八 ダビデ目をあけて視るにエホバの使者地と天の間に立て拔身の劍を手にとりてエルサレムの方に之を伸べを
 十九 りければダビデ長老等麻布を衣て俯伏り十七而してダビデ神に申しけるは民を數へよと命ぜし者は我
 二十 ならずや罪を犯し惡き事をなしたる者は我なり然れども是等の羊は何をなせしや我神エホバよ請ふ汝の手を
 二十一 我とわが父の家に加へたまへ惟汝の民に加へて之を疾しめ給ふ勿れと十八時にエホバの使者ガテに命じ汝
 二十二 ダビデに告てダビデをして上りゆきてエブス人オルナンに言たまはる十九の壇を築しめよと云

一 十九是に於いてダビデはガテエホバの名をもて告げたる言にしたがひて上りゆけり二十オルナンは麥を
 二 打ちけるが回顧りて天の使の居るを視その四人の子等もこもに匿れたり二十一やがてダビデはオルナンの方
 三 に来りけるがオルナン望みてダビデを見すなはち打場より出ゆきて面を地につけてダビデを拜せり二十二ダビ
 四 デオルナンに言けるは此打場の處を我に與へよ我をこにてエホバに一箇の壇を築かん汝その十分の値を
 五 たりて之を我にあたへ災害の民におよぶことを止めしめよ二十三オルナンダビデに言けるは請ふ之を取り王
 六 わが主の目に善と觀ることを爲し給へ我なんちに獻けて牛を燔祭の料とし打禾車を柴薪とし麥を素祭とせ
 七 ん我みなこれを奉呈るよ二十四ダビデ王オルナンに言けるは然るべからず我かならず十分の値をばらひて
 八 之を買ん我は汝の物を取りてエホバに奉らじ又費なしに燔祭を獻ることをせよ二十五ダビデすなは
 九 ち其處のために金六百シタルを衡りてオルナンに與へたり二十六而してダビデ其處にてエホバに一箇の祭壇
 十 を築き燔祭と酬恩祭を獻けてエホバを顛けるに天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり二七エ
 十一 ホバすなはちその使者に命じたまひければ彼その劍を鞘に藏めたり二八その時ダビデはエホバがエブス人オ
 十二 ルナンに打場において己に應へ給ふを見れば其處にて犠牲を獻ぐることを爲せり二九モーセが荒野にて造
 十三 りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時ギベオンにありけるが三十ダビデはその前に進みゆき
 十四 て神に求むることを得せざりき是は彼エホバの使者の劍のために懼れたるに因りてなり

第二十二章 一ダビデ言けるはエホバ神の室は此なりイスラエルの燔祭の壇は此なり二ダビデすなはち
 三 命じてイスラエルの地に居る異邦人を集めしめ又神の室を建るに用ふる石を琢ために石工を設けたり三
 四 びテまた門の扉の釘および鏝に用ふる鐵を夥しく備へたり又銅を數しれぬほどに夥しく備へたり
 五 四また香柏を備ふることを數しれず是はシドン人およびツロの者夥しく香柏をダビデの所に運び來りたれ
 六 ばなり五ダビデ言けるは我子ソロモンは少くして弱し又エホバの爲に建る室は極めて高大にして萬國に名
 七 を得榮を得る者たらざる可らず今我其がために準備をなさんダビデその死ぬる前に大に之を準備をな

七六 せり○六而して彼その子ソロモンを召してイスラエルの神エホバの爲に家を建ることを之に命ぜり七即ち列
 八 ビテソロモンに言けるは我子よ我我神エホバの名のために家を建る志ありき八然るにエホバの言わ
 九 れに臨みて言り汝は多くの血を流し大なる戦争を爲したり汝我前にて多の血を地に流したれば我名の爲に
 十 家を建べからず九視よ男子汝は生れん是は平安の人なるべし我これに平安を賜ひてその四周の諸の敵に
 十一 煩はさるるも無らしめん故に彼の名はソロモン(平安)といふべし彼の世に我平安を賜ひてその四周の諸の敵に
 十二 賜はんと彼わが名のために家を建ん彼わが子となり我は彼の父となり我われの國の祚を固うし
 十三 て永くイスラエルの上に立しめん 十二 然ば我子よ願くはエホバ汝も盛ならしめ汝
 十四 の神エホバの室を建せて其なんちにつきて言たる如くしたまはんことを 十二 惟れはばくはエホバ汝に智
 十五 慧と穎悟を賜ひ汝をイスラエルの上に立て 汝の神エホバの律法を汝に守らせ給はんことを 十三 汝も
 十六 しエホバがイスラエルにつきてモトセに命じたまひし法度と例規を謹みて行は 汝旺盛になるべし心を
 十七 強くしかつ勇め懼るる勿れ慄くなかれ 十四 視よ我患難の中にエホバの室のために金十萬タラント銀百萬
 十八 タラントを備へまた銅と鐵を數しれぬほど夥多く備へたり又材木と石をも備へたり汝また之に加
 十九 ふべし 十五 つまた工人夥多しく汝の手にあり即ち石や木を琢刻む者および諸の工作を爲すこと
 二十 の工匠など都てあり 十六 夫金銀銅鐵は數限りなし汝起ちて爲せ願くはエホバ汝と偕に在せ 十七
 二十一 ダビデまたイスラエルの一切の牧伯等にその子ソロモンを助くることを命じて云く 十八 汝らの神エホバな
 二十二 んちらと偕に在すならすや四方において泰平を汝らに賜へるならすや即ちこの地の民を我手に付したまひて
 二十三 この地はエホバの前その民の前に服せり 十九 然ば汝ら心をこめ精神をこめて 汝らの神エホバを求めよ
 二十四 汝ら起ちてエホバ神の聖所を建てエホバの名のために建つるその室にエホバの契約の櫃と神の聖器を
 二十五 携へいるべし

第二十三章 一ダビデ老てその日滿ればその子ソロモンをイスラエルの王となせり二ダビデイスラエルの

三 一切の牧伯および祭司とレビ人をあつめたり三レビ人の三十歳以上なる者を數へたるにその人々の頭
 四 數は三萬八千 四その中二萬四千はエホバの室の事幹を掌り六千は有司および裁判人たり 五四千は門を
 五 守る者たりまた四千はダビデが造れる讚美の樂器をとりてエホバを頌ふることをせり六ダビデの子孫
 六 を分ちて班列を立てたり即ちゲルシヨンヨハテおよびメラリセゲルシヨン人たる者はラダンおよびシメイハ
 七 ラダンの子等は長エヒエルにセダムとヨエル合せて三人九シメイの子等はシロミテハシエルハランの三
 八 人は是等はラダンの宗家の長たり十シメイの子等はヤハテシナエウシベリアの四人はシメイの子な
 九 り 十一 ヤハテは長シナはその次エウシベリアは子多からざるが故に之をさもに數へて一つの宗家とな
 十 せり○十二ヨハテの子等はアマラムイヅハルヘブロンウツシエルの四人○十三アマラムの子等はアロン
 十一 ミモトセアロンはその子等さもに永く區別たれてその身を潔めて至聖者となりエホバの前に香を焚き之
 十二 に事へ恆に之が名をもて祝するこゝを爲せり 十四 神の人モトセの子等はレビの支派の中に數へいれらる 十五
 十三 モトセの子等はゲルシヨンおよびエリエセル 十六 ゲルシヨンの子等は長シブエル 十七 エリエセルの子等
 十四 は長はレハビヤエリエセルは此外に男子ありざりき但しレハビヤの子等は甚だ多かりき 十八 イヅハ
 十五 ルの子等は長はシロミテ 十九 ヘブロンの子等は長子エリヤその次はアマリヤその三はヤハシエルその四
 十六 はエカメアム 二十 ウツシエルの子等は長子はミカ次はエシア○ 二十一 メラリの子等はマヘリおよびムシ
 十七 マヘリの子等はエレアザルおよびキシ 二十二 エレアザルは男子なくして死ねり惟女子ありし而已その女子等は
 十八 キシの子たるその兄弟等之を娶れり 二十三 ムシの子等はマヘリエルエレモテの三人 二十四 レビの子孫をそ
 十九 の宗家に循ひて言へば是の如し是皆の頭數を數へられその名を録されてエホバの家の役事をなせる二
 二十 十歳以上の者の宗家の長なり 二十五 ダビデ言けらくイスラエルの神エホバその民を安んじて永くエルサレ
 二十一 ムに住み給ふ 二十六 レビ人はまた重ねて幕屋及びその奉事の器具を昇こゝあらず 二十七 ダビデの最後の詞に
 二十二 したがひてレビ人は二十歳以上よりして數へられたり 二十八 彼らの職はアロンの子孫等の手に屬して神の家

二九 の役事を爲し庭に諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て神の家の役事を勤むるの事なりき
 三〇 また供前のパン素祭の麥粉酔いれぬ菓子鍋にて製る者焼きて製る者などを掌りまた凡て容積と長短
 三二 を量度ることを掌り 三十また 朝ごころに立ちてエホバを頌へ讃ることを掌り夕もまた然り 三二又
 安息日と朔日と節會においてエホバに諸の燔祭を獻げ其命せられたる所に循ひて數のごとくに斷す
 三三 れをエホバの前にたてまつる事を掌り 三三是のごとく彼らは集會の幕屋の職守を聖所の職守とア
 ロンの子孫たるその兄弟等の職守を守りてエホバの家の役事をなす可りしなり

二一 第二十四章 アロンの子孫の班列は左のごとしアロンの子等はナダブアビウエレアザルイタマルニ
 ナダブアビウは其父に先だちて死にて子なかりければエレアザルとイタマル祭司となれり 三ダビデエレア
 ザルの子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒメレクも彼らに各その職を掌り 三二はハツユヅに當り第八は
 エレアザルの子孫の中にはイタマルの子孫の中よりも長たる人多かりき是をもてその分たれし班列はエン
 アザルの子孫たる宗家の長には十六ありイタマルの子孫たる宗家の長には八あり 五期彼らは籤によりて
 分たる彼と此と相等し其は聖所の督者および神の督者はエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子
 孫の中よりも出ればなり 六レビ人ネタネルの子シマヤといふ書記王と牧伯等と祭司ザドクとアビヤタルの
 子アヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長の前にて之を書記せり 即ちエレアザルのために宗家一を
 取ばまたイタマルのために宗家一を取り 七第一の籤はヨアリアに當り第二はエダヤに當り 八第三はハリム
 に當り第四はオリムに當り 九第五はマルキヤに當り第六はミヤミンに當り 十第七はハツユヅに當り第八は
 アビヤに當り 十一第九はエシユアに當り第十はシカニヤに當り 十二第十一はエリアシヤに當り第十二はヤキ
 アンに當り 十三第十三はホツバに當り第十四はエシバブに當り 十四第十五はビルガに當り第十六はインメルに
 當り 十五第十七はヘシルに當り第十八はハビセツに當り 十六第十九はベタヒヤに當り第二十はエ
 ゼキエルに當り 十七第二十一はヤキンに當り第二十二はガムルに當り 十八第二十三はテラヤに當り第二十四

十九 はマアシアに當り 十九はその職務の順序なり彼らは之にしたがいてエホバの家にいりその先祖アロンより
 二十 傳はりし例規によりて勤むべかりしなり 即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし 〇二十その
 二二 餘のレビの子孫は左のごとしアラムの子等の中にてはシユバエルシユバエルの子等の中にてはエデヤ二
 二三 レハビヤについてはレハビヤの子等の中にては長子イツシヤ 二二イツハリ人の中にてはシロミテシロミ
 二四 テの子等の中にてはヤハテ 二三ヘアロンの子等の中にては長子エリヤ二子アマリヤ三子ヤハツエル四子エ
 二五 カメアム 二四ウツエルの子等の中にてはミカミカの子等の中にてはシヤミル 二五ミカの兄弟をイツシ
 二六 アさいふイツシアの子等の中にてはセカリヤ 〇二六メラリの子等はマヘリおよびムシヤシアの子等
 二七 はベノ 二七メラリの子孫のヤツアより出たる者はベノシヨハムザツクルイブリ 二八マヘリよりエレアザル
 二九 出たりエレアザルは子等なかりき 二九キシについてはキシの子はエラメル 三〇ムシの子等はマヘリエデル
 三〇 エリモテ是等はレビの子孫にしてその宗家にしたがひて言る者なり 三〇是らの者もまたダビデ王とザドクと
 三一 アヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるその兄弟等のごとく籤を
 擲けり兄の宗家も弟の宗家も異なるごとし無りき

第二十五章 一ダビデと軍旅の牧伯等またアサフヘマンおよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして
 二 琴と瑟と鏡鉞を執りて預言せしむその職によれば俗人の數左の如し 二アサフの子等はザツクルヨセフネ
 三 タニアアサラ皆アサフの子等にしてアサフの手に屬すアサフは王の手につきて預言す 三エドトンに
 四 ついてはエドトンの子等はダダリアゼリエサヤハシヤビヤマツタテヤの六人皆琴を操りて其父エド
 五 トンの手に屬す エドトンはエホバを讃めかつ頌へて預言す 四ヘマンについてはヘマンの子等たる者はブツ
 六 キヤマツタニヤウツエルシブエルエレモテハナニヤハナニエリアダギダルトロマムテエセルヨシベカ
 七 シヤマロテホテルマバツオテ 五是みな神の言をつたふる王の先見者ヘマンの子等にして角を擧ぐ神
 八 ヘマンに男子十四人女子三人を賜へり 六是等の者は皆その父の手に屬しエホバの家において歌を誦し鏡

七 鉞と瑟と琴をもて神の家の奉事をなせりアサフエドトンおよびヘマンは王の手につけり七彼等およびエホバに歌を誦ふことを習へるその兄弟等即ち巧なる者の數は二百八十八人八彼ら大も小も巧なる者も習ふ者も皆共にその職務の籤を擧げけるが九第一の籤はアサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當り彼もその兄弟等および子等十二人十第三はザツケルに當りその子等とその兄弟等十二人十一第四はイツリに當りその子等とその兄弟等十二人十二第五はネタニヤに當りその子等とその兄弟等十二人十三第六はアツキヤに當りその子等とその兄弟等十二人十四第七はアサレラに當りその子等とその兄弟等十二人十五第八はエサキに當りその子等とその兄弟等十二人十六第九はマツタニヤに當りその子等とその兄弟等十二人十七第十はシメイに當りその子等とその兄弟等十二人十八第十一はアザリエルに當りその子等とその兄弟等十二人十九第十二はハシヤビアに當りその子等とその兄弟等十二人二十第十三はシユバエルに當りその子等とその兄弟等十二人二十一第十四はマツタテヤに當りその子等とその兄弟等十二人二十二第十五はエレモテに當りその子等とその兄弟等十二人二十三第十六はハナニヤに當りその子等とその兄弟等十二人二十四第十七はヨシベカシヤに當りその子等とその兄弟等十二人二十五第十八はハナニに當りその子等とその兄弟等十二人二十六第十九はマロテに當りその子等とその兄弟等十二人二十七第二十はエリアタに當りその子等とその兄弟等十二人二十八第二十一はホルに當りその子等とその兄弟等十二人二十九第二十二はギダルテに當りその子等とその兄弟等十二人三十第二十三はマハシオテに當りその子等とその兄弟等十二人三十一第二十四はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十二第二十五はマハシオテに當りその子等とその兄弟等十二人三十三第二十六はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十四第二十七はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十五第二十八はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十六第二十九はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十七第三十はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十八第三十一はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人三十九第三十二はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十第三十三はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十一第三十四はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十二第三十五はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十三第三十六はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十四第三十七はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十五第三十八はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十六第三十九はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十七第四十はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十八第四十一はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人四十九第五十はロマテエセルに當りその子等とその兄弟等十二人五十

五 その三はヨアその四はサカルその五はネタネル五その六はアンミエルその七はイツサカルその八はピサレタ六イは神の祝福を給ひしなり六また彼の子シマヤにも數人の子生まれたりしが其子等は勇士にしてその父の家の主たる者なり七七すなはちシマヤの子等はオテニレパエルオベテエルザバテエルザバテの兄弟エリウミセマキヤは力ある人なり八八是みなオベテエドムの孫子なり彼らとその子等および其兄弟等は合せて六十二人九九皆力ある者にしてその職に堪ふ是みなオベテエドムに屬する者なり九メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり皆力ある者なり十十メラリの子孫ホサもまた子等あり其長十一はシムリ是は長子ならざりしが十二その父これを長とせしなり十一その次はヒルキヤその三はテバリヤ十二その四はセカリヤホサの子等と兄弟等は合せて十三人十二門を守るその班列此長等の中より出で十三みなその兄弟等と勤務をなしてエホバの家に仕ふ十三彼ら門々を分つために小も大もともにその宗家に循ひて籤を擧げたりしが十四東の方の籤はシレミヤに當り又その子セカリヤの爲に籤を擧げけるに北十五の方の籤これに當りセカリヤは智慧ある義士なり十五オベテエドムは南の方の籤に當りその子等は倉の籤に當り十六シユバムおよびホサは西の方の籤にあり坂の大路にあるシヤレタテの門の傍に居り守十七者ばみな相對ふ十七東の方にはレビ人六人北の方には日々に四人南の方にも日々に四人倉のかたはらには十八二人に二人十八西の方パルバルにおいては大略に四人パルバルに二人十九門を守る者の班列は是のごとし十九皆コラの子孫とメラリの子孫なり二十また神の府庫および聖物の府庫を司れる彼らの兄弟なるレビ人ば左の如しニニラダンの子孫すなはちラダニより出でたるゲルシオン人にしてゲルシオン人ラダンの宗家の長たる者の中にてはエヒエリニニおよびエヒエリの子等ならびにその兄弟セタムとヨエル是らはエホバの家の府庫を司りニニアマラム人イツハル人ヘブロン人ウツエル人の中にいては左のごとしニ四モーセの子ゲルシヨムの子なるシブエルは府庫の宰たりニ五其兄弟にしてエリエセルより出でたる者はニ六即ちエリエセルの子レハビヤその子エサヤその子ヨラムその子シクリその子シロミテニ六此シロミテこそ

の兄弟等はすべての聖物の府庫を掌りその聖物はすなはちダビテ王家の長千人の長百人の長軍旅の長等なごが奉納たる者なり 二七即ち戦争において獲たる物および掠取物を奉納てエホバの家の修繕に供へたるなり 二八凡て先見者サムエルキンの子サウルネルの子アブネルセルヤの子ヨアブ等が奉獻たる物および其他の奉納物は皆シロミテその兄弟等の手の下においてありき 〇二九イツハル人の中にてはクナニヤその子等イスラエルの外事を理め有司となり裁判人となり 三〇ヘブロン人の中にはハシヤピア及びその兄弟など勇士一千七百人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督者となりエホバの一切の事を行ひ王の用を爲せり 三一ヘブロン人の中には其系譜と宗家に依ればエリヤミイふ者へブロン人の長なりダビテの治世の四十年に彼らを尋ね求めギレアドのヤセルにおいて彼らの中より大勇士を得たり 三二エリヤの兄弟たる勇士は二千七百人にして皆宗家の長たりダビテ王かれらをしてルベン人ガド人およびマナセの半支派を監督せしめ神につける事と王につける事を宰らせたり 〇三三第二十七章 イスラエルの子孫すなはち宗家の長一千人の長百人の長およびその有司等は年の惣ての月のあひだ月ごとに更り入り更り出で其班列の諸の事をつとめて王に事へたるが其數を按ふるに一班列は二萬四千人ありき 二先第一の班列すなはち正月の分はザブテエルの子ヤシヨベアムこれを率ゆ其班列は二萬四千人三彼は正月の軍團の長等の首たる者にしてヘレツの子孫なり 四二月の班列はアホア人ドダイその班列の者と共にこれを率ゆミクロテといふ宰あり其班列は二萬四千人 五三月の軍團を統ぶる第三の將は祭司の長エホヤダの子ベナヤその班列は二萬四千人 六このベナヤはかの三十人の中の勇士にして三十人の上にてり彼の子アミザバテ其班列にあり 七四月の分を統ぶる第四の將はヨアブの弟アサヘルにして其子セバテヤ之に次げり其班列は二萬四千人 八五月の分を統ぶる第五の將はイズラヒ人シヤンモテ其班列は二萬四千人 九六月の分を統ぶる第六の將はテコア人イツケシの子イラその班列は二萬四千人 十七月の分を統ぶる第七の將はエフライムの子孫たるヘロニ人ヘレツ其班列は二萬四千人 十一八月の分を統ぶる第

十二 八の將はセラの子孫たるホシヤ人シベカイその班列は二萬四千人 十二九月の分を統ぶる第九の將はベニヤミンの子孫たるアナトテ人アビエセルその班列は二萬四千人 十三十月の分を統ぶる第十の將はセラの子孫たるネトパ人マハライその班列は二萬四千人 十四十一月の分を統ぶる第十一の將はエフライムの子孫たるピラト人ベナヤ其班列は二萬四千人 十五十二月の分を統ぶる第十二の將はオテニエルの子孫たるネトパ人ヘルダイその班列は二萬四千人 〇十六イスラエルの支派を治むる者は左のごとしルベン人の牧伯はザクリの子エリエゼルシメオンの牧伯はマアカの子シヤテヤ 十七レビ人の牧伯はケムエルの子ハシヤビヤアロン人の牧伯はザドカ 十八ユダの牧伯はダビテの兄弟エリウイツサカルの牧伯はミカエルの子オムリ 十九ゼブルンの牧伯はオバデヤの子イシマヤナフタリの牧伯はアズリエルの子エレモテ 二十エフライムの子孫の牧伯はアザシヤの子ホセアマナセの半支派の牧伯はベダヤの子ヨエル 二一ギレアドなるマナセの半支派の牧伯はゼカリヤの子イドベニヤミンの牧伯はアブネルの子ヤシエル 二二ダンの牧伯はエロハムの子アザリエルイスラエルの支派の牧伯等は是のごとし 〇二三二十歳以下なる者はダビテこれを數へざりき其はエホバかつてイスラエルを増して天空の星のごとくにせんと言たまひしことあればなり 二四セルヤの子ヨアブ數ふることを始めたりしがこれを爲したへざりき其のふることによりて震怒イスラエルにおよべりその數はまたダビテ王の記録の籍に載ざりき 〇二五アデエルの子アズマウテは王の府庫を掌りウシヤの子ヨナタンは田野邑々村々城などにある府庫を掌り 二六ケルバの子エズリは地を耕す農業の人を掌り 二七ラマテ人シメイは葡萄園を掌り 二八シフミ人ザブテはその葡萄園より取れる葡萄酒の藏を掌り 二九ゲテラ人バアルハナンは平野なる橄欖樹と桑樹を掌り 三〇アシは油の藏を掌り 三十一シヤロン人シテライはシヤロンにて牧ふ牛の群を掌り 三二アテライの子シヤバテは谷々にある牛の群を掌り 三十三シマエル人オビルは駱駝を掌り 三四メテ人エテヤは驢馬を掌り 三二ハガリ人ヤシメは羊の群を掌り 是みなダビテ王の所有を掌れる者なり 〇三三またダビテの叔父ヨナタンは議官

五 金の三千タラント、精銀七千タラントを獻げて、その家々の壁を蔽ふに供ふ。五金は金の物に、銀は銀の物に、凡て工人の手にて作るものを用ふべし。誰か今日自ら進んでエホバのためにその手に物を盈さんか。六 是において宗家の長、イスラエルの支派の牧伯等千人の長、百人の長、および王の工事を掌る者等、誠意より獻物をなせり。七 その神の家の奉事のために獻げたるものは、金五千タラント、一萬タリク銀一萬タラント、銅一萬八千タラント、鐵十萬タラント、八また寶石ある者は、ゲルシヨン人エヒエルの手に託りて之を神の家、の府庫に納めたり。九 彼ら斯誠意よりみづから進んでエホバに獻げたれば、民その獻ぐるを喜べり。十 デ王もまた大に喜びぬ。十茲にダビデ全會衆の前にてエホバを頌へたり。ダビデの曰く、我らの先祖イスラエルの神エホバよ、汝は世々限りなく頌へまつるべきなり。十一 エホバよ、權勢と能力と榮光と光輝と威光と、は汝に屬す。凡て天にある者地にある者はみな、汝に屬す。エホバよ、國もまた、汝に屬す。汝は萬有の首と崇められたまふ。十二 富貴と貴さは共に、汝より出づ。汝は萬有を主宰りたまふ。汝の手に、權勢と能力あり。汝の手は能く一切をして大ならしめ、又強くならしむるなり。十三 然ば我等の神よ、我等今なんちに感謝し、汝の尊き名を讚美す。十四 但し我ら斯のごとく自ら進んで獻ぐることを得たるも、我は何ならんや。また我民は何ならんや。萬の物は、汝より出づ。我らは只、汝の手より受て、汝に獻げたるなり。十五 汝の前にありては、我らは先祖等のごとく、旅客たり。寄寓者たり。我らの世にある日は、影のごとし。望む所ある無し。十六 我らの神エホバよ、汝の聖名のために、汝に家を建てん。我らに備へたる此衆多の物は、凡て、汝の手より出づ。また皆なんちの所有なり。十七 我神よ、我また知る、汝は心を鑿みたまひ、又正直を悦びたまふ。我は正しき心をもて、眞實より此一切の物を獻げたり。今我また此にある、汝の民が眞實より獻物をするを見て、喜悅にたへざるなり。十八 我らの先祖アブラハム、イサク、イスラエルの神エホバよ、汝の民をして、此精神を何時までもその心の思念に保たしめ、その心を固く、汝に歸せしめたまへ。十九 又わが子ソロモンに、完全心を與へ、汝の誠命と汝の証言と、汝の法度を守らせ、て之をこころよく行はせ、我が備をなせるその殿を建てさせ給へ。二十 汝また全會衆にむかひて、汝ら今な

二 人、ちらの神エホバを頌へよと、言ければ、全會衆その先祖等の神エホバを頌へ、俯てエホバを拜せり。二一 而して其翌日に至りて、イスラエルの一切の人のために、エホバに犠牲を獻げ、エホバに燔祭を獻げたり。其牡牛一千、牡羊一千、羔羊一千、またその灌祭と祭物夥多しかりき。二三 その日、彼ら大に喜びて、エホバの前に食ひ、かつ飲み、さらに改めて、ダビデの子ソロモンを王となし、エホバの前にて、これを膏をそそぎて、主君となし、又ザドクを祭司となせり。二四 かくてソロモンはエホバの位に坐し、その父、ダビデに代りて、王となり、その繁榮を極む。イスラエルみな之に従ふ。二五 また一切の牧伯等、勇士等、および、ダビデ王の諸の子等、みなソロモン王に服事す。二六 エホバイスラエルの目の前にて、ソロモンを甚だ大ならしめ、彼より前のイスラエルの王の未だ得たること、有ざる王威を之に賜へり。二七 夫エツサイの子、ダビデは、イスラエルの全地を治めたり。二七 そのイスラエルを治めし間、は四十年なり。即ちヘブロンにて七年世をなせ、エルサレムにて三十三年世を治めたり。二八 遐齡に至り、年も富も尊貴も満足りて、死れり。其子ソロモン之に代りて、王となる。二九 ダビデ王は、始より終まで爲たる事等は、先見者サムエルの書、預言者ナタンの書、および先見者ガデの書に記さる。三十 其中には、また彼の政治と、その能力と、および、彼とイスラエルと、國々の諸の民に臨みしこと、の事等を載す。

ロモンの有る馬は皆エジプトよりひき來れり王の商賈一羣一羣となして之を取りいだし群毎に價金を拂へり十七エジプトより取りいだして携へ上る戰車一輛は銀六百馬一匹は百五十なり是のこゝくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもその手をもて取りいだせり

第二章 茲にソロモンエホバの名のために一の家を建てまた己の國のために一の家を建んしソロモンすなはち荷を負べき者七萬人山において木や石を砍べき者八萬人是等を監督すべき者三千六百人を敷へ出せりソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビデにその住むべき家を建る香柏をふくれり請ふ彼になせしこゝく亦我にもせよ今我わが神エホバの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉り彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ備祭を朝夕に獻げまた安息日月朔ならびに我らの神エホバの節期などに獻げんす是はイスラエルの永く行ふべき事なればなり五我建る家は大きなり其は我らの神は諸の神よりも大なればなり天も諸天の天も彼を容るこゝ能はざれば誰り彼の爲に家を建つるこゝを得んや我は何人ぞや争ひ彼の爲に家を建つるこゝを得ん唯彼の前に香を焚くためのみ七然ば請ふ今金銀銅鐵の細工および紫赤青の製造に精しく彫刻の術に巧なる工人一個を我に遣り我父ダビデが備へおきたるユダとエルサレムのわが工人と共に操作しめよ八請ふ汝また香柏松木および白檀をレバノンより我におくれ我なんぢの僕等がレバノンにて木を斫るこゝを善するを知るなり我僕また汝の僕と共に操作くべし九斯の如くして我ために材木を多く備へしめよ其は我が建んする家は高大を極むる者なるべければなり十我は木を斫る汝の僕に搗麥二萬石大麥二萬石酒二萬バテ油二萬バテを與ふべし十一是においてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふエホバその民を愛するが故に汝をもて之が王となせり十二ヒラムまた言けるは天地の造主なるイスラエルの神エホバは讀べきやな彼はダビデ王に賢き子を與へて之に分別さ才智さを賦け之をしてエホバのために家を建てまた己の國の爲に家を建つるこゝを得せしむ十三今我わが達人ヒラムさいふ才智ある工人一人を汝におくる

十四 彼はダンの子孫たる婦の産る者にて其父はツロの人なるが金銀銅鐵木石の細工および紫布青布細布赤布の織法に精しく又能く各種の彫刻を爲し奇巧を擬して諸の工をなすなり然ば彼を用ひてなんぢの工人および汝の父わが主ダビデの工人と共に操作しめよ十五是については我主の宣へる小麥大麥油および酒をその僕等に遣りたまへ十六汝の凡て需むるこゝく我らレバノンより木を斫りいだし之を筏にくみて海よりヨツパにおくるべければ汝これをエルサレムに運びのぼりたまへ十七こゝにおいてソロモンその父ダビデが核數へし如くイスラエルの國に在る異邦人を悉く核數へみるに合せて十五萬三千六百人もて民を操作かしむる監督者となせり

第三章 一ソロモンエルサレムのモリア山にエホバの家を建つるこゝを始む彼處はその父ダビデにエホバの顯はれたまひし所にて即ちエブス人オルナンの打場の中にダビデが備へし處なり二之を建つるこゝを始めてたるはその治世の四年の二月二日なり三神の家を建つる爲にソロモンの置たる基は是のこゝし長六十キユビト潤二十キユビト皆古の尺に循ふ四家の前の廊は家の潤にしたがひてその長二十キユビト下またその高は百二十キユビトその内は純金をもて蔽ふ五またその大殿は松の木をもて張つめ美金をもて之を蔽ひその上に棕櫚と鍵索の形を施し六また寶石をもてその家を美しく飾るその金はバルバエムの金なり七彼また金をもてその家その標その闕その壁および其戸を蔽ひ壁の上にケルビムを刻りつく八また至聖所の家を造りしがその長は家の潤にしたがひて二十キユビトその潤も二十キユビト美金をもて之を蔽ふその金六百タラント九その釘の金は重五十ケルまた上の室も金にて覆ふ十また至聖所の家の内に刻鑄めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ十一そのケルビムの翼は長二十キユビト此のケルプの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして彼のケルプの翼に達す十二また彼のケルプの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビト

トにして此のケルアの翼と相接はる 十三是等のケルビムの翼はその幅が廣がること二十キユビト共にその
 足にて立ちその面を家に向く 十四彼また青紫赤の布および細布をもて障蔽の幕を作りケルビムをそ
 の上に繡ふ 十五また家の前に柱二本を作るその高は三十五キユビトその頂の頭は五キユビト 十六ま
 た環飾を造り鏈索を之に繞らしてこれを柱の頂に施し石櫓一百をつくりてその鏈索の上に施す
 十七この柱を拜殿の前に立て一本を右に一本を左に置る右なる者をヤキンと名け左なる者をボアズ
 と名く

一 第四章一ツロモンまた銅の壇を作りその長二十キユビト高二十キユビトその高十キユビト二ま
 た海を鑄造れり此邊より彼邊まで十キユビトにしてその周圍は圓くその高は五キユビトその周圍には
 三十キユビトの繩をめぐらすべし三その下には牛の像ありてその周圍を繞る 即ち一キユビトに十宛
 ありて海の周圍を繞れり此牛は二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり四その海は十二の牛の上に立
 りその三は北にむかひ三は西にむかひ三は南にむかひ三は東にむかふ海はその上にありて牛の後ほみ
 な内にむかふ五その厚は手寛その邊は百合花形にして杯の邊の如くに作り是は三千パテを受容る六
 彼また洗盤十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置るたり是は物を洗ふ所にして燔祭の品をその中にて灌
 ぐ海は祭司が其身を洗ふ處なり七また金の燈臺十をその例規に従ひて作り拜殿の中に五を右に五を左
 に置き八また案十を作りて拜殿の中に五を右に五を左に据ゆ又金の鉢一百を作り九彼また祭司の庭に
 大庭および庭の戸を作り銅をもてその扉を覆ふ十海は東のかた右の方に置るて南に向はしむ 十一セラム
 また鍋さ火鏝さ鉢さを作り斯くヒラムはツロモン王の爲になせる神の家の諸の工事を終へたり 十二即
 ち二の柱と礎とをその二の柱の頂の頭およびその柱の頂なる頭の二一の礎を包む二の網工 十三なら
 びに其ふたつの網工の上にはごさす石櫓四百この石櫓は各の網工の上に二行つありて柱の頂なる
 頭の二の礎を包む 十四また臺を作り臺の上の洗盤を作り 十五また一の海とその下なる十二の牛 十六あよ

び鍋火鏝肉又などエホバの家の諸の器具を達人ヒラムツロモン王の爲に作りたり是みな磨銅なり
 十七王ヨルダンの窪地に於てスコテとゼレダタの間の黏土の地にて是等を鑄させたり 十八是のごさくツロモ
 ンは是らの諸の器皿を甚だ多く造りたればその銅の重は測られざりき 十九ツロモン神の家の一切の器
 皿を造れり 即ち金の壇供前のパンを載する案 二十また定規の如く神殿の前にて火をさもす 二十一純金の
 燈臺およびその燈 二十二その花その燈 蓋その燈 鉗是等は金の純精なる者なり 二十二また剪刀鉢匙
 火盤是等も 純金なり又家の内の月すなはち至聖所の戸および拜殿の戸の肘鈕是も金なり
 第五章一ツロモンがエホバの家のために爲せる一切の工事をばれり是においてツロモンその父ダビデが
 奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へりて神の家の府庫の中に置り 〇二茲にツロモンエホバの契
 約の匱をダビデの邑シオンより昇き上らんさてイスラエルの長老者諸の支派の長等イスラエルの子孫
 の宗家の長をエルサレムに召集めければ 三イスラエルの人みな七月の節筵に當りて王の所に集まり 四イ
 スラエルの長老等みな至りレビ人契約の匱を執あげ五その契約の匱と集會の幕屋と幕屋にありし諸
 の聖器を昇き上れり 即ち祭司レビ人これを昇き上りぬ 六時にツロモン王および彼の許に集まれるイス
 ラエルの會衆契約の匱の前にありて羊と牛を獻けたりしがその數多くして書すこと數ふることも能はざ
 りき 七かくて祭司等エホバの契約の匱を其處に昇きいれたり即ち室の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼
 の下に昇きいりぬ 八ケルビムは翼を契約の匱の所の上に舒べタルビム上より契約の匱とその柱を掩ふ 九柱長
 かりければ柱の末は神殿の前の契約の匱より見えたり然れども外には見えざりき其れは今日まで彼處にあ
 り 十契約の匱の内には二枚の板の外何もあらず是はイスラエルの子孫のエツプトより出たる時エホバが
 彼らと契約を結びたまへる時にモーセがホレブにて藏めたる者なり 十一斯て祭司等は聖所より出たり此にあ
 りし祭司はみな身を潔めその班列によらずして職務をなせり 十二またレビ人の謳歌者すなはちアサフヘマ
 ンエドトンおよび彼らの子等と兄弟等はみな細布を纏ひ鏡鍍と瑟と琴とを操りて壇の東に立りまた祭司

十三 百二十人彼らと共にありて喇叭を吹けり 十三 喇叭を吹く者も謳歌者も一人のごとくに聲を齊うしてエ
 十四 ホバを讀つて頌へたりしが彼ら喇叭鏡鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなエホバその矜憫は世々限り
 十五 しと言てエホバを讀ける時に雲その室すなはちエホバの室に充てり 十四 祭司は雲の故をもて立ちて奉事をな
 十六 すことを得ざりきエホバの榮光神の室に充ちたればなり

二 第六章一是に於いてソロモン言けるはエホバは濃き雲の中に居んと言たまひしが二我汝のために住むべ
 三 き家永久に居べき所を建てたりと三而して王その面をふりむけてイスラエルの全會衆を祝せり時にイ
 四 スラエルの會衆は皆立ちをれり四 彼いひけるはイスラエルの神エホバは讀べき哉エホバはその口をもて吾
 五 父ダビデに言ひその手をもて之を成しとげ給へり五 即ち言たまひけらく我はわが民をエジプトの地より導
 六 き出せし日より我名を置べき家を建てしめん爲にイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選みしこと
 七 無く又何人をも選みて我民イスラエルの君となせしこと無し六 我はわが名を置くためにエルサレムを選
 八 みまた我民イスラエルを治めしむるためにダビデを選り七 夫イスラエルの神エホバの名の爲に家を建つ
 九 ることは我父ダビデの心にあき入然るにエホバわが父ダビデに言たまひけるは我名を爲に家を建つるこ
 十 さ汝の心にあき入汝の心にこの事あるは善し九 然れども汝は其家を建つべからず汝の腰より出る汝の
 十一 子その人わが名の爲に家を建つべしと十 而してエホバその言たまひし言をなすにたまたまへり 即ち我わが父
 十二 子ダビデに代りて立ちエホバの言たまひしことイスラエルの位に坐しイスラエルの神エホバの名のために
 十三 家を建て 十一 その中にエホバがイスラエルの子孫になし給ひし契約を容るる置をなすめたりと〇 十二 ソロ
 十四 モンイスラエルの全會衆の前にてエホバの壇の前に立ちて其手を舒ぶ 十三 ソロモンさきに長五キユビト
 十五 潤五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据ゑおきたりしむ乃ちその上に立ち
 十六 イスラエルの全會衆の前にて膝をかむめ其手を天に舒べて 十四 言けるはイスラエルの神エホバよ天にも地
 十七 にも汝の如き神なし汝は契約を保ちたまひ心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩恵を施

十五 したまふ 十五 汝は汝の僕わが父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり汝は口をもて言ひ手をもて成就
 十六 げ給へるご今日のごとし 十六 イスラエルの神エホバよ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫そ
 十七 の道を慎みて汝わが前に歩めるごごくに我律法にあゆまばイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺る
 十八 こご無るべしと言たまひし事をダビデのために保ちたまへ 十七 然ばイスラエルの神エホバよ汝が僕ダビデ
 十九 に言たまへるなんぢの言に效驗あらしめたまへ 十八 但し神果して地のの上に人ごごくに居たまふや夫天も諸
 二十 天の天も汝を容るに足らず況て我が建たる此家をや 十九 然れども我神エホバよ僕の祈禱と懇願をわへりみ
 二十一 て僕も今汝の前に祈るその號命と祈禱を聞き給へ 二十 願くは汝の目を夜晝この家の上 即ち汝がその名を
 二十二 置んと言たまへる所の上に開き給へ願はくは僕がこの處にむかひて祈らん祈禱を聞き給へ 二二 願はくは僕が
 二十三 汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にその懇願を聞き給へ 請ふ汝の住處なる天より聞き聽きて赦
 二十四 し給へ 二三 人その鄰人にむかひて罪を犯せることありてその人誓をもて誓ふことを要められんに若し來
 二十五 りてこの家に於て汝の壇の前に誓ひなば 二三 汝天より聽きて行ひ汝の僕等を鞠き悪き者に返報をなして
 二十六 その道をその首に歸し 義者を義としてその義にしたがひて之を待ひたまへ 二四 汝の民イスラエルなん
 二十七 ぢに罪を犯したるがために敵の前に敗れんに若なんぢに歸りて汝の名を崇め此家にて汝の前に祈り願ひなば
 二十八 汝天より聽きて汝の民イスラエルの罪を赦し 汝が彼等とその先祖に與へし地に彼等を歸らしめたま
 二十九 へ 二六 彼らが汝に罪を犯したるが爲に天閉ちて雨なからんに彼ら若しこの處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が
 三十 彼らを苦しめたまふ時にその罪を離れなば 二七 汝天より聽きて 汝の僕等なんぢの民イスラエルの罪を赦
 三十一 したまへ 汝既にかれらにその歩むべき善道を教へたまへり 汝の民に與へて産業をなさしめたまひし汝の
 三十二 地に雨を降したまへ 二八 若くは國に饑饉あるか若くは疫病枯死朽腐 蝨 賊 稻 蟲 あり 若くは其敵がれ
 三十三 らなその國の邑に圍む等如何なる災禍如何なる疾病あるごも 二九 もし一人或は汝の民イスラエルみな
 三十四 各おのれの禍災と憂患を知りてこの家に向ひて手を舒べなば如何なる祈禱如何なる懇願をなすごも 三十

汝の住處なる天より聽きて救し各の人にその心を知り給ふことその道々にしたかひて報いたまへ其は汝のみ人々の心を知り給へばなり 三 汝の心を汝の先祖に與へたまへる地に居る日の間つれに汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ 三 且汝の民イスラエルの者にあらすして汝の大なる名を強き手と伸べたる腕の爲に遠き國より來れる異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らば 三 汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に願ひ求むること成し給へ汝の地の諸の民をして汝の名を知らしめ汝の民イスラエルの爲す如くに汝を畏れしめ又わが建たる此家は汝の名をもて稱へらるること 三 汝の邑あふびわむ汝の名の爲に建てたる家にむかひて汝に祈らば 三 汝の天より彼らの祈禱を聽きて彼らに助け給へ 三 六人は罪を犯さざる者なければ彼らに汝に罪を犯すことありて汝を怒り彼らにその敵に付し給ひて敵を殺せしめ汝の地を遠き地または近き地に曳ゆかん時 三 七彼らその擡れゆきし地において自ら心に了るることあり其俘擡の地において離れて汝に祈り我らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたり 三 八と言ひ 三 八その擡ゆれし俘擡の地にて一心一念に汝に立歸り汝がその先祖に與へたまへる地にむかひて祈り 三 九我が選びたまへる邑を我が汝の名の爲に建てたる家にむかひて祈らば 三 九汝の住處なる天より彼らの祈禱を聽きて彼らに助け給へ 四 汝の民が汝にむかひて罪を犯したるを赦し給へ 四 十然ば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾むけたまへ 四 一エホバ神よ今汝および汝の力ある契約の置起ちて汝の安居の所にいり給へ 四 二エホバ神よ願はくは汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩恵を喜ばせたまへ 四 三エホバ神よ汝の膏をそそぎし者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念ひたまへ 四 四エホバ神よ祈ること終へし時天より火くだりて燔祭を犠牲を焚きエホバの榮光その家に充てり 四 五エホバの榮光エホバの家に充ちしに因て祭司はエホバの家に入ることを得ざりき 三 一イスラエルの子孫は皆火の降れるを見またエホバの榮光の其家に臨めるを見て敷石の上にて地に俯伏して拜しエホバを讃て云り

善いなるエホバの恩恵は世々限りなし 四 斯て王および民みなエホバの前に犠牲を獻ぐ 五 ソロモン王の獻げたる犠牲は牛二萬二千羊 十二 萬斯王の民みな神の家を開けり 六 祭司は立ちて其職をなし 七 祭司はエホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの手によりて讚美をなすに當り 八 自ら作りてエホバの恩恵は世々限りなし 九 頌へしめし者なり祭司は彼らの前にありて喇叭を吹きイスラエルの人は皆立ちたる 十 ソロモンまたエホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭を酬恩祭の脂を獻げたり 十一 是はソロモンの造れる銅の壇その燔祭を素祭を脂を受るに足ざりし故なり 十二 是の時ソロモン七日の間節筵をなしけるがイスラエル全國の人々すなはちハマテの入口よりエジプトの河までの人々あつまりて彼らにもあり其會はなばだ大なりき 九 かくて第八日に聖會を開けり 彼らは七日のあひだ壇奉納の禮をなすにあり 其會あひだ節筵を守りけるが 十七 月の二十三日にいたりてソロモン民を其天幕に歸せり 皆エホバがダビデにソロモンおよびその民イスラエルに施し給ひし恩恵のために喜び且心に樂しみて去れり 〇 十一 ソロモンエホバの家と王の家とを造了へ 十二 三エホバの家と己の家とにつきて爲んこと心に思ひし事を盡く成就たり 十二 四時にエホバ夜ソロモンに顯れて之に言たまひけるは我すでに汝の祈禱を聞きまた此處をわがために選びて犠牲を獻ぐる家となす 十三 我天を閉て雨なからしめ又ば蠱賊に命じて地の物を食はしめ又ば疫病を我民の中にまくらん 十四 我名をもて稱らるる我民もし自ら卑くし祈りてわが面を求めその惡き道を離れなば我天より聽きて其罪を赦しその地を醫さん 十五 今より我の處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん 十六 今我すでに此家を選びかつ聖別む我名は永く此にあるべしまた我目もわが心も恒に此にあるべし 十七 汝もし汝の父ダビデの歩みしごとく我前に歩み我が汝に命じたるごとく凡て行ひてわが法度と律例を守らば 十八 我は汝の父ダビデに契約してイスラエルを治むる人汝に缺ること無るべしと言しごとく汝の國の祚を堅うすべし 十九 然らば汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置たる法度と誠命を棄て往て他の神々に事へつ之を拜まば 二十 我われらを我が與へたる地より拔さるべし又我名の爲に我が聖別たる此家は我これを我前より投棄て萬

二 國の中に諺語なり嘲笑ならしめん 三 且又この家は高くあれども終にはその傍を過る者は皆これに驚きて言んエホバ何故に此地に此家に斯なしたるや 三 三人これに答へて言ん彼ら己の先祖をエジプトの地より導き出しその神エホバを棄てて他の神々に附従ひ之を拜み之に事へしによりてなりエホバ之がためにこの諸の災禍を彼らに降せり

二 第八章 ソロモン二十年を経てエホバの家己の家を建て終りけるがニヒラム邑幾何をソロモンに歸しければソロモンまた之を建なほしイスラエルの子孫をして其中に住ましむ ○ 三 ソロモンまたハマテゾバに往て之に勝り四彼また曠野のタテモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ 五 また上ベテホロンおよび下ベテホロンを建つ是は堅固の邑にして石垣あり門あり關木あり六 ソロモンまたバアラテ己が有てる府庫の邑邑を戦車諸の邑々を騎兵の邑々ならびにそのエルサレムレバノンおよび己が治むるころの全地に建ん望みし者を盡く建つ七 凡てイスラエルの子孫にあらざるヘテ人アモリ人ペリシ人ヒビ人エブス人の遺れる者八 その地にありて彼らの後に遺れるその子孫即ちイスラエルの子孫の滅し盡さざりし民はソロモンこれを使役して今日にいたる九 然れどもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隸となして其工事に使ふことをせざりき彼らは軍人となり軍旅の長となり戦車騎兵の長となれり十 ソロモン王の有司の首は二百五十人ありて民を統ふ十一 ソロモンパロの女をダビデの邑より携へてのぼりて曠にこれ爲に建ておきたる家にいたる彼すなはち言り我妻はイスラエルの王ダビデの家に居べからずエホバの契約の匱のいたれる處は皆聖ければなりき ○ 十二 茲にソロモン曠の前に築きおきたるエホバの壇の上にてエホバに燔祭を獻ぐることをせり 十三 卽ちモーセの命令にしたがひて毎日の例のごとくに之を獻げ安息日月朔および年に三次の節會すなはち酔いれぬパンの節七週の節結茅節に之を獻ぐ 十四 ソロモンその父ダビデの定めたる所にしたがひて祭司の班列を定めてその職に任じ又レビ人をその勤務に任じて日々例のごとく祭司の前にて頌讚をなし奉事をなさしめ又門を守る者をしてその班列にしたがひて諸門

十五 を守らしむ神の人ダビデの命ぜしころ是の如くなりければなり 十五 祭司とレビ人は諸の事につきまた府庫の事につきて王に命ぜられたる所に違はざりき 十六 ソロモンはエホバの家の基を置る日までとその工事の準備を盡く爲おきて遂に之を成しなへたればエホバの家は全備せり ○ 十七 茲にソロモンエドムの地の海邊にあるエジソンゲベル及びエロテに往けり 十八 時にヒラムその僕等の手に託て船を彼に遣りまた海の事を知れる僕等を遣りけるが彼等すなはちソロモンの僕と共にオフルに往きて彼處より金四百五十タラントを取りてソロモン王の許に携へ來れり

二 第九章 茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞き及び難問をもてソロモンを試みんきて甚だ衆多の部從をしたがへ香物多き金と寶石とを駱駝に負せてエルサレムに來りソロモンの許にいたりてその心にあり所を盡く之に陳べけるにニソロモンこれが問に盡く答へたりソロモンの知すして答へざる事は無りき 三 シバの女王ソロモンの智慧と其建てたる家を觀みまたその席の食物とその諸臣の列坐る状とを侍臣の伺候状と彼らの衣服およびその酒人とその衣服ならびに彼がエホバの家に上りゆく昇道を觀におよびて全くその氣を奪はれたり 五 是に於いて彼王に言けるは我が自己の國にて汝の行爲を汝の智慧のて聞き及びたる言は眞實なりき 六 然るに我は來りて目に觀るまではその言を信ぜざりしが今觀れば汝の智慧の大なる事我が聞たるはその半分にも及ばざりき 汝は我が聞たる風聞に愈れり 七 汝の人々は幸福なるかな汝の前に常に立て汝の智慧を聽る此なんちの臣僕等は幸福なるかな 八 汝の神エホバは讚へべき哉彼なんちを悦びてその位に上らせ汝の神エホバの爲に汝を王となし給へり 汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせん 九 さするが故に汝を之が王となして公平と正義を行はせたまふなりき 九 九すなはち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを王に饋れりシバの女王がソロモン王に饋りたるが如き香物は未だ嘗て有ざりしなり ○ 十 (かのオフルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また白檀木と寶石とも携さへいたりければ十一 王その白檀木をもてエホバの家と王の宮とに段階を作りまた謳歌者のために琴と瑟とを作

十二 携り是より前には是のごとき者ユダの地に見しこき無りき。十二ソロモン王シバの女王に物を饋りてその携へきたれる所に報いたるが上にまた之の望にまかせて凡てその求むる者を與へたり斯て彼はその臣僕と偕に去りてその國に還りぬ。十三一年にソロモン王の所に來れる金の重量は六百六十六タラントなり。十四この外にまた商賈あよび商旅の携へきたる者ありアラビヤの一切の王等あよび國の知事等もまた金銀をソロモンに携へ至れり。十五ソロモン王展金の大楯二百を作れりその大楯一枚には展金六百シケルを用ふ。十六また展金の小千三百を作れり其小千一枚には金三百シケルを用ふ。王これらをレバノン森の家に置けり。十七王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽へり。十八その寶座には六の階級あり又金の足臺ありて共にその寶座に連なりその坐する處の此旁彼旁に扶手ありて扶手の側に二頭の獅子立をり。十九その六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立てり是の如き者を作る國は未だ曾て有ざりしなり。二十ソロモン王の用ゐる飲料の器は皆金なりまたレバノン森の家の器もこきくぐく精金なり。二十一ソロモンの世には何とも算へざりしなり。二十二其は王の舟ヒラムの僕を乗せてタルシシに往き三年毎に一回その舟タルシシより金銀象牙猿あよび孔雀を載て來りたればなり。二十三ソロモン王は天下の諸王に勝りて富有さ智慧をもちたれば。二十四天下の諸王みな神カソロモンの心に授けたまへる智慧を聽んきてソロモンの面を見んことを求め。二十五各その禮物を携へ來る。即ち銀の器金の器衣服甲冑香物馬騾など。年定分ありき。二十六ソロモン王の馬四千。戰車一萬二千あり。王これを戰車の邑々に置きまたエルサレムにて自己の所に置り。二十七彼は河よりペリシテの地エジプトの界までの諸王を統治したり。二十八また人衆は銀を石のごときエルサレムに多むらしめまた香柏を平野の桑木のごとき多むらしめたり。二十九また人衆エジプトなどの諸國より馬をソロモンに率き至れり。三十ソロモンのその餘の始終の行爲は預言者ナタンの書にシロ人アヒヤの預言先見者イドがネバテの子ヤラベアムにつきて述べたる默旨の中に記さるるにあらすや。三十ソロモンはエルサレムにて四十年の間イスラエルの全地を治めたり。三十一ソロモンその先祖等と

俱に寢りてその父ダビデの邑に葬られ其子レハベアムこれに代りて王となれり。
 第十章 爰にレハベアムシケムに往けり其はイスラエルみな彼を王となさんまでシケムに到りたればなり。
 一 二ネバテの子ヤラベアムはさきにソロモン王の面を避てエジプトに逃れ居りしが此ことを聞てエジプトより歸れり三人衆人を遣して之を招きたるなり斯くてヤラベアムはイスラエルの人みな來りてレハベアムに語りて言けるは。四汝の父我らの軛を苦くせり然ば汝今汝の父の苦き役をその我らに蒙むらせたる重き軛を軽くし給へ然すれば我等なんちに事へん。五レハベアムかれらに言けるは。汝ら三日を経て再び我に來れ。六民即ち去れり。六是に於てレハベアム王その父ソロモンの生ける間これの前に立ちたる老人等に計りて言けるは。汝ら如何に教へて此民に答へしむるや。七彼らレハベアムに語りて言けるは。汝もし此民を厚く待ひ之を悦ばせ善言を之に語りば。永く汝の僕たらん。八然るに彼その老人等の教へし教を棄て自己と之を生長て己の前に立つこころの少年等と計れり。九即ち彼らに言けるは。汝ら如何に教へて我らをして此共に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を軽くせよ。十言ふ民に答へしむるや。十一彼もまたヤラベアムに語りて言けるは。汝に語りて汝の父我らの軛を重くしたれば。汝これを我らのために軽くせよ。十二言たる此民に汝が答へ斯之に言ふべし。吾小指は我父の腰より太し。十一我父は汝らに重き軛を負せたりしが。我は更に汝らの軛を重くせん。我父は鞭をもて汝らを懲せしが。我は鞭をもて汝らを懲さん。十三倍またヤラベアムは民等に皆王の告げて第三日に再び我に來れ。十四少年の教の如く彼らに告げて言けるは。我父は汝らの軛を重くしたり。即ちレハベアム王老人の教を棄て。十四少年の教の如く彼らに告げて言けるは。我父は汝らの軛を重くしたりしが。我は更に之を重くせん。我父は鞭をもて汝らを懲せしが。我は鞭をもて汝らを懲さん。十五王かく民に聽こさせざりき。此事は神より出たる者にしてその然るはエホバが。十六シロ人アヒヤによりてネバテの子ヤラベアムに告げたる言を成就んがためなり。十六イスラエルの民みな王の己に聽ざるを見し。十七王に答へて言けるは。我らダビデの中に何の分あらんや。エツサイの子の中には所有なし。イスラエルは汝ら

十七 各その天幕に歸れタビテ 族よ今おのれの家を顧みよス 斯イスラエルは皆その天幕に歸れり 十七但しユダの邑々に住るイスラエルの子孫の上にはレハバエアムなほ王たりき 十八レハバエアム王 役夫の頭なるアドラムを遣しけるにイスラエルの子孫 石をもて之を撃ちて死なしめたればレハバエアム王急きてその車に登り十九 エルサレムに逃げかへれり 十九是の如くイスラエルはダビデの家に背きて今日にいたる

一 第十一章 茲にレハバエアムエルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より 倔強の武者十八萬を集め 而してレハバエアム國を己に歸さんためにイスラエルと戦はんせしにニエホバの言 神の人シマヤに臨みて云ふ 三ソロモンの子ユダの王レハバエアム及びユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に告て言ふべし 四エホバの言 汝ら攻上るべからず 又なんぢらの兄弟と戦ふべからず 各その家に歸れ 此事は我より出たる者なりと彼ら乃ちエホバの言にしたがひヤラバエアムに攻めくこを止めて歸れり 五 斯てレハバエアムエルサレムに居りユダに守衛の邑々を建たり 六 即ちその建たる者はベテレヘム エタム テコア セベテズル シヨコ アドラム ヌガテ マレシヤ シフ ヌアドラ イムラ キシア セカ ナソラ アヤロン ヘアロン 是等はユダとベニヤミンにありて守衛の邑なり 十二 彼その守衛の邑々を堅固にし之に軍長を置き糧食と油と酒とを貯はへ 十二またその一切の邑に盾と矛とを備へて之を甚だ強からしむユダとベニヤミン之に附けり 十三 イスラエルの全地の祭司とレビ人は四方の境より來りてレハバエアムに投ず 十四 即ちレビ人はその郊地と産業とを離れてユダとエルサレムに至れり 是はヤラバエアムとその子等とを廢して祭司の職をエホバの前に爲さしめざりし故なり 十五 ヤラバエアムはその子等とを廢して祭司の職をエホバの前に爲さしめざりし故なり 十六 またイスラエルの一切の支派の中凡てその心を傾むけてイスラエルの神エホバを求むる者はその先祖の神エホバに禮物を獻げんさてレビ人にしたがりてエルサレムに至れり 十七 是のごとく彼等ユダの國を堅うしソロモンの子レハバエアムをして三年の間 強からしめたり 即ち民は三年の間 ダビデとソロモンの道に歩めり 十八 十八レハバエアムはダビデの子エレモテの女マハラテを妻に娶れり 馬ハラテはエツサイの子エリアア

二十九 女アビハイルの産みし者なり 十九 彼エウシシヤマリヤ及びザハムの三子を産む 二十 また之の後にアブサロムの女アマカを娶れり 彼アビヤアツタイシザおよびシロミテを産む 二一 二レハバエアムはアブサロムの女アマカをその一切の妻と妾とにまさりて愛せり 彼は妻十八人妾六十人を取り 男子二十八人女子六十人を擧ぐ 二二 二レハバエアムアマカの子アビヤを王となさんと思ふが故に之を立て 三 昔となしその兄弟の長をなせり 二三 斯るが故に懇く取行 其男子等を盡くユダとベニヤミンの地なる守衛の邑々に散らし置き之に糧食を多く與へかへ衆多の妻を求得させたり

一 第十二章 一レハバエアムその國を固くしその身を強くするに及びてエホバの律法を棄てたり イスラエルみな之に倣ふ 二 彼ら斯エホバにむかひて罪を犯すによりてレハバエアムの五年にエジプトの王シシヤクエルサレムに攻め上れり 三 彼の戰車は一千二百騎兵は六萬また彼に從ひてエジプトより來れる民レビ人スキ人エテオピア人等は數しれず 四 彼すなはちユダの守衛の邑々を取り進みてエルサレムに至る 五 是においてレハバエアムおよびユダの牧伯等シシヤクの故によりてエルサレムに集まり居けるに預言者シマヤこれが許に至りて之に言けるはエホバの言 汝等は我を棄てたれば我も汝らをシシヤクの手に遺置けり 六 是をもてイスラエルの牧伯等および王は自ら卑くしてエホバは義と言へり 七 エホバ彼らが自ら卑くするを見たまひければエホバの言シマヤに臨みて言ふ 彼等は自ら卑くしたれば我かれらを滅さす 少く拯救を彼らに施さん 我シシヤクの手をもて我忿怒をエルサレムに洩さじ 八 然ながら彼等は之が臣ならん 是彼らに我に事ふる事と國々の王等に事ふる事との辨をしらん爲なり 九 エジプトの王シシヤクすなはちエルサレムに攻め上りエホバの家の寶物と王の家の寶物とを奪ひて 盡くこれを取り 又ソロモンの作りたる金の楯を奪ひされり 十 是をもてレハバエアム王その代に銅の楯を作り王の家の門を守る侍衛の長等の手に之を交し置きけるが 十一 王エホバの家に入る時には侍衛きたりて之を負ひ また侍衛の房に之を持ちかへれり 十二 十二レハバエアム自ら卑くしたればエホバの忿怒かれを離れこれを盡く 滅さんとは爲たまはず 又ユダにも善

十三 事ありき○十三レハベアム王はエルサレムにありてその力を強くし世を治めたり即ちレハベアムは四十一歳のとき位に即ち十七年の間エルサレムにて世を治む是すなほエホバが其名を置かんてイスラエル

十四 一切の支派の中より選びたまへる邑なり彼の母はアンモン人にしてその名をナアマさいふ十四レハベアムはエホバを求むる事に心を傾けずして悪しき事を行へり十五レハベアムの始終の行爲は預言者シマヤの書および先見者イドの書の中に系圖の形に記さるるに非ずヤレハベアムミヤラベアムの間には絶えず戦争ありき十六レハベアムその先祖等と共に寢りてダビテの邑に葬られ其子アビヤヤレハベアムの子に於て王となれり

第十三章 ヤラベアム王の十八年にアビヤユダの王となりニエルサレムにて三年の間世を治めたり其母はギベアのウリエルの女にして名をミカヤさいふ茲にアビヤミヤラベアムの間に戦争あり三アビヤは四十萬の軍勢をもて戦闘に備ふ是みな偏強の猛き武夫なり又ヤラベアムは偏強の人八十萬をもて之にむかひて戦争の行伍を立つ是また大勇士なり四時にアビヤエフライムの山地なるセマリム山の上に立ちて言けるはヤラベアムおまびイスラエルの人々皆聽よ五汝ら知すやイスラエルの神エホバ鹽の契約をもてイスラエルの國を永くダビテとその子孫に賜へり六然るにダビテの子ソロモンの臣たるネバテの子ヤラベアム興りてその主君に叛き七邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら強くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハベアムは少くまた心弱くして之に當る力なかりき八今またなんぢらはダビテの子孫の手にあるエホバの國に敵對せんぞ汝らは大軍なり又ヤラベアムが作りて汝らの神を爲したる金の犢なんぢらに偕にあり九汝らばアロンの子孫たるエホバの祭司レビ人となす逐放ち國々の民の爲す如くに祭司を立るにあらずや即ち誰にもあれ少き牡牛一匹牡羊七匹を携へ來りて手に充たす者は皆かの神ならぬ者の祭司なることを得るなり十然し我等に於てはエホバ我等の神にましく我等は之を棄すまたエホバに事ふる祭司はアロンの子孫にして役事をなす者はレビ人なり十一彼ら朝ご夕ごにエホバに燔祭を献げ香を焚くことを爲し又供前のパンを純精の案の上に供へまた金の燈臺とその燈臺を整へて夕ごに點すなり斯く我らは

十二 我らの神エホバの職守を守れども汝らば却て彼を棄てたり十二視よ神みづから我らと共に在して我らの大將となりたまふまた其祭司等は喇叭を吹きながらして汝らを攻むイスラエルの子孫よ汝らの先祖の神エホバに敵して戦ふ勿れ汝ら利あらざるべければなりき十三ヤラベアム伏兵を彼らの後に回らせばイスラエルはユダの前にあり伏兵はその後にあり十四ユダ後を顧みるに敵前後にありければエホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹けり十五ユダの人々即ち呐喊を擧げけるがユダの人々呐喊を擧ぐるにあたりて神セラベアムミイスラエルの人々をアビヤユダの前に打ち取り給ひしかば十六イスラエルの子孫はユダの前より逃走れり神も彼らを之の手に付したまひければ十七アビヤユダその民彼らを夥多く擊殺せりイスラエルの殺されて倒れし者は五十萬人みな偏強の人なりき十八是時にはイスラエルの子孫打負されユダの子孫勝を得たり是は彼らその先祖の神エホバを頼みしが故なり十九アビヤユダはヤラベアムを追撃て邑數箇を彼より取り即ちベテルとその郷里エシヤナとその郷里エフロンとその郷里是なり二十ヤラベアムはアビヤの世に再び權勢を奮ふことを得ずエホバに撃たれて死し二十然しアビヤは權勢を得妻十四人を娶り男子二十二人女子十六人を擧げたりニアビヤのその餘の作爲とその行爲とその言は預言者イドの註釋に記さる

第十四章 アビヤその先祖等とともに寢りてダビテの邑に葬られその子アサこれに代りて王となれりアサの代になりて其國十年の間平穩なりきニアサはその神エホバの目に善き視正義を視たまふ事を行へり三即ち異なる祭壇を取除き諸の祟邸を毀ち柱像を打碎きアシラ像を砍倒し四ユダに命じてその先祖等の神エホバを求めしめその律法と誠命を行はしめ五ユダの一切の邑々より崇邸を命じてその先けり而して國は彼の前に平穩なりき六彼また守衛の邑數箇をユダに建たり是はその國平安を得て此年頃戦争なかりしに因る即ちエホバ彼に安息を賜ひしなり七彼すなほユダに言けるは我等是等の邑を建てその四周に石垣を築き成樓を起し門と門間を設けん我等の神エホバを我等求めしに因て此國なほ我等の前にあ

八 我ら彼を求めたれば四方に於て我らに平安を賜へり。斯彼ら滯阻なく之を建たり。入アサの軍勢はユダより出たる者三十萬ありて楯と戈とを執りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を彎く。是みな大勇士なり。九 茲にエテオピア人セラ軍勢百萬。戰車三百輛を率ゐて攻め來り。マレシヤに至りければ、ナアサこれにむかひて進み出で共にマレシヤのセパタの谷において戦争の陣列を立つ。十一時にアサその神エホバにむかひて呼はりて言ふ。エホバよ力ある者を助くるも力なき者を助くるも。汝において異なることなし。我らの神エホバよ我らを助けたまへ。我らは汝に倚頼み。汝の名に託りて往て此群衆に敵る。エホバよ。汝は我らの神にましませり人をして。汝に勝せたまふ勿れ。十二 エホバすなはちアサの前ユダの前に十三 おいてエテオピア人を擊敗りたまひしかば。エテオピア人逃げ走りけるに。十三 アサさ之に。從ふ民。れらるをゲラルまで追撃り。エテオピア人は倒れて再び振ふことを得ざりき。其は彼等エホバとその軍旅に打敗られたればなり。ユダの人々の得たる掠取物は甚だ多かりき。十四 彼らはまたゲラルの四周の邑々を盡く撃ちやぶれり。是の邑々エホバを畏れたればなり。是において彼らその一切の邑より物を掠めたりしが。その中より得たる掠取物は夥多しかりき。十五 また家畜のなる天幕を襲ふて。羊と駱駝を多く奪ひ取り而してエルサレムに歸りぬ。

第十五章 茲に神の靈オテデの子アザリアに臨みければ。二彼出でゆきてアサを迎へ之に言けるは。アサ及びユダさベニヤミンの人々よ我に聽け。汝等がエホバと偕に在る間。はエホバも汝らと偕に在すべし。汝ら若かれを求めなば。彼に遇ん然と彼を棄てなば。彼も汝らを棄て給はん。三 抑イスラエルには眞の神なく。教訓を施す祭司なく。律法なきこと。日久しかりしが。四 患難の時にイスラエルの神エホバに立ち。へりて之を求めたれば。即ち之に遇へり。五 當時は出る者にも入る者にも平安なく。惟大なる苦患くに。の民に臨めり。六 國は國に邑は邑に擊碎する其は神の患難をもて之を苦しめ給へばなり。七 然れば。汝ら強かれ。汝らの手を弱くする勿れ。汝らの行爲には。賞賜あるべければなり。八 アサこれらの言もよび。預言者オテデの預言を聽

て力を得。憎むべき者をユダさベニヤミンの全地より除き。また其エフライム山地に得たる邑々より除き。エホバの廊の前なるエホバの壇を再興せり。九 彼またユダさベニヤミンの人々およびエフライムマナセシメオンより來りて。寄寓る者を集めたり。イスラエルの人々の中エホバ神のアサと偕に在すを見て。アサに降れる者夥多し。かりしなり。十 彼等すなはちアサの治世の十五年の三月に。エルサレムに集り。十一 其たづさへ來れる掠取物の中より。牛七百。羊七千をその日エホバに獻げ。十二 皆契約を結びて。曰く。心を盡し精神を盡して。先祖の神エホバを求めん。十三 凡てイスラエルの神エホバを求めざる者は。大小男女の區別なく之を殺さん。十四 而して大聲を擧げ。號呼をなし。喇叭を吹き。角を鳴して。エホバに誓を立て。十五 ユダみなその誓を喜べり。即ち彼ら一心をもて誓を立て。一念にエホバを求めたれば。エホバこれに遇ひ四方において之に安息をたまへり。十六 偕またアサ王の母マアカアシラ像を作りしことありければ。アサ之を既して。太后たらしめ。すその像を砍たふして。粉々に碎き。キデロン川にて之を焚けり。十七 但し崇邱は尙イスラエルより除かざりき。然もアサの心は一生の間全かりしなり。十八 彼はまたその父の納めたる物および己が納めたる物すなはち金銀な

第十六章 一 アサの治世の三十六年に。イスラエルの王バアシヤユダに攻め上り。ユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめんとて。ラマを建てたり。二 是に於てアサエホバの家と王の家との府庫より金銀を取り。だし。ダマスコに住るスリアの王ベネハダデに餽りて言けるは。三 我父と汝の父の間。の如く。我と汝の間。に約を立ん。視よ。我今汝に金銀を餽れり。往て汝がイスラエルの王バアシヤとの約を破り。彼をして我を離れて去しめ。四 四ベネハダデ。即ちアサ王に。聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々に攻遣りければ。彼等イオンダンアベルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を撃たり。五 五バアシヤ聞て。ラマを建ること罷め。その工事を廢せり。六 是においてアサ王ユダ全國の人を率ゐ。バアシヤがラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ。之をもて。ゲバミミツバを建てたり。七 七その頃。先見者ハナニユダの王アサの許に至りて。之に言けるは。汝はスリ

八 アの王に倚頼みて汝の神エホバに倚頼まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脱せり八のエテオピア人
 九 ホバカレラを汝の手に付したまへりカエホバは全世界を徧く見をなほし己にむかひて心を全ふする者
 十 のために力を顯したまふこの事において汝は愚なる事をなせり故に此後は汝に戦争あるべしと然る
 十一 にアサその先見者を怒りて之を獄舎にいれたり其は烈しくこの事のために彼を怒りたればなりアサまた其
 十二 頃民を虐げたる事ありき○十二アサの始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さる十二アサはその
 十三 治世の三十九年に足を病みその病患つひに劇しくなりしがその病患の時にもエホバを求めずして醫師を求め
 十四 たり十三アサその先祖等と偕に寢りその治世の四十一年に死れり十四人衆これをその己の爲にダビデの邑
 十五 に掘りおける墓に葬り製香の術をもて製したる種々の香物を盈たせる床の上に置き之が爲に夥多しく
 十六 焚物をなせり

第十七章 アサの子ヨシヤパテアサに代りて王となりイスラエルにむかひて力を強くしユダの一切の堅
 固なる邑々に兵を置きユダの地及びその父アサが取りたるエフライムの邑々に鎮臺を置く三エホバヨシヤ
 四 パテももに在せり其は彼の父アサの最初の道に歩みてバアル等を求めず四その父の神を求めてその誠
 五 命に歩みイスラエルの行爲に倣はざればなり五このゆゑにエホバ國を彼の手に堅く立て給へりまたユダの
 六 人衆みなヨシヤパテに禮物を餽れり彼は富貴を極めたり六是において彼エホバの道にその心を勵ま
 七 し遂に崇邱アシラ像をユダより除けり七彼またその治世の三年にその牧伯ベネハイルオバテヤ
 八 セカリヤネタンエルおよびミカヤを遣してユダの邑々にて教誨をなさしめ八またレビ人の中よりシマヤ
 九 ネタニヤセバテヤアサヘルセミラモテヨナタンアドニヤトビヤトバドニヤなどいふレビ人を遣して
 十 之を偕ならしめ且祭司エリシヤマヨラムをも之を偕に遣しける九彼らはエホバの律法の書を携へユダ
 十 において教誨をなしユダの邑々を盡く行きめぐりて民を教へたり十是に於てユダの周囲の地の國々みなエ

十一 ホバを懼れてヨシヤパテを攻ることをせざりき十一またベリシテ人の中に禮物および貢の銀をヨシヤパテ
 十二 に餽れる者あり且又アラビヤ人は家畜をこれに餽れり即ち牡羊七千七百牡山羊七千七百十二ヨシヤパ
 十三 テは益々大になりゆきてユダに城および府庫邑を多く建て十三ユダの邑々に多くの工事を爲し大勇士
 十四 たる軍人をエルサレムに置けり十四彼等を數ふるにその宗家に循へば左の如しユダより出でたる千人の長
 十五 の中にはアテナといふ軍長あり大勇士三十萬これに従ふ十五その次は軍長ヨハナン之に従ふ者
 十六 は二十八萬人十六その次はシクリの子アマシヤ彼は悦びてその身をエホバに獻げたり大勇士二十萬
 十七 れに従ふ十七ベニヤミンより出たる者の中にはエリアダといふ大勇士あり弓および楯を持つもの二十萬
 十八 これに従ふ十八その次はヨザバテ戰鬥の準備をなせる者十八萬これに従ふ十九是等は皆王に事ふる
 十九 者等なり此外にまたユダ全國の堅固なる邑々に王の置ける者あり

第十八章 ヨシヤパテは富貴を極めアハバと縁を結べりニかれ數年の後サマリヤに下りてアハバを
 一 訪ひければアハバ彼およびその部從の爲に牛羊を多く宰りギレアデのラモテに俱に攻上らんことを彼
 二 に勸む三すなはちイスラエルの王アハバユダの王ヨシヤパテに言けるは汝我ごにもギレアデのラモテに
 三 攻めゆくやヨシヤパテ之に答へけるは我は汝のごとく我民は汝の民のごとし汝ごにもに戰鬥に臨まんご四
 四 ヨシヤパテまたイスラエルの王に言けるは我らギレアデのラモテに往き戦ふべきや又は罷むべきや彼等いひけるは
 五 預言者四百人を集めて之に言けるは我らギレアデのラモテに往き戦ふべきや又は罷むべきや彼等いひけるは
 六 攻上り給へ神これに王の手に付し給ふべしと六ヨシヤパテいひけるは此の外に我らの由りて問ふべきエホバ
 七 の預言者此におらざるや七イスラエルの王アハバはててヨシヤパテに言けるは外になほ一人あり我ら之により
 八 てエホバに問ふべきを得ん然し彼は今まで我らにつきて善事を預言せず恒に惡き事のみを預言すれば我彼を惡
 九 むなり其者は即ちイムラの子ミカヤなりと然るにヨシヤパテはてて王し宣ふ勿れと言ければ八イスラ
 九 エルの王一人の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急き來らしめよと言り九イスラエルの王およびユダの王ヨシ

十 ヤパテは朝衣を纏ひサマリヤの門の入口の廣場にて、各その位に坐し居り、預言者は皆その前に預言せり。十一 時にケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて、言けるは、エホバはかく言たまふ。汝は是等をもてスリア人を衝きて滅し盡すべし。十二 預言者みな斯く預言して云ふ。ギレアデのラモテに攻上りて、勝利を得給へ。エホバはこれを王の手付し給ふべし。十三 茲にミカヤを召さんきて、往きたる使者之に語りて、言けるは、預言者等の言は、一の口より出づるが如くにして、王に善し請ふ。汝の言をも彼らの一人のごくくにして、善事を言へ。十三ミカヤ言けるは、エホバは活く我神の宣ふ所を我は陳ん。十四 かくて王に至るに、王は言けるは、ミカヤは我らギレアデのラモテに往きて、戦ふべきや、又は罷むべきや、彼言けるは、上往きて利を得たまへ。彼らは、汝の手付され。十五 人、十五王のれに言けるは、我幾度なんぢを誓はせたらば、汝、エホバの名をもて、唯眞實のみを我に告ぐるや。十六 彼言けるは、我イスラエルが皆、牧者なき羊の如く、山に散りたるを見たるが、エホバは是等の者は主なし。各やすらひに其家に歸るべし。十七 言たまへり。十七イスラエルの王是に於て、ヨシヤパテに言けるは、我なんぢに告げて、彼は善事を我に預言せず、只惡き事のみを預言せん。言しに、非ずや。十八 ミカヤまた言けるは、然らば、汝らエホバの言を聽くべし。我視しに、エホバその位に坐し居たまひて、天の萬軍その傍に、右左に立をりしが、十九 エホバ言たまひけるは、誰イスラエルの王アハブを誘ひて、彼をしてギレアデのラモテにのほりゆきて、彼處に斃れしめんか。二十 即ち一は、此こそくせんと言ひ、一は、彼こそくせんと言ければ、二十遂に一の靈すくみ出で、エホバの前に立ち、我を誘はんと言れば、エホバ何をもてするか。之に問たまふに、二 我いでて、虚言を言ふ靈となりて、その諸の預言者の口にあらんと言へり。エホバ言たまひけるは、汝は誘ひ且、これを成就ん出で、然すを降さん。定め給ふ。三 時にケナアナの子ゼデキヤ、近よりて、ミカヤの頬を批ちて、言けるは、エホバの靈何の途より我を離れ、ゆきて、汝と言ふや。四 ミカヤ言けるは、汝、奥の室にいりて、身を匿す日に、見べし。二五 イスラエル王の王いひけるは、ミカヤを取りて、之を邑の宰アモンおよび王の子ヨアシに曳かへりて、言ふべし。二六 王は

二七 言ふ我、安らかに歸るまで、此者を牢にいれて、苦惱のパンを食せ、苦惱の水を飲せよ。二七 ミカヤ言けるは、汝もし眞に平安に歸るならば、エホバ我によりて、斯く宣ひし事あらずと、而してまた言り、汝ら民は皆聽くべし。二八 かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテは、ギレアデのラモテに上往けり。二九 イスラエルの王時にヨシヤパテに言けるは、我は服裝を變へて、戦陣の中にいらん。汝は朝衣を纏ひ給へ。三 イスラエルの王すなはち、服裝を變へ、二人俱に戦陣の中にいれり。三十 スリアの王その戦車の長等に、命を命じ、汝ら小き者も、大なる者も、戦ふな。三 戦車の長等、ヨシヤパテを見て、是はイスラエルの王ならんと言ひ、身をめぐらして、之と戦はんとせしが、ヨシヤパテ號呼りければ、エホバこれを助け給へり。即ち神彼らを感じて、之を離れしめ給ふ。三二 戦車の長等、彼がイスラエルの王にあらざるを見し、之を追ふことをやめて、引返せり。三三 茲に一箇の人、心なく弓を彎きて、イスラエルの王の胸當り、草摺の間に射あてたれば、彼の御者に言けるは、我傷を受たれば、汝手を旋らして、我を軍中より出せ。三四 此日、戦争烈しくなりぬ。イスラエルの王は、車の中に自ら扶持して、立ち、薄暮まで、スリア人をささへたりしが、日の没る頃に、いたりて死れり。

第十九章 ユダの王ヨシヤパテは、恙なくエルサレムに歸りて、その家に至れり。二 時に先見者ハナニの子エヒツヨシヤパテ王を出むかへて、之に言けるは、汝惡しき者を助け、エホバを惡む者を愛して、可らんや。之がために、エホバの前より震怒なんぢの上に臨む。三 然ながら、善事もまた、汝の身に見ゆ。即ち、汝はアシラ像を國中より除き、かつ心を傾けて、神を求むるなり。四 ヨシヤパテは、エルサレムに住をりしが、復出て、ベエルシバより、エフライムの山地まで、民の間を行きめぐり、その先祖の神エホバに之を導き歸せり。五 彼またユダの一切の堅固なる邑に、裁判人を立つ、國中の邑々みな、然り。六 而して、裁判人に言けるは、汝等その爲すところを、慎め。汝らは人のために、裁判するに、非ず。エホバのために、裁判する時に、エホバ、汝らに、借にいます。七 然れば、汝らエホバを畏れ、慎みて、事をなせ。我らの神エホバは、惡しき事なく、人を偏視こそなく、賄賂を取こそ無ればなり。

八 ヨシヤパテまたレビ人祭司あよびイスラエルの族長を選びてエルサレムに置きエホバの事あよび訴訟を
 九 審判しむ彼らにエルサレムにわへり九ヨシヤパテこれに命じて云く汝らエホバを畏れ眞實と誠心をもて
 十 斯く行ふべし十凡てその邑々に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と誠命法度と條例などの事
 十一 につきて汝らに訴へ出づること有らば之を論してエホバに罪を犯さざらしめよ恐らくは震怒なんぢさ汝
 十二 らの兄弟にのぞまん汝ら斯くおこなはば怒なむるべし十一視よ祭司の長アマリヤ汝らの上にありてエホ
 十三 バの事を凡て司りユダの家の宰イシマエルの子セバデヤ王の事を凡て司る亦レビ人汝らの前にあり
 十四 て官吏ならん汝ら心を強くして事をなせエホバ善人を祐けたまふべし
 十五 第二十章一の後モアブの子孫アンモンの子孫あよびマオ二人等ヨシヤパテと戦はんさて攻めきたれり三
 十六 時に或人來りてヨシヤパテに告げて云ふ海の彼旁スリアより大衆汝に攻め來る視よ今ハザンタマルにあ
 十七 りさハザンタマルはすなはちエンゲテなり三是においてヨシヤパテ懼れ面をエホバに向けて其助を求め
 十八 ユダ全國に斷食を布令しめたれば四ユダ舉りて集りエホバの助を求めたり即ちユダの一切の邑より
 十九 人々きたりてエホバを求め五時にヨシヤパテエホバの室の新しき庭の前においてユダとエルサレムの會
 二十 衆の中に立ち六言けるは我らの先祖の神エホバは汝は天の神にましますに非ずや異邦人の諸國を統べ給ふに
 二十一 非ずや汝の手には能力あり權勢ありて誰もなんぢを禦ぐこと能はざるに非ずや七我らの神よ汝は此國の民
 二十二 を汝の民イスラエルの前より逐ひはらひて汝の友アブラハムの子孫に之を永く與へ給ひしに非ずや八彼ら
 二十三 は此に住み汝の名の爲に此に聖所を建て言へり九刑罰の劍疫癘饑饉などの災禍われらに臨まん時は我
 二十四 ら此家の前に立ちて汝の前に居りその苦難の中にて汝に呼號らん而して汝聽きて助けたまはん汝の名
 二十五 はこの家にあればなり今アンモンモアブあよびセイム山の子孫を視たまへ在昔イスラエルエジプ
 二十六 トの國より出て來れる時汝イスラエルに是等を侵さしめたまはざりしかば之を離れざりて滅さざりしな
 二十七 り十二かれらが我らに報ゆる所を視たまへ彼らは汝がわれらに有たしめ給へる汝の産業より我らを逐ひは

十二 らはんさて十二我らの神よ汝かれらを鞠き給はざるや我らは此斯く攻めよせたるこの大衆に當る能力なく
 十三 又爲す所を知す唯汝を仰ぎ望むのみと十三ユダの人々はその小者あよび妻子と共に皆エホバの前に
 十四 立ちをれり十四時に會衆の中にてエホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハシエルに臨めりヤハシエル
 十五 はセカリヤの子セカリヤはベナヤの子ベナヤはエイエルの子エイエルはマツタニヤの子なり十五ヤハシエル
 十六 すなはち言けるはユダの人衆あよびエルサレムの居民ならびにヨシヤパテ王よ聽くべしエホバは汝らに言
 十七 たまふ此大衆のために懼るる勿れ慄くなかれ汝らの戦に非ずエホバの戦なればなり十六なんぢら
 十八 明日彼らの所に攻め下れ彼らはテツの坂より上り來る汝らエルエルの野の前なる谷の口にて之に遇はん
 十九 十七この戦争には汝ら戦ふにあはばすユダあよびエルサレムよ汝ら惟進みいでて立ち汝らささもに
 二十 在すエホバの拯救を見よ懼る勿れ慄くなかれ明日彼らの所に攻めいでよエホバ汝らと共に在せばなりと
 二十一 十八是に於てヨシヤパテ首をさげて地に俯伏せりユダの人衆あよびエルサレムの民もエホバの前に伏してエ
 二十二 ホバを拜す十九時にコハテの子孫あよびコラの子孫たるレビ人立ちあがり聲を高くあげてイスラエルの神エ
 二十三 ユダの人衆あよびエルサレムの民よ我に聽け汝らの神エホバを信ぜよ然ば汝ら堅くあらんその預言者を
 二十四 信ぜよ然ば汝ら利あらん二十彼また民と議りて人々を選び之をして聖き飾を着けて軍勢の前に進ましめ
 二十五 エホバに向ひて歌をうたひ且これを讚美せしめエホバに感謝せよ其恩恵は世々わきりなしと言はしむ二三其
 二十六 歌を歌ひ讚美をなし始むるに當りてエホバ伏兵を設けかのユダに攻め來れるアンモンモアブセイム山の
 二十七 子孫をなやまし給ひければ彼ら打敗られたり二三即ちアンモンモアブの子孫起ちてセイム山の民にも
 二十八 かひ盡くこれを殺して滅しよがセイムの民を殺し盡すに及びて彼らも亦力をいだして互に滅しあへり
 二十九 ユダの人々の野の觀望所に至りてかの群衆を視たりければ唯地に仆れたる死屍のみにして一人だに逃れ
 三十 し者なかりき二五是においてヨシヤパテあよびその民彼らの物を奪はんさて來り觀にその死屍の間に財

一 寶衣服および珠玉などおびたしく在たれば 則ち各これを剥取りけるが 餘に多くして携へ去ること
 二 能はざる程なりき其物多かりしに因て之を取るに三日を費しけるが 二六第四日にベラカ(感謝)の谷に集り
 二七 其處にてエホバに感謝せり是をもてその處の名を今日までベラカ(感謝)の谷と呼ぶ 二七而してエホバを
 二八 レムの人々みな各歸りきたりヨシヤパテの後にしたむび歡びてエルサレムに至れり其はエホバ彼等をして
 二九 その敵の故によりて歡喜を得させたまひたればなり 二八即ち彼ら瑟と琴および喇叭を合奏してエルサレムに
 三〇 往きてエホバの室に至る 二九諸の國の民エホバイスラエルの敵を攻撃し給ひしことを聞て神を畏れたれ
 三一 ば 三〇ヨシヤパテの國は平穩なりき即ちその神四方において之に安息を賜へり 〇 三二ヨシヤパテはエホバの王
 三二 となり三十五歳のときその位に即ち二十五歳の間 エルサレムにて世を治めたり其母はシルヒの女にし
 三三 て名をアズバさいふ 三三ヨシヤパテは其父アサの道にあゆみて之を離れずエホバの目に善しと觀たまふ事な
 三四 行へり 三三然れども 崇邱はいまだ除かず又民はいまだその先祖の神に心を傾けざりき 三四ヨシヤパテ
 三五 のその餘の始終の行爲はハナニの子エヒウの書に記さるエヒウの事はイスラエルの列王の書に載す 〇 三五
 三六 ユダの王ヨシヤパテ後にイスラエルの王アハツアと相結へりアハツアは 大に惡を行ふ者なりき 三六ヨシ
 三七 ヤパテタルシシに遣る舟を造らんして彼と相結ひて エジソンゲベルにて共に舟數隻を造れり 三七時にマレ
 三八 シヤのドダワの子エリエゼルヨシヤパテにむかひて預言して云ふ 汝アハツアと相結びたればエホバなんぢ
 三九 の作りし者を毀ちたまふと 即ちその舟は皆壞れてタルシシに往くことを得ざりき
 四〇 第二十一章 一ヨシヤパテその先祖等とともに寢りてダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子ヨ
 四一 ラムこれに代りて王となる 二ヨシヤパテの子たるその兄弟はアザリヤエヒエルゼカリヤアザリヤミカエ
 四二 ルおよびシパテヤ是みなイスラエルの王ヨシヤパテの子なり 三その父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へ
 四三 またユダの守衛の邑々を與へけるが國はヨラムに與へたりヨラム長子なりければなり 四ヨラムその父の位に
 四四 登りて力つよくなりければその兄弟等をこしくく劍にかけて殺し又イスラエルの牧伯等數人を殺せり 〇

四五 五ヨラムは三十二歳の時位に即ちエルサレムにて八年の間世を治めたり 六彼はアハバの家のなせざる如く
 四六 イスラエルの王等の道にあゆめりアハバの女を妻となしたればなり斯れエホバの目に惡と觀たまふ事な
 四七 せしむるも 七エホバに對してダビデに契約をなし且彼とその子孫に永遠に光明を與へんと言たまひし故によ
 四八 りてダビデの家を滅すことを欲み給はざりき 八ヨラムの世にエドム人叛きてユダの手に服せず 自ら王を
 四九 立たれば九ヨラムその牧伯等および一切の戰車を從へて涉りゆき夜の中に起ちいでて自己を圍めるエ
 五〇 ドム人を撃ちその戰車の長等を撃り 十エドム人は斯叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り此
 五一 時にあたりてリブナもまた叛きてユダの手に服せずなり是はヨラムその先祖の神エホバを棄たるに因てな
 五二 り 十一彼またユダの山々に崇邱を作りてエルサレムの民に姦淫をなせしむるを惡はせり 十二時に預
 五三 言者エリヤの書ヨラムの許に達せり其言に云く 汝の先祖ダビデの神エホバは言たまふ 汝はその父
 五四 ヨシヤパテの道にあゆまずまたユダの王アサの道にあゆまずして 十三イスラエルの王等の道にあゆみユダの
 五五 人エホバの民にしてアハバの家の姦淫をなせることくに姦淫を行はしめまた汝の父の家の者にて汝
 五六 に愈れることろの汝の兄弟等を殺せり 十四故にエホバ大なる災禍をもて汝の民汝の子女汝の妻等
 五七 および汝の一切の所有を撃ち給ふべし 十五汝はまた臍の疾を得て大病になりその疾日々に重りて臍
 五八 つひに墜んとす 十六即ちエホバヨラムを攻させんしてエテオピアに近きことろのペリシテ人アアラビヤ人の心
 五九 を振起したまひければ 十七彼らユダに攻め上りて之を侵し王の家に在ることろの貨財を盡く奪ひ取りまたヨ
 六〇 ラムの子等と妻等をも携へ去り是をもてその末子エホアハズの外には一人も遺れる者なりき 十八此もろも
 六一 ろの事の後エホバ彼を撃ちて臍に愈ざる疾を生ぜしめ給ひければ 十九月日を送り二年を経るにおよびて
 六二 その臍の疾の爲に墜ち重き病苦によりて死ねり民の先祖のために焚物をなせし如く彼のために焚物
 六三 をなせざりき 二十彼は三十二歳の時位に即ち八年の間 エルサレムにて世を治めて終に薨去れり之を惜む
 六四 者なりき人衆これをダビデの邑に葬れり但し王等の墓にはあらず

一 第二十二章 エルサレムの民ヨラムの季子アハシアを王となして之に繼しむ其は曾てアラビヤ人にも
 二 陣營に攻め來りし軍兵その長子をこしく殺したればなり是をもてユダの王ヨラムの子アハシア王
 三 になれりアハシアは四十二歳の時位に即きエルサレムにて一年の間世を治めたりその母はガマリ
 四 にして名をアダリヤといふアハシアもまたアハアの家の道に歩めり其母かれを教へて惡をなさしめたるな
 五 り即ち彼はアハアの家のごまくにエホバの目の前に惡を行へり其父の死に後彼はアハアの家の者
 六 の教にしたがひたれば終に身を滅すに至れりアハシアまた彼らの教にしたがひイスラエルの王アハ
 七 プの子ヨラムさにもギレアデのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戦ふにあたりてラムにて負たる傷を療さんさてエ
 八 せたり六是においてヨラムはそのスリアの王ハザエルと戦ふにあたりてラムにて負たる傷を療さんさてエ
 九 ブレルに歸れりユダの王ヨラムの子アザリヤはアハアの子ヨラムが病みなるをもてエズレルに下りて之を訪
 十 ふアハシアがヨラムを訪ふて害に遇ひしは神の然らしめ給へるなり即ちアハシアは來り居りてヨラムと共
 十一 に出でてニムシの子エヒウを逐へたりエヒウはエホバが曩にアハアの家を絶去しめんさて膏を沃きたまひ
 十二 者なりエヒウアハアの家を罰するに方りてユダの牧伯等およびアハシアの兄弟等の子等がアハシア
 十三 に奉へるに遇ひて之を殺せりアハシアはサマリヤに匿れたりしがエヒウ之を探求めければ人々これを
 十四 執へエヒウの許に曳き來りて之を殺せり但し彼は心を盡してエホバを求めたるヨシヤパテの子なればさてこ
 十五 れを葬れり斯りしかばアハシアの家は國を統治むる力なくなりぬ○十茲にアハシアの母アタリヤその子の死
 十六 たるを見て起ちてユダの家の王子を盡く滅したりしが十一王の女エホシバアハシアの子アアシを王
 十七 の子等の殺さるる者の中より竊み取り彼をその乳媪を夜衣の室におきて彼をアタリヤに匿したればアタリヤ
 十八 此れを殺さざりきエホシバはヨラム王の女アハシアの妹にして祭司エホヤダの妻なり十二かくてアアシ
 十九 はエホバの家に匿れて彼らさにもなること六年アタリヤ國に王たりき

一 第二十三章 第七年にいたりエホヤダ力を強くしてエロハムの子アザリヤヨハナンの子イシマエルホ

一 ベテの子アザリヤアタリヤの子アアセヤシクリの子エリシヤパテなどいふ百人の長等を招きて己と契約
 二 を結びしむ茲に於て彼らユダを行きめぐりてユダの一切の邑よりレビ人を集めまたイスラエルの族長を
 三 集めてエルサレムに歸り三而してその會衆みな神の家に於て王と契約を結べり時にエホヤダかれらに言
 四 けるはガビテの子孫の事につきてエホバの宣ひし如く王の子位に即くべきなり四然れば汝ら斯なすべし
 五 汝ら祭司およびレビ人の安息日に入り來る者は三分の一は門を守り五分の一は王の家に居り三分の一
 六 は基礎の門に居り民は皆エホバの室の庭に居るべし六祭司と奉事をするレビ人の外は何人もエホバの家に入
 七 るべからず彼らは聖者なれば入ることを得るなり民はみなエホバの殿を守るべし七レビ人は各手に武器
 八 を執りて王を繞りて立つべし家に入る者ば凡て殺すべし汝等は王の出る時にも入る時にも王と共に居れ
 九 入是に於てレビ人およびユダの人衆は祭司エホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各その手の人の安息日に
 十 入來べき者と安息日に出ゆくべき者を牽ひ居れり祭司エホヤダ班列の者を去らせざればなり九祭司エホ
 十一 ヤダ即ち神の家に於てガビテ王の鎗および大楯小楯を百人の長等に交し十一切の民をして各武器を
 十二 手に執りて王の四周に立ち殿の右の端より殿の左の端に及びて壇と殿にそふて居らしむ十一斯て人衆王の
 十三 子と携へ出し之に冠冕を戴かせ詔詞をわたりて王となし祭司エホヤダおよびその子等これに膏をそそげ
 十四 り而して皆王長壽かれと言ふ十二茲にアタリヤ民と近衛兵と王を讀る者との聲を聞きエホバの室に入りて
 十五 民の所に至り十三視に王は入口にてその柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立ちたり亦國の民みな喜
 十六 びて喇叭を吹き謳歌者樂を奏し先だちて讚美を歌ひたりしがアタリヤその衣を裂き叛逆なり叛逆
 十七 なりと言ひ十四時に祭司エホヤダ軍兵を統ぶる百人の長等を呼出して之に言ふ彼をして列の間を通りて
 十八 出しめよ凡て彼に從ふ者ば劍をもて殺すべし祭司は彼をエホバの室に殺すべからずして斯いへるなり
 十九 十五是をもて之がために路をひらき王の家の馬の門の入口まで往しめて其處にて之を殺せり○十六斯てエホ
 二十 ヤダ己と一切の民と王との間にわれらは皆エホバの民ならんことこの契約を結べり十七是において民

十八 なるバアルの室はゆきて之を毀ちその壇を打碎きバアルの祭司マツタンを壇の前に殺せり 十八エホヤ
 十九 だまたエホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ぬ昔ダビデレビ人を班列にわちちてエホバの室におきモ
 二十 一七の律法に記されたる所にしたかひて歡喜と謳歌をもてエホバの燔祭を獻げしめたりき今このダビデ
 二十一 九の例に倣ふ十九彼またエホバの室の門々に看守者を立せ置き身の汚れたる者には何によりて汚れたるにもあ
 二十二 凡て入ることを得ざらしむ 二十斯てエホヤダ百人の長等と貴族と民の牧伯等および國の一切の民を率めて
 二十三 エホバの家より王を導きくだり上の門よりして王の家に入り王を國の位に坐せしめたり 二二斯りしかば
 二十四 國の民みな喜びて邑は平穩なりきアタリヤは劍にて殺さる

一 第二十四章 ヨアシは七歳の時位に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたりその母はベエルシバよ
 二 出たる者にして名をデビアといふ 二ヨアシは祭司エホヤダの世にある日の間は恒にエホバの善を觀たま
 三 ふことを行へり 三エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり男子女子生る 四 此後ヨアシエホバの室を修繕ん
 四 志し 五 祭司レビ人を集めて之に言けるは汝等出でてユダの邑々に往き汝らの神エホバの室を歳々修繕
 五 すべき金子をイスラエルの民より集むべし其ことを亟にせよ然るにレビ人これを亟にせざりき 六 王エ
 六 ホヤダ長を召して之に言けるは汝なんぞレビ人に求めてエホバの僕モーセおよびイスラエルの會衆の
 七 古昔證詞の幕屋のために集めたるが如き税をユダとエルサレムより取り來らせざるやとセカの惡しき婦アタ
 八 リヤの子等神の家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物をバアルに供へたり 八 是において王の命にしたが
 九 ひて一箇の匱を作りエホバの室の門の外にこれを置き九ユダとエルサレムに宣布て汝ら神の僕モーセが荒
 十 野にてイスラエルに課したる如き税をエホバに携へきたれと言けるに 十一 一切の牧伯等および一切の民みな喜
 十一 びて携へ來りその匱に投げ入れて遂に納めをばれり 十二 レビ人その匱に金の多くあるを見てこれを王の廳に
 十二 携へゆく時は王の書記と祭司の長の下役きたりてその匱を傾け復これを取りて本の處に持ちゆけり日々に
 十三 斯の如くして金を聚むること夥多し 十三 而して王とエホヤダ之をエホバの家の工事を爲す者に付し石工もよ

十三 び木匠を雇ひてエホバの室を修繕はせまた鐵工および銅工を雇ひてエホバの室を修繕せしめけるが 十三 工人
 十四 動作きてその工事を成しなへ神の室を本の狀に復して之を堅固にす 十四 その既に成るに及びて餘れる金を王
 十五 せエホヤダの前に持ち至りければ其をもてエホバの室のために器皿を作れり 即ち奉事の器 獻祭の器
 十六 および匙ならびに金銀の器を作れり 即ちエホヤダが世に在る日の間はエホバの室にて燔祭をささぐることを絶えざ
 十七 りき 十五 エホヤダは年邁み日滿て死れり其死ぬる時は百三十歳なりき 十六 人衆ダビデの邑にて王等の中間
 十八 にこれを葬むる其は彼イスラエルの中において神と其の殿とにむかひて善事をなひたればなり 十七 エホ
 十九 ヤダの死たる後ユダの牧伯等きたりて王を拜す是において王これに聽き從ふ 十八 彼らその先祖の神エホバ
 二十 の室を棄ててアシラ像および偶像に事へたれば其愆のために震怒ユダとエルサレムに臨めり 十九 エホバかれ
 二十一 らを己にひきかへさんさて預言者等を遣はして之にむかひて證をたてさせ給ひしかども聽くことをせざり
 二十二 き 二十 是において神の靈祭司エホヤダの子セカリヤに臨みければ彼民の前に高く起あがりて之に言けるは
 二十三 神は汝らエホバの誠命を犯して災禍を招くは何ぞや汝等エホバを棄てたればエホバも汝らを棄て給
 二十四 ふ 二 然るに人衆かれを害せん謀り王の命によりて石をもてこれをエホバの室の庭にて擊殺せり 二二 斯
 二十五 ヨアシ王はセカリヤの父エホヤダが己にほごせし恩を念はずして其子を殺せり彼死ぬる時にエホバ之を願
 二十六 みこれを問討し給へと言へり 二三 かくてその年の終るにおよびてスリアの軍勢はこれにむかひて攻め上りユダ
 二十七 遺れり 二四 この時スリアの軍勢は小勢にて來りけるにエホバ大軍をこれに手に付し給へり是は其の先祖
 二十八 の神エホバを棄てたるが故なり斯かれらヨアシを罰せり 二五 スリア人ヨアシに大傷をおはせて遺去りける
 二十九 がヨアシの臣僕等祭司エホヤダの子等の血のために黨を結びて之に叛き之をその床の上に弑して死なしめた
 三十 り人衆これをダビデの邑に葬れり但し王の墓には葬らざりき 二六 黨をむすびて之に叛きし者はアンモン
 三十一 の婦シメアテの子ザバデおよびモアブの婦シムリテの子ヨザバデなりき 二七 ヨアシの子等の事ヨアシの

告げられし預言もよび神の室を修繕し事などは列王の書の註釋に記さるヨアシの子アマツヤこれに代りて

王となれり

第二十五章 アマツヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたりその母はエル

サレムの者にして名をエホアダシといふニアマツヤはエホバの善しと視たまふ事を行ひしつども心を全

うしてこれを爲さずき三彼國のふのか手に堅く立つにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺せり然れどもその

子女等をば殺さずしてモーセの書の律法に記せる如く爲せり即ちエホバ命じて言たまはく父はその子女の

故によりて殺さるべからず子女はその父の故によりて殺さるべからず各もその罪によりて殺さるべきな

り○五アマツヤユダの人を集めその父祖の家にしたがひて或は千人の長に附屬せしめ或は百人の

長に附屬せしむユダさベニヤミンともに然り且二十歳以上の者を數へ戈と楯とを執りて戰鬥に臨む備強

の士三十萬を得六また銀百ダラントをもてイスラエルより大勇士十萬を備へり七時に神の人の手に詣りて言

けるは王よイスラエルの軍勢をして汝と共に往かしむる勿れエホバはイスラエル人すなはちエフライムの子

孫は偕に在るなり汝も往かしむる心強くして戰鬥を爲せ神なんちをして敵の前に斃れしめたまはん

神は助くる力ありまた倒す力あるなり九アマツヤ神の人にひけるは然れば已にイスラエルの軍隊に與へた

る百ダラントを如何にすべきや神の答へけるはエホバは其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなり○十是

においてアマツヤのエフライムより來りて已に就る軍隊を分離してその處に歸らしめければ彼らユダにむ

かひて烈しく怒を發し火のごとくに怒りてその處に歸れり十一かくてアマツヤは力を強くしその民を率ゐて

鹽の谷に往きセイル人一萬を擊殺せり十二ユダの子孫また此外に一萬人を生擒て磐の頂に曳きゆき磐の頂

より之を投げおとしければ皆微塵に碎けたり十三前にアマツヤが己と共に戰鬥に往くべからずして歸し

遣たる軍卒等サマリヤよりベテホロンまでのユダの邑々を襲ひ人三千を擊ころし物を多く奪ふ○十四アマツ

ヤエドム人を戮して歸る時にセイル人の神々を携へ來りて之を安置して己の神さなしその前に禮拜をなし之

に香を焚けり十五是をもてエホバアマツヤにむかひて怒を發し預言者を遣して言はしめ給ひけるは

彼民の神々は己の民を汝の手より救ふことを得ざりし者なるに汝なほして之を求むるや十六彼は王に語れ

る時王これにむかひ我等汝を王の議官となせしや止め汝なんぞ擊殺されんとするやと言ければ預言者

即ち止めて言へり我知る汝の事を行ひて吾諫を聽いれざるによりて神なんちを滅さんよ決め給ふ○

十七 斯てユダの王アマツヤ相議りて人をエヒロの子エホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣し來れ

我等たがひに面をあはせんと言はしめければ十八イスラエルの王ヨアシユダの王アマツヤに言ふりける

はレバノンの荆棘かつてレバノンの香柏に汝の女子を我子の妻に與へよと言遣りたること有しにレバノンの

野獸さほりて其荆棘を踏みたふせり十九 汝はエドム人を擊破れりと言ひ心にたかぶりて誇る然れば汝家

に安んじ居れ何ぞ禍を惹起して自己もユダもともに亡びんとするや二十然るにアマツヤ聽くことをせざ

りき此事は神より出たる者にて彼らをもその敵の手に付さんかためなり是は彼らエドムの神々を求めしに

因る二三是においてイスラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王アマツヤを求めしに

たりしがニニユダイスラエルに擊敗られて各その天幕に逃げ歸りぬ二三時にイスラエルの王ヨアシはエ

ホアハズの子ヨアシの子なるユダの王アマツヤをベテシメシに執へてエルサレムに携へゆきエルサレムの石

垣をエフライムの門より隅の門まで四百キユビト程を毀ち二四また神の室の中にてオベデエドムが守り居る

一切の金銀もよび諸の器皿ならびに王の家の財寶を取りかつ人質をとりてサマリヤに歸れり○二五ユダ

の王ヨアシの子アマツヤはイスラエルの王エホアハズの子ヨアシの死にてより後なほ十五年生存へたり二六

アマツヤのその餘の始終の行爲はユダイスラエルの列王の書に記さるるにあらすや二七アマツヤ歸り

てエホバに従はずなりし後エルサレムに於て黨を結びて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃げゆきける

はその人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり二八人衆これを馬に負せてきたりユダの邑にてそ

の先祖等々もこれを葬りぬ

第二十六章 是に於いてユダの民みなウツヤをとりて王となしてその父アマツヤに代らしめたり時に年
 二十六なりきニ彼エラテの邑を建てて之を再びユダに歸せしむ是はかの王がその先祖等々にも寢りし後な
 三
 りき三ツツヤは十六歳の時に即位しエルサレムにて五十二年の間世を治めたりその母はエルサレムの
 四
 者にして名をエコリアといふ四ツツヤはその父アマツヤの凡てなしたる如くエホバの善しと観給ふ事を行
 五
 ひ五神の黙示に明なりしかのセカリヤの世にある目の間心をこめてエホバを求めたりそのエホバを求
 六
 むる間は神を以て幸福ならしめたまへり六彼いでてペリシテ人を戦ひガテの石垣ヤブネの石垣を
 七
 よびアシドドの石垣を圮しアシドドの地ならびにペリシテ人の中間に邑を建つ七神を助けてペリシテ人
 八
 グルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻撃しめ給へり八アンモン人はまたウツヤに貢を納るウ
 九
 ツヤの名つひにエジプトの入口までも廣まり其は甚だ強くなりければなり九ウツヤエルサレムの隅の門
 十
 谷の門および角隅に成樓を建てて之を堅固にし十また荒野に成樓を建てて許多の水溜を掘り其は家畜を多く有
 十一
 たらばなり亦平野にも平地にも家畜を有り又山々およびカルメルには農夫と葡萄を修る者有り農事
 十二
 を好みたればなり十一ウツヤ戦士一旅團あり書記エイエルと牧伯マアセヤの數調査によりて隊々に
 十三
 わかれて戦争に出づ皆王の軍長ハナニヤの手に屬す十二大勇士の族長の數は都合二千六百十三その手
 十四
 に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戦ひ王を助けて敵に當る十四ウツヤその全軍の
 十五
 ために楯戈兜鎧弓および投石器の石を備ふ十五彼またエルサレムにおいて工人に機械を案へ造らし
 十六
 め之を成樓および石垣に施し之をもて矢ならびに大石を射出せり是においてその名遠く廣まり其は非常
 十七
 の援助を蒙りて旺盛になりたればなり十六然るに彼旺盛になるに及びその心に高ふりて惡しき事を行
 十八
 へり即ち彼の神エホバに向ひて罪を犯しエホバの殿に入りて香壇の上に香を焚きさせり十七時に祭司アザ
 十九
 リヤエホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の後にしたがひ入り十八ウツヤ王を阻めてこれに言けるはウツ
 ヤエホバに香を焚くことは汝のなすべき所にあらずアロンの子孫にして香を焚くために潔められたる祭司等の

十九
 なるべき所なり聖所より出よ汝は罪を犯せりエホバ神なんちに懲を加へ給はじと十九是に於てウツヤ
 怒を發し香鑪を手にさりて香を焚きんせしむその祭司にむかひて怒を發しをる間に癩病その類に起
 二十
 れり時に彼はエホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側を走る二十祭司の長アザリヤおよび一切の祭司
 等彼を見しに已にその類に癩病生じぬれば彼を其處より速にいだせり彼もまたエホバの己を撃
 二十一
 ち給へるを見て自ら急ぎて出たりニウツヤ王は其死ぬる日まで癩病人となり居りしがその癩病人と
 二十二
 なるに及びては別殿に住めりエホバの室より断ればなり其子ヨタム王の家を管理て國の民を審判けり
 二十三
 三ウツヤのその餘の始終の行爲はアモツの子預言者イザヤ之を書記したり二三ウツヤその先祖等々共に寢
 たりたれば彼は癩病人なりさて王等の墓に連接る地にこれを葬りてその先祖等々ともならしむその子ヨタ
 二十四
 ムこれに代りて王となれり
 第二十七章 ヨタムは二十五歳の時に即位しエルサレムにて十六年の間世を治めたり其母はザドク
 一
 の女にして名をエルシヤといふニヨタムはその父ウツヤの凡て爲したる如くエホバの善しと視給ふ事なせ
 二
 り但しエホバの殿には入りき民は尙惡き事を爲せり三彼エホバの家の上の門を建なほしオハルの石垣を多
 三
 く築き増し四ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および成樓を築けり五彼アンモン人の王と戦ひ
 四
 之に勝てり其年アンモンの子孫銀百タラント小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれりアンモンの子孫
 五
 は第二二年にも第三年にも是のこころ彼に貢をいする六ヨタムその神エホバの前に於てその行を堅うした
 六
 るに因りて禱能ある者となれり七ヨタムその餘の行爲その一切の戰鬥およびその行なごはイスラエルさ
 七
 ヌダの列王の書に記さる八彼は二十五歳の時に即位しエルサレムにて十六年の間世を治めたり九ヨタム
 八
 その先祖等々にも寢りたればダビデの邑にこれを葬れりその子アハズこれに代りて王となる
 九
 第二十八章 アハズは二十歳の時に即位しエルサレムにて十六年の間世を治めたりしがその父ダビデと
 十
 異にしてエホバの善しと観給ふ所を行はずニイスラエルの王等の道にあゆみ亦諸のバアルのために

三 像を鑄造り三ベンヘンノム谷にて香を焚きその子を火に焼きなごしてエホバがイスラエルの子孫の前より
 四 逐はらひたまひし異邦人の行ふところの憎むべき事に倣ひ四また崇邱の上丘の上一切の青木の下にて
 五 犠牲をささげ香を焚けり五是故にその神エホバ彼をスリアの王の手に付したまひてスリア人つひに彼を撃
 六 破りその人々を衆く虜囚としてダマスコに曳ゆけり彼はまたイスラエルの王の手に付されたればイスラ
 七 エルの王を撃ちて大にその人を殺せり六すなはちレマリヤの子レカエダにおいて一日の中に十二萬人を
 八 殺せり皆勇士なり是は彼らその先祖の神エホバを棄てしに由るなり七其時にエフライムの勇士シクリ
 九 いふ者王の子マアセヤ宮内卿アズリカムおよび王に亞ぐ人エルカナを殺せり八イスラエルの子孫つひにそ
 十 の兄弟の中より婦人ならびに男子女子なご合せて二十萬人を俘擄にしまた衆多の掠取物を爲しその掠取
 十一 物をサマリヤに携へゆけり九時に彼處にエホバの預言者ありその名をオデといふ彼サマリヤに歸れる軍
 十二 勢の前に進みいでて之に言けるは汝らの先祖の神エホバユダを怒りてこれを汝らの手に付したまひしが
 十三 汝らは天に達するほどの忿怒をもて之を殺せり十然のみならず汝ら今ユダを怒りてこれを汝らの手に付したまひしが
 十四 て己の奴婢さなさんと思ふ然も汝ら自身もまた汝らの神エホバに罪を獲たる身にあらすや十一然ば今我に
 十五 聞き汝ら其の兄弟の中より携へ來りし俘擄を放ち歸せエホバの烈しき怒なんちらの上に臨まんざすれば
 十六 なりぞ十二是においてエフライム人の長たる人々すなはちヨハナンの子アザリヤメシレモテの子ベレキヤ
 十七 シヤルムの子ヒゼキヤハテライの子アマサ等戦争より歸れる者等の前に立ちふさがりて十三之にいひけるは
 十八 汝ら俘擄を此に曳きいるべからず汝らは我らをしてエホバに愆を得せしめて更に我らの罪愆を増んざす我
 十九 らの愆は大にして烈しき怒イスラエルにのぞまんざするなりぞ十四是において兵卒等その俘擄を掠取
 二十 物を牧伯等全會衆の前に遺おきければ十五上に名を擧げたる人々たちて俘擄を受取り掠取物の中より
 二十一 衣服を取てその裸なる者に着せ之に靴を穿せ食飲を爲しめ膏油を沃き等しその弱き者ば盡く驢馬に乘せ
 二十二 斯して之を棕櫚の邑エリコに導きゆきてその兄弟に詣らしめ而してサマリヤに歸れり○十六當時アハズ

十七 王人をアツスリヤの王等に遣して援助を乞はしむ十七其はエドム人また來りてユダを攻撃ち民を擄へて去た
 十八 ればなり十八ベリシテ人もまた平野の邑々およびユダの南の邑々を侵してベテシメシアヤロンゲテロテお
 十九 びびシヨコその郷里テムナその郷里ギムズその郷里を取りて其處に住めり十九イスラエルの王ア
 二十 ハズの故をもてエホバかくユダを卑くしたまふ其は彼ユダの中に淫逸なる事を行ひつエホバにむいひて
 二十一 大に罪を犯したればなり二十アツスリヤの王テガラテベレセルは彼の所に来りしつども彼に力をそへず
 二十二 して反てこれを煩はせり二一アハズエホバの家と王の家および牧伯等の家の物を取りてアツスリヤの王に
 二十三 與へけれどもアハズを援ぐることをせざりき二二此アハズ王はその困難の時に當りてますくエホバに罪を
 二十四 犯せり二三即ち彼等のれを撃るダマスコの神々に犠牲を獻げて言ふスリアの王等の神々はその王等を助くれ
 二十五 ば我もこれに犠牲を獻げん然ば彼ら我を助けん然れども彼等はかへつてアハズをイスラエル全國を介す
 二十六 者さなれり二四アハズ神の室の器皿を取聚めて神の室の器皿を切りエホバの室の戸を閉ちエホバサレ
 二十七 ムの隅々に凡て祭壇を造り二五ユダの一切の邑々に崇邱を造りて別神に香を焚き等してその先祖の神
 二十八 エホバの忿怒を惹起せり二六アハズその餘の始終の行爲およびその一切の行跡はユダをイスラエルの列
 二十九 王の書に記さる二七アハズその先祖等さまに寝りたればエホバサレムの邑にこれを葬れり然れどもイスラエル
 三十 王の書に記さる二七アハズその先祖等さまに寝りたればエホバサレムの邑にこれを葬れり然れどもイスラエル
 三十一 第二十九章一ヒゼキヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたりその母はセ
 三十二 カリヤの女にして名をアビヤといふ二ヒゼキヤは其父ダビデの凡てなしたる如くエホバの目に善しと視たま
 三十三 ふ事をなせり三即ち彼の治世の第一年一月にエホバの室の戸を開きつ之を修繕し祭司およびレビ人
 三十四 を携へいりて東の廣場にこれを集め五而して之にいひけるはレビ人よ我に聽け汝等いま身を潔めて汝ら
 三十五 の先祖の神エホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ六夫我らの先祖は罪を犯し我らの神エホバの目に惡し
 三十六 しき見給ふことを行ひてエホバを棄てエホバの住所に面を背けて後を之に向け七また廊の戸を閉ち燈火を消

八 聖所にてイスラエルの神に香を焚かず燔祭を獻げざりし八是をもてエホバの忿怒ユダとエルサレムに臨み
 九 エホバ彼等をして打たばよはされしめ詭異とならしめ胡虜とならしめ汝らが目に見るごとし九
 十 即ち我等の父は劍に斃れ我らの男子女子および妻等はこれがために俘虜となれり十今我イスラエルの神エ
 十一 ホバと契約を結ばんとする意志ありその烈しき怒我らを離るることあらん十一我子等も今は怠る勿れ
 十二 エホバ汝らを選びて己の前に立ちて事へしめ己に事ふる者となし香を焚く者となし給ひたればなり○十二
 十三 是に於いてレビ人起り即ちコハテの子孫の中にてはアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエルメラ
 十四 りの子孫の中にてはアブデの子キシおよびエハレレルの子アザリヤゲルシオン人の中にてはシンマの子ヨ
 十五 アおよびヨアの子エデン 十三エリザパンの子孫の中にてはシムリおよびエイエルアサフの子孫の中にて
 十六 セカリヤおよびマツタニヤ 十四ヘマンの子孫の中にてはエヒエルおよびシメイエドトンの子孫の中にて
 十七 はシマヤおよびリツエル 十五かれらその兄弟を集めて身を潔めエホバの言に依りて王の傳へし命令にし
 十八 たがひてエホバの室を潔めんきて入り來り 十六祭司等エホバの室の奥に入りてこれを潔めエホバの殿にあり
 十九 し汚穢をこそくくエホバの室の庭に携へいだせばレビ人それを受て外にいだしキデロン河に持ち至る 十七
 二十 彼ら正月の元日に潔むることを始めてその月の八日にエホバの廊におよびまたエホバの家を潔むるに
 二十一 八日を費し正月の十六日にいたりて之を終れり 十八斯て彼らヒセキヤ王の處に入りて言ふ我らエホバの
 二十二 室をこそくく潔めまた燔祭の壇と其の一切の器具および供前のパンの案とその一切の器皿を潔めた
 二十三 十九り 十九またアハズ王がその治世に罪を犯して棄てたりし一切の器皿をも整へて之を潔めエホバの壇の前
 二十四 に之を据置けり 二十是に於てヒセキヤ王蚤に起きて邑の牧伯等をあつめてエホバの家にのほり行き 二二
 二十五 牡牛七匹 羊七匹 羔羊七匹 牡山羊七匹を牽き來らしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロン
 二十六 の子孫たる祭司等に命じてこれをエホバの壇の上に獻げしむ 二三即ち牡牛を宰れば祭司等その血を受て壇に
 二十七 灑ぎまた牡羊を宰ればその血を壇に灑ぎまた羔羊を宰ればその血を壇に灑げり 二三かくて人々罪祭の牲

二四 山羔を王さ會衆の前に牽き來りければ彼ら其上に手を按けり 二四而して祭司これに宰りその血を罪祭とし
 二五 て壇の上に獻げてイスラエル全國のために贖罪をなせり是は王イスラエル全國のために燔祭および罪祭
 二六 を獻ぐることを命じたるに因る 二五王レビ人をエホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガデと預言者ナ
 二七 タンの命令にしたがひて之に鏡鍔瑟および琴を執しむ是はエホバがその預言者によりて命じたまひし所な
 二八 り 二六是に於いてレビ人はダビデの樂器をさり祭司は喇叭をさりて立つ 二七時にヒセキヤ燔祭を壇の上に
 二九 獻ぐることを命ぜり燔祭をささげ始むるさきエホバの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器を
 三〇 ならしはじめたり 二八しかして會衆みな禮拜をなし謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹き鳴し燔祭の終
 三一 るまで凡て斯ありしが 二九獻ぐる事の終るにおよびて王および之と偕に在る者みな身をわめて禮拜をなせ
 三二 り 三十かくてまたヒセキヤ王および牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの詞をもてエホバを讚美
 三三 せしむ彼等喜樂をもて讚美し首をさげて禮拜す 三二時にヒセキヤ王とて言けるは汝らすでにエホバに
 三四 事へんために身を潔めたれば進みよりてエホバの室に犧牲および感謝祭を携へきたれさ會衆すなはち
 三五 犠牲および感謝祭を携へきたる 又志ある者はみな燔祭を携ふ 三三會衆の携へきたりし燔祭の數は
 三六 牡牛七十 牡羊 一百 羔羊二百 是みなエホバに燔祭として奉る者なり 三三また奉納物は牛六百 羔三千 羊
 三三 三三 然るに祭司 寡くしてその燔祭の物の皮を剥つくこと能はざりければその兄弟たるレビ人これ
 三三 三三 助けてその工を終ふ斯る間に他の祭司等も身を潔むレビ人は祭司よりも心正しくして身を潔めたり 三五
 三三 燔祭夥多しくあり酬恩祭の脂およびすべての燔祭の酒も然り斯エホバの室の奉事備はれり 三六この事
 三三 俄なりしわざも神かく民のために備をなし給ひしに因りてヒセキヤおよび一切の民喜べり
 第三十章 茲にヒセキヤイスラエルとユダに遍く人を遣しまた書をエフライムとマナセに書きおくりエル
 二 サレムなるエホバの室に來りてイスラエルの神エホバに 逾越節を行はんことを勸む 二王すでにその牧
 一 伯等およびエルサレムにある會衆と議り二月をもて 逾越節を行はんと定めたり 三其は祭司の身を潔め

四 者足す民またエルサレムに集らざりしに因りて彼時にこれを 行ふことを得ざればなり 四王も 會衆も此
 五 事を見て善しとなし 五即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルに遍れく宣布しめしエルサレ
 六 ムに來りてイスラエルの神エホバに 逾越節を行はんことを勸む是はその録されたるごとくにこれを 行ふ
 七 事久しく無りしが故なり 六飛脚すなはち王とその牧伯等が授けし書をもちてイスラエルをエダを遍れく行め
 八 ぐり王の命を傳へて云ふイスラエルの子孫よ 汝らアブラハムイサクイスラエルの神エホバに起歸れ然らば
 九 エホバアッスリヤの王等の手より逃れて遺るごころの汝らに歸りたまはん 七汝らの父あよび 兄弟の如くな
 十 らざれ彼らその先祖の神エホバにむかひて罪を犯したればこれを滅亡に就しめたまへり 汝らが見るごころ
 十一 然らば汝らの父のごとく汝ら 頂を強くせずしてエホバに歸服しその永久に聖別たまひし聖所に入り汝ら
 十二 の神エホバに事へよ然ればその烈しき 怒なんぢらを離れん 九 汝ら若しエホバに歸らば汝らの 兄弟あよび
 十三 子女その已を携へゆきし者の前に矜憫を得て遂にまた此國にへらん 汝らの神エホバは恩恵あり憐憫ある者
 十四 にましませば 汝らこれに起ち へるに於ては面を汝らに背けたまはじ 十 かくのごとく飛脚エフライムマ
 十五 ナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆これを 嘲り笑へり 十一 但しアセル
 十六 マナセあよびゼブルンの中より身を卑くしてエルサレムに來りし者もあり 十二 またエダに於ては神その力を
 十七 いたして人々に心を一にせしめ王と牧伯等がエホバの 言に依り傳へし命令を之に 行はしむ 十三 斯りし
 十八 二月にいたりて民酔いれぬパンの 節を行はんとて多くエルサレムに來り集れりその會はなはだ大な
 十九 りき 十四 彼等すなはち起ちてエルサレムにある 諸の壇を取のぞきまた一切の香壇を取のぞきて之をキテロ
 二十 シ川に投げすて 十五 二月の十四日に 逾越の物を宰れり是に於て祭司等あよびレビ人は自ら恥し身を潔めてエ
 二十一 ホバの室に燔祭を携へきたり 十六 神の人モーセの律法に循ひ例に依り 各その所に立ち而して祭司等レビ人
 二十二 の手より血を受けて灑げり 十七 時に 會衆の中に未だ身を潔めざる者多かりければレビ人その潔からざる一切
 二十三 の人々に代りて 逾越の物を宰りてエホバに潔め獻ぐ 十八 また衆多の民すなはちエフライムマナセイツサカ

ルゼパルンより來りし多衆の者未だ身を潔むる事をせずその書録されし所に違ひて 逾越の物を食へり是を
 廿四 もてヒゼキヤこれがために祈りて云ふ 十九 恵ふかきエホバよ凡そその心を 傾けて神を求めその先祖
 廿五 の神エホバを求むる者は假令聖所の潔齋に 循はざるごも願はば是を赦し給へ 二十 エホバヒゼキヤに聽き
 廿六 て民を醫したまへり 二一 エルサレムにきたれるイスラエルの子孫は大なる喜悅をいだきて七日の 間酔いれ
 廿七 めパンの節をふこなへり又レビ人祭司は日々にエホバを讚美し高聲の樂を奏してエホバを頌へたり 二二 ヒ
 廿八 ゼキヤエホバの奉事に善通じなる一切のレビ人を深く 勞ふ 斯人衆 酬恩祭を獻げその先祖の神エホバ
 廿九 に感謝して七日のあひだ節の物を食へり 二三 かくて又全會あひ議りて更に七日を守らん 廿四 喜悅をいた
 三十 きてまた七日を守れり 二四 時にエダの王ヒゼキヤは 牡牛一千 羊七千を 會衆に餽り又牧伯等は 牡牛一千
 三十一 羊一萬を 會衆に餽り祭司もまた衆く身を潔めたり 二五 エダの全會衆あよび祭司レビ人ならびにイス
 三十二 ラエルより來れる全會衆あよびイスラエルの地より來れる 異邦人エダに住む 異邦人みな喜べり 二六
 三十三 かくエルサレムに大なる喜悅ありきイスラエルの王ダビデの子ツロモンの時より以來かくのごとき事エルサ
 三十四 レムに在ざりしなり 二七 この時祭司レビ人起ちて民を祝しけるにその 言聽かれその祈禱エホバの聖き住所
 三十五 なる天に達せり

第三十一章 此事すべて終りしかば其處に在りしイスラエル人みなエダの邑々に出ゆき 柱像を碎きアシ
 一 ラ像を研たふしエダまべニヤミンの全地より 崇 邱を祭壇を崩し絶ちエフライムマナセにも及ぼして遂
 二 にまつたく之を毀ち而してイスラエルの子孫あひくその邑々に還りて 己の産業にいたれり 〇ニヒゼキヤ
 三 祭司あよびレビ人の班列を定めその班列にしたがひて 各にその 職を行はしむ即ち祭司レビ人をして
 四 燔祭あよび 酬恩祭を獻げしめエホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ 三また 己の
 五 財産の中より王の分を出して燔祭のためにす 即ち朝夕の燔祭あよび安息日朔日節會などの燔祭のため
 六 に之を出してエホバの律法に記さるる如くす 四 彼またエルサレムに住む民に祭司レビ人にその分を與へん

五 命を命ず是れを以てエホバの律法に身を委ねしめんまでなり 五其命令の傳はるや否やイスラエルの子孫穀物酒油蜜ならびに田野の諸の産物の初を多く獻げまた一切の物の什一を夥多しく携へきたる六ユダの邑々に住るイスラエルユダの子孫もまた牛羊の什一ならびにその神エホバに納むべき聖物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ七三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり八エホバの室に禮物を携ふることを始めしより以來我等飽くまでに食ひしがその餘れる所はなほ多しエホバの民をめぐみたまひたればなりその餘れる所はなほ夥多し九十一七セキヤエホバの家の内に於て物を事を祭司レビ人に問尋ればナザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民エホバの室に禮物を携ふることを始めしより以來我等飽くまでに食ひしがその餘れる所はなほ多しエホバの民をめぐみたまひたればなりその餘れる所はなほ夥多し十一七セキヤエホバの家の内に於て物を事を祭司レビ人に問尋ればナザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民エホバの室に禮物を携ふることを始めしより以來我等飽くまでに食ひしがその餘れる所はなほ多し十二エホバの室を設くることを命じければ則ちこれを設け十三忠實にその禮物什一および奉納物を携へいれり十四人コナニヤこれを主りその兄弟シメイこれに副ふ十三エホバの室を設くることを命じければ則ちこれを設け十三忠實にその禮物什一および奉納物を携へいれり十五ヨザバデエリエルイスマキヤマハテベナヤ等七セキヤ王および神の室の宰アザリヤの命に依りコナニヤおよびその兄弟シメイの手下につきてこれが監督者なる十四東の門を守る者レビ人エムナの子コレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司りてエホバの獻納物および至聖物を頒つ十五その手につく者はエテンミニヤミンエシユアシマヤアマリヤ及びシカニヤみな祭司の邑々に居りてその職を盡しその兄弟に班列に依て之を頒つ大小ともに均し十六此外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上にしてエホバの室に入りその班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すころの者に之を頒つ十七またその宗家にしたるひて名簿に載られその班列にしたがひて擔任の事を執行すころの祭司および二十歳以上のレビ人十八ならびに名簿に載たるその小き者その妻その男子その女子などに盡く之を頒つ會中すべて然り即ち彼等は潔白忠實にその職を盡せり十九また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のために邑に人に人を名指し選び祭司の中一切の男およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にその分を予へしむ二十

二 ヒセキヤユダ全國に斯のごとき爲し善事正き事忠實なる事をその神エホバの前に行へり二一凡てその神の室の職務につき律法につき誠命につきて行ひ始めてその神を求めし工は悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

第三十二章 ヒセキヤは是等の事を行ひ且つ忠實なりし後アツスリヤの王セナケリブ來りてユダに入り堅固なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んます二ヒセキヤセナケリブの既に来りエルサレムに攻め向はん三すするを見三その牧伯等および勇士等謀りて邑の外なる一切の泉水を塞がんとす彼等これを助く四衆多の民あつまりて一切の泉水および國の中を流れたる溪河を塞ぎていひけるはアツスリヤの王等來りて水を多く得ば豈で可らんや五ヒセキヤまた力を強くし破れたる石垣を悉く建てなほして之を成樓まで築き上げその外にまた石垣をめぐらしガビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り六軍長を多く民の上に立て七邑の門の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ七汝ら心を強くし且勇めアツスリヤの王のためにも彼こそ八もなる群衆のためにも懼るる勿れ懼る勿れ我らこそなる者は彼こそにもなる者より多きぞかし八彼こそ九もなる者は肉の腕なり然れども我らこそなる者は我らの神エホバにして我らを助け我らに代りて戦ひたまふべし十民はユダの王ヒセキヤの言に安んず○九此後アツスリヤの王セナケリブその全軍をもてラキシを攻圍み居りて臣僕をエルサレムに遣してユダの王ヒセキヤおよびエルサレムに在る一切のユダ人に告しめて云くナアツスリヤの王セナケリブかく言ふ汝ら何を待みてエルサレムに閉籠りたるや十一ヒセキヤ我らの神エホバアツスリヤの王の手より我らを救ひ出したまはんとす十二ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十三ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十四ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十五ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十六ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十七ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十八ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや十九ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや二十ヒセキヤは即ちエホバの諸の崇邱を祭壇を取り除きユダを饑渴きて死なしめんとすに非ずや

十五 救ひ出すことを得し者あらんや然れば汝らの神いかに汝らわが手より救ひだすことを得ん十五然れば斯ヒセキヤに欺かるる勿れ諍ひざる勿れまた彼を信する勿れ何の民何の國の神もその民を我手または我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれば況て汝らの神いかに我手より汝らを救ひ出すことを得ん

十六 十六セナケリアの臣僕等この外にも多くエホバ神およびその僕ヒセキヤを誹れり十七セナケリアまた書をわきまきおくりてイスラエルの神エホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々その民をわが手より救ひださざりし如くヒセキヤの神もその民をわが手より救ひ出さじと云ふ十八彼ら遂に大聲を擧げユダヤ語をもて石垣の上なるエルサレムの民に語り之を感しかつ擾せり是は邑を取んさてなり十九斯く彼らはエルサレムの神を論するこそ人の手の作なる地上の民の神々を論するがごとくせり二十是によりてヒセキヤ王およびアモツの子預言者イザヤ共に祈禱りて天に呼ばはりければ二二エホバ天の使一箇を遣してアツスリヤ王の陣營にある一切の大勇士および將官軍長等を絶たしめ給へり斯りしかば王面を蔽らめて己の國に還りけるがその神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり二三是のこそエホバヒセキヤとエルサレムの民をアツスリヤの王セナケリアの手および諸人の手より救ひいだし四方において之を守護たまへり二三是において衆多の人獻納物をエルサレムに携へきたりてエホバに奉りまた財寶をユダの王ヒセキヤに覬り此後ヒセキヤは萬國の民に尊び見らる〇二四當時ヒセキヤ病みて死なんさせしがエホバに祈りければエホバ之に告をなし之に休徵を賜へり二五然るにヒセキヤ其蒙むりし恩に酬ゆることをせずして心に高ぶりければ震怒これに臨まんさせしまたユダとエルサレムに臨まんさせしが二六ヒセキヤその心に高慢を悔て身を卑くしエルサレムの民も同じく然なしたるに因りてヒセキヤの世にはエホバの震怒かれらに臨まざりき〇二七ヒセキヤは富貴を極め府庫を造りて金銀寶石香物楯および各種の寶貴き器物を藏め二八また倉廩を造りて穀物酒油などの産物を藏め園を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置きたり二九また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有てり是は神貨財を甚だ多く之に賜ひしが故なり三十

のヒセキヤまたギホンの水の上の源を塞ぎて之を下より眞直にダビデの邑の西の方に引けり斯ヒセキヤはその一切の工を善く成就たり三二但しバビロンの君等が使者を遣してこの國にありし奇蹟を問はしめたる時には神かれを棄ておき給へり是はその心に有る事の盡く知らんがために之を試み給へるなり〇三三ヒセキヤのその餘の行爲およびその德行はユダとイスラエルの列王紀の書の中なるアモツの子預言者イザヤの默示の中に記さる三三ヒセキヤその先祖等と偕に寝りたればダビデの子孫の墓の中なる高き處にこれを葬りユダの人々およびエルサレムの民みな厚くその死を送れりその子マナセこれに代りて王となる

第三十三章 マナセは十二歳の時位に即きエルサレムにて五十五年の間世を治めたり二彼はエホバの目に惡しと觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりエホバの逐はらひ給ひし國人の行ふことこの憎むべき事に倣へり三即ちその父ヒセキヤの毀ちたりし崇邱を改め築き諸のバアルのために壇を設けアシラ像を作りて天の衆群を拜みて之に事へ四またエホバが我名は永くエルサレムに在るべしと宣ひしエホバの室の内に數箇の壇を築き五天の衆群のためにエホバの室の兩の庭に壇を築き六またベンヒンノムの谷にてその子女に火の中を通らせかつ占トを行ひ魔術をつひ禁厭を爲し憑鬼者ミト箴師を取用ひなごしてエホバの目に惡しと視たまふ事を多く行ひてその震怒を惹起せり七彼またその作りし偶像を神の室に安置せり神此室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我この室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるエルサレムに吾名を永く置かん八彼らもし我が凡て命ぜし事即ちモーセが傳へし一切の律法の法度と例典を謹みて行はゞ我が汝らの先祖の爲に定めし地より我れが足を重ねてうつさじとユダナセはユダとエルサレムの民を迷はして惡を行はしめたり其狀イスラエルの子孫の前にエホバの滅したまひし異邦人よりも甚だし十エホバマナセおよびその民を論し給ひしがも聽くことをせざりき十一是をもてエホバアツスリヤの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて擡へ之を紐械に繋ぎてバビロンに曳きゆけり十二然るに彼患難に罹るに及びてその神エホバを和めその先祖の神の前に大に

十三 身を卑くして 十三神に祈りければその祈禱を容れその懇願を聞きこれをエルサレムに携へて再び
 十四 國に蒞ましめたまへり是によりてマナセエホバは誠に神に在すぞ知れり○ 十四の後ハレダビテの邑の外に
 十五 築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き 十五またエホバの室より異邦の神々および偶像を取除きエ
 十六 ホバの室の山にエルサレムに自ら築きし一切の壇を取除きて邑の外に投げ捨て 十六エホバの壇を修覆して
 十七 酬恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神エホバに事へしめたり 十七然れども民
 十八 は猶崇 邱にて犠牲を獻ぐることを爲せり但し其神エホバに而已なりき 十八マナセのその餘の行爲その神
 十九 になせし祈禱およびイスラエルの神エホバの名をもて彼を諭せし先見者等の言はイスラエルの列王の言行
 二十 録に見ゆ 十九又その祈禱を爲したる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くする前に崇 邱を築き
 二十一 てアシラ像および刻たる像を立てたる處々などはホザイの言行録の中に記さる 二十マナセの先祖と共
 二十二 に寢りたれば之をその家に葬り其子アモンこれに代りて王となる○ 二二アモンは二十二歳の時位に即き
 二十三 エルサレムにて二年の間世を治めたり 二三彼は其父マナセの爲せし如くエホバの目に惡き觀たまふ事を爲
 二十四 り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻みたる像に犠牲を獻げて之に事へ 二三その父マナセが身を卑
 二十五 くせし如くエホバの前に身を卑くするを爲ざりき斯くのアモン 愈その愆を増したりしが 二四その臣僕
 二十六 黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり 二五然るに國の民その黨を結びてアモン王に叛きし者等を
 二十七 盡く誅し而して國の民その子ヨシヤを王となしてその後を嗣がしむ
 二十八 第三十四章 一ヨシヤは八歳の時位に即きエルサレムにて三十一年の間世を治めたり 二彼はエホバの善
 二十九 しと觀たまふ事を爲しその父ダビデの道に歩みて右にも左にも曲らざりき 三 卽ち尙若かりしヨシヤの治
 三十 世の八年にその父ダビデの神を求むることを始めその十二年には崇 邱アシラ像刻みたる像鑄たる像など
 三十一 を除きてユダとエルサレムを潔むることを始め 諸のバアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立てる日の

像を研削しアシラ像および彫像鑄像を打碎きて粉々にし是等に犠牲を獻げし者等の墓の上に其を撒きちら
 一 五祭司の骨をその壇の上に焚き斯してユダとエルサレムを潔めたり 六またマナセエフライムシメ
 二 オン及びナフタリの荒れたる邑々にも斯なし七諸壇を毀ちアシラ像および諸の彫像を徹塵に打碎きイスラ
 三 エル全國の日の像を盡く研たふしてエルサレムに歸りぬ○ 八ヨシヤその治世の十八年にいたりて已に國
 四 のレビ人がマナセエフライムおよび其餘の一切のイスラエル人ならびにユダとベニヤミンの人およびエル
 五 サレムの民の手より斂めたる者なり 十やがてエホバの室を監督するところの工師等の手にこれを交しければ
 六 彼等エホバの室にて操作さるるの工人にこれを交して室を繕ひ修めしむ 十一 卽ち木匠および建築者に之を
 七 交しユダの王等が環りたる家々の爲に琢石および骨木を買はしめ梁木をささぐのほしむ 十二その人々忠實に
 八 操作けりその監督者はメラリの子孫たるヤハテオバテヤおよびコハテの子孫たるセカリヤメシユラムな
 九 るのレビ人なりき彼等すなはち之を主る又築器を弄ぶに精巧なるレビ人凡て之に伴ふ 十三彼等亦荷
 十 を負ふものを監督し種々の工事に操作さるるの諸の工人をつかさざり別々のレビ人書記となり役人となり
 十一 門守となり 十四エホバの室にいりし金を取いだすに當りて祭司ヒルキヤモーセの傳へしエホバの律法の
 十二 書を見いだせり 十五ヒルキヤは是に於て書記官シヤパンに告げて言けるは我エホバの室にて律法の書を見
 十三 だせりと而してヒルキヤその書をシヤパンに付しければ 十六シヤパンその書を王の所に持ちゆき王に復命
 十四 まうして言ふ僕等その手に委ねられし所を盡く爲し 十七エホバの室にありし金を打あけて之を監督者
 十五 の手および工人の手に交せり 十八書記官シヤパン亦王に告げて祭司ヒルキヤ我に一の書を交せりと言ひ
 十六 シヤパン其を王の前に讀けるに 十九王その律法の言を聞いて衣服を裂り 二十而して王ヒルキヤとシヤパンの子
 十七 アヒカムとミカの子アブドンと書記官シヤパンと王の内臣アサヤとに命じて言ふ 二一汝ら往てこの見當り

し書の言につきて我のためまたイスラエルに遺れる者等のためにエホバに問へ我らの先祖等はエホバの言を守らずして此書に記されたる所を行ふことを爲さざりしに因てエホバ我等に大なる怒を激し給ふべければなりと 二三是に於てホルキヤおよび王の人々シャルムの妻なる女預言者ホルダの許に往けりシヤルムはホルハスの子なるテクラの子にして衣裳を守る者なり時にホルダはエルサレムの第二の邑に住をれり彼等すなはちホルダに斯く語りしかば 二三ホルダこれに答へけるはイスラエルの神エホバは言たまふ汝を我に遣せる人に告げよ 二四エホバは言たまふエホバの王の前に讀し書に記されたる諸の呪詛に循ひて我この處に此に住む者に災害を降さん 二五其は彼ら我を棄てて他の神に香を焚き己が手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたればなりこの故にわが震怒この處に留きて滅えざるべし 二六されど汝を遣してエホバに問はしむるユダの王には汝ら斯いふべしイスラエルの神エホバは言たまふ汝が聞く言につきては 二七汝此處に此にすむ者を責る神の言を聞き時に心やさしくして神の前に於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂きて我前に泣きたれば我も汝に聞きエホバ宣ふ 二八然ば我なんぢをして汝の先祖等に列ならしめん 汝は安然に墓に歸することを得べし 汝は我が此處に此に住む者に降さん 二九災害を目に見ることをあらしめ彼等すなはち王に復命まうしぬ 〇 二九是に於て王人を遣してユダにエルサレムの長老をこゝに集め 三十而して王エホバの室に上りゆけりユダの人々エルサレムの民祭司レビ人もよび一切の民大より小にいたるまでこゝに集りて王の所に立ちてエホバの前に契約を立てエホバに誓ひて歩み心を盡し精神を盡してその誠命と証詞と法度を守り此書に記されたる契約の言を行はんとす 三一 〇 三二エルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人々をみな之に加はらしめたりエルサレムの民すなはちその先祖の神にまします御神の契約にしたがひて行へり 三三かくてヨシヤイスラエルの子孫に屬する一切の地より憎むべき者を盡く取り除きイスラエルの有ゆる人をしてその神エホバに事まつらしめたりヨシヤの世に

ある日の間は彼らその先祖の神エホバに従ひて離れざりき 第三十五章 茲にヨシヤエルサレムにおいてエホバに逾越節を行はんとし 正月の十四日に逾越の物を宰らしめ 二祭司をしてその職を執行はせ之を勵してエホバの室の務をなせしめ 三またエホバの聖者となりてイスラエルの衆を誨ふるレビ人に言ふ汝らイスラエルの王ダビデの子ソロモンが建てたる家に聖契約の匱を放け再び肩に擔ふことを有らざるべし 然ば今汝らの神エホバ及びその民イスラエルに事ふべし 四汝らまたイスラエルの王ダビデの書およびその子ソロモンの書に本づきて父祖の家に循ひその班列に依りて自ら準備をなし 五汝らの兄弟なる民の人々の宗家の區分に循ひて聖所に立ち之にレビ人の宗族の分缺ることを無らしむべし 六汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝らの兄弟のために準備をなしモーセが傳へしエホバの言のごとく行ふべし 七ヨシヤすなはち羔羊および羔山羊を民の人々に饗する其數三萬また牡牛三千を饗する是みな王の所有の中より出して其處に居る一切の人のために逾越の祭物となせるなり 八その牧伯等も民と祭司とレビ人に誠意より與ふる所ありまた神の室の長等ヘルキヤセカリヤエヒエルも綿羊二千六百牛三百を祭司に與へて逾越の祭物となす 九またレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤネタンエル並にハシヤビヤエイエエルヨザバデなども綿羊五千牛五百をレビ人に饗りて逾越の祭物となす 十是のごとく獻祭の事備はりぬれば王の命にしたがひて祭司等は其所の擔任場に立ちレビ人はその班列に循ひ居り 十一やがて逾越の物を宰りければ祭司その血を之が手より受けて洒げりレビ人の皮を剥り 十二かくて燔祭の物を移して民の人々の父祖の家の區分に付してエホバに獻げしむモーセの書に記されたるが如し其牛に行ふことも亦是のごとし 十三而して例規のごとくに逾越の物を火にて炙りその他の聖物を鍋釜鼎などに烹て一切の民の人々に奔配れり 十四かくて後われら自身のためは祭司等のために備ふ其はアロンの子孫たる祭司等は燔祭の脂を獻げて夜に入りたればなり是に因りて斯レビ人自分の爲さアロンの子孫たる祭司等のために備ふるなり 十五アサフの子孫たる謳歌者等はダビデアサフヘマンおよび

王の先見者エドトンの命に從ひてその擔任場に居り門を守る者等は門々に居りてその職務を離るるに及ばざりき其はその兄弟たるレビ人これのために備へたればなり 十六斯のごとき其日エホバの獻祭の事ごときごとき備はりければヨシヤ王の命にしたがひて 逾越節を行ひエホバの壇に燔祭を獻げたり 十七即ち其處に來れるイスラエルの子孫その時 逾越節を行ひ七日の間 辭いれぬパンの節を行へり 十八預言者サムエルの日より以來イスラエルにて是のごとくに 逾越節を行ひし事なし又イスラエルの諸王の中にはヨシヤが祭司レビ人ならびに來りあつまれるエダゴイスラエルの諸人およびエルサレムの民ごともに行ひし如き 逾越節を行ひし者一人もあらず 十九この 逾越節はヨシヤの治世の十八年に行ひしなり 二十是のごときヨシヤ殿をさうのへし後エジプトの王ネコエフラテの邊なるカルケミシを攻撃んさて上り來りけるにヨシヤ之を禦がんさて出往けり 二一是においてネコ使者をかれに遣して言ふエダゴの王よ是めに汝の與る所ならんや今日汝を攻んさて非ず我敵の家を攻んさてするなり神われに命じて急がしむ神われ共におり汝神に逆ふごきを罷めよ恐くは彼なんぢを滅し給はんご 二二然るにヨシヤ面を轉して去るごきを肯はず却てこれ戦はんさて服裝を變へ神の口より出しネコの言を聽きいれずしてメギドン谷に到りて戦ひけるが 二三射手の者等ヨシヤ王に射中たれば王その臣僕にむかひて我を扶け出せ我太癩を負ふ 二四と言へり 二四是に於てその臣僕等かれをその車より扶けおるし其引せたる次の車に乗てエルサレムにつれゆきけるが遂に死にたればその先祖の墓に之を葬りぬエダゴエルサレムみなヨシヤのために哀しめり 二五時にエレミヤヨシヤのために哀歌を作れり 謳歌男 謳歌女 今日にいたるまでその哀歌の中にヨシヤの事を述べイスラエルの中に之を例となせりその詞は哀歌の中に書さる 二六ヨシヤのその餘の行爲そのエホバの律法に録されたる所にしたがひて爲し德行 二七およびその始終の行爲などはイスラエルエダゴの列王の書に記さる

一 第三十六章 一是において國の民ヨシヤの子エホアハズを取りエルサレムにてその父にいはりて王とならし

二 エホアハズは二十三歳の時に即きエルサレムにて三月の間世を治めけるが 三エジプトの王エルサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課せり 四而してエジプトの王ネコ彼の兄弟エリヤキムをもてエダゴエルサレムの王となして之が名をエホヤキムと改めその兄弟エホアハズを執へてエジプトに曳ゆけり 五エホヤキムは二十五歳の時に即きエルサレムにて十一年の間世を治めその神エホバの惡を視たまふごきを爲せり 六彼の所にバビロンの王ネブカデネザル攻上りバビロンに曳往んさて之を器械に繋げり 七ネブカデネザルまたエホバの家の器具をバビロンに携へゆきてバビロンにあるその宮にこれを藏めたり 八エホヤキムのその餘の行爲その行ひし憎むべき事等およびその心に畫みし事などはイスラエルの列王の書に記さる 九エホヤキムこれに代りて王となる 〇九エホヤキムは八歳の時に即きエルサレムにて三月十日の間世を治めエホバの惡を視たまふ事を爲しけるが 十歳の歸るに及びてネブカデネザル王人を遣して彼をエホバの室の貴き器皿をバビロンに携へいたらしめ之が兄弟セデキヤをもてエダゴエルサレムの王となせり 〇十一セデキヤは二十一歳の時に即きエルサレムにて十一年の間世を治めたり 十二彼はその神エホバの惡を視たまふ事を爲しエホバの言を傳ふる預言者エレミヤの前に身を卑くせざりき 十三ネブカデネザル彼をして神を指て誓はしめたりしにまた之にも叛けり彼がくその項を強くしその心を剛愎にしてイスラエルの神エホバに立ちへらざりき 十四祭司の長等および民もまた凡て異邦人の中にある諸の憎むべき事に倣ひて太甚しく大に罪を犯しエホバのエルサレムに聖め置き給へるその室を汚せり 十五其先祖の神エホバその民ごその住所を恤むが故に頼りにその使者を遣して之を諭したまひしに 十六彼ら神の使者等を嘲けり其御言を輕んじその預言者等を罵りたればエホバの怒その民にむかひて起り遂に救ふべからざるに至れり 十七即ちエホバカルテヤ人の王を之に攻めきたらせ給ひければ彼その聖所の室にて劍をもて少者を殺し童男をも童女をも老人をも白髪の者をも 隣まさりき皆ひさしく彼の手に付したまへり 十八神の室の諸の大小の器皿エホバの室の貨財玉ごその牧伯等の貨財など凡て之をバビロンに携へゆ

七の一日よりして燔祭をエホバに獻ぐることを始めけるがエホバの殿の基礎は未だ置みざりき七是に於て石工
 土木に金を交付したまたシドメツロの者に食物飲物および油を與へてバレルシヤの王ダロスに允准にし
 八たむひてレバノンよりヨツパの海に香柏を運ばしめたり○八斯てエルサレムなる神の室に歸りたる次の年の
 二月にシヤルテルの子ゼルバベルヨザダクの子エシユアおよびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て伴囚
 をゆるされてエルサレムに歸りし者等事を始め二十歳以上のレビ人を立てエホバの室の工事を監督せし
 九む九是に於てユダの子等なるエシユアとその子等および兄弟カデミエルとその子等齊しく立て神の家の工
 人を監督せりヘナダテの子等およびその子等兄弟等のレビ人も然り十かくて建築者エホバの殿の基礎を
 十一置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサの子孫たるレビ人鍍鍍を執りイスラエルの王ダビデの例に
 十二循ひてエホバを讚美す十一彼等班列にしたむひて諸共に歌を誦ひてエホバを讚めかつ頌へエホバは恩ふ
 十三其矜恤は永遠にたゆることなればなりと言へり其エホバを讚美する時に民みな大聲をあげて呼ばれ
 十四リエホバの室の基礎を据ればなり十二されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありける
 十五が今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣りまた喜悅のために聲をあげて呼ばる者も多
 十六かりき十三是をもて人衆民の歡びて呼ばる聲と民の泣く聲を聞きわくることを得ざりきそは民大聲に
 十七呼はり叫びければその聲遠くまで聞えたりたればなり
 第十八第四章一茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神エホバのために
 十九殿を建ると聞き二乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我等をして汝等と共に之を建て
 二十しめよ我らは汝らと同じく汝らの神を求むアツスリヤの王エサルハドンが我等を此に携へ上りし日より以
 二十一來我らはこれに犧牲を獻ぐるなり三然るにゼルバベルエシユアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等
 二十二これに言ふ汝らは我らの神に室を建つることに與るべからず我等獨りみづからイスラエルの神エホバのため
 二十三に建つることを爲べし是バレルシヤの王ダロス王の我らに命ぜし所なり四是に於てその地の民ユダの民の

五手を弱らせて其建築を妨げ五之計る所を敗らんために議官に賄賂して之に敵せしむバレルシヤ王ダロス
 六の世にある日よりバレルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り六アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に
 七彼ら表を上りてユダとエルサレムの民を誣訟へたり七またアルタシヤスタの世にビシラムミテレンダテ
 八ビエルおよびその餘の同僚同じく表をバレルシヤの王アルタシヤスタに上れりその書の文はスリアの文字
 九にて書きスリア語にて陳述たる者なり八方伯レホム書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書お
 十くりてエルサレムを誣ゆ左のごとし九即ち方伯レホム書記官シムシヤイおよびその餘の同僚テナ人
 十一アパルサテカイ人タルペライ人アパルサイ人アルタウイ人バビロシ人シユシヤン人テハウ人エラマ
 十二イ人十ならびに其他の民すなはち大臣オスナパルが移してサマリヤの邑および河外のその他に
 十三置きし者等云々十一其アルタシヤスタ王に上りし書の稿は是なり云々河外の汝の僕等云々
 十四王知り給へ汝の所より上り來りしユダヤ人エルサレムに到りて我らの中にいりかの背き悖る惡き邑
 十五を建てなほし石垣を築きあげその基礎を固うせり十三然ば王いま知り給へ若この邑を建て石垣を築きあげな
 十六ば彼ら必ず貢賦租税税金などを納じ然すれば終に王等の不利ならん十四そもく我らは王の鹽を食
 十七む者なれば王の輕んぜらるるを見るに忍びず茲に人を遣し王に奏聞す十五列祖の記録の書を稽へたまへ
 十八必ずその記録の書の中において此邑は背き悖る邑にして諸王と諸州とに害を加へし者なるを見その中に
 十九古來叛逆の事ありしを知り給ふべし此邑の滅されしは此故に縁るなり十六我ら王に奏聞す若この邑
 二十を建て石垣を築きあげなばなんぢは之のため河外の領分をうしなふなるべし十七王すなはち方伯レ
 二十一ホム書記官シムシヤイの餘サマリヤおよび河外のほかの處に住める同僚に答書をかくりて云々平
 二十二安あれ云々十八汝らが我等におくりし書をば我前に讀解しめたり十九我らがて詔書を下して稽考しめし
 二十三に此邑の古來起りて諸王に背きし事その中に反亂謀叛のありし事など詳悉なり三十またエルサレムには
 三十一在昔大なる王等ありて河外を盡く治め貢賦租税税金などを己に納れしめたる事あり二然ば汝ら

二 詔言を傳へて其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ること無ししめよ 二三 汝ら慎め之を爲すこと
 三 勿れ何ぞ損害を増して王に害を及ぼすべけんや 二四 アルタシヤスタ王の書の稿をレホム及
 び書記官 シムシヤイとその同僚の前に讀みあげければ彼ら即ちエルサレムに奔りてユダヤ人に就き腕
 力と權威をもて之を止めたり 二五 是をもてエルサレムなる神の室の工事止みぬ 即ちバビロン王ダリヨス
 の治世の二年まで止みたりき

第五章 茲に預言者ハガイおよびイドの子セカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ人に向
 二 ひてイスラエルの神の名をもて預言する所ありければニシヤルテルの子セルバベルおよびヨザダクの子エ
 三 シュア起あがりてエルサレムなる神の室を建つることを始む神の預言者等これと共に在りて之を助く 三其時
 四 に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびその同僚等もにその所に来り誰か汝らに此室を建
 五 て此石垣を築きあぐることを命ぜしやと斯言ひ 四また此建物を作る人々の名は何さいふやと斯これに問
 六 り 五然るにユダヤ人の長老等の上にはその神の目そそぎいたれば彼等これを止むること能はずして遂にそ
 七 の事をダリヨスに奏して其返答の來るを待てり 六河外の總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚等
 八 る河外のアパルサカイ人がダリヨス王に上りし書の稿は左のごとし 七即ちその上りし書の中に書き
 九 しるしたる所は是のごとし云く願はくはダリヨス王に大なる平安あれ 八王知り給へ我等ユダヤ州に往てか
 十 大神の室に至り視しに巨石をもて之を建て材木を組て壁を作り居り其工事おほいに捗りてその手を下さ
 十一 ころ成さる無し 九是に於て我等その長老等に問ふて之に斯いへり誰が汝らに此室を建てこの石垣を築き
 十二 あぐることを命ぜしやと我等またその首長たる人々の名を書き記して汝に奏聞せんがために其名を問へり
 十三 十一時に彼等曰く我らに答へて言り我等は天地の神の僕にして年久しき昔に建ふかれし殿を再び建るなり
 十四 是は素イスラエルの大なる王 某の建築きたる者なりしが 十二我らの父等 天の神の震怒を惹起せしに縁
 十五 りて遂に之をカルテヤ人バビロンの王ネブカデネザルの手に付したまひければ彼この殿を毀ち民をバビロン

十三 に擄へゆけり 十三然るにバビロンの王クロスの元年にクロス王神のこの室を建べしこの詔言を下したま
 十四 へり 十四然のみならずエルサレムの殿よりネブカデネザルが取いだしてバビロンの殿に携へいれし神の室の
 十五 金銀の器皿もクロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名する者に之を付し
 十六 而して彼に言けらく是等の器皿を取り往て之をエルサレムの殿に携へいれし神の室をその本の處に建て
 十七 之を建つありしが猶いまだ竣らざるなり 十七然ば今王も善きなされば請ふ御膝下バビロンにあ
 十八 る所の王の寶藏を查へ給ひて神のこの室を建つべしとの詔言のクロス王より出しや否やを稽へ而して
 十九 王此事につきて御旨を我らに諭したまへ

第六章 是に於てダリヨス王 詔言を出しバビロンにて寶物を藏むる所の文庫に就て查へ稽へしめし
 一 二にニメデア州の都城アクメタにて 一の卷物を得たりその内に書き記せる記録は是のごとし 三クロス王の元
 二 年にクロス王 詔言を出せり云くエルサレムなる神の室の事につきて諭すその犠牲を獻ぐる所なる殿を建
 三 てその石礎を堅く置る其室の高を六十キユビトにし其潤を六十キユビトにし 四巨石三行新木一行を
 四 以せよ其費用は王の家より授くべし 五またネブカデネザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロンに携へ
 五 きたりし神の室の金銀の器皿は之を還してエルサレムの殿に持ゆかしめ神の室に置いてその故の所にあらし
 六 むべし 六然ば河外の總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外のアパルサカイ人汝等
 七 これに遠ざかるべし 七神のその室の工事を妨ぐる勿れユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神のその家
 八 を故の處に建てしめよ 八我また詔言を出し其神の家を建つることにつきて汝らに此ユダヤ人の長老等
 九 に爲すべきことを示す王の財寶の中すなはち河外の租税の中より迅速に費用をその人々に與へよその工事を
 十 滞らしむる勿れ 九又その需むる物即ち天の神に於てまつる燔祭の小牛 牡羊および羔羊ならびに麥 鹽
 十一 酒油など凡てエルサレムに在る祭司の定むる所に 循ひて日々に怠慢なく彼等に與へよ 十彼らをして警しき

十一 香の犠牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とその子女の生命のために祈ることを得せしめよ 十二 かつ我
 詔言を出す誰にもせよ此言を易ふる者あらば其家の梁を抜き彼を擧て之に釘んその家はまた之がた
 十二 めに 圓にせらるべし 十三 凡そ之を易へまたエルサレムなるその神の室を毀たんとて手を出す王あるひは民
 十三 は彼處にその名を留め給ふ神れはくばこれを倒したまへ我ダリヨス 詔言を出せり迅速に之を行へ 十三
 十三 だリヨス王の論しければ河外の總督ダテナイおよびセタルボズナイとその同僚迅速にこれを行へ 十三
 十四 十四 エズラ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子セカリヤの預言に由りて之を成就
 たり彼等イスラエルの神の命に循ひクロスダリヨスおよびメルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依りて之
 十五 を建竣ぬ 十五 だリヨス王の治世の六年アダルの月の三日にこの室成れり 十六 是に於てイスラエルの子孫祭
 十七 司レビ人もよびその餘の俘擄人よるこびて神のこの室の落成禮を行へり 十七 即ち神のこの室の落成
 禮において牡牛二百牡羊二百羔羊四百を獻げまたイスラエルの支派の數にしたがひて牡山羊十二を獻げて
 十八 イスラエル全體のために罪祭さなし 十八 祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列にしたがひて
 十九 立てエルサレムに於て神に事へしむ凡てモーセの書に書き記したるが如し 十九 斯て俘囚より歸り來りし人々
 二十 正月の十四日に逾越節を行へり 二十 即ち祭司レビ人共に身を潔めて皆潔くなり一切俘囚より歸
 二一 り來りし人々のため其兄弟たる祭司等のため又自己のために逾越の物を宰れり 二二 擄られゆきて歸り來し
 イスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者等すべて之
 二三 を食ひ 二三 喜びて七日の間酔いれぬパンの節を行へり 是はエホバかれらを喜ばせアツスリヤの王
 の心を彼らに向はせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故なり
 一 第七章 是等の事の後、ペルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者ありエズラはセテヤの子セラヤ
 二 はアザリヤの子アザリヤはヒルキヤの子ニヒルキヤはシャルムの子シャルムはザドクの子ザドク
 四三 はアヒトプの子ミアヒトプはアマリヤの子アマリヤはアザリヤの子アザリヤはメラヨテの子メラ

五 ヨテはセラヒヤの子セラヒヤはウシの子ウシはブツキの子五ブツキはアビシユアの子アビシユアは
 六 ビネハスの子ビネハスはエレアザルの子エレアザルは祭司の長アロンの子なり 六 此エズラは
 シより上り來り彼はイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士なりき 其神エホバ
 七 の手これが上にありしに因りて其求むる所を王にさしづき許せり 七 アルタシヤスタ王の七年にイスラエル
 八 の子孫および祭司レビ人謳歌者門を守る者ネテニ人など多くエルサレムに上れり 八 王の七年の五月に
 九 エズラエルサレムに到れり 九 即ち正月の一日にバビロンを出立ちて五月の一日にエルサレムに至る其神
 十 のよき手之上にありしに因りてなり 十 エズラは心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中
 十一 に法度と例規とを教へたりき 〇 十一 エホバの誠命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし法度に明なる學士
 十二 にて祭司たるエズラにアルタシヤスタ王の與へし書の言は是のこゝとし 十二 諸王の王アルタシヤスタ天の神の
 十三 律法の學士なる祭司エズラに諭す願はくは全く云々 十三 我 詔言を出す我國の内なるイスラエルの民も
 十四 よびその祭司レビ人の中凡てエルサレムに往かんことを志す者は皆なんちと偕に往くべし 十四 汝は己が手にあ
 十五 る汝の神の律法に照してユダとエルサレムの模様とを察せんために王および七人の議官に遣はれて往くな
 十六 り 十五 且 汝は王とその議官がエルサレムに宮居するところのイスラエルの神のために誠意よりさぐる金
 十七 銀を携へ 十六 またバビロン全州にて汝も獲る一切の金銀および民の祭司がエルサレムなる其神の室のた
 十八 めに誠意よりする禮物を携ふ 十七 然れば汝その金をもて牡牛牡羊羔羊およびその素祭と灌祭の品を
 十九 速に買ひエルサレムにある 汝らの神の室の壇の上にこれを獻ぐべし 十八 また 汝は汝の兄弟等その餘
 二十 めに汝賜はりし器皿は汝これをエルサレムの神の前に納めよ 二十 その外 汝の神の室のために需むる所
 二一 あらば汝の用ひんとする所の者を盡く王の府庫より取りて用ふべし 二一 我や我アルタシヤスタ 王河外
 二二 の一切の庫官に詔言を下して云ふ天の神の律法の學士祭司エズラが汝らに需むる所は凡てこれを迅速に

二三 爲すべし 二三 即ち銀は百タラント小麥は百石酒は百バテ油は百バテ鹽は量なるべし 二三 天の神の室
 のために天の神の命する所は凡て謹んで之を行へしからずば王とその子等々の國に恐くは震怒のぞ
 二四 まん 二四かつ我等なんぢらに諭す祭司レビ人 謳歌者門を守る者ネテ二人および神のその室の役者などに
 二五 は貢賦租税金などを課すべからず 二五 汝 エズラ 汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて 有司および
 二六 裁判人を立て河外 外 一切の民すなはち 汝の神の律法を知る者等を盡く裁判しめ 汝らまた之を知ら
 二七 追放ち 或はその貨財を没收し或は 獄に繋ぐべし 二七 我らの先祖の神エホバは 讚べき哉 斯王の心にエ
 二八 ルサレムなるエホバの室を飾る 意を起させ 二八 また王の前さその議官の前さ王の大臣の前にて 我に矜恤を
 得させ給へり我神エホバの手わが上にありしに因りて 我は力を得イスラエルの中より首領たる人々を集
 めて我ごごもに上らしむ

一 第八章 アルタシヤスタ王の治世に我ごごもにバビロンより上り來りし者等の宗家の長 およびその系譜は
 二 左のごとしニピネハスの子孫の中にてはゲルシヨムイタマルの子孫の中にてはダニエルダビデの子孫の中
 三 にてはハットシニシガニヤの子孫の中パロシの子孫の中にてはゼカリヤ彼ごごもにありて名簿に載せら
 四 れたる男子百五十人 四 パハテモアの子孫の中にてはセラヒヤの子エリヨエナイ彼ごごもにありて男二百人
 五 シカニヤの子孫の中にてはヤハシエルの子彼ごごもにありて男三百人六 アデンの子孫の中にてはヨナタン
 六 の子エベデ彼ごごもにありて男五十人七 エラムの子孫の中にてはアマリヤの子エサヤ彼ごごもにありて男七十人八 シ
 九 パテヤの子孫の中にてはミカエルの子ゼバデヤ彼ごごもにありて男八十人九 ヨハバの子孫の中にてはエヒエル
 十 の子オバテヤ彼ごごもにありて男二百十八人十 シロミテの子孫の中にてはヨシビヤの子彼ごごもにありて男百六
 十一 十人 十一 ババイの子孫の中にてはババイの子ゼカリヤ彼ごごもにありて男二十八人 十二 アズガデの子孫
 十三 の中にてはハツカタンの子ヨハナン彼ごごもにありて男百十人 十三 アドニカムの子孫の中の後なる者等あり

十四 其名をエリペレテエエルシマヤさいふ彼らごごもに偕なる男六十人 十四 ビガワイの子孫の中にてはウタイお
 十五 よびザブテ彼等ごごもにありて男七十人 十五 我われらアハバに流るる所の河の邊に集めて三日が間
 十六 かしこに天幕を張居たりしが我民と祭司とを閱せしレビの子孫一人も其處に居らざりければ 十六 即ち人
 十七 を遣てエリエゼルアリエルシマヤエルナタンヤリブエルナタンナタンセカリヤメシエラムなどいふ長
 十八 たる人々を招きまた教誨を施す所のヨヤリブ及びエルナタンを招けり 十七 而して我カシビヤさいふ處の
 十九 長イドの許に彼らを出し遣せり即ち我カシビヤさいふ處に在るイドさその兄弟なるネテ二人に告ぐべき詞
 二十 を之が口に授け我等の神の室のために役者を我等に携へ來れと言けるが 十八 我らの神よく我等を助けたま
 二十一 ひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリの子孫イシセケルを我らに携へ來り又セレビヤさいふ者お
 二十二 よびその子等と兄弟十八人 十九 ハシヤビヤならびにメラリの子孫のエサヤおよびその兄弟ごその子等二
 二十三 十人を携へ 二十 またネテ二人すなはちダビデさその牧伯等がレビ人に事へしむるために設けたりしネテ二
 二十四 人二百二十人を携へ來れり此等の者は皆その名を掲げられたり 二二 斯て我がしこなるアハバの河の邊に
 二十五 て斷食を宣傳へ我等の神の前にて我等身を卑くし我らごごもに我らの小き者さ我らの諸の所有のために正しき途
 二十六 を示されんことを之に求め 二三 其は我等さきに王に告げて我らの神は己を求むる者を凡て善く助けまた己
 二十七 を棄つる者にはその權能を震怒さならはし給ふと言しに因て我道路の敵を防きて我等を護るべき歩兵を騎
 二十八 兵を王に請ふを羞ぢたればなり 二三 かくて此ごごもを我ら斷食して我等の神に求めけるに其祈禱を容れ給へ
 二十九 り 二四 時に我祭司の長十二人 即ちセレビヤハシヤビヤおよびその兄弟十人を之ごごもに擇び 二五 金銀
 三十 および器皿すなはち王さその議官さその牧伯さ彼處の一切のイスラエル人さ我らの神の室のために獻げ
 三十一 たる奉納物を量りて彼らに付せり 二六 その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント銀の器百タラ
 三十二 ント金百タラントなりき 二七 また金の大 聲 二十あり一千ダリクに當るまた光り輝く精銅の器二箇あ
 三十三 りその費さごご金のごごし 二八 而して我われらに言へり汝等はエホバの聖者なり此器皿もまた聖し

二九 またこの金銀は汝らの先祖の神エホバに奉りし誠心よりの禮物なり 二九 汝等エルサレムに至りてエホ
 三〇 バの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべし 三十
 三一 是に於て祭司およびレビ人その金銀および器皿をエルサレムなる我らの神の室に携へゆかん 三十一
 三二 我らの神の室に於て之を受取り 三二 我ら正月の十二日にアハラの河邊を出立ちてエルサレムに赴きけるが
 三三 我らの神の室の上におき我らを救ひて敵の手また路に伏して窺ふ者の手に陥らしめ給はざりき 三三
 三四 我等すなはちエルサレムに至りて三日かし居りしが 三四 四日に至りて我らの神の室においてその金銀
 三五 及び器皿をリヤの子祭司メレモテの手に量り付せり 三五 ハスの子エレアザル彼に副ふ又エシエアの子ヨ
 三六 ザバテおよびビンマイの子ノアテヤの二人のレビ人かれらに副ふ 三四 即ちその一々の重さ數を查べ其
 三六 重さをこさく其時ききさめたり 三五 俘囚の人々のその俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔
 三六 祭を獻げたり 即ちイスラエル全體にあたる牡牛十二を獻げまた牡羊 九十六羔羊七十七罪祭の牡山羊十
 三六 二を獻げたり 是みなエホバにたてまつりし燔祭なり 三六 彼等王の勅諭を王の代官さ河外の總督等に示
 三六 しければその人々民を助けて神の室を建てしむ
 一 第九章 是等の事の成りし後 牧伯等我許に來りて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民さはな
 二 れずしてカナン人ヘテ人ペリシ人エブス人アンモン人モアブ人エジプト人アモリ人など
 二 中なる憎むべき事を行へり 二 即ち彼等の女子を自ら娶りまたその男子に娶れば 聖種諸國の民さ相
 三 雜れり 牧伯たる者長たる者さきたちてこの愆を犯せり 三 我この事を聞て我衣と袍を裂き頭髮と鬚を抜
 四 き驚き呆れて坐せり 四 イスラエルの神の言を戰慄おそる者はみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我
 五 許に集まりしが 我は晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐し 五 晩の供物の時にいたり我その苦行よ
 六 り起て衣と袍を裂きたるまゝ膝を屈めてわが神エホバにむかひ手を舒て 六 言けるは我神よ我はわが神に向
 七 ひて面を擧るを羞て蔽らむ其は我らの罪積りて 頭の上に出で我らの愆重りて 天に達すればなり 七 我らの

先祖の日より今日に至るまで我らは 大なる愆を身に負へり 我らの罪の故によりて我等さ我らの王等および
 祭司たちは國々の王等の手に付され 劍にかけられ 掠められ 面に恥をかうぶれり 今日のご
 八 さし入然るに今われらの神エホバ 暫く恩典を施して 逃れ存すべき者を我らの中に殘し 我らをして
 九 その聖所にうちし釘のごとくならしめ 斯して我らの神われらの目を明にし 我らをして 奴隷の中にあり
 十 れず 反てペルシヤの王等の目の前にて我らに憐憫を施して 我らに活る心地せしめ 我らの神の室を建てしめ
 十一 其破壊を修理はしめ ユダとエルサレムにて我らに石垣をたふす 十 我らの神よ 已に是のごとくなれば 我ら今何
 十二 言のべんや 我等はやくも汝の命令を棄たればなり 十一 汝いつて汝の僕なる預言者等によりて 命じて宣
 十三 べり云く 汝らが往きて 獲んさする地は 各地の民の汚穢により 其憎むべき事によりて 汚れたる地にして
 十四 此極より 彼極まで その汚穢盈わたるなり 十二 然れば 汝らの女子を彼らの男子に與ふる勿れ 彼らの女子をな
 十五 んぢらの男子に娶る勿れ 又何時までも 我ららの爲に 平安をも 福祿をも 求むべからず 然すれば 汝ら旺盛にし
 十六 て その地の佳物を食ふことを得 永くこれを 汝らの子孫に傳へて 産業さなましむることを得ん 十三 我らの惡
 十七 き行により 我らの大なる愆によりて 此事すべて 我等に臨みたりしが 汝 我らの神は われらの罪よりも 軽く
 十八 我らを罰して 我らの中に 是のごとく人を遣したまひたれば 十四 我等再び 汝の命令を破りて 是等の憎むべき
 十九 行ある民と縁を結ぶべけんや 汝 我らを怒りて 終に 滅し 遺る者も 逃る者も 無にいたらしめたまは
 二十 ざらんや 十五 イスラエルの神エホバよ 汝は 義し 即ち 我ら逃れて 遺ること 今日のごとし 今 我ら罪にまさ
 二十一 はれて 汝の前に あり 是がために 一人として 汝の前に 立つことを得る者なきなり
 一 第十章 エズラ神の室の前に 泣伏して 禱り かつ 懺悔し する時に 男女 および 兒女 は なほ 多く イスラエル
 二 の中より 集ひて 彼の許に 聚り 來れり すべて の民は 甚く 泣き かなしめり 二 時に エラムの子 エホエルの子 ヨカ
 三 ヤ答へて エズラに 言ふ 我らは 我らの神に 對ひて 罪を 犯し 此地の 民なる 異邦人の 婦女を 娶れり 然りながら 此

三 事につきてはイスラエルに今なほ望あり然れば我等わが主の教誨にしたがひ又我らの神の命令に戦慄く人
 四 人の教誨にしたがひて斯る妻を盡く出し之を産たる者を去らんといふ契約を今われらの神に立てん而して
 五 律法に従ひて之を爲すべし可起て是事は汝の主なる所なり我ら汝を助くべし心を強くして之を爲せ
 六 五エズラやがて起ちあがり祭司の長等レビ人およびイスラエルの衆をして此言の如く爲んを誓はし
 七 めたり彼ら乃ち誓へり六かくてエズラ神の家の前より起出でてエリアシブの子ヨハナンの室に入りしが彼處
 八 に至りてもパンを食す水を飲ざりし是は俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればなり七斯くユダおよびエル
 九 サレムに遍れく宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ汝ら皆エルサレムに集まるべし凡そ牧伯等長老
 十 等の諭言にしたがひて三日の内に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘擄人の會より驅けらるべ
 十一 し九はにいでユダさへニヤミンの人々みな三日の内にエルサレムに集まれり是は九月にして恰もその
 十二 月の廿日なりき民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり十時に祭司エズ
 十三 ラ起て之に言けるは汝ら罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を増り十一然ば今なんぢらの先祖の
 十四 神エホバに懺悔してその御旨を行へ即ち汝等この地の民等および異邦の婦人を離るべし十二會衆
 十五 みな聲をあげて答へて言ふ汝ら我らに諭せる如く我等ならず爲すべし十三然ば民は衆し又今は大雨の候な
 十六 れば我等外に立こさばす且これは一日二日の事業にあらず其は我らこの事について天に罪を犯したればな
 十七 り十四然ば我らの牧伯等一の全會衆のために立れ凡そ我等の邑の内にもし異邦の婦人を娶りし者あら
 十八 ば皆定むる時に來るべし又その各の邑の長老および裁判人これに伴ふべし斯くして此事を成ば我らの神の
 十九 烈しき怒つひに我ら離るるあらんか十五その時立ちて之に逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテ
 二十 クワの子ヤハシア而已メシユラムおよびレビ人シヤベタイこれを賛く十六俘囚より歸り來りし者つひに然
 二十一 然し祭司エズラおよび宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰ばれ十月の一日より共に坐してこ
 二十二 の事を查べ十七正月の一日に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く查べ畢れり十八祭司

の徒の中にて異邦の婦人を娶りし者は即ちヨザダクの子エシユアの子等およびその兄弟マアセヤエ
 十九 リエセルヤリブゲダリヤ十九彼らはその妻を出さんといふ誓をなし已に愆を獲たればさて牡羊一匹を
 二十 その愆のために獻げたり二十インメルの子孫ハナニおよびゼバテヤ二二ハリムの子孫マアセヤエリヤシマ
 二十一 ヤエヒエルウツヤ二二パシユルの子孫エリオエナイマアセヤイシマエルネタンエルヨザバテエラサ二三
 二十二 レビ人の中にてはヨザバテシメイクラヤ(即ちクリタ)ベタヒヤユダエリエセル二四謳歌者の中にて
 二十三 はエリアシブ門を守る者の中にてはシヤルムテレムおよびウリ二五イスラエルの中にてはパロシの子孫
 二十六 ラミヤエシアマルキヤミヤミンエレアザルマルキヤベナヤ二六エラムの子孫マツタニヤセカリヤエヒ
 二十七 エルアブデエレモテエリヤ二七ザットの子孫エリオエナイエリアシブマツタニヤエレモテザバテアジ
 二十八 ザ二八ベバイの子孫ヨハナンハナニヤザバイアテライ二九パニの子孫メシユラムマルクアダヤヤシユ
 二十九 プシヤルエレモテ三十パハテモアブの子孫アテナケラルベナヤマアセヤマツタニヤベザレルビンヌイ
 三十 マナセ三二ハリムの子孫エリエセルエシヤマルキヤシマヤシメオン三三ベニヤミンマルクシマリヤ三三
 三三 ハシユムの子孫マツテナイマツタダザバテエリパレテエレマイマナセシメイ三四パニの子孫マアダイ
 三三 アムラムウエル三五ベナヤベテヤケルヒ三六ラニアメレモテエリアシブ三七マツタニヤマツテナイ
 三三 ヤアス三八パニビンヌイシメイ三九シレミヤナタンアダヤ四十マクナデバイシヤシヤイシヤライ四一
 三三 アザリエルシレミヤシマリヤ四二シヤルムアマリヤヨセフ四三ネボの子孫エリエルマツタテヤザバテ
 三三 セビナイドヨエルベナヤ四四是みな異邦の婦人を娶りし者なりその婦人の中には子女を産みし者もありき

王に言けるは王もし之を善しとし給ひ我もし汝の前に恩を得たる者なりせば願はくはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣して我にこれを建起さしめたまへ六時に后妃も傍に坐しをりし王われに言けるは汝が往きてなる間は何程なるべきや何時頃歸り來るや王曰く我を遣すことを善しとしければ我期を定めて奏せり而して我また王に言けるは王もし善しとし給はば請ふ河外の總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたまへ八また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣もよび我が入べき家に用ふる材木を我に授けしめたまへ我神善く我を助け給ひしに因りて王これを我に允せり九是に於いて我河外の總督等に詣りて王の書をこれに付せり王は軍長數人に騎兵をそへて我に伴はせたり十時にホロニ人サンバラテあよびアンモン人奴隷トビヤこれを聞き

十一 イスラエルの子孫の安寧を求むる人來れりして大に憂ふ十一我ついにエルサレムに到りて彼處に三日居りける後十二夜中に起きいでたり數人の者われに伴ふ我はわが神がエルサレムの爲になさせんさて我心に入れ給ひし所の事を何人にも告しらせず亦我が乗る一匹の畜の外には畜を引つれざりき十三我すなはち夜中に立ていで谷の門を通り龍井の對面を経糞門に至りてエルサレムの石垣を閱せしにその石垣は頽れをりその門は已に火に焚てありき十四かくて又前みて泉の門にゆき王の池に至りしに我が乗れる畜の通るべき處なかり

十五我亦その夜の中に溪川に沿ふて進み上りて石垣を觀めぐり頓て身を反して谷の門より歸りり十六然るに牧伯等は我が何處に往し何を爲せしを知らざりき我また未だ之をユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告しらせざりしが十七遂に彼らに言けるは汝らの見るごまき我等の境遇は悪くユルサレムは荒れはて其門は火に焚たり來れ我等エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくること

十八 さながらんこ十八而して我わが神の善くわれを助け給ひし事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ去來起ちて築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲さんとす十九時にホロニ人サンバラテアンモン人奴隷トビヤあよびアラビヤ人ガシム之を聞きて我らを嘲けり我等を侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛

二十 かんごするなるかき二十我すなはち答へて彼らに言ふ天の神われらをして志を得させたまはん故に其僕たる我等起ちて築くべし然れど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念もなし

第三章 茲に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等と偕に起ちて羊の門を建て之を聖別てその扉を設け尙も之を聖別てハンメアの成樓に及ぼし又ハナネルの成樓に及ぼせり二その次にはエリコの人々築き建て其次にはイムリの子ザツクル築き建たり三魚の門はハツセアの子等これら建構へその扉を設けて之に鎖

四 門を施せり四その次にはハツコヅの子ウリヤの子メレモテ修繕をなし其次にはメシザベルの子ベレ

五 キヤの子メシユラム修繕をなしその次にはバアナの子ザドク修繕をなし五その次にはテコア人等修繕

六 ななせり但しその貴き族はその主の工事に服せざりき六古門はパセアの子ヨイアアあよびベソデアの子

七 メシユラムこれを修繕ひ構へその扉を設けて之に鎖と門を施せり七その次にはギベオン人メラテヤ

八 メロノテ人ヤドン河外の總督の管轄に屬するギベオンミツパの人々等修繕をなせり八その次には

九 ハルハヤの子ウシエルなどの金工修繕をなし其次には製香者ハナニヤなど修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり九その次にはエルサレムの郡の半の知事ホルの子レバヤ修繕をなせり十

十一 その次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕へり其次にはハシヤブニヤの子ハツトシ修繕を

十二 なせり十一ハリムの子マルキヤあよびバハテモアの子ハシニヤも一方を修繕ひまた爐成樓を修繕へり十二

十三 その次にはエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シヤルムその女子等ごまきに修繕をなせり十三谷の門は

十四 ハヌンザノアの民と偕に之を修繕ひ之を建てなほしてその扉を設け之に鎖と門を施したる門までの石

十五 垣一千キユビトを修繕へり十四藁の門はベテハケム郡の半の知事レカブの子マルキヤ之を修繕ひ之を建

十六 なほしてその扉を設け之に鎖と門を施せり十五泉の門はミツパの郡の知事コロホセの子シヤルムこれを

十七 修繕ひ之を建てなほして覆ひその扉を設け之に鎖と門を施しまた王の園の邊なるシラの池に沿へる石垣を

十八 修繕てダビデの邑より下る所の階級にまで及ぼせり十六その後にはベテズルの郡の半の知事アズバタの子

十七 ネヘミヤ修繕をなしてダビデの墓に對ふ處にまで及ばし堀池に至り勇士宅に至れり 十七その後にはバニの子レホムなむのレビ人修繕をなし其次にはケイラの郡の半の知事ハシヤビヤその郡の爲に修繕をなせり 十八その後にはケイラの郡の半の知事ヘナダテの子バツイなむいふその兄弟修繕をなし 十九その後にはエシユアの子ミツバの知事エセル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕ひ 二十その後にはザバエの子バルクカを竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひ 二十一その次にはハツゴヅの子ウリヤの子メレモテエリアシブの家の門よりエリアシブの家の極までの部分を修繕ひ 二十二その次には窪地の人なる祭司等修繕をなし 二十三その次にはベニヤミンおよびハシユエ己の家と相對ふ處を修繕ひ 二十四その次にはアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひ 二十五その次にはヘナダテの子ビンマイアザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へり 二十六その次にはパロシの子バダヤ修繕をなす王の上の家より登え出たる成樓に對ふ處を修繕り是は侍衛の廳に近し其次にはパロシの子バダヤ修繕をなせり 二十七その次にネテニ人オハエルに住をりて東の方水の門に對ふ處および登え出たる成樓に對ふ處まで及べり 二十八その次にテコア人登出たる大成樓に對ふ處を修繕ひ 二十九その次にハインメルの子ザドク己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし 三十その次にはシレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第六の子ハモン一方を修繕ひその後にはベレキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を修繕へり 三十一その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカテの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りネテニ人および商人の家に及ぼせり 三十二また隅の昇口と羊の門の間は金工および商人等これを修繕へり

三十三 獻祭をなさんとする一日に事を終へんとする塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとする 三十四 三時にアンモン人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣は狐土るも圯るべし 三十五 我らの神よ聽き給へ我らは悔らる願はくは彼らの出す凌辱をその身の首に歸し彼らを他國に擄はれしめ掠められしめたまへ 三十六 彼の怒を蔽ひたまふ勿れ彼らの罪を汝の前より消去しめたまはざれば彼ら築く建者の前にて汝の怒を惹き起したればなり 三十七 われら石垣を築きけるが石垣はみな已に相連なりてその高さの半にまで及べり 三十八 其は民心をこめて操作たればなり 三十九 然るにサンバラテトビヤアラビヤ人アンモン人アシド人等エルサレムの石垣改修れ其破壊も次第に塞がるを聞きて大に怒り人皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしその中に擾亂をおこさんせり 四十 是において我ら神に祈禱をなし彼らのために日夜守望者を置きて之に備ふ 四十一 我ら言ひ彼等が知すまた見ざる間に我ら其中に入り之を殺してその工事を止め築くこと能はず 四十二 我らの敵は言ひ彼等が知すまた見ざる間に我ら其中に入り之を殺してその工事を止めん 四十三 又彼らの邊に住るユダヤ人來る時は我らに告げ言ふ汝ら我らの所に歸らざるべからず 四十四 其事十次にも及べり 四十五 是に因りて我ら石垣の後の顯露なる低き處に民を置き劍鎗または弓を持せてその家族にたむひて之をそなふ 四十六 我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告げ云ふ汝ら彼等のために懼るる勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために戦へよ 四十七 我らの敵の心事の我らに知れたるをききておのが謀計を神に破られたるを聞きしによりて我ら皆石垣に歸り各その工事をなせり 四十八 其時より後わが僕半は工事に操作き半は鎗楯弓などを持て鎧を着たり牧伯等はユダの全家の後にありき 四十九 石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者は各片手をもて工事を爲し片手に武器を執り 五十 築建者は各その腰に劍を帯びて築き建つ又喇叭を吹く者は我等傍にあり 五十一 我貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告げ云ふ此工事は大にして廣ければ我等石垣にありて彼此に相離るること遠し 五十二 何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞き其處に奔あつまりて

二 我らに就け我らの神われらのために 戦ひたまふべしと 二 我ら斯くして工事をなしけるが 牛の者は東雲の
 三 出るより星の現はるまで鎗を持なれり 三 當時われ亦民に言へらく皆あのかゝるの僕にエルサレムの
 四 中に宿り夜は我らの防壁なり晝は工事をなすむべしと 三 而して我もわが兄弟等もわが僕も我に従ふ
 五 防壁の人々もその衣服を脱す水を汲に出るにも皆武器を執り
 六 第五章 茲に民その妻もその兄弟なるユダヤ人にむかひて 大に叫べり 二 或人言ふ我等もよび我
 七 らの男子女子は多し我ら穀物を得食ふて生さるべからず 三 或人は言ふ我らは我らの田畑葡萄園および家
 八 畜も質さなすなり既に飢に迫れば我らに穀物を獲させよ 四 或は言ふ我らは我らの田畑および葡萄園をも
 九 金を貸て王の租税を納む 五 然る我らの肉も我らの兄弟の肉も同じく我らの子女も彼らの子女も同じく視
 十 我らは男子女子を人に伏せはせて奴隷となす我らの女子の中すでに人に伏せし者もあり如何も爲ん方
 十一 法なし其は我らの田畑および葡萄園は別の人の有となりたればなりと 六 我は彼らの叫ぶよびは我等の
 十二 言を聞きて大に怒れり 七 是に於いて我 心に思ひ計り 貴き人々および牧伯等を責めて之に言けるは 汝
 十三 らは各その 兄弟より利息を取るなりと 而して我われらの事につきて大會を開き 八 彼らに言けるは 我ら
 十四 は異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの 力にしたがひて贖へり然るにまた汝等は 己の
 十五 兄弟を賣んとするやいかで之をわれらの手に賣らるべけんやと 彼らは黙して 言なかりき 九 我また言ける
 十六 は 汝らの爲すところ善からず 汝らは我らの敵たる 異邦人の 誹謗をもひて 我等の神を畏れつゝ事をなす
 十七 べきに非ずや 十 我もわが兄弟および僕等も同じく金を穀物を貸して利息を取ることなす 願はくは我ら
 十八 この利息を廢ん 十一 請ふ 汝ら今日にも彼らの 田畑葡萄園橄欖園および家を彼らに還したる彼らに貸あた
 十九 へて金穀物および酒油などの百分の一を取ることなす 十二 彼ら即ち言けるは 我ら之を還すべし彼
 二十 らに何をも要めざらん 汝の言ることく我ら然らずべし 十三 是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく
 二十一 行ふさいふ誓を立てしめたり 十三 而して我わが胸懷を打拂ひて言ふ此言を行はざる者なば願はくは神是の

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九
 一 第六 凡て打拂ひてその家およびその業を離れさせたまへ 即ちその人は斯く打拂はれて空しくなれかしと
 二 時に會衆みなアトメンとてエホバを讚美せり而して民は此の言のごとくに 行へり 十四 且また我がユダ
 三 の地の總督に任せられし時より 即ちアルタスタ王の二十年より三十二年まで十二年の間は我もわが
 四 兄弟も總督の受べき祿を食さざりき 十五 わが以前にありし舊の總督等は民に重荷を負せてパンと酒とを是
 五 より取り其外にまた銀四十シケルを取れり然のみならずその 僕等も亦民を壓せり然とも我は神を畏るるに
 六 因て然せざりき 十六 我は 反てこの石垣の工事に身を委ね我等はどの田地をも買しこと無し我僕は皆か
 七 くに 集りて工事をなせり 十七 且また我席にはユダヤ人および牧伯等百五十人あり其外にまた我らの周圍
 八 の異邦人の中より我らに來れる者等もありき 十八 是をもて一日に牛一匹肥たる羊六匹を備へ亦
 九 鶏をも 許多備へ十日に一回種々の酒を多く備へたり是くありしごとくこの民の役も亦きに因りて我
 十 は總督の受べき祿を要めざりき 十九 わが神我が此民のために爲せる一切の事を憶ひ 仁慈をもて我を
 十一 しらひ給へ
 一 第六 一 サンパテトビヤおよびアラビヤ人がシムならびにその餘の我らの敵我が石垣を築き終りて一
 二 の破壊も遺らずと聞り然るその時は未だ門に 扉を設けざりしなり 二 是に於いてサンパテトビヤガシム我に
 三 言つかばしけるは來れ我らオノの平野なる某の村にて相會せんその實は我を害せんと思ひしなり 三 我
 四 すなはち使者を彼らに遣して言らく我は 大なる工事をなし居れば下りゆくことを得ずなんぞ工事を離れ
 五 汝らの 所に下りゆきてその 間 工事を休まずべけんやと 四 彼ら四次まで是のごとく我に言遣しけるが
 六 我は何時もかくのごとく之に答へたり 五 是に於いてサンパテまた五次目にその 僕を前のごとく我に遣
 七 せり其手には封せざる書を携ふ 六 その文に云く國々にて言傳ふガシムもまた然らば汝はユダヤ人さにも
 八 叛らんとして之がために石垣を築けり而して汝はその王さならんことその言さるる是のごとし 七 また汝は
 九 預言者を設けて汝の事をエルサレムに宣べしめユダに王ありと言しむさいひ傳ふ恐くはその事のごとく 言の如

十五 節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべしと十五又云く一切の邑々あふびエルサレムに布傳へて言ふべし汝
 十六 山に出ゆき橄欖の枝油木の枝鳥拵の枝棕櫚の枝あふび茂れる木の枝を取り來りて録されたること
 十七 の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に茅廬を造れり十七擡はれゆきて歸り來りし
 十八 會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居りメンの子ヨシヤアの日より彼日までイスラエルの子孫斯
 一九 なひし事なし是をもてその喜悅はなほ大なりき十八初の日より終の日までエズラ日々に神の律法の書
 二〇 を誦めり衆七日の間節筵を行ひ第八日はいたり例にしたがひて聖會を開けり
 二一 第九章 その月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食と麻布を纏ひ土を蒙れりニイスラエルの
 二二 裔たる者一切の異邦人とはなれ而して立ちて己の罪を先祖の愆を懺悔し三皆各がその處に立ちてこ
 二三 の日の四分の一をもてその神エホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神エホバを拜めり
 二四 四時にエシユアバニカデミエルシバニヤブニセレビヤバニケナニ等レビヤ人の臺に立ち大聲を擧てそ
 二五 の神エホバに呼ばれり五斯てまたエシユアカデミエルバニハシヤブニヤセレビヤホデヤセバニヤバ
 二六 ヒヤなどのレビ人言けらく汝ら起ち上り永遠より永遠にわたりて在す汝らの神エホバを讃ふ汝の尊き
 二七 御名は讀むべきかな是は一切の讚にも崇にも遠く超るなり汝は唯なんぢのみエホバにまします汝は天
 二八 諸天の天あふびその萬象地とその上の一切の物ならびに海とその中の一切の物を造り之をこころよく保存
 二九 せたまふなり天軍なんぢを拜す七汝はエホバ神にまします汝は在昔アブラムを選びてカルテヤのウルよ
 三〇 り之を導きいだしアブラハムといふ名をこれにつけ八その心の汝の前に忠信なるを觀そなほし之に契
 三一 約を立てるカナン人ヘテ人アモリ人ペリシ人エブス人あふびヤルガシ人の地を之に與へその子孫に授け
 三二 んご宣ひて終に汝の言を成し給へり汝は實に義し九汝は我らの先祖がエジプトにて艱難を受けるを
 三三 鑒みその紅海の邊にて呼ばり叫ぶを聽いれ十異兆奇蹟をあらはしてバロとその諸臣とその國の庶民

三 事を攻め給へりそは彼らは傲りて我らの先祖等を攻めしことを知り給へばなり而して汝の名を揚げ給へる
 四 こと尚今日のごとし十一汝はまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをして早ける地を踏つて海の中を通り
 五 しめ彼らを追ふ者を石を大水に投げける如くに淵に投げいれ給ひ十二また晝は雲の柱をもて彼らを通り
 六 させば火の柱をもて其往くべき路を照し給ひ十三汝はまたシナイ山の上に降り天より彼らに語ひ正
 七 しき例規あふび眞の律法善き法度あふび誠命を之に授け十四汝の聖安息日を之に示し汝の僕モーセの
 八 手によりて誠命と法度と律法を之に命じ十五天より食物を之に與へてその饑をさめ磐より水を之のために
 九 出してその渴を濕し且この國を汝らに與へんご手を擧げて誓ひ給ひしその國に入り之を獲べきことを
 十 かれらに命じ給へり十六然るに彼等すなはち我らの先祖みづから傲りてその項を強くして汝の誠命に聽きた
 十一 らばす十七聽き従ふことを拒み亦なんぢが其中にて行ひたまひし奇蹟を憶はず還てその項を強くし悖りて自
 十二 一人の首領を立ててその奴隷たりし處に歸らんごせり然りも汝は罪を赦す神にして恩恵あり憐憫あり
 十三 怒ること遅く慈悲厚くましうて彼らを棄て給はざりき十八また彼ら自ら一個の轡を鑄造りて是は汝をエジ
 十四 プトより導き上りし汝の神なりと云て大に震怒をひきおこす事を行ひし時にすら十九汝は重々も憐憫を垂
 十五 て彼らを荒野に棄て給はず晝は雲の柱その上を離れずして之を途に導き夜は火の柱離れずして之を照し其
 十六 行くべき路を示したりき二十汝はまた汝の善靈を賜ひて彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた
 十七 水を彼らに與へてその渴をさめ二四十年の間われらを荒野に養ひたまひたれば彼らは何の缺る所もなく
 十八 その衣服も古びず其足も腫れざりき二三而して汝諸國諸民を彼らにあたへて之を各に分ち取しめ給へ
 十九 りかれらはシホンの地ヘシホンの王の地あふびバシヤンの王オグの地を獲たり二三斯てまた汝は彼らの子
 二十 孫を増して空の星の如くならしめ前にその先祖等に入りて獲よと宣ひたる地に之を導きいらたまひしはば
 二一 即ちその子孫入りてこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人を彼らの前に打伏せその王等あふ
 二二 びその國の民をかれらの手に付して意のままに之を待はしめたまひき二五斯りしかば彼ら堅固なる邑々あふ

の祭物のため聖物のためイスラエルの贖をなす罪祭および我らの神の家の諸の工のために之を用ぬることを定む 三四また我ら祭司レビ人および民籤を擧げ律法に記されたることを我らの神エホバの壇の上に焚べき薪木の禮物を年々定まれる時われらの宗家にしたがひて我らの神の室に納むる者を定め 三五かつ誓ひて云ふ我らの産物の初および各種の樹の果の初を年々エホバの室に携へきたらん 三六また我らの子等および我らの獣畜の首出および我らの牛羊の首出を律法に記されたることを我らの神の室に携へ來りて我らの神の室に事ふる祭司に交し 三七我らの麥粉の初われらの擧祭の物各種の樹の果および酒油を祭司の許に携へ到りて我らの神の家の室に納め我らの産物の什一をレビ人に與へんレビ人は我らの一切の農作の邑に於てその什一を受くべき者なればなり 三八レビ人什一を受る時にはアロンの子孫たる祭司一人そのレビ人を偕におるべし而してまたレビ人はその什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて府庫の諸室に納むべし 三九即ちイスラエルの子孫およびレビの子孫は穀物および酒油の擧祭を携へいたり聖所の器皿および奉事をする祭司門を守る者謳歌者などが在るころの室に之を納むべし我らは我らの神の家を棄てじ

第十一章 一民の牧伯等はエルサレムに住めりその餘の民もまた籤を擧ぎ十人の中よりして一人宛を聖邑エルサレムに來りて住ましめ其九人を他の邑々に住ましめたり 二又すべて自ら進んでエルサレムに住まんと言ふ人々は民これを祝せり 三イスラエル祭司レビ人ネテ三人およびソロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてユダの邑々にありて各その邑々なる自己の所有地に住みなれり此州の貴き人々のエルサレムに住みたりし者は左の如し 四即ちユダの子孫及びベニヤミンの子孫のエルサレムに住める者は是なりユダの子孫はウジヤの子アタヤウジヤはセカリヤの子セカリヤはアマリヤの子アマリヤはシバテヤの子シバテヤはマハラレルの子是はベレンズの子孫なり 五又バルクの子マアセヤといふ者ありバルクはコロホゼの子コロホゼはハザヤの子ハザヤはアダヤの子アダヤはヨヤリブの子ヨヤリブはセカリヤの子セカ

リヤはシロニの子なり 六ベレンズの子孫のエルサレムに住める者は合せて四百六十八人にして皆勇士なり 七ベニヤミンの子孫は左の如し 八メシユラムの子サルメシユラムはヨエデの子ヨエデはバダヤの子バダヤはコラヤの子コラヤはマアセヤの子マアセヤはイテエルの子イテエルはエサヤの子なり 八その次はガバイおよびサライなどにして合せて九百二十八人 九シクリの子ヨエルわれらの監督たりハッセヤの子ユダこれに副ふて邑を治む 十祭司はヨヤリブの子エダヤヤキン 十一および神の室の宰セラヤセラヤはヒルキヤの子ヒルキヤはメシユラムの子メシユラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なり 十二殿の職事をするその兄弟八百二十二二人あり又アダヤといふ者ありアダヤはエロハムの子エロハムはベラリヤの子ベラリヤはアムシの子アムシはセカリヤの子セカリヤはパシホルの子パシホルはマルキヤの子なり 十三アダヤの兄弟たる宗家の長二百四十二人あり又アマシサイといふ者ありアマシサイはアザリエルの子アザリエルはアハザイの子アハザイはメシレモテの子メシレモテはインメルの子なり 十四その兄弟たる勇士百二十八人ありハツダドリムの子ザブテエル彼らの監督たり 十五レビ人はハシユブの子シマヤハシユブはアズリカムの子アズリカムはハシヤビヤの子ハシヤビヤはブンニの子なり 十六またシヤベタイおよびヨザバデあり是等はレビ人の長にして神の室の外を掌れり 十七またマツタニヤといふ者ありマツタニヤはミカの子ミカはザブテの子ザブテはアサフの子なりマツタニヤは祈禱の時に感謝の詞を唱へはじむる者なり彼の兄弟の中にバクブキヤといふ者ありマツタニヤは祈禱の時に感謝の詞を唱へはじむる者なり彼の兄弟の中にバクブキヤといふ者あり 十八聖邑にあるレビ人は合せて二百八十四人 十九門を守る者アックブタルモンおよびその兄弟等合せて百七十二人あり皆門々にありて 二十その餘のイスラエル祭司およびレビ人は皆ユダの一切の邑々にありて 各おのれの産業に居れり 二但しネテ二人はオベルに居りザハ及びギシバネテ二人を統ぶ 二三エルサレムに在るレビ人の監督はウジヤといふ者なりウジヤはパニの子パニ

一 はハシヤビヤの子ハシヤビヤはマツタニヤの子マツタニヤはミカの子なり是は謳歌者なるアサフ
 二 の子孫なりその職務は神の室の事に於ける 二三 王より命令ありて是らの事を定め謳歌者に日々
 三 定まれる分を與へしむ 二四 ユダの子セラの子孫メシザベルの子バタヒヤといふ者王の手に屬して民に關はる
 四 一切の事を取りあつたへり 二五 又村莊其田圃につきてはユダの子孫の者キリアテアルバとその郷里デボ
 五 ンとその郷里およびエカブジエルとその村莊に住み 二六 エシユアモラダおよびベテベレテに住み 二七 ハザ
 六 ルシユアルおよびベエルシバとその郷里に住み 二八 チクラクおよびメコナとその郷里に住み 二九 エンリンモ
 七 ンザレアルムテに住み 三〇 ザノアアドラムおよび其等の村莊ラキシとその田野およびアセカとその郷
 八 里に住めり斯れらはベエルシバよりヘンノムの谷までに天幕を張れり 三一 ベニヤミンの子孫はまたゲバ
 九 よりしてミクマシアアヤ及びベテルとその郷里に住み 三二 アナトテノブアナニヤ 三三 ハヅルラマギツタイ
 一〇 三四 ハデデゼボイムネバラテ 三五 ロドオノ工匠谷に住めり 三六 レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤ
 一〇 ミンに合せし者もありき

第十二章 シヤルテルの子ゼルバベルおよびエシユアと偕に上りきたりし祭司レビ人は左のごとし

一 セラヤ エレミヤ エズラ ニアマリヤ マルク ハツトシ 三 シカニヤ レホム メレモテ 四 イドギンネトイアビ
 二 ヤ 五 ミヤミン マアデヤ ビルガ 六 シマヤ ヨヤリプ エダヤ セライアモク ヒルキヤ エダヤ 是等の者は
 三 エシユアの世に祭司およびその兄弟等の長たりき 八 またレビ人はエシユアビンヌイカデミエルセ
 四 ビヤ ユダ マツタニヤ マツタニヤはその兄弟等にも感謝の事を掌れり 九 またその兄弟バクブ
 五 キヤおよびウシノ之と相對ひて職務をなせり 一〇 エシユアヨアキムを生みヨアキムエリアシブを生みエリ
 一〇 アシブヨイアダを生み 一一 ヨイアダヨナタンを生みヨナタンヤドアを生めり 一二 ヨアキムの日に祭司等
 一三 の宗家の長たりし者はセラヤの族にてはメラヤ エレミヤの族にてはハナニヤ 一三 エズラの族にてはメ
 一四 シユラム アマリヤの族にてはヨハナン 一四 マルキの族にてはヨナタン シバニヤの族にてはヨセフ 一五

一六 ハリムの族にてはアテナ メラヨテの族にてはヘルカイ 一六 イドの族にてはセカリヤギンネトンの族
 一七 にてはメシユラム 一七 アビヤの族にてはジクリミニヤミンの族 一八 アデヤの族にてはビルタイ 一八 ビルガ
 一八 の族にてはシヤンマシマヤの族にてはヨナタン 一九 ヨヤリプの族にてはマツテナイエダヤの族にて
 一九 はウシ 二〇 サライの族にてはカライヤモクの族にてはエベル 二一 ヘルキヤの族にてはハシヤビヤエダ
 二二 ヤの族にてはネタンエル 二二 エリアシブヨイアダヨハナンおよびヤドアの日にレビ人の宗家の長等冊
 二三 に録する亦レシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらる 二三 宗家の長たるレビ人はエリアシブの子ヨハ
 二四 ナンの日まで凡て歴代志の書に記さる 二四 レビ人の長はハシヤビヤセレビヤおよびカデミエルの子エシユ
 二五 アナリその兄弟等これと相對ひて居る 即ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本
 二五 づきて讚美と感謝をなす 二五 マツタニヤバクブキヤオバデヤメシユラムタルモンアツクブは門を守
 二六 る者にして門の内府庫を伺ひ守れり 二六 是等はヨザダクの子エシユアの子ヨアキムの日に在り 總督ネ
 二七 ヘミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者なり 二七 エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ
 二八 人をその一切の處より招きてエルサレムに來らせ感謝の歌と鏡鉞と瑟と琴をもて歡喜を盡してその落成
 二八 の節會を行はんとす 二八 是において謳歌徒輩エルサレムの周圍の窪地およびネト人の村々より集り
 二九 來り 二九 またベテギルガルおよびゲバサアズマウテの野より集り來り此の謳歌者等はエルサレム
 三〇 の周圍に己の村々を建てたりき 三〇 茲に祭司及びレビ人身を潔めまた民および諸の門と石垣を潔めけ
 三一 れば 三一 我すなはちユダの牧伯等をして石垣の上の上らしめ 二二 の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を
 三二 唱へて並進ましむ 即ちその一は藪の門を指して石垣の上を右に進めり 三三 其後につきて進める者はホシヤ
 三三 ヤおよびユダの牧伯の半 三三 ならびにアザリヤ エズラ メシユラム 三四 ユダベニヤミン シマヤ エレミヤ
 三三 三三 三三 又祭司の徒 數人 喇叭を吹きて伴ふあり 即ちヨナタンの子セカリヤ ヨナタンはシマヤの子
 三六 シマヤはマツタニヤの子マツタニヤはミカヤの子ミカヤはザツクルの子ザツクルはアサフの子なり 三六 また

三六 彼らに對ひて進み我は民の半さきもにその後に従へり而して皆石垣の上を行き爐成樓の上を過ぎて石垣の廣き處に至り 三九 エフライムの門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およびハナニエルの成樓をハナニエルの成樓を過ぎて羊の門に至り牢の門に立止れり 四十 かくて二隊の感謝する者神の室にいりて立り我もそこにたち牧伯等の牛われさ儲にありき 四一 また祭司エリアキム マアセヤ ミニヤ ミンヨカヤ エリヨエナイゼカリヤ ハナニヤ等喇叭を執て居り 四二 マアセヤ シマヤ エレアザル ウジヨハナン マルキヤ エラム エセル之と儲にあり謳歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤはその監督なりき 四三 斯してその日みな大なる犠牲を獻けて喜悅を盡せり其は神われらをして大に喜び樂ませ給ひければなり婦女小兒までも喜悅へり是を以てエルサレムの喜悅の聲はくまで聞えたりぬ 四四 その日府庫のすべての室を掌るべき人々を撰びて舉祭の品初物および什一など律法に定むるころの祭司とレビ人の分を邑々の田圃に准ひて取りあつめてすべての室にいるところを掌らしむるは祭司およびレビ人の立て奉ふるをエダ人喜びたればなり 四五 彼らは神の職守および潔齋の職守を勤む 謳歌者および門を守る者も然り皆ダビデとその子ソロモン 四六 の命令に依る 四六 在昔ダビデおよびアサフの日には謳歌者の長一人ありて神に讚美感謝をたてまつる事ありき 四七 またセルパベルの日およびネヘミヤの日にはイスラエル人みな謳歌者門を守る者に日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ

第十三章 其日モーセの書を讀みて民に聽かしめけるに其中に録して云ふアンモン人およびモアブ人は何時までも神の會に入るべからず 二 是は彼らパンと水をもてイスラエルの子孫を迎へずして還て之を詛はせん 三 さてパラムを備ひたりしが故なり斯りしかども我らの神はその呪詛を變へて祝福となし給へり 三 三人衆この

四 律法を聞きて後雜りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり 四 是より先我らの神の家の室を掌れる祭司エリアシブさいふ者トビヤと近くなりたれば 五 彼のために大なる室を備ふ其室は元來素祭の物乳香 器皿および例によりてレビ人謳歌者門を守る者等と與ふる穀物酒油の什一ならびに祭司に與ふる舉祭の物を置きし處なり 六 當時は我エルサレムに居ざりき我はバビロンの王アルタシヤスタの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て 七 エルサレムに來りエリアシブとトビヤの爲になしたる惡事すなはちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事を詳悉にせり 八 われ甚だこれを憂へてトビヤの家の器物をこきくくその室より投いだし 九 頓て命じてすべての室を潔めさせ而して神の家の器皿および素祭乳香などを再び其處に携へいれたり 十 我また查べ觀しにレビ人のうくべき分を與へられざりき 十一 其職務をなす所のレビ人および謳歌者等各おのれの田に奔り歸りぬ 十二 是に於て我何故に神の室を棄てさせしやと言て牧伯等を詰り頓てまたレビ人を招き集めてその故の所に立しめたり 十三 斯りしかばエダ人みな穀物酒油の什一を府庫に携へ來れり 十三 その時我祭司シレミヤ 學士ザドクおよびレビ人ヘダヤを府庫の有司とし之にマツタニヤの子ザツクルの子ハナンを副へて庫を掌らしむ彼らは忠信なる者と思はれたればなり 其職は兄弟等に分配るの事なりき 十四 わが神よ此事のために我を記念ひ給へ我の室とその職事のために我が行ひし善事を拭ひ去り給はざれ 十五 當時われ觀しにエダの中に安息日に酒樽を踏む者あり麥束を持ち來りて驢馬に負するあり亦酒葡萄無花果および各種の荷を安息日にエルサレムに携へいるるあり我われら食物を齎さるる日に彼らを戒めたり 十六 彼處にまたツロの人々も住なりしが魚および各種の貨物を携へいりて安息日にエダの人々に之を齎さつエラサレムにて商賣せり 十七 是に於て我エダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何ぞ此惡しき事をなして安息日を潰すや 十八 汝らの先祖等も斯ふことなばざりしや我らの神これ爲にこの一切の災禍を我らに降したまひしにあらずや然るに汝らは安息日を潰して更に大なる震怒をイスラエルに招くなりき 十九 而して安息日の前

一日エルサレムの門々暗くならんとする頃ほひに我命じてその扉を閉ぢさせ安息日の過さるまで之を開
 二十くべからず命じ我僕數人を門々に置いて安息日に荷を携へいる事なからしめたり 二十斯りしかば商
 二 賣および各種の品を賣る者等二二回エルサレムの外に宿れり 二二我これを戒めてこれに言ふ汝ら石垣
 の前に宿るは何ぞや汝等もし重ねて然なれば我なんぢらに手をかけん其時より後は彼ら安息日には來
 二三らざりき 二三我またレビ人に命じてその身を潔めさせ來りて門を守らしめて安息日を聖くす我神よ我た
 二四めに此事を記念し汝の大なる仁慈をもて我を憫みたまへ 二三當時われアシドドアンモンモアア
 二五 などの婦女を娶りしユダヤ人を見しに 二四その子女はアシドドの言語を半雜へて言ひユダヤの言語を言
 二六 さあたはず各國の言語を雜へ用ふ 二五我彼等を詰りまた 詰りその中の數人を撻ち其毛を抜き神を指して誓
 二七 はしめて言ふ汝らは彼らの男子におのが女子を與ふべからず又なんぢらの男子あるひはおのれ自身のために
 二八 彼らの女子を娶るべからず 二六是らの事についてイスラエルの王ソロモンは罪を獲たるに非ずや彼がごとき
 二九 王は衆多の國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國の王となしたまへり然
 三〇 るに尙ほ異邦の婦女等これに罪を犯さしめたり 二七然ば汝らが異邦の婦女を娶りこの一切の大惡をなして
 三一 我らの神に罪を犯すを我等聽し置べけんや 二八祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一人の子はホロニ人サン
 三二 パラテの婿なりければ我これを逐出して我を離れしむ 二九わが神よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人
 三三 の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ 三〇我わが人衆を潔めて異邦の物を盡く棄てしめ祭司及び
 三四 レビ人の班列を立て各その職務に服せしめ 三二また人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に獻げしめ
 三 かつ物物を奉らしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひたまへ

ネヘミヤ記 終

エステル書

第一章 アハシエロスすなはち印度よりエテオピアまで百二十七州を治めたるアハシエロスの世ニ
 一 ハシエロス王シユシヤンの城にてその國の祚に坐しをりける當時三その治世の第三年にその牧伯等
 二 よび臣僕等のために酒宴を設けたりハシエロス王の宮の庭にてシユシヤンに居る大小の民の民のために七日の間酒宴
 三 四時に王の盛なる國の富有さその大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ五これ
 六 らの日のをばりし時王また王の宮の庭にてシユシヤンに居る大小の民の民のために七日の間酒宴
 七 を設けたり六白緑青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた牀榻は金銀にし
 八 て赤白黄黒の蠟石の上に居らる七金の酒盃にて酒を賜ふその酒盃は此と彼との異なり王の用ゆる
 九 酒をたまふこと懸し王の富有に適へり八その飲むことは法にかなひて誰も強ることを爲す其は王人
 十 たアハシエロス王に屬する王宮の内にて婦女のために酒宴をまうけたり 十第七日にアハシエロス王
 十一 よびハシエロス王に命じ 十一后ヲシテをして 后の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよ言へり是は彼觀る
 十二 美しければその美麗を民等と牧伯等に見さんさてなりき 十二然るに 后ヲシテ侍従ヲ傳へし王の命に従
 十三 ひて來ること背はざりしかば王おほいに憤りて震怒その衷に燃ゆ 十三是に於て王時を知れる智者にむか
 十四 ひて言ふ王はすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くするを常とせり 十四時に彼の次にをりし
 十五 者はハシエロス王の面を見る者にして國の第一に位せり 十五后ヲシテアハシエロス王が侍従をもて
 十六 傳へし命を爲さざれば法律に従ひて如何に彼になすべきや 十六メムカン王と牧伯たちの前に答へて曰ふ
 后 ヲシテは唯王にむかひて惡しき事をなしたる而已ならず一切の牧伯たち及びアハシエロス王の各州

十七の諸の民にむかひてもまた之を爲せるなり 十七后のこの事あまれく一切の婦女に聞えて彼ら遂にその
 十八の夫を藐しめ視て言はんアハシエロス王后ヲシテ己の前に來れ命じたりしに來らざりしと 十八
 而して后の此所行を聞けるハシヤシメデアの諸夫人もまた今日王の凡ての牧伯等に是の如く言はん然す
 十九れば必らず藐視と忿怒多く起るべし 十九王もし之を善しと給はばラシテは此後ふたゞアハシエロス王
 の前に來るべからずといふ王命を下し之をハシヤシメデアの法律の中に書いて更ること無しめ而して
 二十その後の位を彼に勝れる他の者に與へたまへ 二十王の下し給はん御詔この大なる御國に徧く聞えわ
 二一たる時は妻たる者こそいづくその夫を大小さなく共に敬ふべしと 二二王と牧伯等この言を善しとしければ
 二三王メムカンの言の如く爲したり 二三かくて王の諸州に徧く書をあくり 諸の州にその文字にしたがひて
 書き遣りもろくの民にその言語にしたがひて書き遣り凡て男子たる者はその家の主なるべくまたおのれ
 の民の言を用ひてものいふべしと諭しぬ

第二章一これらの事の後アハシエロス王忿怒さけてラシテおよび彼が爲したる所またその彼にむかひて議
 二定めしころの事を憶ひおこせり 二ころに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美しき少き處女等を王のため
 三に尋れもせめん 三願はくは王御國の各州において官吏を擇び之をして美しき處女をこそいづくシユシヤ
 四の城に集めしめ婦人を管理する王の侍從ヘガイの手にわたして婦人の局に入らしめ而して潔淨の物をこれ
 五に與へたまへ 四斯して王の御意に適ふ女子を取りラシテに代りて 后さならしめ給へと王この事を善しと
 六して然なしぬ 五茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人ありその名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫
 六ヤイルの子にしてベニヤミン人なり 六かれはバビロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王エコニヤ
 七と偕に擄はれ往ける俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり 七かれその叔父の女ハダツサすな
 八はちエステルを養ひ育てたり是は父も母もなかりければなり 八の女子顔貌勝れてうるはしかりしがその
 八父母の死にたる後モルデカイ之を取りて 己の女となせるなり 八王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子

九シユシヤンの城にあつめられてヘガイの手にわたされし時エステルも亦王の家に携へられてゆき婦人を管
 九理るヘガイの手に交されしが 九この女子ヘガイの意にかなひて之が恵を受けたり即ちヘガイすみやかに
 之に潔淨の物およびその分を與へたまへ王の家の中より七人の侍女を擧げて之に附そはしめ彼と其の侍女等
 十を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ 十エステルはおのれの民をもおのれの宗族をも顯はさざりき其
 十一はモルデカイこれを顯はすなかれ彼に言ふくめたればなり 十一またモルデカイはエステルを模倣およびそ
 十二の如何になれるかを知らんため日々婦人の局の庭の前を歩めり 十二女子はあの一婦人の則にしたがひて
 十二ヶ月を経しつる後 順番にいりてアハシエロス王にいたる是の潔淨の日を終るはかくのごきなる
 十三が故なり 即ち没薬の油を用ふるころ六ヶ月また各種の薫物および婦人の潔淨ごきにあつる物等を用ふ
 十三るころ六ヶ月 十三女子の王にいたるは是の如しその婦人の局より出でて王の家にゆく時には凡てその望む物
 十四をこそいづく與へらる 十四而して夕に往き朝におよびて婦人の第二の局に還り妃嬪をつかさどる王の
 十五侍從シヤシガスの手に屬す王これを喜びて名をさして召すにあらざれば重ねて王にいたるこきなし 十五こ
 こにモルデカイの叔父アビハイルの女すなはちモルデカイが取りて己の女となしたるエステル入りて王
 十六にいたるべき 順番にあたりけるが彼は婦人をつかさどる王の侍從ヘガイが言きかせたる事の外には何をも
 十六もさめざりきエステルは凡て彼を見る者に喜ばれたり 十六かくエステルは王の家に召し入れられてアハシ
 十七エロス王に至れり是の治世の第七年十月すなはちテベテの月なり 十七王一切の婦人に超えてエステルを
 愛しければエステルはすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情を得たり 王つひに 后の冕をかかれの首
 十八に戴かせ彼をしてラシテにかはりて 后さならしむ 十八ころにおいて王おほいなる酒宴を設けて其もろも
 十九の牧伯と臣僕を饗すこれをエステルは酒宴と稱ふまた諸州に租税をゆるし王の富有にかなひて物を賜ふ
 十九 再度處女の集められし時モルデカイは王の門に坐しをりぬ 二十エステルはモルデカイが彼に言ふくめた
 二十 如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさざりきエステルはモルデカイの言語にしたがふこ

十九 傳へよと言へり九ハタクハヘリ來りてモルデカイの言詞をエステルに告げければ十エステルハタクに命じモ
 十一 ルデカイに言を傳へしむ云く十一王の諸臣および王の諸州の民みな知る男にもあれ女にもあれ凡て召
 十二 べしかくて我此三十日は王に至るべき召をかうむらざるなり十二エステルは言をモルデカイに告げけるに
 十三 十三モルデカイ命じてエステルに答へしめて曰く汝王の家にあれば一切のユダヤ人の如くならずして免
 十四 るべし心に思ふ勿れ十四なんぢ若しこの時にあたりて黙して言はずば他の處よりして助援を拯救ユダヤ人に
 十五 興らんされど汝なんぢの父の家は亡ぶべし汝が後の位を得たるは此のごとき時のためなりしやも知
 十六 るべからず十五エステルまたモルデカイに答へしめて曰く十六なんぢ往きシユシヤンに在るユダヤ人をこ
 十七 ごく集めてわがために斷食せよ三日の間夜晝とも食ふことも飲むこともするなれ我とわが侍女等も
 十八 なじく斷食せんしして我法律にそむく事なれども王にいたらん我もし死ねば死ねば死ねば死ねば十七是に於てモ
 十九 ルデカイ往きてエステルが凡ておのれに命じたるごとき行へり
 一 第五章 第二日にエステル 后の 服を着王の家の内庭にいり王の家にむかひて立つ王は王宮の玉
 二 座に坐して王宮の戸口にむかひをりしが三王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくばへ其手に
 三 ある金圭をエステルの方に伸ばしければエステル進みよりてその圭の頭にさばれり三王がこれに言けるは后
 四 エステルなんぢ何をもさむるやなんぢの願意は何なるや國の半分にいたることも汝にあたふべし四エステル
 五 いひけるは王もし善しとし給はば願はくは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みたまへ五こ
 六 こに於て王ハマンを急がしめてエステルは言へる如くならしめよ命じ王とハマンとやがてエステルが設けた
 七 る酒宴に臨み六酒宴の時王またエステルに言けるは汝の所求は何なるやかならずゆるさるべしなんぢの
 八 願意は何なるや國の半分に至ることも成就せらるべし七エステル言けるは我が所求わが願意は是なり八わ
 九 れもし王の目の前に 恩を得王もしわが所求をゆるしわが願意を成就せしむることを善しとし給はば願はくは

九 王とハマンとまたわが設けんとする酒宴に臨みたまへわれ明日王の宣へる言にしたがはん九かくてハマン
 十 ばその日よるこび心たのしみて出で來りけるハマンモルデカイが王の門に居りて己に對ひて起ちも上ら
 十一 す身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり十されどもハマン耐忍びて家にかへりその朋友等もよ
 十二 び妻をレシをまねき來らしめ十一而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ごころ凡て王の己を貴びし事
 十三 また己をたたくして王の牧伯および僕臣の上にあらしむることを之に語れり十二しかしてハマンまた言けら
 十四 く后エステル酒宴を設けたりしが我のほかに何人も王とハマンとに之に臨みしめず明日もまた我は王と
 十五 もに后に招かれをるなり十三然れどユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見る間は是らの事も快樂し
 十六 らず十四時に其妻をレシとその一切の朋友彼に言けるは請ふ高き五十キユビトの木を立しめ明日の朝モル
 十七 デカイを其上に懸けんことを王に奏せ而して王とハマンとに樂しみてその酒宴におもむけしハマンこの事を善し
 十八 としてその木を立てしめたり
 一 第六章 一その夜王れむるこ能はざりければ命じて日々を事記せる記録の書を持ち來らしめ王の前に之を
 二 讀ましめけるに二モルデカイ曾て王の侍従の二人戸を守る者なるビグダシとテレシがアハシユエロス王を殺
 三 さん謀れるを告げたりと記せるに遇ふ三王すなはち言けるは之が爲に何の榮譽と爵位をモルデカイにあ
 四 へしや王に事ふる臣僕等たへて何を彼にあたへしこ無しさいへり四こに於て王誰ぞ庭にある
 五 やと問ふこの時ハマンは己がモルデカイの爲に設けたる木にモルデカイを懸くることを王に奏せんとし已
 六 に王の家の外庭に來りて居る五王の臣僕等王につけてハマン庭に立ちをる言ければ王彼をして入來らしめ
 七 よき言ふハマンやがて入り來りしに王かれにいひけるは王の尊ばんと欲する人には如何になさば善からん
 八 かさハマン心におもひけるは王の尊ばんと欲する者は我にあらすして誰ぞや七ハマンすなはち王にいひ
 九 けるは王の尊ばんと欲する人のためには八王の着たまへる衣服を携へ來らしめ九王の乗り給へる馬即
 十 ちその頭に王の冠冕を戴ける馬をひき來らしめ九これを王の最も貴き一人の牧伯の手にわたし王の尊ば

人とする人に其衣服を衣せしめこれを馬にのせて邑の衢街をみちびき通り王の尊ばんと欲する人には是の
 十二 門に坐するユダヤ人モルデカイに斯なせよなんぢが言はしむるを一も缺くこと無らしめよ 十二に於て
 ハマン衣服と馬とを取りモルデカイにその衣服を着せ彼をして邑の衢街を乗り通らしめその前に呼ばりて云
 十三 王の尊ばんと欲する人には是の言はしむるを十二に於てモルデカイは王の門に呼ばりたりしがハ
 十三 マンは愁へなやみ首をおほふておのれの家にはしりゆき 十三にしてハマンおのが遇へる事をこころよくそ
 の妻セレンとその朋友等に告げけるにその智者等およびその妻セレン彼に言けるは彼のモルデカイすなはち
 十四 なんぢがその前に敗れはじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに勝てざるを得じ必らずその前にやぶれんこ
 十四 づれら尙ハマンごものいひなる間に王の侍従きたりてハマンをうながしエステルが設けたる酒宴にのぞ
 ましむ

二 第七章 王またハマンごものに 后 エステルと酒宴せんさて來れり 二の第二の酒宴の日に王またエステ
 ルに言けるは 后 エステルよなんぢのこめめは何なるやいかならず許さるべし 汝のねがひは何なるや國の半
 三分に至ることも成就せらるべし 三 后 エステルこたへて言けるは 王よ我もし王の御目の前に 恩を得王も
 三 し善しと見たまはせ我もこめにしたるがひてわが生命をわれに賜へたまわが 願にしたがひてわが民を我に賜
 四 へ四 われとわが民は賣れて 滅され殺され絶えられんす我らもし奴婢に賣れたるならんには我黙してはべ
 五 らん 敵人は王の損害を償ふこと能はざるなり 五 アハシエロス王 后 エステルにこたへて言けるは之を
 六 なさんご 心にたくめめる者は誰また何處に在るや 六 エステルいひけるはその敵その仇人は即ちこの惡しきハ
 七 マンなり是によりてハマンは王ご 后 の前にありて懼れたり 七 王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きけ
 八 ればハマンたちあがりて 后 エステルに生命を乞へり其はかれ王の 己に禍災をなさんご 決めしを見たれ
 八 ばなり 八 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたりしにエステルのなる牀榻の上にハマン 俯伏おたれば王い

ひけるは彼はまた家の内にてわが前に 后 を辱しめんとするか 此こそば王の口より出づるや人々ハマン
 九 の面をおほへり 九 時に王の前にある一人の侍従ハルボナイひけるは王のために善き事を言たりしかのモルデ
 十 カイを懸けんさてハマンが作りたる五十キユビトの木ハマンの家に立ちたるなりと王いひけるは彼をその上
 十一 に懸けよ 十人々ハマンを其モルデカイをけんさて設けし木の上に懸けたり王の震怒つひに解く
 一 第八章 一 その日アハシエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を 后 エステルに賜ふモルデカイもまた王の
 二 前に來れり是はエステル彼が 己ご何なる 係りなるかを告げればなり 二 王ハマンより取返せし 己の指
 三 環をはづしてモルデカインに與ふ而してエステルモルデカイをしてハマンの家をつらしむ 三 エステル
 四 ふたたび王の前に奏してその足下にひれふし アガゲ人ハマンがユダヤ人を害せんご 謀りしその 謀計を除か
 五 んごを涙ながらに乞求めたり 四 王エステルに向ひて金圭を伸べければエステル起きて王の前に立ち 五 言け
 六 るは王もし之を善しと給ひ我もし王の前に 恩を得この事もし王に正しと見え我もし御目にかなひたらば
 七 アガゲ人ハマンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんご 謀りて書きおくりたる書を取消
 八 すべき旨を書きくだし給へ 六 われ豈わが民に臨まんごする禍害を見るに忍びんや 豈わが宗族のほろぶるを見
 九 るにしのびんや 七 アハシエロス王 后 エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマンユダヤ人を殺
 八 さんごしたれば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり 八 なんぢらも亦おのれの
 九 好むごごとく王の名をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につたへよ 王の名をもて書き王
 九 の指環をもて印したる書は誰もさりけすこと能はざればなり 九 是をもてその時また王の書記官を召しあつ
 十 む是三月すなはちシランの月の二十三日なりきしかして印度よりエテオピアまでの百二十七州のユダヤ
 十一 人州牧諸州の方伯牧伯等にモルデカイが命せんごするところを 盡く書き記さしむ 即ち 諸の州
 十二 におくるものはその文字をもちひ 諸の民におくるものはその言語をもちひて書きおくりユダヤ人におく
 十三 るものはその文字と言語をもちふ 十 づれアハシエロス王の名をもてこれをかき王の指環をもてこれに

十 印し 驛卒をして御殿にてそだてたる逸足の御用馬にのりてその書をあくりつたへしむ 十一 その中に云ふ
 王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり立ちて己の生命を保護しおのれを襲ふ諸國諸州の一
 十二 切の兵民をその妻子もろさにもほろぼし殺し絶し且その所有物を奪ふべし 十二アハシエロス王の諸州にお
 十三 いて十二月すなばちアダルの月の十三日一日の内かくのごとくするを許さる 十三この詔旨を諸州につた
 十四 へんがためまたユダヤ人をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんが爲にその書ける物の寫
 十五 本を一切の民に開きて示せり 十四 驛卒逸足の御用馬にのり王の命によりて急せられせきたてられて出
 十六 金冠を戴き紫色の細布の外衣をまこひて王の前よりいで來れりシユシヤンの邑申聲をあげて喜びぬ
 十七 ユダヤ人には光輝あり喜悅あり快樂あり尊榮ありき 十七いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令さ
 十八 詔言のいたるさるるにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひちきて此日を吉日とせりしかして國の民お
 十九 ぼくユダヤ人となれり是はユダヤ人を畏るる心おこりたればなり
 二十 第九章 十二月すなばちアダルの月の十三日王の命令さ詔書のおこなはるべき時いよく近づける時す
 二十一 なばちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏せんさまたちかまへたりしに却てユダヤ人おのれを惡む者を打伏せる事さ
 二十二 なりけるその日にユダヤ人アハシエロス王の各州にある己の邑々に相あつまりおのれを害せんさす
 二十三 る者をも殺さんせり誰も彼らに敵ることを得る者なかりき其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり
 二十四 三諸州の牧伯州牧方伯など凡て王の事を辨理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり是モルデカイを畏るる
 二十五 によりてなり 四モルデカイは王の家にて大なる者となりその名各州にきこえわたれり斯くその人モルデカ
 二十六 イはますく大になりゆきぬユダヤ人すなばち刀刃をもてその一切の敵を撃ちて殺し滅し己を惡
 二十七 む者を意のまゝに爲したりユダヤ人またシユシヤンの城にいても五百人を殺しほろぼせりセバルシ
 二十八 ヤンダダダルボンアスパダハボラタアダリヤアリダダ九バルセシタアリサイアアリダイロエ

十 ザタナこれらの者すなばちハンメダダの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せりされどそ
 十一 の所有物には手をかけざりき 十一シユシヤンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあげければ
 十二 十二王きさきエステルにいひけるはユダヤ人シユシヤンの城の内にて五百人を殺しまたハマンの十人の
 十三 子をころせり王のその餘の諸州においては幾なりしぞや汝また何を求むるさるあるやかなならず許
 十四 さるべし尙何かれがふさるあるや必らず成就らるべし 十三エステルにいひけるは王もし之を善しとした
 十五 まは願くはシユシヤンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ且ハマンの十人の
 十六 子を木に懸けしめ給へ 十四王かく爲せ命じシユシヤンに於て詔書を出せりハマンの十人の子は木に懸け
 十七 らる 十五アダルの月の十四日にシユシヤンのユダヤ人また集まりシユシヤンの内にて三百人をころせり然れ
 十八 どもその所有物には手をかけざりき 十六王の諸州にあるその餘のユダヤ人もまた相あつまり立ちて己
 十九 の生命を保護しその敵に勝ちて安んじ己を惡む者七萬五千人をころせり然れどもその所有物には手をかけ
 二十 ざりき 十七アダルの月の十三日にこの事をおこなひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして 喜べり 十八さ
 二十一 れシユシヤンに在るユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり十五日にやすみてその日に酒宴をな
 二十二 して喜べり 十九これによりて村々のユダヤ人すなばち石垣なき邑々にすめる者はアダルの月の十四日をも
 二十三 て喜樂の日酒宴の日吉日となして 互に物をやりざりす 二十モルデカイこれらの事を書き記してアハシ
 二十四 ユエロス王の諸州に在るユダヤ人に遠きにも近きにも書をあくり 二アダルの月の十四日と十五日を年々に
 二十五 いはふことを命じ 二三この兩の日にユダヤ人その敵に勝ちて休みの月は彼らの爲に憂愁より喜樂にかは
 二十六 り悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして 喜びたがひに物をやりざりし貧しき者に施
 二十七 與をなすべしと諭しぬ 二三このをもてユダヤ人はその己にはじめたるごときモルデカイが彼らに書きあくり
 二十八 しごさく行ひつかけたり 二四アガガ人ハンメダダの子ハマンすなばちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダヤ
 二十九 人を滅さんご謀りアルすなばち鐵を投げて之を滅し絶さんごしたりしが 二五その事王の前に明かにな

一 時王書をあくりて命じハマンがユダヤ人を害せんさばかりしその悪しき謀計をしてハマンの首に歸らしめ彼らその子等を木に懸けしめたり 二六このゆゑに此兩の日をそのブルの名にしたがひてプリムさなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞により此事に就て見たるころ己の遇ひたるころに依りて二七ユダヤ人あひ定め年々その書ける所にしたがいその定めたる時にしたがいてこの兩の日をまもり己さあのれの子孫あひ凡て己につらなる者これを行ひつゞけて廢するこゝ無く二八この兩の日をもて代々家々州々邑々に於て必らず記念へてまもるべき者さなしこれらのプリムの日をしてユダヤ人の中に廢せらるること無らしめまたこの記念をしてその子孫の中に絶ること無らしむ 二九かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほいなる力をもて此プリムの第二の書を書きあくりて之を堅うす 三十すなはちモルデカイアハシエロスの國の百二十七州にある一切のユダヤ人に平和と眞實の言語をもて書をあくり 三一斷食と悲哀のこゝにつきてプリムのこれらの日を堅うしてその定めたる時を守らしむすなはちユダヤ人モルデカイと后エステルが曾てかれらに命じたるこゝまたユダヤ人等が曾てみづから己のためあひおのれの子孫のため定めたるこゝとし 三二エステルの語プリムにかゝるは是等の事をかたうせり是は書にしるされたり

一 第十章 アハシエロス王國土おほい海の島々に貢をたてまつらしむニアハシエロス王は權勢と能力をもて爲したる一切の事業及び彼がモルデカイを高くして大なる者ならしめたる事の委しき語はメデアとベルシヤの列王の日誌の書に記さるるにあらすや 三ユダヤ人モルデカイはアハシエロス王に次ぐ者となりユダヤ人の中において大なる者にしてその衆多の兄弟によるこぼれたり彼はその民の福祉をもめその一切の宗族に平和の言をのべたりき

エステル書 終

ヨブ記

一 第一章 ウヅの地にヨブと名くる人あり其人を爲完全かつ正しくして神を畏れ惡に遠ざり 二其生める者は男の子七人、女の子三人 三その所有物は羊七千、駱駝三千、牛五百頭、牝驢馬五百、僕も夥多しくあり、此人は東の人の中にて最も大なる者なり 四その子等あひ己の家にて己の日に宴筵を設ぐる事を爲し、その三人の姉妹をも招きて與に食飲せしむ 五その宴筵の日はつる毎にヨブ必ず彼らを召びよせて潔む、即ち朝ばやく興き彼ら一切の數にしたがひて燔祭を獻ぐ、是はヨブ我子ら罪を犯し心に神を忘れたらんと知る可らずと謂ひてなり、ヨブの爲すこゝ常には是の如し 六或日神の子等きたりてエホバの前に立つ、サタンも來りてその中にありエホバサタンに言たまひけるは 汝何處より來りしや、サタンエホバに應へて言けるは地を行きめぐり、此彼經あるきて來れり 七エホバサタンに言たまひけるは 汝心をもちひてわが僕ヨブを觀しや、彼のごとく完全かつ正しくして神を畏れんや 八汝彼その家あひびその一切の所有物に應へて言けるはヨブあにもこむることなくして神を畏れんや 九汝彼その家あひびその一切の所有物の周圍に藩屏を設け給ふにあらすや、汝かれが手に爲すこゝろを盡く成就せしむるがゆゑにその所有物地に徧れし 十然れど汝の手を伸て彼一切の所有物を撃ち給へ、然らば必らず汝の面にむかひて汝を詛はんと 十一エホバサタンに言たまひけるは 視よ彼の一切の所有物を汝の手に任す、唯かれの身に汝の手をつくるな 勿れ、サタンすなはちエホバの前よりいでゆけり 十二或日ヨブの子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲めたる時 十四使者ヨブの許に來りて言ふ、牛耕したり牝驢馬その傍に草食ひたりしに 十五シバ人襲ひて之を奪ひ、又をもて少者を打殺せり、我た一人のがれて汝に告んさて來れり 十六彼なほ語ひたる中に又一人きたりて言ふ、我た一人のがれて汝に告んさて來れり 十七彼なほ語ひたる中に又一人きたりて言ふ、我た一人のがれて汝に告んさて來れり 十八彼なほ語ひたる中に又一人奪ひ又をもて少者を打殺せり我た一人のがれて汝に告んさて來れり 十九彼なほ語ひたる中に又一人

ヨブ記

第一章

自一至十八節

十九 来りて言ふ 汝の子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲みなりしに 十九 荒野の方より大風ふき来て家の四隅を撃ちければ夫の若き人々の上に潰れおちて皆しねり 我之を汝に告んさて只一人のがれ来れり 二十 是に於いてヨブ起上り外衣を裂き髪を斬り地に伏して拜し 二言ふ我裸にて母の胎を出たり 又裸に 罪を犯さず神にむかひて 愚なることを言はざりき 二二 この事に於てヨブは全く 第二章 或日神の子等きたりてエホバの前に立つサタンも来りその中にありてエホバの前に立つ二エホバ サタンに言たまひけるは 汝何處より来りしや サタンエホバに應へて言けるは 地を行めぐり此彼經ある きて来れり 三エホバサタンに言たまひけるは 汝心をもちひて我僕ヨブを見しや 彼の如く完全かつ正 しくして神を畏れ惡に遠ざかる人世にあらざるなり 汝われを勸めて故なきに彼を打惱ましめしや 彼は 己を完うして自ら堅くす 四サタンエホバに應へて言けるは 皮をも皮に換ふるなれば人は其一切の所 有物をもて己の生命に換ふべし 五然今汝の手を伸べて彼の骨と肉とを撃ち給へ 然らば必ず汝の面にむ かひて汝を誑はん 六エホバサタンに言たまひけるは 彼汝の手に任す 只われの生命を害ふ勿れ 七サタン やびてエホバの前より出行き 八ヨブを撃ちて其足の踵より頂までに惡しき腫物を生ぜしむ 九ヨブ土瓦の碎 片を取り其をもて身を掻き灰の中に坐りぬ 九時にその妻に言けるは 汝は尙も己を完うして自ら堅く するや 神を誑ひて死ぬるに如し 十然るに彼汝の言ふ所は 愚なる婦の言ふ所に似たり 我ら 神より福祉を受くるなれば災禍をも亦受ざるを得んや 此事に於てはヨブまつたくその唇をもて罪を犯 十一 さざりき 十二時にヨブの三人の友この一切の災禍の彼に臨めるを聞き 各おのれの處よりして来れり 十三 約して来りしが 十二目を擧げて 遙に觀しに其ヨブなるを見識がたき程なりければ 齊く聲を擧げて泣き 各おのれの外衣を裂き天に向ひて塵を撒て 己の頭の上にとらし 十三 乃ち七日七夜かれさ借に地に坐

しめて、ひとことかれいひ、彼も苦惱の甚だ大なるを見ればなり 第三章 一期て後ヨブ口を啓きて自己の日を詛へり 二ヨブすなはち言詞を出して云く 三我が生れし日亡びう せよ、男子胎にやざれりと言し夜も亦然あれ 四その日は暗くなれ、神上よりこれを顧みたまはざれ、光これ を照す勿れ、五黑暗および死蔭之を取りもごせ、雲これが上をおほへ、日を暗くする者これを懼れしめよ 六 その夜は黑暗の執ふる所となれ年の日の中に加はらざれ、月の數に入らざれ 七その夜は孕むこと有らざれ、 歡喜の聲の中に興らざれ 八日を誑ふ者レビヤタンを激發すに巧なる者これを誑へ 九その夜の晨星は暗く せ、その夜には光明を望むも得ざらしめ、又東雲の眼蓋を見ざらしめよ 十是我母の胎の戸を闔すまた我目 に憂を見ること無らしめざりしによる 十一何さて我は胎より死て出ざりしや、何さて胎より出し時に氣息た えざりしや 十二如何なれば膝ありてわれを接しや、如何なれば乳房ありてわれを養ひしや 十三否らすば今は 我偃して安んじかつ眼らん然ばこの身やすらひなり 十四の荒墟を自己の爲に築きたりし世の君等臣等さ 借にあり 十五の黄金を有ち白銀を家に充たしたりし牧伯等さ借にあらん 十六又人しれず墮る胎兒の如くに して世に出ず、また光を見ざる赤子の如くならん 十七彼處にては惡しき者慮遇を息め、倦憊たる者安息を 得 十八彼處にては俘囚人みな共に安然に居りて 驅使者の聲を聞ず 十九小き者も大なる者も同じく彼處 にあり 僕も主の手を離る 二十如何なれば艱難に在る者に光を賜ひ、心苦む者に生命をたまひしや 二二斯 る者は死を望むなれどもきたらず、之をもさむるは藏れたる寶を掘るよりも甚だし 二二もし墳墓を尋れて 獲ば大に喜び樂むなり 二三その道かくれ神に取籠られなる人に如何なれば光明を賜ふや 二四わが歎息は わが食物に代り我呻吟は水の流れそとぐに似たり 二五我が戦慄き懼れし者我に臨み我が怖懼れたる者この身 に及べり 二六我は安然ならず 懼ならず安息を得ず 惟艱難のみきたる 第四章 一時にテマン人エリパズ答へて曰く 二人もし汝にむかひて言詞を出さば汝これを厭ふや 然りながら誰 か言はで忍ぶことを得んや 三三きに汝は衆多の人を誨へ諭せり、手の垂たる者をばこれを強くし 四つまづく

五 者をば言をもて扶けおこし、膝の弱りたる者を強くせり。五然るに今この事汝に臨めば汝悶え、この事なんぢ
 六 に加れば汝あぢまごふ。六汝は神を畏こめり、是なんぢの依頼む所ならずや、汝はその道を全うせり、是な
 七 んぢの望ならずや。七請ふ想ひ見よ、誰か罪なくして亡びし者あらん、義しき者の絶れし事いづくに在るや。八
 八 我の觀る所によれば不義を耕へし惡を播く者はその獲る所も亦是のごとし。九みな神の氣吹によりて滅びその
 九 鼻の息によりて消失す。十獅子の吼、猛き獅子の聲さもに息み、少き獅子の牙折れ。十一大獅子獲物なくして亡
 十 び小獅子散失す。十二前に言の密に我に臨めるありて我その細聲を耳に聞得たり。十三即ち人の熟睡する頃我
 十一 夜の異象によりて想ひ煩ひをりける時、十四身に恐懼をもよほして戰慄き、骨節こころしく振ふ。十五時に靈あ
 十二 りて我面の前を過ければ我は身の毛よだちたり。十六その物立さまりし我はその状を見わかつことをえざり
 十三 唯一の物の象わが目の前にあり、時に我しづかなる聲を聞き云く。十七人いつで神より正義からんや、
 十四 人いつでその造主より潔からんや。十八彼はその僕をさへに恃みたまはず、其使者をも足ぬ者を見做し給ふ
 十五 況んや土の家に住みなりて塵を基とし、蟬のこごくに亡ぶる者をや。二十是は朝より夕までの間に亡び、
 十六 へりみる者もなくして永く失逝る。二二その魂の緒めに絶えざらんや、皆悟ること無くして死にうす
 十七 第五章一請ふなんぢ顛びて看よ、誰か汝に應ふる者ありや、聖者の中に誰に汝むかはんとするや。二夫
 十八 愚なる者は憤恨のため身を殺し、癡者は嫉妬のため己を死なしむ。三我みづから愚なる者のその根を張
 十九 るを見たりしがすみやかにその家を誣へり。四その子等は助援を獲ることなく、門にて惱まざる、之を救ふ者
 二十 なし。五その穢される物は飢たる人これを食ひ、荆棘の籬の中にありてもなほ之を奪ひいだし、霜その所有物
 二十一 にむかひて口を張る。六災禍は塵より起らず、艱難は土より出ず。七人の生れて艱難をうくるは火の子の上に乗
 二十二 がごさし、八もし我ならんには我は必ず神に告求め、我事を神に任せん。九神は大にして測りかたき事を行ひ
 二十三 たまふ、其不思議なる事を爲し給ふこと數しれず。十雨を地の下に降し、水を野に遣り。十一卑き者を高く擧げ、
 二十四 憂ふる者を引興して幸福ならしめたまふ。十三神は狡しき者の謀計を敗り、之をして何事をもその手に成就

十四 十三 能はざらしめ、十三 慧き者その自分の詭計によりて執へ、邪なる者の謀計をして敗れしむ。十四 彼
 十五 らは晝も暗黒に遇ひ、卓午にも夜の如くに摸り惑はん。十五 神は惱める者を救ひて、かれらが口の劍を免れし
 十六 め、強き者の手を免れしめ給ふ。十六 是をもて弱き者望あり、惡しき者口を閉づ。十七 神の懲し給ふ人は幸福
 十七 なり、然ば汝全能者の傲責を輕んずる勿れ。十八 神は傷け又裏み、撃ていたため又その手をもて善く醫し
 十八 給ふ。十九 彼はなんぢを六の艱難の中に救ひたまふ、七の中にも災禍なんぢにのぞまじ。二十 饑饉の時には
 十九 なんぢを救ひて死を免れしめ、戰爭の時には劍の手を免れしめ給ふ。二一 汝は舌にて鞭たるる時にも隠る
 二十 ることを得、環滅の來る時にも懼るること有らじ。二二 汝は環滅と饑饉を笑ひ地の獸をも懼るること無るべし
 二三 田野の石なんぢと相結び野の獸なんぢと和がん。二四 汝はあのが幕屋の安然なるを知らん、汝の住處を見
 二四 まはるに缺たる者なからん。二五 汝また汝の子等の多くなり、汝の裔の地の草の如くなるを知らん。二六 汝は
 二五 遺齡におよびて墓にいらん、宛然參束を時にいたりて運びあぐるごさくなるべし。二七 視よ我らが尋ね明め
 二七 し所かくのごとし、汝これを聽きて自ら知れよ。

第六章一ヨブ應へて曰く。二願はくは我憤恨の善く權られ、わが懊惱の之を對ひて天秤に懸けられんことを
 三 然すれば是は海の沙よりも重からん、斯ればこそ我言躁妄なりけれ。四 それ全能者の箭わが身に入り我
 四 魂神その毒を飲り神の畏怖我を襲ひ攻む。五 野驢馬あに青草あるに鳴んや、牛あに食物あるに咩らんや。六 淡
 五 き物あに鹽なくして食はれんや、蛋の白あに味あらんや。七 わが心の觸るるごさを嫌ふ物は是は我厭ふ所の
 六 食物のごとし。八 願はくは我求むる所を得んごさを、願はくは神わが希ふ所の物を我に賜はらんことを。九
 七 願はくは神われを滅すを善しとし、御手を伸べて我を絶ち給はんごさを。十 然るごも我は尙みづから慰むる所あ
 八 り、烈しき苦痛の中にありて喜ばん。是は我聖者の言に悖りしごさなればなり。十一 我何の氣力ありてか
 九 尙俟ん、我の終いかなれば我なほ耐へ忍ばんや。十二 わが氣力あに石の氣力のごさくならんや、我肉あに銅
 十 の如くならんや。十三 わが助けわれの中は無きにあらずや、救拯我より逐はなされしにあらずや。十四 憂患にしづ

十五 む者はその友これを憐むべし、然らずは全能者を畏るることを廢めん、十五わが兄弟はわが望を充さざるこゝろ、溪川の如く、溪川の流の如くに過ぎざる、十六是は氷のために黒くなり、雪その中に藏るれども、十七温暖なる時は消行き熱くなるに及びてはその處に絶果つ、十八隊旅客身をめぐらして去り空曠處にいたりて亡ぶ、十九テマの隊旅客これを望みシバの旅客これを慕ふ、二十彼等これを望みしによりて愧恥を取り、彼處に至りてその面を赧くす、二十一汝等も今は虚しき者なり、汝らは怖ろしき事を見れば則ち懼る、二十二我あに汝等、我に手へよ言しこ有らんや、汝らの所有物の中より物を取て我ために饋れ言しこ有らんや、二十三また敵人の手より我を救ひ出せ言しこ有らんや、汝らの友をも商貨にするならん、二十四我を教へよ、然らば我黙せん、請ふ我の過てる所を知らせよ、二十五正しき言は如何に力あるものぞ、然ながら汝らの規諫る所は何の規諫ならんや、二十六汝らは言を規正んと思ふや、望の絶えたる者の語る所は風の如きなり、二十七汝らは孤子のために籠を撃き、汝らの友をも商貨にするならん、二十八汝はくは我に向へ、我は汝らの面の前に偏らず、二十九請ふ再びせよ、不義あらしむる勿れ、請ふ再びせよ、此事に於いては我正義し、三十我舌に不義あらんや、我口惡しき物を辨へざらんや

第七章 一人の世にあるは戦闘にあるがごとくならずや、又其日は備人の日のごとくなるにあらすや、二 奴僕の暮を冀ふ如く、備人のその價を望むがごとく、三 我は苦しき月を得させられ、憂はしき夜をあたらへらる、四 我臥せば乃ちいふ、何時夜あけて我おきいでん、五 曙まで頼に輾轉ふ五わが肉は蟲と土塊を衣服さなし、我皮は愈てまた腐る、六 わが日は機の梭よりも迅速なり、我望む所なくして之を送る、七 想ひ見よ、わが生命は氣息なる而已、我目は再び福祉を見ること有らじ、八 我を見し者の眼さされて我を見ざらん、九 汝目を我にむくるも、我は已に在らざるべし、十 雲の消えて逝く如く、陰府に下れる者は重れて上り來らじ、十一 彼は再びその家に歸らず、彼の郷里も最早かれを認めじ、十二 然れば我はわが口を禁めず、我心の痛によりて語り、わが神魂の苦しきによりて歎かん、十三 我あに海ならんや、鰐ならんや、汝なにして我を守らせおきたまふぞ、十三わ

十四 が牀われを慰め、わが寢床わが愁を解んと思ひをる時に、十四 汝夢をもて我を驚かし、異象をもて我を懼れしめ給ふ、十五 是をもて我心は息氣の閉ちんことを願ひ、我の骨よりも死を冀ふ、十六 われ生命を厭ふ、我は永く生くることを願はず、我を捨ておき給へ、我日は氣のごときなり、十七 人を如何なる者として汝これを大にし、之を心に留め、十八 朝毎に之を看そなほし、時わす之を試み給ふや、十九 何時まで汝われに目を離さず、我が津を咽む間も我を捨ておき給はざるや、二十 人を鑿みたまふ者よ、我罪を犯したりして汝に何をひ爲さん、何ぞ我を汝の的となして、我にこの身を厭はしめ給ふや、二一 汝なんぞ我の愆を赦さず、我罪を除きたまはざるや、我いま土の中に睡らん、汝我を尋ね給ふとも我は在らざるべし

第八章 一時にシユヒ人ビルダテ答へて曰く、二 何時まで汝かゝる事を言や、何時まで汝の口の言語を大風のごとくするや、三 神あに審判を曲げ給はんや、全能者あに公義を曲げ給はんや、四 汝の子等かれに罪を獲たるにや、之をその愆の手に付したまへり、五 汝もし神に求め、全能者に祈り、六 清くかつ正しうしてあらば必ず今汝を顧み、汝の義しき家を榮えしめたまはん、七 然らば汝の始は微小くあるも、汝の終は甚だ大ならん、八 請ふ、汝過にし代の人に問へ、彼らの父祖の尋究めし所の事を學べ、九 我らは昨日より有りしのみにて何を知らず、我らが世にある日は影の如し、十 彼等なんぢを教へ汝を諭し、言をその心より出さざらんや、十一 葦あに泥なくして長んや、荻あに水なくしてそだたんや、十二 是はその青くして未だ刈ざる時にも他の一切の草よりは早く槁る、十三 神を忘るる者の道は凡て是のごとく、悖る者の望は空しくなる、十四 その恃む所は絶れ、その倚まころは蜘蛛網のごとし、十五 その家に倚りらんさすれば家立す、之に墜くさりすがるも保たじ、十六 彼日の前に青緑を呈はし、その枝を園に蔓延らせ、十七 その根を石堆に盤みて、石の屋を眺むれども、十八 若その處より取り除かれなば、その處これを認めずして、我は汝を見たる事なしと言はん、十九 視よその道の喜樂は、是の如し、而してまた他の者地より生えいでん、二十 神は完全人を棄て給はず、また惡しき者の手を執り給はず、二一 遂に哂笑をもて汝の口に充し、歡喜を汝の唇に置き給はん、二三 汝を惡む者は羞恥を着せられ、惡

しき者の住所は無くなるべし
 第九章 一ヨブはたへて言けるは二我まこと其事の然るを知り、人いかに神の前に義しむるべけん三よし
 人は神と辨争はんさするとも千の一も答ふるべき能はざるべし四神は心慧く力強くましますなり、誰
 か神に逆らひてその身安らんや五彼山を移したまふに山しらす、彼震怒をもて之を翻倒したまふ六彼地を
 震ひてその所を離れしめたまへばその柱ゆるぐ七日に命じたまへば日いでず、又星辰を封じたまふ八唯ひれ
 獨天を張り海の濤を履み給ふ九また北斗、參宿、昴宿、畢宿および南方の密室を造りたまふ十大なる事を見
 行ひたまふこと測られず奇しき業を爲し給ふこと數しれず十一視よ彼わが前を過ぎ給ふ、然るに我これを
 十二す彼すくみゆき賜ふ然るに我之を曉らす十二彼奪ひ去賜ふ、誰能之を阻まん、誰に之に汝何を爲や言
 十三を得ん、争てわれ言を選びて彼論らふ事をえんや十五假令われ義あるとも彼に回答をせじ、彼は我を審判
 十六者なれば我彼に哀き求人十六假令我彼を呼て彼われに答へ給ふともわが言を聽いれ賜ひしは我信せざる
 十七なり十七彼は大風をもて我を撃碎き、故なくして我に衆多の傷を負せ十八我に息をつかじめず、苦き事をも
 十九て我身に充て賜ふ十九強き者の力量を言ん、視よ此にあり、審判の事ならんや、誰か我を喚出すことを得
 二十爲ん二十假令われ義しかるとも我口われを惡しと爲ん、假令われ完全なるとも尙われを罪ありせん二一我
 二二は全し、然れども我はわが心を知す、我生命を賤む二三皆同一なり、故に我は言ふ神は完全者惡者との等
 二三しく滅したまふこと災禍の俄然に人を誅す如き事あれば彼は幸なき者の苦難を笑ひ見給ふ二四世は惡しき
 二五者の手に交されてあり、彼またその裁判人の面を蔽ひたまふ、若彼ならずば是誰の行爲なるや二五わが日
 二六は驛使よりも迅く、徒に過去りて福祉を見ず二六其はしるこそ葦舟の如く、物を攪まんて飛びかける驚
 二七ののごとし二七たさひ我わが愁を忘れ面色を改ためて笑ひをらんと思ふとも二八尙この諸の苦痛のために
 二九戦慄くなり、我思ふに汝われを釋し放ちたまはざらん二九我は罪ありせせらるるなれば何ぞ徒然に勞すべ

けんや三十われ雪水をもて身を洗ひ、灰汁をもて手を潔むることも三一汝われを汚はしき穴の中に陥れたま
 三二はん、而して我衣も我を厭ふにいたらん三三神は我のごとく人にあらざれば我われに答ふべからず、我ら
 三四二箇して共に審判に臨むべからず三三また我らの間には我ら二箇の上に手を置くべき仲保あらず三四願くは
 三五彼の杖を我より取りはなし、その震怒をもて我を懼れしめ給はざれ三五然らば我言語て彼を畏れざらん、
 其は我みづから斯る者と思はざればなり
 第十章 一わが心生命を厭ふ、然れば我わが憂愁を包まず言あらはし、わが魂神の苦きによりて語はん二われ
 二神に申さん、我を罪ありさしたまふ勿れ、何故に我とあらそうやを我に示したまへ三なんぢ、虐遇を爲し、
 三汝の手の作を打棄て、惡しき者の謀計を照すことを善しとし給ふや四汝は肉眼を有ち給ふや、汝の觀たま
 四ふ所は人の觀るがごとくなるや五なんぢの日は人間の日のごとく、汝の年は人の日のごとくなるや六何さて
 五汝わが愁を尋れわが罪をしらべたまふや七されども汝はすでに我の罪なきを知り給ふ、また汝の手より救ひ
 六いだし得る者なし八汝の手われをいさなみ我をこそしく作り、然るに汝今われを滅したまふなり九請ふ
 七記念え給へ、汝は土塊をもてするがごとくに我を作りたまへり、然るに復われを塵に歸さんとしたまふや十
 八汝は我を乳のごとく斟ぎ牛酪のごとくに凝しめたまひしに非ずや十一汝は皮と肉とを我に着せ骨と筋とを
 九もて我を編み十二生命と恩恵とをわれに授け我を眷顧みてわが魂神を守り給へり十三然はあれど汝これらの
 十事を御心に藏しおきたまへり、我この事の汝の心にあるを知る十四我もし罪を犯さば汝われをみとめてわが
 十一罪を赦し給はじ十五我もし行狀あしからば禍あらん、假令われ義しむるとも我頭を擧げじ、其は我は衷に
 十二羞恥充ち、眼にわが患難を見ればなり十六もし頭を擧げなば獅子の如くに汝われを追打ち、我身の上に復な
 十三んちの奇しき能力をあらはし給はん十七汝はしばし証する者を入れかへて我を攻め、我にむかひて汝の震
 十四怒を増し新手に新手を加へて我を攻め給ふ十八何さて汝われを胎より出したまひしや、然らずば我は氣絶え
 十五目に見らるること無く十九曾て有ざりし如くならん、即ち我は胎より墓に持ちゆかれん二十わが日は幾時

二 無きに非ずや、願くは彼姑らく息めて我を離れ我をして少しく安んぜしめんことを 二 我が往きて復返ること
 三 なきその先に斯あらしめよ、我は暗き地、死の蔭の地に往かん 三 この地は暗くして晦冥に等しく死の蔭
 にして區分なし彼處にては光明も黒暗のごとし

二 第十一章 一 是に於いてナアマ人ゾバルにたへて言けるは 二 言語多ければ豈答へざるを得んや、口おほき人
 三 前に義とせられんや 三 汝の空しき言に人をして口を閉ぢしめんや、汝嘲らば人なんぢをして羞しめ
 ざらんや 四 汝は言ふ、我教は正し、我は汝の目の前に潔しき 五 願くは神言を出し、汝にむかひて口を開
 六 き六智慧の秘密をなんぢに示してその知識の相倍するを願はしたまはんことを、汝しれ神はなんぢの罪より
 七 も軽くなんぢを處置したまふなり 七 なんぢ神の深事を窮むるを得んや、全能者を全く窮むることを得ん
 八 や 八 その高きことは天のごとし、汝なにを爲し得んや、其深きことは陰府の如し、汝なにを知りえんや 九 そ
 九 の量ば地よりも長く海よりも濶し 十 彼もし行きめぐりて人を執へて召集め給ふ時は誰か能くこれを阻まん
 十一 や 十一 彼は偽る人を善く知りたまふ、又悪事は顧みること無し 十二 見知らぬなり 十三 虚しき人は悟性なし、
 十四 その生るよりして野驢馬の駒のごとし 十三 汝もし彼にむかひて汝の心を定め、汝の手を解べ 十四 手に罪
 十五 のあらんには之を遠く去れ、悪をなんぢの幕屋に留むる勿れ 十五 然すれば汝面を擧げて玷なかるべく、堅く
 十六 立ちて懼る事なかるべし 十六 即ち 汝憂愁を忘れん、汝のこれを憶ゆることは流れ去りし水の如くなら
 十七 ん 十七 なんぢの生存ふる日は眞晝よりも輝らん、假令暗き事あることも是は平旦のごとくならん 十八 なんぢ
 十九 は望あるに因りて安んじ、汝の周圍を見めぐりて安然に寐るに至らん 十九 なんぢは何にも懼れさせらるる
 二十 こと無くして偃しやすまん、必ず衆多の者なんぢを悦ばせんことを務むべし 二十 然れど惡しき者は目瞞み迷遁
 處を失はん、其望は氣の斷ゆると等しかるべし

二 第十二章 一 ヨブにたへて言ふ 二 なんぢら而已まごに人なり、智慧は汝らと共に死なん 三 我もなんぢらと同
 じく心あり、我はなんぢらの下に立す、誰が汝らの言し如き事を知らざらんや 四 我は神に顛はりて聽る者

五 なるに今その友に嘲らるる者となれり、嗚呼正しくつ完き人あざけらる 五 安逸なる者は思ふ、輕侮は
 六 不幸なる者に附きそひ足のよるめく者を俟つ 六 掠奪ふ者の天幕は繁榮え、神を怒らせ自己の手に神を
 七 携ふる者は安泰なり 七 今請ふ 獸に問へ然らば汝に教へん、天空の鳥に問へ然らば汝に語らん 八 地に言へ然
 八 らば汝に教へん、海の魚もまた汝に述べし 九 誰かこの一切の者に依りてエホバの手の之を作りしなるを
 九 ざらんや 十一 一切の生物の生氣あふび一切の人の靈魂ももに彼の手の中にあり 十一 耳は説話を辨へざらんや、
 十二 その状あたりも口の食物を味ふごとし、十二 老たる者の中には智慧あり、壽長者の中には頓悟あり
 十三 智慧と權能は神に在り、智謀と頓悟も彼に屬す 十四 視も彼毀てば再び建ること能はず、彼人を閉こむれ
 十五 ば開き出すことを得ず 十五 視も彼水を止むれば則ち涸れ、水を出せば則ち地を滅す 十六 權能と頓悟は
 十六 彼に在り、惑はざる者も惑はす者も共に彼に屬す 十七 彼は議士を裸體にして携へゆき、審判人をして愚な
 十七 者もさならしめ 十八 王等の權威を解きて反て之の腰に繩をかけ 十九 祭司等を裸體にして携へゆき、權力ある
 十八 者を滅し 二十 言爽なる者の言語を取除き、老たる者の了知を奪ひ 二 侯伯たる者等に恥辱を蒙らせ、強
 二十 者の帯を解き 二 暗中より隠れたる事等を顯はし、死の蔭を光明に出し 二 三國々々を大にしまた之を滅
 二 四 し、國々を廣くしまた之を舊に歸し 二 四 地の民の長たる者等の了知を奪ひ、これを路なき荒野に吟行はしむ
 二 五 彼らは光明なき暗にたざる、彼また彼らを醉る人のごごとくによるめかしむ

二 第十三章 一 視よわが目を盡く觀わが耳これを聞きて通達れり 二 汝らが知る所は我もこれを知る、我
 二 汝らに劣らず 三 然りし雖も我は全能者に物言ん我は神と論せんことをぞむ 四 汝らば只謊言を
 三 造り設くる者、汝らは皆無用の醫師なり 五 願くは汝ら全く黙せよ、然するは汝らの智慧なるべし 六 請ふ
 四 わが論する所を聽き、我が唇にて辨争す所を善く聽け 七 神の爲に汝ら惡しき事を言ふや、又かれの爲
 五 に虚偽を述ぶるや 八 汝ら神の爲に偏よるや、またかれのために争はんとするや 九 神もし汝らを鑒察たまはば
 六 豈善からんや、汝等人を欺く如くに彼を欺き得んや 十 汝等もし密に私するあらば彼かならず汝らを責

十二 めん、十一その威光なんぢらを懼れしめざらんや、彼を懼るる畏懼なんぢらに臨まざらんや、十二汝らの諭言
 十三 は灰に譬ふべし、なんぢらの城は土の城なる、十三黙して我に、よはらざれ、我言語んさす、何事にもあれ
 十四 我に來らば來れ、十四我なんぞ我肉をわが齒の間、に置きわが生命をわが手に置かんや、十五彼われを殺すとも
 十五 我は彼に依頼まん、惟われは吾道を彼の前に明かにせんさす、十六彼また終に我拯救さならん、邪曲なる者は
 十六 彼の前に至るこ能はざればなり、十七汝ら聽けよ、我言を聽け我が述ぶる所を、汝らの耳に入らしめよ
 十七 八八 視よ我すでに吾事を言並べたり、必ず義しさせられん自ら知る、十九誰か能く我と辨論ふ者あらん、若
 十八 あらば我は口を緘て死ん、二十惟われに二の事を爲し給はざれ、然らば我なんぢの面をさけて隠れじ、二二なん
 十九 ぢの手を我より離したまへ、汝の威嚴をもて我を懼れしめたまはざれ、二三而して汝われを召し給へ、我こた
 二十 へん、又われにも言はしめて汝われに答へたまへ、二三我の愆われの罪いくばくなるや、我の背反さ罪を我
 二二 に知らしめ給へ、二四何さて御面を隠し我をもて、汝の敵さなしたまふや、二五なんぢは吹廻さるる木の葉を威
 二三 し、干あがりたる穀穀を追ひ給ふや、二六汝は我につきて苦き事等を書き記し、我をして我が幼稚時の罪を
 二四 身に負はしめ、二七わが足を足械にはめ、我すべての道を伺ひ我足の周圍に限界をつけ給ふ、二八我は腐れた
 二五 る者の如くに朽ちゆき、蠶に食るる衣服に等し
 二六 第十四章 婦の産む人はその日少なくて艱難多し、二その來ること花のごごとくにして散り、其馳るこま影の
 二七 ごごとくにして止まらず、三なんぢ是のごとき者に汝の目を啓きたまふや、汝われを汝の前にひきて審判したま
 二八 ふや、四誰か清き物を汚れたる物の中より出し得る者あらん、一人も無し、五その日既に定まり、その月の數
 二九 なんぢに由り、汝之が區域を立て越えざらしめ給ふなれば、六是に目を離して安息を得させ、之をして備
 三十 人のその目を樂しむがごとくならしめ給へ、七それ木には望あり、假令砍るるも復芽を出してその枝絶へず
 三十一 入たさひ其根地の中に老い、幹土に枯るるも、九水の潤露にあへば即ち芽をふき枝を出して若樹に異ならず
 三十二 然らば人は死ぬれば消失す、人氣絶えなば安に在んや、十一水は海に竭き河は涸てかわく、十二是の如く人も瘵

三三 臥てまた興きす、天の盡るまで目覺す、睡眠を醒さざるなり、十三願くは汝われを陰府に藏し、汝の震怒の息む
 三四 まで我を掩ひ、我ために期を定め而して我を念ひ給へ、十四人もし死なばまた生んや、我はわが征戰の諸日の
 三五 間望みをりて我が變更の來るを待たん、十五なんぢ我を呼び給はん而して我こたへん、汝かならず汝の手の作
 三六 を顧みたまはん、十六今なんぢは私の步履を數へたまふ、我罪を汝うかひたまはざらんや、十七わが愆は凡て
 三七 囊の中に封じてあり、汝わが罪を縫いぬたまふ、十八それ山も倒れて終に崩れ、巖石も移りてその處を離る、十九
 三九 水は石を鑿ち、浪は地の塵を押し流す、汝は人の望を絶ち給ふ、二十汝は彼を永く攻めなやまして去往かしめ、
 四十 彼の面容を變らせて逐ひやり給ふ、二二その子尊貴なるも彼は之を知らず、卑賤なるもまた之を曉らざるな
 二二 二二 只己みづからその肉に痛苦を覺え己みづからその心に哀く而已
 第十五章 一 テマン人エリパズ答へて曰く、二智者あに虚しき知識をもて答へんや、豈東風をその腹に充さん
 二 や三あに柳なき談、益なき詞をもて辨論はんや、四まことに汝は神を畏るる事を棄て、その前に禱るる事を止
 五 む、五なんぢの罪なんぢの口を教ふ、汝はみづから擇びて狡猾人の舌を用ふ、六なんぢの口みづから汝の罪を定
 七 む、我には非ず、汝の唇なんぢの惡しきを証す、七汝あに最初に世に生れたる人ならんや、山よりも前に出來
 八 ならんや、八神の御謀議を聞きしならんや、智慧を獨りて藏めならんや、九なんぢが知る所は我らも知らざら
 九 んや、汝が曉るるころは我らの心にも在らざらんや、十我らの中に白髪の人および老たる人ありて、汝の父よ
 十 一りも年高し、十一神の慰藉および夫の柔き言詞を汝小しきするや、十二なんぢ何ぞかく心狂ふや、何ぞかく目
 十一 をしばたたくや、十三なんぢ是のごとき神に對ひて氣をいらだて、斯る言詞をなんぢの口よりい出すは如何ぞや
 十二 十四 人は如何なる者ぞ、如何して潔からん、婦の産みし者は如何なる者ぞ、如何して義しからん、十五そ
 十三 れ神はその聖者にすら信を置き給はず、諸の天もその目の前には潔からざるなり、十六況んや罪を取ること水
 十四 を飲む如くする憎むべき穢れたる人をや、十七我なんぢに語る所あらん、聽けよ我見たる所を述べん、十八是すな
 十五 はち智者等が父祖より受て隠す所なく傳へ來し者なり、十九彼らに而已、この地は授けられて、外國人は彼等

二十 の中に往來せしこゝ無りき 二十 惡しき人は其生ける日の間つれに悶へ苦しむ、強暴人の年は數へて定めあり
 二十一 二二 その耳には常に懼怖しき音きこえ平安の時にも滅す者これに臨む 二三 彼は幽暗を出得るこは信せず、
 二四 目ざされて劔に付さる 二五 彼食物は何處にありやと言つゝ尋ねありき、黒暗日の備へられて己の側にある
 二六 を知る 二七 患難と苦痛さば、これを懼れしめ、戦鬪の準備をなせる王の如くして彼に打勝ん 二八 彼は手を伸べ
 二九 腰に脂を凝し、傲りて全能者に悖り 三〇 頭を強くし、厚き楯の面を向けて之に馳り 三一 七面に肉を満せ、
 三二 には彼に富す、その貨物は永く保たす、その所有物は地に蔓延す 三三 また自己は黒暗を出づるに至らず、火燄
 三三 其の枝葉を枯さん、而してその身は神の口の氣吹によりて亡ゆらん 三四 彼は虚妄を待みて自ら欺むくべ
 三五 葡萄の樹のその熟せざる果を振落すがごとく、橄欖の樹のその花を落すがごとくなるべし 三六 邪曲なる
 者宗族は零落れ、賄賂の家は火に焚けん 三五 彼等は 惡念を孕み、虚妄を生み、その胎にて詭計を
 調ふ

第十六章 ヨブ答へて曰く 二斯る事は我おほく聞けり 汝らばみな人を慰めんとして却つて人を煩はす者

二 なり 三 虚しき言語めに終極あらんや、汝なりにに勵まされて應答をなすや 四 我もまた汝らの如くに言ふこゝを
 得、もし汝らの身わが身と處を換へなば我は言語を練りて汝らを攻め、汝らに向ひて首を搖るこゝを得 五
 六 口をもて汝らを強くし、唇の慰藉をもて汝らの憂愁を解くこゝを得るなり 六 又わが瘦るるへたる狀貌わが面
 七 は解す、黙するこゝも何ぞ我身の安くなるこゝ有らんや 七 彼に我已に我を疲らしむ、汝わが宗族をこゝろく
 八 荒せり 八 汝なんぢ我をして蹴らしめたり、是われに向ひて見証をなすなり、又わが瘦るるへたる狀貌わが面
 九 の前に現はれ立ち我を攻む 九 かれ怒りてわれを撕裂きかつ窘しめ、我に向ひて齒を嚙鳴し我敵なり目を鋭
 十 して我を看る 十 彼ら我にむかひて口を張り、我を賤しめてわが頬を打ち、相集りて我を攻む 十二 神われを邪

十一 曲なる者に交じ、惡しき者の手に擲ち給へり 十二 我は安穩なる身なりしに彼いたく我を打惱まし、頭を執へ
 十三 て我をうちくだき遂に我を立てる 十三 鵠さなし給ひ 十三 その射手われを繞り圍めり、やがて 情もなく我腰を射
 十四 透し、わが膽を地に流れ出でしめ給ふ 十四 彼はわれを打敗りて破壊に破壊を加へ、勇士のこゝろ我に奔り
 十五 りたまふ 十五 われ麻布をわが肌縫ひつけ、我角を塵にて汚せり 十六 我面は泣きて頼くなり、我目縁には死
 十六 の蔭あり 十七 然れども我手には不義あるこゝろなく、わが祈禱は清し 十八 地は我血を掩ふなけれ、我號呼は休
 十七 む處を得ざれ 十九 視よ今にても我証なる者天にあり、わが眞實を表明す者高き處にあり 二十 わが朋友は
 二十 我を嘲げれども我目は神にむかひて涙を注ぐ 二二 願くは彼人のために神と論辨し、人の子のためにこれが
 二二 朋友と論辨せんことを 二三 數年すぎさらば我は還らぬ旅路に往くべし

第十七章 一我氣息は已にくさり、我日すでに盡きなんとし墳墓われを待つ 二まゝこゝに嘲弄者等わが傍に

一 在り、我目は彼らの辨争ふを常に見ざるを得ず 三 願くは 質を賜ふて汝みづから我の保証となり給へ、
 二 誰か他にわが手をうつ者あらんや 四 汝彼らの心を閉ぢて悟るこゝろ無らしめ給へり、必らず彼らをして愈
 三 らしめ給はじ 五 朋友を交付して掠奪に遭はしむる者は其子等の目潰るべし 六 彼われを世の民の笑柄となら
 四 しめたまふ、我は面に睡せらるべき者となれり 七 かつまた我目は憂愁によりて昏み、肢體は凡て影のこゝろし
 五 八 義しき者は之に驚き、無辜者は邪曲なる者を見て 憤る 九 然ながら義しき者はその道を堅く持ち、手の潔
 六 淨き者はますく力を得るなり 十 請ふ汝ら皆ふたぎび來れ、我は汝らの中に一人も智き者あるを見ざるなり
 七 十一 わが日は已に過ぎ、わが計る所わが心に 冀ふ所は已に敗れたり 十二 彼ら夜を晝に變ふ、黒暗の前に
 八 光明ちかづく 十三 我もし俟つ所有らば是わが家たるべき陰府なるのみ、我は黒暗にわが牀を展ぶ 十四 われ朽
 九 腐に向ひては汝はわが父なりと言ひ、蛆に向ひては 汝は我母わが姉妹なりと言ふ 十五 然ばわが望はいづく
 十 にかある、我望は誰かこれを見る者あらん 十六 是は下りて陰府の關に到らん、之を齊しく我身は塵の中に
 十一 臥靜まるべし

第十八章 一 シュヒ人ビルダテニたへて曰く 二 汝等いつまで言語を獵求むることをするや、汝ら先曉るべし、然る後われら論辨はん三 われら何ぞ獸畜さあもはるべけんや、何ぞ汝らの目に汚穢たる者を見らるべけんや、四 なんぢ怒りて身を裂く者よ、汝のためきて地あに棄られんや、磐あに其處より移されんや、五 惡き者の光明は滅され、其火の焰は照じ六 その天幕の内なる光明は暗くなり其が上の燈火は滅さるべし七 またその強き步履は狹まり、其計るころは自分を陥しいる八 即ち其足に逐はれて網に到り、また陷阱の上を歩むに九 索その踵に纏り、網これを執ふ、十 索これを執ふるために地に隠しあり、網これを陥しいるるために路に設けあり十一 怖ろしき事四方において彼を懼れしめ、其足にしたがひて彼をおふ十二 その力は饑乏、其傍に災禍そなはり十三 その膚の肢は蝕壞らる、即ち死の初子これが肢を蝕壞るなり十四 やびて彼はその恃める天幕より曳離されて懼怖の王の許に驅せられん十五 彼に屬せざる者かれの天幕に住み、硫黄の家の上に降らん十六 下にては其根枯れ、上にては其枝斫らる十七 彼の跡は地に絶え、彼の名は街衢に傳はらじ十八 彼は光明の中より黑暗中に逐やられ、世の中より驅出されん十九 彼は其民の中に子も無く孫も有らじ、また彼の住所には一人も遺る者なかりん二十 之が日を見るにおいて後に來る者は駭き、先に出し者は怖おそれん二一 かならず惡しき人の住所は是の如く、神を知らざる者の所は是のごとくなるべし

第十九章 一 ヨブこたへて曰く 二 汝ら我心をなやまし、言語をもて我を打ちくだくこと何時までぞや三 ならんぢら已に十次も我を辱しめ我を惡しく待ひてなほ愧るること無し四 假令われ眞に過ちたらんもその過は我の身に止まれり五 なんぢら眞に我に向ひて誇り我身に羞べき行爲あり証するならば六 神われを虐げその網羅をもて我を包み給へり七 知るべし七 我虐げらるるも叫べども答なく、呼はり求むれども審理なきわが冠冕を首より奪ひ四方より我を毀ちて失せしめ、我望を樹の如くに根より抜き十一 我にむかひて震怒を燃し、我を敵の一人と見たまへり十二 その軍旅ひさしく進み途を高くして我に攻寄せ、わが天幕の周圍

に陣を張れり十三 彼わが兄弟等をして遠くわれを離れしめ給へり、我を知る人々は全く我に疎くなりぬ十四 わが親戚は往來を休め、わが朋友はわれを忘れ十五 わが家に寄寓る者あふびわが婢等は我を見て外人のごとくす、我われらの前には異國人のごとし十六 我わが僕を喚ぶともたへず、我口をもて彼に請はざるを得ざるなり十七 わが氣息はわが妻に厭はれ、わが臭氣はわが同胎の子等に嫌はる十八 童子等さへも我を侮り、我起きあがれば則ち我を嘲ける十九 わが親しき友われを惡みわが愛したる人々ひるがへりて我敵さなれり二十 わが骨はわが皮と肉とに貼り、我は僅に齒の皮を全うして逃れしのみ二一 わが友よ汝等われを恤れめ我を恤れめ、神の手われを撃てり二二 汝らなにぞ神の如くして我を攻め、わが肉に鑿こさなきや二三 望むらくは我言の書留られんことを、望むらくは我言書に記されんことを二四 望むらくは鐵の筆と鉛をもて之を永く磐石に鐫つけおはんことを二五 われ知る我を贖ふ者は活く、後の日に彼がならす地の上に立ん二六 わがこの皮の朽はてん後われ肉を離れて神を見ん二七 我みづから彼を見たてまつらん、我目かれを見んに識者の如くならじ、我が心これを望みて焦る二八 なんぢら若しわれら如何に彼を攻めんかと言ひ、また事の根われに在りと言は々二九 劍を懼れよ、忿怒は劍の罰を來らす、斯なんぢら遂に審判のあるを知らん

第二十章 一 ナアマ人ツパレニたへて曰く 二 これに因りてわれ答をなすの思念を起し心しきりに之がために急る三 我を辱かしむる警語を我聞かざるを得ず、然しながらわが了知の性われをして答ふることを得せしむ四 なんぢ知らずや古昔より地に人の置れしより以來五 惡人の勝誇は暫時にして邪曲なる者の歡樂は時の間のみ六 その高天に達しその首雲に及ぶさも七 終には己の糞の如くに永く亡絶ゆべし、彼を見識る者は言ん彼は何處にありや八 彼は夢の如く過去りて復見るべからず、夜の幻の如く追はらはれん九 彼を見たる目かされて彼を見ることあらず、彼の住みたる處も再び彼を見ること無からん十 その子等は貧しき者に寛待を求めん、彼もまたその取し貨財を手づから償さん十一 その骨には少壯氣勢充り、然れどもその氣勢もまた

十三 塵の中に彼と同じく臥さん 十二 かれ悪を口に甘しとして舌の底に藏め 十三 愛みて捨ず、之を口の中に含み
 十四 然るにその食物 腸の中に變り、腹の内にて蝮の毒とならん 十五 凡れ貨財を呑みたれども復之を吐
 十六 いたさん、神これを彼の腹より推し給ふべし 十六 凡れ蝮の毒を吸ひ、蝮の舌に殺されん 十七 凡れ
 十八 蜂と牛酪の湧て流るる河川を視ざらん 十八 其の勞苦で獲たる物は之を償して自ら食はず、又その求めた
 十九 所有よりは快樂を得じ 十九 是は彼貧しき者を慮遇て之を棄たればなり、假令家を奪ひざるも之を改め
 二十 作ることを得ざらん 二十 彼はその腹に飽きを知らざるが故に自己の深く喜ぶ物をも保つこと能はじ 二二
 二十一 かれが遺して食はざる物にては一も無し、是によりてその福祉は永く保たじ 二三 其の繁榮の眞盛において彼
 二十四 は艱難に迫られ、乏しき者すべて手を之が上に置かん 二三 凡れ腹を充さんとするれば神烈しき震怒をその上に
 二十五 下し、その食する時にこれをその上に降らし給ふ 二四 凡れ鐵の器を避けば、銅の弓これを射透す 二五 是
 二十六 に於て之をその身より抜けば、其の膽より出て来りて畏懼これに臨む 二六 各種の黒暗これに實物を
 二十七 ぼろぼろすために蓄へらる、又人の吹きおこせしに非ざる火かれを焚き、その天幕に遣りたる者をも焚ん 二七
 二十八 天の罪を顯はし、地興りて彼を攻めん 二八 其の家の儲蓄は亡て神の震怒の日に流れ去ん 二九 是すなばち
 二十九 惡き人が神より受くる分、神の之に定めたまへる數なり
 第三十一章 ヨブこたへて曰く 三 請ふ汝等わが言を謹んで聴き、之をもて汝らの慰藉に代へよ 三 先われに
 四 容して言しめよ、我が言る後なんち嘲るも可し 四 わが怨言は世の人の上につきて起れる者ならんや、我なん
 五 ぞ氣をいらだつ可らざらんや 五 なんち我を視て驚き、手を口にあてよ 六 われ思ひまはせば畏しくなりて
 六 身體しきりに戦慄く、七 惡しき人何ぞ生ながらへ、老かつ勢力強くなるや 八 その子等は其の周圍にありて其
 七 前に堅く立ち、その子孫も其目の前に堅く立つべし 九 またその家は平安にして畏懼なく、神の杖その上に臨
 八 まじしその牡牛は種を與へて過らす、その牝牛は子を産てそなふ事なし 十二 彼等は其の少き者等を外に出
 九 すこと群の如し、その子等は舞をざる 十二 彼等は鼓と琴をもて歌ひ、笛の音に由りて樂み 十三 その日を幸

十四 福に暮し、まばたくまに陰府にくだる 十四 然はあれども彼等は神に言らく我らを離れ賜へ、我らは汝の道を
 十五 しろことを好まず 十五 全能者は何者なれば我らこれに事ふべき、我等これに祈るも何の益を得んや
 十六 視よ彼らの福は彼らの力に由らざるなり、惡人の希圖は我の與する所にあらず 十七 惡人のその
 十七 燈火を滅るる事幾度ありしや、その滅亡の之に臨む事、神の怒りて之に艱苦を蒙らせたまふ事幾度有
 十八 りしか 十八 彼ら風の前の葉の如く、暴風に吹去らるる穀の如くなること幾度有りしや 十九 神かれの怒を積
 十九 たくはへてその子孫に報いたまふか、之を彼自己の身に報い知らしむるに如す 二十 彼をして自らその滅亡
 二一 を目に視させかつ全能者の震怒を飲しめよ 二二 その月の數すでに盡るに於ては何ぞその後の家に關はる所
 二三 あらん 二三 神は天にある者等をさへ審判し給ふなれば誰か能く之に知識を教へんや 二三 或人は繁榮を極め全
 二四 く平穩にかつ安康にして死に 二四 其の器には乳充ち、その骨の髓は潤へり 二五 また或人は心を苦しめて死
 二六 し、終に福祉をあちばふる事なし 二六 是等は俱に齊しく塵に臥して蛆におほはる 二七 我まことに汝らの思念
 二八 を知り、汝らが我を攻撃しするの計略を知る 二八 なんちらは言ふ王侯の家は何に在る、惡人の住所は何
 二九 にあるか 二九 汝らは路行く人々に詢ざりしや、彼等の証書を曉らざるや 三十 すなばち滅亡の日に惡人遺さ
 三一 れ、烈しき怒の日に惡人たづさへ出さる 三一 誰か能かれに打回ひて彼の行爲を指示さんや、誰か能彼の爲た
 三二 る所を彼に報ゆることを爲さん 三二 彼は昇れて墓に到り、塚の上にて守護ることを爲す 三三 谷の土塊も彼には
 三三 快し、一切の人その後に従ふ、其前に行ける者も數へがたし 三四 既に是の如くなるに汝等なんぞ徒に
 三四 我を慰さめんとするや、汝らの答ふる所はたゞ虚偽のみ
 第二十二章 是においてテマン人エリバズこたへて曰く 二人神を益する事をえんや、智人も唯みづ
 一 益する而已なるぞかし 三 なんち義じかるも全能者に何の歡喜あらん、なんち行爲を全ふるも彼
 二 何の利益あらん 四 汝の畏懼の故によりて汝を責め汝を罰きたまはんや 五 なんちの惡大なるにあら
 三 ずや、汝の罪はきはまり無し 六 即ち汝は故なくその兄弟の物を抑へて質さなし、裸なる者の衣服を剝て

九八七 取り七濁ぐ者に水を與へて飲ましめず、饑る者に食物を施さず、力ある者土地を得、貴き者その中に住む九
 九 汝は寡婦に手を空しうして去らしむ、孤子の腕は折らる、十是をもて網羅なんちを環り、畏懼にはかに汝を擾
 十 十二なんち黒暗を見すや、洪水のなんちを覆ふを見すや、十二神は天の高に在すならずや、星辰の巔あす如
 十一 かに高きぞや、十三是によりて汝は言ふ、神なにをかしめさん、豈よく黒雲の中より審判するを得たまはん
 十二 十四濃雲を蔽へば、汝は言ふ、神なにをかしめさん、惟天の尊蒼を歩きたまふ、十五なんち古昔の世の道を行はん
 十三 十六さするや、是あしき人の踐たりし者ならずや、十六彼等は時いまだ至らざるに打絶れ、その根基は大水に押流
 十四 十七されたり、十七彼ら神に言けらく我等を離れ給へ、全能者われらのために何を爲すことを得ん、十八しるるに
 十五 十八彼は却て佳物を彼らの家に盈したまへり、但し悪人の計畫は我の與する所にあらず、十九義しき者は之を
 十六 十九見て喜び、無辜者は彼らを笑ふ、二十曰く我らの仇は誠には滅され、其盈餘れる物は火にて焚盡さる
 十七 二十 二一 請ふ汝神と和きて平安を得よ、然らば福祿なんちに来らん、二二 請ふかれの口より教誨を受け、その
 十八 二二 言語をなんちの心に藏めよ、二三 汝もし全能者に歸向り且なんちの家より惡を除き去らば、汝の身再び興さ
 十九 二四 せん、二四なんちの寶を土の上に置き、オフルの黄金を谿河の石の中に置き、二五 然すれば全能者なんちの寶さ
 二十 二六 なり、汝のために白銀さなり給ふべし、二六 而してなんちは又全能者を喜び且神にむかひて面をあげん、二七
 二十一 二八 なんち彼に祈らば、彼なんちに聽き給はんと、汝の誓願をつくのひ果さん、二八 なんち事を爲んご定めなば
 二十二 二九 その事なんちに成ん、汝の道には光照らん、二九 其卑く降る時は、汝いふ昇る哉、彼は謙遜者を拯ひ給ふべ
 二十三 三十 し、三十 ければ罪なきに非ざる者をも拯ひたまはん、汝の手の潔淨によりて斯る者も拯はるべし、
 二十四 三十一 第二十三章 ヨブこたへて曰く、二 我は今日にても尚つばやきて服せず、禍災はわが嘆息よりも重し、三
 二十五 三二 ねがはくは神をたづねて何處に遇まつるを知り、其御座に参り至らん、二 我の愁訴をその御前に陳べ
 二十六 三三 口を極めて辯論はん、五 我その我に答へ給ふ言を知り、また其われに言給ふ所を了らん、六 かれ大なる能を
 二十七 三四 もて我と争ひたまはんや、然らば反つて我を眷みたまふべし、七 彼處にては正義人かれと辯争ふことを

八 得、斯くせば我を鞠く者の手を永く免るべし、八 我東に往くも彼いままさず、西に往くも亦見たて
 九 まつらす、九 北に工作し給へども、遇ひまつらす、南に隠れ居たまへば、望むべからず、十 わが平生の道は彼知り給
 十 十一 ふ、彼われを試みたまはば、我は金のごこくして出きたらん、十一 わが足は彼の步履に堅く隨へり、我はかれの
 十一 十二 道を守りて離れざりき、十二 我はかれの唇の命令に違はず、我が法よりも彼の口の言語を重んぜり、十三 かれ
 十二 十三 は一に居る者にまします誰か、能く彼をして意を變しめん、彼はその心に欲する所をかならず爲し給ふ、十四 然
 十三 十四 ば我に向ひて定めし事を必らず成就たまはん、是のごこき事を多く彼は爲し給ふなり、十五 是故に我かれの前
 十四 十五 に慄ふ、我考ふれば、彼を懼る、十六 神わが心を弱くならしめ、全能者われをして懼れしめたまふ、十七 かく我
 十五 十六 は暗の來らぬ先わが面を黒暗の覆ふ前に打絶れざりき、
 十六 十七 第二十四章 一 なにゆゑに全能者時期を定めおきたまはざるや、何故に彼を知る者その日を見ざるや、二人あ
 十七 十八 りて地界を侵し、群畜を奪ひて、牧ひ三孤子の驢馬を驅去り、寡婦の牛を取て質さなし、四 貧しき者を路より推
 十八 十九 退け、世の受難者をして、盡く身を匿さしむ、五 視よ、彼らは荒野に在る野驢馬の如く出て、業を爲して食を求
 十九 二十 め、野原よりその子等のために食物を得、六 圃にて惡しき者の麥を刈り、亦その葡萄の遺餘を摘む、七 かれらは
 二十 二十一 衣服なく裸にして夜を明し、覆ふて寒氣を禦ぐべき物なし、八 山の暴雨に濡れ、底はるるころ無して岩を抱
 二十一 二十二 く、九 孤子を母の懷より奪ふ者あり、貧しき者の身につける物を取て質さなす者あり、十 貧しき者衣服なく裸に
 二十二 二十三 て歩き、飢つて麥束を擔ふ、十一 人の垣の内にて油を搾め、また渴きつゝ酒樽を踐む、十二 邑の中より人々の呻
 二十三 二十四 吟たちのぼり、傷けられたる者の叫喚あこる、然れども神はその怪事を省み給はず、十三 また光明に背く者あ
 二十四 二十五 り、光の道を知らず、光の路に止らず、十四 人を殺す者味爽に興いで、受難者や貧しき者を殺し、夜は盜賊の
 二十五 二十六 ごこくす、十五 姦淫する者は我を見る目はなからん、と言てその目に昏暮をうかひ待ち而してその面に覆ふ物
 二十六 二十七 を當つ、十六 また夜分家を穿つ者あり、彼等は晝は閉こもり居て、光明を知らず、十七 彼らには晨は死の蔭のごこ
 二十七 二十八 し、是死の蔭の怖ろしきを知ればなり、十八 彼は水の面に疾なぐる物の如し、その産業は世の中に詛はる、

十九 その身重れて葡萄園の路に向はす 十九亢旱および炎熱は雪水を直に乾涸す、陰府が罪を犯せし者における
 二十 も亦かくのごとし 二十これを宿せし腹これを忘れ、蛆これを好みて食ふ、彼は最早世におぼえらるるごこ無
 二一 く、その悪は樹の折るるが如くに折る 二二是すなはち孕ます産ざりし婦人をなやまし、寡婦を憐れまざる者
 二三 なり 二三神はその權能をもて強き人々を保存へさせたまふ、彼らは生命あらしと思ふ時にも復興る 二三神の
 二四 れらに安泰を賜へば彼らは安らかなり、而してその目をもて彼らの道を見そなはしたまふ 二四かれらは旺盛
 二五 になり暫時も間に無なり、卑くなりて一切の人のごこくに没し夢の穂の如くに断らる 二五すでに是のごこく
 二六 なければ誰か我の謬まれるを示してわが言語を空しくするごこを得ん

第二十五章 一時にシユヒ人ビルダテへて曰く 二神は大權を握りたまふ者、畏るべき者にましく、高
 二七 き處に平和を施したまふ 三その軍旅敷ふるごこを得んや、其光明に物を照させらん 四然らば誰か神の前
 二八 に正義かるべき、婦女の産みし者いつてか清かるべき 五視よ月も輝かず、星も其目には清明ならず 六いはん
 二九 や蛆のごこき人、蟲のごこき人の子をや

第二十六章 ヨブこたへて曰く 二なんぢ能力なき者を如何に助けしや、氣力なきものを如何に救ひしや 三
 三四 智慧なき者を如何に誨へしや、頓悟の道を如何に多く示ししや 四なんぢ誰にむかひて言語を出ししや、なん
 三五 ぢより出ししは誰か靈なるや 五陰翳水またその中に居る者の下に慄ぶ 六彼の御前には陰府も顯露なり、滅亡の
 三六 坑も蔽ひ匿す所なし 七彼は北の天を虚空に張り、地を物なき所に懸けたまふ 八水を濃雲の中に包みたまふ
 三七 てその下の雲裂す 九御寶座の面を隠して雲をその上に展べ 十水の面に界を設けて光と暗とに限を立
 三九 て給ふ 十一かれ叱咤たまへば天の柱震ひかつ怖る 十二その權能をもて海を静めその智慧をもてラハブを撃
 四十 砕き 十三その氣嘘をもて天を輝かせ、其手をもて逃る蛇を衝さほしたまふ 十四視よ是等はたゞその御工作の
 四一 端なるのみ、我らが聞く所の者は如何にも微細なる耳語ならずや 然るごその權能の雷轟に至りては誰かこれを
 四二 曉らんや

第二十七章 ヨブまた語を繼いでいはく 二われに義しき審判を施したまはざる神、わが心魂をなやまし給
 二三 ふ全能者此神は活く三わが生命なほ全くわれの衷にあり神の氣息なほわが鼻にあり 四わが口は惡
 二四 を言はず、わが舌は謊言を語り 五我決めて汝等を是とせじ、我は死るまで我が罪なきを言ごこを息し 六わ
 二五 れ堅くわが正義を持ちて之を棄じ 我は今まで一日も心に責られし事なし 七我に敵する者は惡き者ご成り我を
 二六 攻る者は義からざる者ご成るべし 八邪曲なる者もし神に絶れその魂神を脱ごらるるに於ては何の望もあらん
 二七 九かれ艱難に罹る時に神その呼號を聽きいれ給はんや 十かれ全能者を喜ばんや、常に神を顧んや 十一われ
 二八 神の御手を汝等に教へん、全能者の道を汝等に隠さじ 十二視よ汝等もみな自らこれを觀たり然るに何ぞ斯
 二九 愚蒙なきはむるや 十三惡しき人の神に得る分、強暴の人の全能者より受る業は是なり 十四その子等蕃れば
 三十 劍に殺さる、その子孫は食物に飽す 十五その遺れる者は疫病に斃れて埋められ、その妻等は哀哭をなさず
 三十一 六かれ銀を積ごこ塵の如く衣服を備ふるごこ土のごこくなるごこも 十七その備ふる者は義しき人これを着
 三十二 ん、またその銀は無辜者これを分ち取らん 十八その建る家は蟲の巢の如く、また番人の造る茅屋のごこし
 三十三 十九 彼は富める身にて寢臥し重れて興るごこ無し、また目を開けば即ちその身きえ亡す 二十懼るしき事大水
 三十四 のごこく彼に追及き、夜の暴風かれを奪ひ去る 二一東風かれを颯けて去り、彼をその處より吹きさらす 二二
 三十五 神かれを射て恤まず、彼その手より逃れんごこも 二三人かれに對ひて手を鳴し嘲りわらひてその處をいで
 三六 ゆかしむ

第二十八章 白銀は掘りいだす坑あり、煉るごころの黄金は出處あり 二鐵は土より取り、銅は石より
 二三 鑛して獲るなり 三人すなはち黒暗を破り極より極まで尋ね窮めて黒暗および死蔭の石を求む 四その穴を穿つ
 二四 こご深くして上に住む人ご遠く相離れ、その上を歩む者まつたく之を覺えず、是のごこく身を繼下げ、遙に
 二五 人ご隔たりて空に懸る 五地その上は食物を出し、其下は火に覆がへさるるごこく 六覆へる六その石の中に
 二六 は碧の玉のある處あり、黄金の砂またその内にあり 七その逕は鷺鳥も之を知らず、鷹の目もこれを看す 八

十九 鷲も獣も未だ之を踐まず、猛き獅子も未だこれを通らず 九人堅き磐に手を加へまた山を根より倒し 十岩に河
 十一 を掘り各種の貴き物を目に見さめ 十一水路を塞ぎて漏ざらしめ隠れたる寶物を光明に取いだすなり 十二然
 十三 ながら智慧は何處よりか覓め得ん、明哲の在る所は何處ぞや 十三人その價を知らず人のすめる地に獲べから
 十四 す 十四淵は言ふ我の内在らず、海は言ふ我と偕ならず 十五精金も之に換るに足らず銀も秤りてその價さな
 十五 すを得ず 十六オフルの金にてもその價を量るべからず、貴き青玉も碧玉もまた然り 十七黄金も玻璃もこれ
 十八 に並ぶ能はず、精金の器血も之に換るに足らず 十八珊瑚も水晶も論ふにたらず、智慧を得るは眞珠を得るに勝
 十九 る 十九エデオピアより出る黄玉もこれに並ぶあたはず、純金をもてするともその價を量るべからず 二十然
 二十一 ば智慧は何處より來るや、明哲の在る所は何處ぞや 三二是は一切の生物の目に隠れ、天空の鳥にも見え
 三三 滅亡も死も言ふ我等はその風聲を耳に聞きし而已 三三神その道を曉り給ふ、彼その所を知りたまふ 三四
 三三 そは彼は地の極までも觀そなほし天が下を看さばめたまへばなり 三五風にその重量を與へ、水を度りてその
 三六 量を定めたまひし時 二六雨のために法を立て、雷霆の光のために途を設けたまひし時 二七智慧を見て之を顯
 二八 はし之を立て試みたまへり 二八また人に言たまはく視し主を畏るは是智慧なり惡を離るは明哲なり
 二十九 第二十九章 ヨブまた語をつきて曰く 二九嗚呼過にし年月のごとくならまほし神の我を護りたまへる日のご
 三十 とくならまほし三かの時には彼の燈光わが首の上に輝き彼の光明によりて我 黑暗を歩めり 四わが壯な
 三十一 りし日のごとくならまほし彼時には神の恩恵わが幕屋の上にあけき 五かの時には全能者なほ我ごともに見
 三十二 し、わが子女われの周圍にありき 六乳ながれてわが足跡を洗ひ、我が傍なる磐油を灌ぎいだせり 七かの時に
 三十三 は我いでて邑の門に上りゆき、わが座を街衢に設けたり 八少き者は我を見て隠れ、老たる者は起あがりて立
 三十四 ち九牧伯たる者も言談はずして其口に手を當て 十貴き者も聲をなめて其舌を上齶に貼けたり 十一我事を
 三十五 耳に聞ける者は我を幸福なりと呼び、我を目に見たる者はわがために證據をなしぬ 十二是は我助力を求むる
 三十六 貧しき者を拯ひ、孤子あふび助くる人なき者を拯ひたればなり 十三亡びんさせし者われを祝せり、我また喜

十四 婦の心をして喜び歌はしめたり 十四われ正義を衣また正義の衣る所ごなれり、我が公義は袍のごとく冠冕
 十五 の如し 十五われは盲者の目となり跛者の足となり 十六貧き者の父ごなり知ざる者の訴訟の由を究め 十七惡し
 十八 き者の牙を折り、その齒の間より獲物を取いだせり 十八我すなばち言けらく、我はわが巢に死なん、我が日は
 十九 砂の如く多からん 十九わが根は水の邊に蔓り、露わが枝に終夜あかん 二十わが榮光はわが身に新なるべく
 二一 わが弓はわが手に何時も強からん 二二人々われに聽き黙して我が教を俟ち 二三わが言し後は彼等言を出
 二四 さす、我説さころは彼等に甘露のごとく 二三われは我を望み待つご雨のごとく、口を開きて仰ぐご春
 二五 の雨のごとくなりき 二四われ彼等にむかひて笑ふごも彼等は敢て眞實ごもはす我面の光を彼等は除くご
 二六 をせざりき 二五われは彼等のために道を擇び、その首ごして座を占め、軍中の王のごとくして居り、また
 二七 哀哭者を慰さむる人のごとくなりき
 二十八 第三十章 然るに今は我よりも年少き者等われを笑ふ、彼等の父は我が賤しめて群の犬と並べ置くごを
 二十九 もせざりし者なり 二九またわれらの手の力もわれに何の用をかなさん、彼らは其氣力すでに衰へたる者な
 三十 り 三〇われらは缺乏ご饑ごによりて瘦あさるへ、荒かつ廢れたる暗き野にて乾ける地を咬む 四すなはち灌木の
 三十一 中にて藜を摘み若の根を食物ごなす 五彼らは人の中より逐ひいださる、盜賊を追ふが如くに人われらを追ふ
 三十二 て呼ばる 六彼等は懼るしき谷に住み、土坑あふび磐穴に居り 七灌木の中に嘶き、荆棘の下に偃す 八彼らは愚
 三十三 蠢なる者の子、卑むべき者の子にして國より撃いださる 九しかるに今は我われらの歌謠に成り、彼らの嘲哂
 三十四 さなれり 十われら我を厭ふて遠く我を離れ、またわが面に唾するごを辭ます 十一神わが綱を解きて我をな
 三十五 やまし給へば彼等もわが前にその轡を離せり 十二この輩わが右に起あがり、わが足を推のけ我にむかひて
 三十六 滅亡の路を築く 十三彼らは自ら便なき者なれごも尙わが運を毀ち、わが滅亡を促す 十四われらは石垣の大な
 三十七 る崩れより入がごごくに進み來り、破壊の中にてわが上に乗かたり 十五懼るしき事わが身に臨み、風の如く
 三十八 に我が尊榮を吹きはらふ、わが福祿は雲のごとくに消失す 十六今はわが心われの衷に鎔けて流れ、患難の日

十八 かく我を執ふ 十七夜にあれば我骨刺れて身を離る、わが身を噬む者つひに休むこと無し 十八わが疾病の
 十九 大なる能によりてわが衣服は醜き様に變り、裏衣の襟の如くに我身に固く附く 十九神われを泥の中に投げこ
 二十 みたまひて我は塵灰に等しくなれり 二十われ汝にむかひて呼ばるに 汝答へ給はず、我立ちをるに 汝只わ
 二十一 れをなめ居たまふ 二十なんぢは我にむかひて無情なりたまひ、御手の能力をもて我を攻撃し給ふ 二十なん
 二十二 ぢ我を擧げ風の上に乗せて貢去しめ、大風の音も消亡し給ふ 二三われ知る汝はわれを死に歸らしめ
 二十三 一切の生物の終に集まる家に歸らしめたまはん 二十四われは必らず荒塚にむかひて手を舒べ給ふこと有り、假
 二十五 令入滅亡に陥ることも是等の事のために號呼ぶことをせん 二十五苦しみて目を送る者の爲に我哭ざりしや、貧し
 二十六 者のために我心うれへざりしや 二六われ吉事を望みしに凶事きたり、光明を待しに黒暗きたれり 二七わ
 二七 が腸沸かへりて安がらず、患難の日我に迫及せぬ 二八われは日の光を蒙らずして哀しみつつ歩き、公
 二九 會の中に立ちて助を呼び求む 二九われは山犬の兄弟となり、駝鳥の友となれり 三十わが皮は黒くなりて剥
 三十一 落ち、わが骨は熱によりて焚け 三二わが琴は哀の音となり、わが笛は哭の聲となり
 三十三 第三十一章 我わが目と約を立てたり、何ぞ小艾を慕はんや 二然せば上より神の降したまふ分は如何なるべ
 三四 きぞ、高處より全能者の與へ給ふ業は如何なるべきぞ 三三惡しき人には滅亡きたらざらんや、善からぬ事
 三五 を爲す者には常ならぬ災禍あらざらんや 四彼わが道を見せなほし、わが步履をこそとぐく數へたまはざらん
 三六 や 五我虚誕を述べたてて歩みし事ありや、わが足詐偽に奔從ひし事ありや 六請ふ公平き權衡をもて我を
 三七 秤れ、然ば神われの正しきを知り給はん 七わが步履もし道を離れ、わが心もしわが目に隨ひて歩み、わが
 三八 手にもし汚のつきてあらば 八我が播きたるを人食ふも善し、わが産物を根より拔るも善し 九我もし婦人の
 三九 ために心まよへる事あるか、又は我もしわが隣の門にありて伺ひし事あらば 十わが妻はかの人のために白麩
 四十 き、ほかの人々われの上に寝るも善し 十一其は是は重き罪にして裁判人に罰せらるべき惡事なればなり 十二
 四十一 是はずなばち滅亡にまでも熾いたる火にしてわが一切の産をこそとぐく絶さん 十三わが僕あるは婢の我

十四 辯争ひし時に我もし之が權理を輕んぜし事あらば 十四神の起ちあがり給ふ時には如何せんや、神の臨みたま
 十五 まふ時には何と答へまつらんや 十五われを胎内に造りし者また彼をも造りたまひしならずや、われらを腹
 十六 の内に形造りたまひし者は唯一の者ならずや 十六我もし貧き者にその願ふところを獲しめず、寡婦をし
 十七 てその目おころへしめし事あるか 十七または我獨みづから食物を啖ひて孤子にこれを啖はしめざりしこと
 十八 有るか 十八却つて彼らに我が若き時より我に育てられしこと父に於るが如し我は胎内を出でてより以來
 十九 寡を導びく事をせり 十九われ衣服なくして死なんとする者あるは身を覆ふ物なくして居る人を見し時に
 二十 その腰もし我を視せず、また彼もしわが羊の毛にて温まらざりし事あるか 二二われを助くる者の門にを
 二一 るを見て我みなしにに向ひて手を上し事あるか 二三然ありしならば肩骨よりしてわが肩おち骨さばなれてわ
 二二 が腕折ふ 二三神より出る災禍は我これを懼る、その威光の前には我能力なし 二四我もし金をわが望みなし、
 二五 精金に向ひて汝わが所頼なりと言しこと有るか 二五我もしわが富の大なるさわが手に物を多く獲たるを
 二六 喜びしことあるか 二六われ日の輝くを見または月の輝わたりて歩むを見し時 二七心竊にたまひて手を
 二八 口に接しことあるか 二八是もまた裁判人に罪せらるべき惡事なり、我もし斯なせし事あらば上なる神に背し
 二九 なり 二九我もし我を惡む者の滅亡るを喜び、又は其災禍に罹るによりて 自ら誇りし事あるか 三十我は
 三〇 之が生命を呪ひ索めて我口に罪を犯さしめし如き事ならず 三二わが天幕の人は言すや彼の肉に飽ざる者いづ
 三三 こに在んか 三三旅人は外に宿らず、わが門を我は街衢にむけて啓けり 三三我もしアダムのごとくわが罪を
 三四 蔽ひ、わが惡事を胸に纏せしことあるか 三四すなはち大衆を懼れ宗族の輕蔑に怖ちて口を閉ぢ門を出でざ
 三五 りし如き事あるか 三五嗚呼われの言ふ所を聞きわくる者あらまほし 我が花押に在り、願くは全能者
 三六 われに答へたまへ、我を訴ふる者みづから訴訟狀を書け 三六われ必らず之を肩に負ひ、冠冕のごとくこれ
 三七 を首に結ばん 三七我わが步履の數を彼に述べん、君王たる者の如くして彼に近づかん 三八わが田圃號呼りて
 三九 我を攻め、その肝陷こましく泣きけぶあるか 三九若われ金を出ださずしてその産物を食ひ、又はその所有

主をして生命を失はしめし事あらば、四十小麥の代りに蒺藜生へいで、大麥の代りに雜草もひ出る事も善し、ヨブの詞をばりぬ

第三十二章 ヨブみづから見て己を正義とするに因りて此三人の者之に答ふる事を止む二時にラムの族アツラ子エリフ怒を發せり、ヨブ神より己を正しとするに因りて彼ヨブに向ひて怒を發せりヨブの三人の友答ふるに詞なくして猶ヨブを罪ありせしによりて彼らにむかひても怒を發せりヨブはヨブに言ふことをひかへて俟をりぬ、是は自己よりも彼等年老たればなり五茲にエリフの三人の口を答ふる詞の有らざるを見て怒を發せり六アツラ子エリフの口を答ふるに曰く、我は年少く汝等は年老たり是をもて我はどかりて我意見を汝らに陳ぶることを敢てせざりき七われ意へらく日を重れたる者宜しく言を出すべし、年を積みたる者宜しく智慧を教ふべし八但し人の衷には靈あり、全能者の氣息人に聰明を興ふ、九大なる人すべて智慧あるに非ず、老たる者すべて道理に明白なるに非ず、十然ば我言ふ、我に聽け、我もわが意見を陳べん 十一視よ我は汝らの言語を俟ち、なんぢらの辯論を聽き、なんぢら言ふべき言語を尋ね盡すを待てり 十二われ細に汝らに聽きしが汝らの中にヨブを駁折る者一人も無く、また彼の言詞に答ふる者も無し 十三おそらくは汝等いはん、我ら智慧を見得たり、彼に勝つ者は唯神のみ、人は能はず 十四彼はその言語を我に向けて發せざりき、我はまた汝らの言ふ所をもて彼に答へじ、十五彼らは憚きて復答ふる所なく、言語われらの衷に浮ばず 十六彼等ものいはす立さまりて重れて答へざればさて我に俟ちをるべけんや 十七我も自らわが分を答へわが意見を吐露さん 十八我には言滿ち、わが衷の心しきりに迫る 十九わが腹は口を啓きざる酒のごとし、新しき皮囊のごとく今にも裂んとす 二十われ説いたして胸を安んぜんぞ、われ口を啓きて答へん 二一かならず我は人に偏らず、人に諂はじ 二三我は諂ふことを知らず、もし諂はば我の造化主たちには我を絶ちたまふべし

第三十三章 然ればヨブよ請ふ我が言ふ事を聽け、わが一切の言語に耳を傾けよ 二視よ我口を啓き、舌な

口の中に動かす三わが言ふ所は正義しき心より出づ、わが唇あきらかに其知識を陳べん 四神の靈われを造り、全能者の氣息われを活かしむ 五汝もし能せば我に答へよ、わが前に言をいひつられて立て 六我も汝をぢを壓せず 八汝わが聽く所にて言談へり、我なんぢの言語の聲を聞けり云く 九我は潔淨くして愆なし、我は辜なく惡き事わが身にあらす 十視よ彼われを攻むる罅隙を尋ね、われを己の敵と算へ 十一わが脚を柱に夾めわが一切の舉動に目を着け給ふ 十二視よ我なんぢに答へん、なんぢ此事に於て正義しからず、神は人より大なる者にいませり 十三彼その凡て行ふことの理由を示したまはずして 汝かれにむかひて辯争そふは何ぞや 十四まことに神は一度二度と告示したまふなれど人これを曉らざるなり 十五人熟睡する時または床に睡る時に夢あるひは夜の間の異象の中に 十六かれ人の耳をひらき、その教ふる所を印して堅うし 十七斯して人にその惡しき業を離れしめ、傲慢を人の中より除き 十八人の靈魂を護りて墓に至らしめず、人の生命を護りて劍にほるびざらしめ給ふ 十九人床にありて疼痛に攻められ、その骨の中に絶ず戰闘のあるあり 二十その氣食物を厭ひ、その靈魂うまし物をも嫌ふ 二一その肉は瘦ちて見えす、その骨は見えざりし者までも顯露になり 二三その靈魂は墓に近より、その生命は滅す者に近づく 二四神かれを憫れみて言たまはに一箇の使者あり、千の中の一箇にして中保となり、正しき道を人に示さば 二五神かれを憫れみて言たまはに入彼を救ひて墓にくだるこゝ無らしめよ、我すでに收贖の物を得たりき 二六その肉は小兒の肉よりも瑞々しきなり、その若き時の形狀に歸らん 二七若し神に禱らば神かれを願ひ、彼をしてその御面を喜ぶ見ることを得せしめたまはん、神は人の正義に報をなしたまふべし 二七かれ人の前に歌ひて言ふ、我は罪を犯し、正しきを枉げたり、然る報を蒙らず 二八神わが靈魂を贖ひて墓にくだらめず、わが生命光明を見ん 二九そも、神は是等のもろくの事をしはば人にさし給ふ 三十その靈魂を墓より牽かへし生命の光明をもて彼を照したまふ 三一ヨブよ耳を傾けて我に聽け、請ふ黙せよ、我かたらん 三二なんぢもし言ふべきこ

三三 さあらば我にこたへよ、請ふ語れ、我なんぢを義とせん。欲すればなり。三三もし無くば我に聴け、請ふ黙せよ、我なんぢに智慧を教へん。

二一 第三十四章 エリフまた答へて曰く、二なんぢら智慧ある者よ、我言を聴け、知識ある者よ、我に耳を傾けよ。三口の食物を味ふがごとく耳は言詞を辨ふ。四われら自ら是非を究め、われらもるも善惡を明かにせん。五それヨブは言ふ我は義し、神われに正しき審判を施したまはず。六われは義しかれども偽はる者とせらる、我は愆なけれどもわが身の矢創愈むたし。七何人かヨブのごとくならん。彼は罵詈雑言を水のごとくに飲み、八惡き事を爲す者等と交り、惡人ささもに歩むなり。九すなはち彼いへらく、人は神に親むとも身に益なし。十然ばなんぢら心ある人々よ、我に聴け、神は惡を爲すこと決めて無く、全能者は不義を行ふこと決めて無し。十一卻つて人の所爲をその身に報い、人をしてその行爲にしたがひて獲る。十二何れかこの地を彼に委れし者あらん、誰か全世界を定めし者あらん。十三神もしその心を己にのみ川ひ、その靈氣息を己に收回したまはば、十五もろくの血肉ごごとく亡び人も亦塵にかへるべし。十六なんぢもし曉ることを得ば、請ふ我に聴け。わが言詞の聲に耳を側たてよ。十七公義を惡む者あに世をなさむることを得んや、なんぢあに至義き者を惡しうとすべけんや。十八王たる者に向ひて、汝は邪曲なりと言ひ、牧伯たる者に向ひて、汝は惡しうとすべけんや。十九ふべけんや、十九まして君王たる者をも偏視す。貧しき者に超えて富る者をかへりみる如き事をせざる者に向ひて、わが斯爲たまふは彼等みな同じくその御手の作る。二十何れか人の道の上におり、神は人の一切の步履を見そなはず。二三惡を行ふ者の身を匿すべき黑暗も無く、死蔭も無し。二三神は人をして審判を受けしむるまでに長くその人を窺ふに及ばず。二四權勢ある者をも査ふることを須ひずして打ほるばし他の人々を立てる之に替へ給ふ。二五わくの如く彼らの所爲を知り、夜の間に彼らを覆ひししたまへば、彼らは乃て滅ぶ。

二六 人の觀るごころにて彼等を惡人のごころ撃ち給ふ。二七是は彼ら背きて之に従はず。その道を全く願みざるに因る。二八われらは是の如くして遂に貧しき者の號呼を彼の許に達らしめ、患難者の號呼を彼に聴かしむ。二九かれ平安を賜ふ時には誰か惡しうと言ふことをえんや、彼面をかくし給ふ時には誰かこれを見るを得んや、一國におけるも一人におけるも凡て同じ、三十わくの如く邪曲なる者をして世を治むること無からしめ、民の機檻となるごころならしむ。三一人は宜しく神に申すべし、我は己に懲しめられたり、再度惡しき事を爲じ。三二わが見ざる所は請ふ我に教へ給へ、我もし惡しき事を爲したるならば重ねて之をなさじ。三三われ豈なんぢの好むごころに應報をなしたまはんや、然るに汝はこれを咎む、然ればなんぢ自ら之を選ぶべし。我は爲じ、汝の知るごころを言へ。三四心ある人々は我に言、我に聴く所の智慧ある人々は言、三五ヨブの言ふ所は辨知なし、その言語は明哲からず。三六汝がはくばヨブ終まで試みられんことを其は惡しき人の如くに應答をなせばなり。三七まごころに彼は自己の罪に愆を加へわれらの中間にありて手を拍ちかつ言語を繁くして神に逆らふ。

第三十五章 エリフまた答へて曰く、二なんぢは言ふ、我が義しきは神に愈れり。三なんぢ之を正し。四もふや、三すなはち汝いへらく、是は我に何の益あらんや、罪を犯すに較ぶれば何の愈るごころか。有らんご四われ言語をもて汝およびなんぢにそへる。汝の友等に答へん。五天を仰ぎて見よ、汝の上なる高き空を望め。六なんぢ罪を犯すも神に何の害も有らん、愆を熾んにするも神に何を爲しえんや。七汝正義あるも神に何を與ふるを得んや、神なんぢの手より何を受け給はん。八なんぢの惡は只なんぢに同じき人を損ぜん而已、なんぢの善は只人の子を益せんのみ。九暴虐の甚だしきに因りて叫び、權勢ある者の腕に壓れて呼ぼる人々あり。十然れども一人として我を造れる神は何處にいますや。十一ふ者なし、彼は人をして夜の中に歌を歌ふに至らしめ。十一地の獸畜よりも善くわれらを教へ、空の鳥よりも我らを智からしめ給ふ者なり。十二惡しき者等の驕傲ふるに因りて斯の如く人々叫べども應ふる者あらず。十三慮しき語は神かならず之を聽き給はず、全能者

十四 これを顧み給はし 十四汝は我れを見たてまつらずと言ふさいへども審判は神の前にあり、この故に汝
 十五 彼を待つべきなり 十五今かれ震怒をもて罰することを得ず、罪愆を深く心に留め給はざる(が如くなる)に
 十六 因りて 十六ヨブ口を啓きて虚しき事を述べ無知の言語を繁くす
 第三十六章 エリフまた言詞を繼て曰く 二暫らく我に容せ我なんちに示すこと有らん、尙神のために言ふべ
 識の完全き者なんちの前にあり 五視よ神は權能ある者にましませども何をも藐視めたまはず、その了知の能
 力は 大なり 六悪しき者を生し存す、艱難者のために審判を行ひ給ふ 七義しき者に目を離さず、位にある王
 等も 八に永遠に坐せしめて之を貴くしたまふ 九も彼らに繋かれ、艱難の繩にかゝる時は 九彼らの所
 行を懲尤さを示して其驕れるを知らせ 十彼らの耳を開きて教を容れしめ、かつ惡を離れて歸れよ 十一彼らに命
 じ給ふ 十一もし彼ら聽きたがひて之に事へなば繁昌てその日を送り、樂しくその年を涉らん 十二若彼ら聽
 きたがひば 十二刀劍にて亡び、知識を得ずして死なん 十三しかれども心の邪曲なる者等は 十三忿怒を蓄はへ、神
 に縛しめらるるも祈ることを爲す 十四かれらは年わかくして死亡せ、男娼その生命をひこしうせん 十五
 神は艱難者を艱難によりて救ひ、之が耳を唐遇によりて開き給ふ 十六然れば神また 汝を狭きところより出
 して狭からぬ廣き所に移したまふあらん、而して 汝の席に陳ぬる物は 凡て肥たる物ならん 十七今は惡人の
 鞫罰なんちの身に充てり、審判と公義と汝を執ふ 十八なんち忿怒に誘はれて嘲笑に陥らざるや 十九慎しめよ、
 收贖の 大なるが爲に自ら誤るなかれ 十九なんちの號叫なんちを艱難の中より出さんや、如何に力を盡す
 も 所益あらじ 二十世の人のその處より絶るる其夜を暮ふなけれ 二二慎みて惡に傾くなかれ、汝は艱難より
 も 寧ろ之を取らんせせり 二三それ神はその權能をもて大いなる事を爲し給ふ、誰か能く彼のごとくに教誨を
 垂んや 二四たれか彼のためにその道を定めし者あらんや、誰か 汝は惡しき事をなせりと言ふことを得ん
 二五 なんち神の御所爲を讚歎ふることを忘れざれ、これ世の人の歌ひ崇むる所なり 二五人みな之を仰ぎ觀る

二六 遠き方より人これを視たてまつるなり 二六神は大なる者に在して我等かれを知りたてまつらず、その御年
 二七 の數も計り知るべからず 二七かれ水を細にして引きあげ給へば霧の中に滴たり出て雨となるに 二八雲これ
 二九 を降らせて人々の上に沛然に灌ぐなり 二九誰か能く雲の舒展る所以またその幕屋の響く所以を了知んや 三十
 三一 視よ彼その光明を自己の周圍に繞らし、また海の底をも蔽ひたまひ 三二これらをもて民を鞠きたは是等をも
 三三 て食物を豐饒に賜ひ 三三電光をもてその兩手を包みその電光に命じて敵を撃たしめ給ふ 三三その鳴聲を
 三三 れを顯はし、家畜すらも彼の來ますを知らずなり
 第三十七章 一之がためにわが心わななき、その處を動き離る 二神の聲の響およびその口より出る轟聲を善
 二 しく聽け 三これを天が下に放ち、またその電光を地の極にまで至らせたまふ 四その後聲ありて打響き、彼威
 五 光の聲を放ちて鳴りわたり給ふ、その御聲を聞えしむるに當りては電光を押へおきたまはす 五神奇しくも
 六 御聲を放ちて鳴りわたり、我等の知ざる大なる事を行なひ給ふ 六かれ雪にむかひて地に降れし命じたまふ雨
 七 すなはちその權能の大雨にも亦しかり 七斯く一切の人の手を封じ給ふ、是すべての人にその御工事を知ら
 八 しめんがためなり 八また獸は穴にいりてその洞に居る 九南方の密室より暴風きたり、北より寒氣きたる 十神
 九 の氣吹によりて氷いできたり、水の寛狭くせらる 十一かれ水をもて雲に搭載せまた電光の雲を遠く散したま
 十 ふ 十二是は彼の導引によりて廻る、是は彼の命するところを盡く世界の表面に爲んがためなり 十三その之
 十一 を來らせたまふは或は懲罰のため、あるひはその地のため、或は恩惠の爲なり 十四ヨブよ是を聽け、立ちて
 十二 神の奇妙き工作を考へよ 十五神は是等に命を傳へその雲の光明をして輝かせたまふ 汝これを知る
 十三 や 十六なんち雲の平衡知識の 全き者の奇妙き工作を知るや 十七 南風によりて地の穩かになる時なんちの
 十四 衣服は熱くなるなり 十八なんち彼ごにも彼の堅くして鑄たる鏡の如くなる蒼穹を張ること能くせんや
 十五 十九 われらが彼に言ふべき事を我らに教へよ、我らは暗昧して言詞を列ぬること能はざるなり 二十われ語る
 十六 ことありき彼に告ぐべけんや人わに滅さるること望まんや 二一人いまは雲霧に輝く光明を見ること能は

二三 然ど風きたりて之を吹清む 二三北より黄金いできたる、神には畏るべき威光あり 二三全能者はわれら測
 二四 りきばむることを得ず、彼は能おほいなる者にいまし審判をも公義をも枉げ給はざるなり 二四この故に人々
 二五 かれを畏る、彼はみづから心に有智とする者をかへりみたまはざるなり
 二六 第三十八章 二茲にエホバ 大風の中よりヨブに答へて宣はく 二無知の言詞をもて道を暗からしむる此者は誰
 二七 ぞや三なんぢ腰ひきからげて丈夫の如くせよ、我なんぢに問はん、汝われに答へよ 四地の基を我が置るたり
 二八 し時なんぢは何處にありしや、汝もし頓悟あらば言へ五なんぢ若知らんには誰が度量を定めたりしや、誰が
 二九 準繩を地の上に張たりしや、六その基は何の上に奠たりしや、その隅石は誰が置たりしや、七かの時には
 三〇 晨星あひさもに歌ひ、神の子等みな歡びて呼はりぬ 八海の水ながれ出で、胎内より涌きいでし時誰が月をも
 三一 て之を閉ぢこめたりしや、九かの時われ雲をもて之が衣服となし、黒暗をもて之が襪襪となし十之に我法度を
 三二 定め關ふよび門を設けて 十一曰く此までは來るべし此を越ゆべからず、汝の高浪こゝに止まるべし 十二
 三三 なんぢ生れし日より以來朝にむかひて命を下せし事ありや、また黎明にその所を知らしめ 十三之をして地
 三四 の縁を取らへて惡しき者をその上より振落さしめたりしや 十四地は變りて土に印したる如くに成り、諸の物
 三五 は美はしき衣服のごとくに顯はる 十五また惡人はその光明を奪はれ、高く擧たる手は折らる 十六なんぢ海の
 三六 泉源にいたりしことありや、淵の底を歩みしことありや 十七死の門なんぢのために開けたりしや、汝死の
 三七 門を見たりしや 十八なんぢ地の廣を看きはめしや、若之を盡く知らば言へ 十九光明の在る所に往く路は孰
 三八 ぞや、黒暗の在る處は何處ぞや 二十なんぢ之をその境に導き得るや、其家の路を知りたるや 二二なんぢ之を
 三九 知るならん汝はかの時すでに生れをり、また汝の經たる日の數も多ければなり 二三なんぢ雪の庫にいりしや、
 四〇 電の庫を見しや 二四これ我が艱難の時のために蓄へ、戰爭および鬪撃の日のために蓄へ置くものなり 二四
 四一 光明の發散る道、東風の地に吹きわたる所の路は何處ぞや 二五誰が大雨を灌ぐ水路を開き雷電の光の過る
 四二 道を開き 二六人なき地にも人なき荒野にも雨を降し 二七荒れつ廢れたる處々を潤はし、かつ若菜蔬を生出し

二八 みるや 二八雨に交ありや、露の珠は誰が生める者なるや 二九氷は誰が胎より出るや、空の霜は誰が産むこと
 三〇 るなるや 三〇水はたまりて石のごとくに成り、淵の面はほる 三一なんぢ昂昂の繩索を結びうるや、參宿の
 三二 繫繩を解きうるや 三二なんぢ十二宮をその時にしたかひひて引出し得るや、また北斗とその子星を導き得る
 三三 や 三三なんぢ天の常經を知るや、天をしてその權力を地に施さしむるや 三四なんぢ聲を雲に擧げ滂沛の水
 三四 をして汝を掩はしむるを得るや 三五なんぢ閃電を遣して往かしめ、汝に答へて我等は此にありと言はし
 三五 め得るや 三六胸の中の智慧は誰が與へし者ぞ、心の内の聰明は誰が授けし者ぞ 三七たれ能く智慧をもて雲
 三六 を敷へんや、たれ能く天の瓶を傾け 三八塵をして一塊に流れあはしめ土塊をしてあひかたまらしめんや
 三七 三九なんぢ牝獅子のために食物を獵や、また小獅子の食氣を満すや 四十その洞穴に伏し、森の中に隠れ伺
 三九 ふ時なんぢこの事を爲しうるや 四一また鴉の子神に向ひて呼はり、食物なくして徘徊る時鴉に餌を與ふる
 四〇 者は誰ぞや
 四一 第三十九章 一なんぢ岩間の山羊が子を産む時をしるや、また鹿の産に臨むを見しや 二なんぢ是等の在胎
 四二 の月を數へうるや、また是等が産む時を知るや 三これらは身を鞠めて子を産みその痛苦を出す 四またその子
 四三 は強くなりて野に育ち、出ゆきて再びその親にかへらす 五誰が野驢馬を放ちて自由にせしや、誰が野驢馬
 四四 の繫縛を解きしや 六われ野をその家となし、荒地をその住所となせり 七是は邑の喧鬧を賤しめ、駁者の呼
 四五 號を聽いれず 八山を走まはりて草を食ひ、各種の青き物を尋ね 九兕肯て汝に事へ、なんぢの飼草槽の傍
 四六 にさぐまらんや 十なんぢ兕に網附て阡陌をあるかせ得んや、是あに汝に 従ひて谷に馬銜を牽かんや 十一
 四七 その力おほいなければきて汝これに恃まんや、またなんぢの工事をこれに任せんや 十二なんぢ之にたまりて己
 四八 が穀物を運びかへらせ之を打禾場にあつめしめんや 十三駿鳥は歡然にその翼を鼓ふ、然れどもその羽さ毛
 四九 さばあに鷲にしかんや 十四是はその卵を土の中に棄ておき、之を砂の中にて暖たまらしめ 十五足にてその潰
 五〇 ざるべきさ、野の獸のこれを踐むべきさを思はず 十六これはその子に情なくして宛然おのれの子ならざるが

二三 その肉の片は密に相連なり、堅く身に着きて動かす可らず 二四 その心の堅硬、石の如く、その堅硬
 二五 下磨の如し 二五 その身を興す時は勇士も戦慄す、恐怖によりて狼狽まごふ、二六 剣をもて之を撃つとも利
 二七 す、鎗も矢も漁叉も用ふるさる無し 二七 是は鐵を見るさ稿のごさくし、銅を見るさ朽木のごさくす
 二八 弓箭も之を逃げしむるさ能はず、投石機の石も稿屑と見做る 二九 棒も是には稿屑と見ゆ、鎗の閃めく
 三〇 是は笑ふ 三〇 その下腹には瓦礫の碎片を連れ、泥の上に麥打車を引く 三一 淵をして鼎のごさく沸
 三二 へらしめ、海をして香油の釜のごさくならしめ 三三 己が後に光る道を遺せば淵は白髪をいたげけるさ
 三四 疑はる 三三 地の上には是と並ぶ者なし、是は恐怖なき身に造られたり 三四 是は一切の高大なる者を輕視す、
 誠に諸の誇り高ふる者の王たるなり

第四十二章 ヨブは於てエホバに答へて曰く 二 我知る汝は一切の事をなすを得たまふ、また如何なる意志
 三 にて成す能はざる無し 三 無知をもて道を蔽ふ者は誰ぞや斯く我は自ら了解する事を言ひ、自ら知らざる測
 四 難き事を述べたり 四 請ふ聽き給へ、我言ふさるあらん、我なんちに問まつらん、我に答へ給へ 五 われ汝
 五 の事を耳にて聞きおたりしが今は目をもて汝を見たてまつる 六 是をもて我みづから恨み、塵灰の中に悔
 六 〇 エホバは是等の言語をヨブに語りたまひて後エホバは人エリバズに言たまひけるは 我なんち汝の二
 七 人の友を怒る其は汝らに我に關つて言述べたる所はわが僕ヨブの言たるさこの如く正當からざればなり
 八 然れば汝ら牡牛七頭、牡羊七頭を取りてわが僕ヨブに至り汝らの身のために燔祭を獻げよ、わが僕ヨ
 九 プなんちらのために祈らん、われかれを嘉納べければ之によりて汝らの愚を罰せざらん、汝らの我について
 九 言述べたるさるは我僕ヨブの言たるさこの如く正當からざればなり 九 是においてテマン人エリバズ、シ
 十 エヒ人ビルダテナアマ人ゾバル往きてエホバの自己に宣ひし如く爲しければエホバ 即ちヨブを嘉納た
 十 まへり 十 ヨブその友のために祈れる時エホバヨブの艱難をさきて舊に復ししかしてエホバつひにヨブの所有
 十一 物を二倍に増し給へり 十二 是に於て彼の諸の兄弟、諸の姉妹およびその舊相識れる者等こさくく來り

て彼さるもにその家にて飲食を爲しかつエホバの彼に降したまひし一切の災難につきて彼をいたはり慰め、
 十二 また各金一ケセタさ金の環一箇を之に贈れり 十二 エホバかくのごさくヨブをめぐみてその終を初より
 十三 も善し給へり、即ち彼は綿羊一萬四千匹、駱駝六千匹、牛一千頭、牝驢馬一千匹を有てり 十三 また男子七人、
 十四 女子三人ありき 十四 かれその第一の女をエミマと名け第二をケシアと名け、第三をケレンハツクと名けた
 十五 り 十五 全國の中にてヨブの女子等ほど美しき婦人は見えざりきその父之にその兄弟等さおなじく産業をあ
 十六 たへたり 十六 この後ヨブは百四十年いきながらへてその子その孫と四代までを見たり 十七 かくヨブは年老い
 十七 日満ちて死にたりき

ヨブ記終

詩篇

一 第一篇 一惡しき者の謀略にあゆまず、つみびさの途にたらず 嘲るもの座にすわらぬ者はさいはひなり
 二 二かゝる人はエホバの法をよるこびて日も夜もこれをおもふ三かゝる人は水流のほそりにうゑし樹の期にい
 三 たりて實をむすび葉もまた凋まざる如く、その作すところ皆さかえん四あしき人はしからず風のふきさる糞
 四 糠の如し五然ればあしきものは審判にたへず罪人は義しき者の會にたつことを得ざるなり六そはエホバはた
 五 だしきものの途をしりたまふ、されど惡しきものの途はほるびん
 六 第二篇 一何なればもろくの國人はさわきたち諸民はむなしきことを謀るや二地のもろくの王はたちかま
 七 へ群伯はさにも議り、エホバこそ受膏者にさかひていふ三われらの械をこぼち、その繩をすてん
 八 四天に坐するもの笑ひたまはん主われらを嘲りたまふべし五かゝて主は忿恚をもてものいひ大なる怒
 九 りをもてわれらを怖ぢまごはしめて官給ふ六然れども我わが王をわがきよきシオン山にたてたり七われ詔
 十 命をのべんエホバわれに宣給へり、汝はわが子なり今日われなんぢを生めり八われに求めよ、さらば汝に
 九 もろくの國を嗣業としてあたへ地の極をなんぢの有としてあたへん九汝くるがれの杖をもて彼等をうちや
 十 ぶり陶工のうつはもののごとくに打碎かん十されば汝等もろくの王よささかれ、地の審士輩をしへ
 十一 をうけよ 十一畏をもてエホバにつかへ戦慄をもてよろこべ 十二子にうちつけよ、おそらくはかれ怒をばな
 一 第三篇 一ダビテその子アサロムを避けしときの歌 一エホバよ我にあたる者のいかに蔓延れるや、我にさか
 二 らひて起りたつもの多しニわが靈魂をあけつらひて、われは神にすくはるることなほいふ者ぞあほき、
 三 セラ 三されどエホバよ、なんぢは我をかこめる盾わが榮わが首をもたげ給ふものなり四われ聲をあけてエホ
 四 バによばればその聖山より我にこたへ給ふ、セラ 五われ臥していねまた目さめたり、エホバわれを支へ
 五 給へばなり六我をかこみて立ちかまへたる千萬の人をも我はおそれ七エホバよ、れがはくは起きたまへ、
 七六

詩篇

第一篇 第三篇

自一至三篇七節

八 わが神よわれを救ひたまへ、なんぢ義にわがすべての仇の煩骨をうち悪しきものの齒ををり給へり 八救はエ
 ホバにあり、れがはくは恩恵なんぢの民の上に在らん、こを、セラ
 一 第四篇 琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌一わが義をまもりたまふ神よ、れがはくはわが呼
 ばる時に答へたまへ、わがなやみたる時なんぢ我をくつるがせたまへり、れがはくは我をあはれみ、わが祈
 二 をききたまへ二人の子よ、なんぢらわが榮をばちしめて幾何時をへんとするか、なんぢらむなしき事をこ
 三 のみ虚偽をしたひて幾何時を経んとするか、セラ三然れどなんぢら知れ、エホバは神をうやまふ人をわ
 四 ちて己につかしめ給ひしこを、われエホバによはばらば聴きたまはん 四なんぢら慎みをのこきて罪をわ
 五 すなけれ、臥床にて己が心にかりて黙せ、セラ五なんぢら義のそなへものを獻げてエホバに依頼め六あほ
 六 の人はいふ、たれが嘉事をわれらに見するものあらんや、エホバよれがはくは聖顔の光をわれらの上に
 七 ばらせたまへ七なんぢのわが心にあたへたまひし歡喜はわれらの穀物と酒との豐なる時にまさりき八わ
 八 れ安然にして臥しましたれがらん、エホバよわれを獨にて坦然にらしむるものは汝なり
 一 第五篇 箴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた一エホバよれがはくは我がこはばに耳をかたむ
 二 け、わが思にみこころを注め給へ二わが王よわが神よ、わが號呼のこをききたまへ、われ 汝にいのれば
 三 なり三エホバよ朝になんぢわが聲をききたまはん、我あしたになんぢの爲にそなへして俟望むべし 四なんぢ
 四 は悪しきこをよるこび給ふ神にあらず、悪人はなんぢの賓客たるを得ざるなり 五たかぶる者はなんぢの
 五 目前にたつをえず、なんぢはすへて邪曲をおこなふものを憎みたまふ六なんぢは虚偽をいふ者をほろぼした
 六 まふ、血をながすもの詭計をなすものはエホバ憎みたまふなり 七然れどわれは豐なる 仁慈によりて
 七 なんぢの家にいらん、われ汝をおそれつゝ聖宮にむかひて拜まん 八エホバよ願くばわが仇のゆゑになんぢ
 八 の義をもて我をみちびき、なんぢの途をわが前になほくしたまへ九われらの口には眞實なく、その衷はこ
 九 しま、その喉はあげける墓、その舌はへつらひをいへばなり 十神よれがはくはわれらを刑なひ、その謀略
 十 によりてみづから仆れしめ、その愆のおほきによりて之をおひだしたまへ、われらは汝にそむきたればな
 十一 り 十一されど凡てなんぢに依頼むものをよるこばせ永遠によるこびばばらせ給へ、なんぢ斯る人をまも
 十二 り給ふなり、御名をいつくしむ者にもなんぢによりて歡喜をえしめたまへ 十二エホバよなんぢは義者に
 十二 さいはひし盾のこまく恩恵をもて之をこみたまはん

一 第六篇 八音ある琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた一エホバよれがはくは忿怒をもて我
 二 をせめ烈しき怒をもて我をこらしめたまふなけれ 二エホバよわれを憐みたまへ、われ妻みあさるふるな
 三 り、エホバよわれを醫したまへ、わが骨をなごきふるふ 三わが靈魂さへも甚くふるひわななく、エホバよ
 四 くて幾何時をへたまふや 四エホバよ歸りたまへ、わがたましひを救ひたまへ、なんぢの仁慈の故をもて
 五 われたすけたまへ 五そは死にありては汝をおもひいつるこをなし、陰府にありては誰かなんぢに感謝せん 六
 六 われ歎息にてつかれたり、我よなく床をたごよばせ涙をもてわが身をひたせり 七わが口をうれによりてお
 七 ころへ、もろくの仇ゆゑに老いぬ八なんぢら邪曲をおこなふ者こそんく我をばなれよ、エホバはわが泣
 八 くこをきき給ひたり 九エホバわが懇求をききたまへり、エホバわが祈をうけ給はん 十わがもろくの仇は
 九 ばちて大におちまごひ、あわたしく恥ぢてしりぞきぬ

一 第七篇 ベニヤミンの人クシの言につきダビデエホバに對ひてうたへるシガヨンの歌一わが神エホバよわれ
 二 汝によりたのむ、願くばすべての迷ひせまるものより我をすくひ我をたすけ給へ 二おそらくはわれ獅のこ
 三 さくわが靈魂をかきやぶり攪くるものなき間にさきてすたすたに爲ん 三わが神エホバよもしわれ此事をな
 四 ししならんには、わが手によこしまの纏りをらんには 四故なく仇するものをさへ助けしに禍害をもてわが友
 五 にむくひしならんには 五よし仇人わがたましひを逐ひさらへ、わが生命をつちにふみにじり、わが榮を塵に
 六 なくとも、その作すにまかせよ、セラ六エホバよなんぢの怒をもて起きわが仇のいきどほりにむかひて立ち給
 七 へ、わがために目をさまし給へ、なんぢは審判をおほせ出し給へり 七もろくの國人の會をなんぢのまはり

八 集はしめ、その上なる高座に、へり給へ。エホバはもろくの民にさばきを行ひたまふ、エホバよわが正義さわが衷なる完全さにしたるがひて我をさばき給へ。九 わがはくは悪しきものの曲事をたちて義しきものを堅くしたまへ、たゞしき神は人のこころを賢さをさぐり知り給ふ。十 わが盾をさるものは心のなほきものをすくふ神なり。十一 神はたゞしき審士ひごに忿怒をおこしたまふ神なり。十二 人もしつへらすれば神はその劍をさぎ、その弓をはりてかまへ。十三 これに死の器をそなへ、その矢に火をそへ給はん。十四 視よその人はよしまを産まんとしてくるしむ、残害をほらみ虚偽をうむなり。十五 また坑をほりてふかくし己がつくれるその溝におちいれり。十六 その残害はあのが首にかへり、その強暴はあのが頭上にくだらん。十七 われその義によりてエホバに感謝し、いとたかきエホバの御名をほめうたはん。

第八篇 ギテトの琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌。われらの主エホバよ、汝の御名は地にあまれくして尊きかな、その榮光を天におきたまへり。二 なんぢは嬰兒ちのみごの口により力、の基をさきて敵にそなへ給へり、こは仇人さうらみを報ゆるものを鎮静めんがためなり。三 我なんぢの指のわざなる天を觀なんぢの設けたまへる月と星とをみるに。四 世人はいかなるものなればこれを聖念にさめたまふや、人の子はいかなるものなればこれを顧みたまふや。五 只すこしく人を神よりも卑くつくりて榮尊貴さをかうぶらせ。六 またこれに御手のわざを治めしめ、萬物をその足下におきたまへり。七 すべての羊、うし、また野の獸、そらの鳥、うみの魚、もろくの海路をかふふものをまで皆しかなせり。八 われらの主エホバよ、汝の御名は地にあまれくして尊きかな。

第九篇 ムツラメン(調子の名)にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた。われ心をつくしてエホバに感謝し、そのもろくの奇しき事迹をのべつたへん。二 われ、汝によりてたのしみ且よるこぼん、至上者よ、汝の御名をほめ歌はん。三 わが仇しりぞくさき躓きたふれて御前にほろぶ。四 なんぢわが義さわが訟をなまもりたまへばなり、なんぢはたゞしき審判をしつゝ寶座にすわり給へり。五 またもろくの國をせめ惡し

六 きものをほるばし世々かぎりなくわれらが名をけしたまへり。六 仇はたえはてて世々あれすなれたり、汝のくつがへしたまへるもろくの邑はうせてその跡だにもなし。七 エホバはごこしへに聖位にすわりたまふ、審判のためその寶座をまうけたまひたり。八 エホバは公義をもて世をさばき直をもてもろくの民に審判をおこなひたまはん。九 エホバは虚げらるるものの城また難のさきの城なり。十 聖名をしるものはなんぢに依頼まん、そはエホバよ、汝を尋ねるもの棄てられしこと断てなければなり。十一 シオンに住み給ふエホバに對ひてはめうたへ、その事迹をもろくの民のなかのべつたへん。十二 血を問糺したまふものは苦しむものを心にさめてその號呼をわすれたまはず。十三 エホバよ、我をあはれみたまへ、われを死の門よりすくひいだしたまへる者よ、わがはくは仇人のわれを難むるを視たまへ。十四 さらば我なんぢのすべての頌美をのぶるを得またシオンのみすめの門にてなんぢの救をよるこぼん。十五 もろくの國民はあのがつくれる阱におちりそのかくしまうけたる網におのが足をさらへらる。十六 エホバは己をらしめ審判をおこなひたまへり、あしき人はあのが手のわざなる羅にかされり、ヒカイオン、セラ、十七 あしき人は陰府にかへるべし、神をわするるもろくの國民もまたしからん。十八 貧者はつれに忘れらるるにあらす苦しむもの望はごこしへに滅るにあらす。十九 エホバよ、起き給へ、わがはくは勝を人にえしめたまふなけれ御前にてもろくのくにびきに審判をうけしめたまへ。二十 エホバよ、願くはわれらに懼をおこさしめ給へ、もろくの國民におのれたる人なることを知らしめたまへ、セラ。

第十篇 一 あしきエホバよ、何ぞはるかに立ち給ふや、なんぞ患難のさきに匿れたまふや。二 あしき人はたかぶりて苦しむものを甚だしくせむ、われらをそのくはだての謀略にさらはれしめたまへ。三 あしきひさは己がこころの欲望をほり貪るものを祝してエホバをかるしむ。四 あしき人はほりかにいふ、神はさぐりもさむることをせざるなりと、凡てそのおもひに神なしとせり。五 われの途はつれに堅く、なんぢの審判はその眼よりはなれてたかし、彼はもろくの敵をくちさきらにて吹く。六 かくて己がこころの中にいふ、我うごかさ

七 残害さよこしきありしかれば村里のかくれたる處にをり隠やかなるころにて罪なきものをころす、その
 八 眼はひそかに倚仗なきものをうひひ九窟にをる獅の如く潜みまら苦しむものをさらへんために伏しれらひ
 九 食しきものをその網にひきいれてさらふ十また身をうづめて 隠る、その強勁によりて依仗なきものは作る
 十一 かれ心のうちにいふ、神はわすれたり神はその面をかくせり神はみるこさなるべしと 十二 エホバは起
 十三 きたまへ、神よ御手をあげ給へ、苦しむものを忘れ給ふ勿れ 十三 いかなれば悪しきもの神をいやしめて心の
 十四 中になんぢ探り求むるこさをせじさいふや 十四 なんぢは鹽たまへり、その残害と怨恨を見てこれに御手を
 十五 くだし給へり、倚仗なきものは身をなんぢに委ぬ、なんぢは昔より孤子をたすけたまふ者なり 十五 ねが
 十六 はくは悪しきものの臂ををり給へ、あしきものの 悪事を一つだにのこらぬまでに 探究したまへ 十六 エホ
 十七 ばはいやさほなむに王なり、もろくの國民はほるびて神の國より跡をたちたり 十七 エホバは汝はくるしむ
 十八 ものの懇求をききたまへり、その心をたたくしたまはん、なんぢは耳をかたぶけてきく 十八 孤子と虚げらるる
 者とのために審判をなし地につける人にふたたび 恐嚇をもちぬせらしめ給はん

一 第十一篇 うたのかみに謳はしめたるダビデのうた 一 われエホバに依頼めり、なんぢら何ぞわが靈魂にむかひ
 二 て鳥のごとくなんぢの山にのびれよさいふや 二 視よあしきものは暗處にかくれ心なほきものを射んきて弓を
 三 はり絃に矢をつがふ 三 基みなやぶれたらんには 義者 なにをなさんや 四 エホバはその 聖宮にいます、エ
 四 ホバの寶座は天にあり、その目はひさのこを鑿ての眼 險はわれらをこころみたまふ 五 エホバは 義者 をこ
 五 ころむ、其みこころは悪しきもの強暴をこのむ者ごをにくみ 六 網をあしきものうへに降らし給はん、火
 六 硫黄もゆる風はわれらの酒杯にうくべきものなり 七 エホバはたゞしき者にして義しきこさを愛したま
 七 へばなり、直きものはその 聖顔をあふぎみん

一 第十二篇 八首にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた 一 あらエホバよ助けたまへ、そは神をうやま

二 一人はたえ 誠ある者は人の子のなかり消失するなり 二人はみな虚偽をもてその 隣さあひかたり滑かな
 三 るくちびるさ 二 心をもてものいふ 三 エホバはすべての滑かなるくちびるさ大なる言をかたる舌をほろ
 四 ぼし給はん 四 われらはいふ、われら舌をもて勝をえん、この口唇はわがものなり 誰われらに主たらんや
 五 エホバのたまはく、苦しむもの掠められ貧しきもの歎くがゆゑに我いま起ちて之をその墓ひもさむる平安
 六 におかん 六 エホバの言はきよきことばなり、地にまうけたる爐にてれり七 次きよめたる白銀のごとし 七 エホ
 七 ば汝はわれらをまもり之をたすけてさしへにこの類より免れしめたまはん 八 人の子のなかに穢しきこ
 八 の崇めらるるときは 悪者こころやかしこにあるくなり

一 第十三篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一 あらエホバよ、かくて幾何時をへたまふや、汝さし
 二 へに我をわすれたまふや、聖顔をかくしていくそのさきを歴たまふや 二 われ心のうちに終日かなしみをいだ
 三 き 籌 畫をたましひに用ゐて幾何時をふべきか、わが仇はわがうへに崇められて幾何時をふべきか 三 わ
 四 が神エホバよ我をかへりみて答をなしたまへ、わが目をあきらかにし給へ、恐らくはわれ死の睡につかん 四
 五 おそらくはわが仇はん、我われに勝てりさ、おそらくはわが敵わがうごさるるによりて喜ばん 五 されど
 六 我はなんぢの憐憫によりたのみ、わが心はなんぢの救によりてよるべん 六 エホバはゆたかに我をあしらひ
 七 たまひたれば、われエホバに對ひてうたはん

一 第十四篇 うたのかみに謳はしめたるダビデのうた 一 愚なるものは心のうちに神なしといへり、かれらは腐
 二 れたり、かれらは憎むべき事をなせり、善をおこなふ者なし 二 エホバは天より人の子をのみみて悟るもの神
 三 をたづぬる者ありやと見たまひしに 三 みな逆きいでてこさくく腐れたり、善をなすものなし 一人だになし
 四 不義をおこなふ者はみな智覺なきか、かれらは物くふごさくわが民をくらひ、またエホバをよぶこさをせ
 五 ざるなり 五 視よかゝる時かれらは 大におそれたり、神はたゞしきものの 類のなかに在せばなり 六 なんぢ
 六 らは苦しめるものの 謀略をあなごり辱かしむ、されどエホバはその 避所なり 七 ねがはくはシオンよりイ

スラエルの救のいでんことを、エホバその民のさらはれたるを返したまふときヤコブはよろこびイスラエルは樂まん

第十五篇 ダビデのうた エホバよなんぢの帷幄のうちによごらん者はたれぞ、なんぢの聖山にすまはんものは誰ぞ、二直くあゆみ義をもちなひ、そのころに眞實をいふものぞその人なる三かゝる人は舌をもてそしらす、その友をそこなはず、またその隣をばちしむる言をあげもちおす、四惡にしづめるものを見ていさひかろしめ、エホバをおそる者たふさび、誓ひしことはあのに禍害なるも變ふるこゝなし、五貨をかして過ぎたる利をむさばらず賄賂をいれて無幸をそこなばざるなり、斯るこゝともを行ふものは永遠にうごかさるるこゝなかるべし

第十六篇 ダビデがミクダムの歌 神よれはくはわれを護りたまへ、我なんぢに依頼むとわれエホバにいへらく、なんぢはわが主なり、なんぢのほかにわが福祉はなしと、三地にある聖徒はわが極めてよるこぶ勝れしものなり、四エホバにかへて他神をさるもの、悲哀はいやまさん、我われらがさぐる血の御酒をそさぐす、その名を口にさなるこゝをせし、五エホバはわが嗣業またわが酒杯にうくべき有なり、なんぢはわが所領をまもりたまはん、六準繩はわがために樂しき地にちたり、宜われよき嗣業をえたるかな、七われは訓諭をさづけたまふエホバをほめまつらん、夜はわが心われををしふ入れ常にエホバをわが前におけり、八エホバわが右にいませばわれ動かさるるこゝなかるべし、九このゆゑにわが心はたのしみ、わが榮はよるこぶ、わが身もまた平安にらん、十そは汝わがたましひを陰府にすておきたまはず、なんぢの聖者を墓のなかに朽ちしめ給はざる可ればなり、十一なんぢ生命の道をわれに示し給はん、なんぢの御前には充足れるよるこびあり、なんぢの右にはもろくの快樂さこしへにあり

第十七篇 ダビデの祈禱 一あゝエホバよ公義をききたまへ、わが哭聲にみこころをさめたまへ、いつはりなき口唇よりいづる我がいのりに耳をいたぶけたまへ、二わがはくはわが宣告みまへよりいでてなんぢの目

三平をみたまはんことを三なんぢわが心をこころみ、また夜われにのぞみたまへり、斯くてわれを糺し給へ、四我になにの惡念あるをも見出たまはざりき、わが口はつみを犯すこゝなからん、四人の行爲のこゝをいはば我なんぢのくちびるの言によりて暴ぶるもの途をさけたり、五わが歩はかたくなんぢの途にたち、わが足はよるめくこゝなかりき、六神よなんぢ我にこたへたまふ我なんぢをよべり、わがはくは汝の耳をいたぶけてわが陳るこころをききたまへ、七なんぢに依頼むものを右手をもて仇するものより救ひたまふ者よ、わがはくはなんぢの妙なる仁慈をあらはしたまへ、八願くはわれを瞳のこゝくにまもり汝のつばきの蔭にかくし、九我をなやむるあしき者また我をこみてわが命をそこなはんとする仇よりのがれしめ給へ、十われらはあのか心をなふさぎ、其口をもて誇かにもいへり、十一いづこにまれ往くこころにてわれらを打圍み、われらを地にたふさんさ目をさむ、十二われは抓裂んさいらだつ獅のこゝく隠やかなるこころに潜みまつ、十三エホバよ起ち給へ、わがはくはわれに立對ひてこれをたふし御劍をもて惡しきものよりわが靈魂をすくひ給へ、十四エホバよ御手をもて人より我をたすけいだし給へ、あのがうくべき有をこの世にてすけ、汝のたからにてその腹をみたさるる世人より我をたすけいだし給へ、かれらはあほくの子にあきたり、その富ををさなごに遺す、十五されどわれは義にありて聖顔をみ目さむるとき容光をもて飽足るこゝをえん

第十八篇 伶長にうたはしめたるエホバの僕、ダビデの歌、このうたの詞はもろくの仇あふびサウロの手より救はれし時、エホバに對ひてうたへるなり云く、一エホバわれの力よ、われ切になんぢを愛しむ、二エホバはわが巖、わが城、われをすくふ者、わがよりのたのむ神、わが堅固なるいはほ、わが盾、わがすくひの角、わがたのむき槽なり、三われ讚稱ふべきエホバをよびて仇人よりすくはるるこゝをえん、四死のつな我をめぐり惡のみなざる流われを、あそれしめたり、五陰間のなほ我をこみ死のわな我にたちむかへり、六われ窮苦のうちにおいてエホバをよび又わが神にさけびたり、エホバはその宮よりわが聲をきき給ふ、その御前にてわがよびし聲はその耳にいれり、七このときエホバ怒りたまひたれば地はふるひうごき山の基はゆるぎうごきたり

九八 八烟その鼻よりたち火その口よりいでてやきつくし炭はこれがために燃えあがり九エホバは天をたれて臨
 十一 給ふ、その足の下はくらきこ甚だし十ひきてケルブに乗りてさび風のつばきにて翔り十二闇をおほひこ
 十二 なし水のくらきこそのの密雲をそのまはりの幕さなしたまへり十三そのみまへの光輝よりくるくもをへて
 十三 覆さもえたる炭さふりきたれり十三エホバは天に雷鳴をささるかせたまへり、至上者のこゑいでて覆さも
 十四 えたる炭さふりきたり十四エホバ矢をさばせてかれらを打ちちらし敷しげき電光をはなちてかれらをうち敗
 十五 り給へり十五エホバよ斯るまきになんちの叱咤さんちの鼻のいぶきさによりて水の底みえ地の基あらはれ
 十六 いてたり十六エホバはたかきより手なをのべ我をさりて大水よりひきあげ十七わがつよき仇を憎むもの
 十八 さより我をたすけいだしたまへり、かれらは我にまさりて最強かりき十八かれらはわが災害の日にせまりき
 十九 たれり、然れどエホバはわが支柱となり給ひき十九エホバはわれを悦びたまふがゆゑにわれをたづさへ廣
 二十 處にいだして助けたまへり二十エホバはわが正義にしたがひて恩賜をたまひ、わが手のきよきにしたがひて
 二一 報賞をたれたまへり二二われエホバの道をまもり悪をなしてわが神よりはなれしこさなければなり二三その
 二二 すべての審判はわがまへにありて、われその律法をすてしこさなければなり二三われ神にむかひて缺るこ
 二四 るなく己をまもりて不義をばなれたり二四この故にエホバはわがたゞしきこ、その目前にわが手のきよきさ
 二五 にしたがひて我にむくいをなし給へり二五なんち憐憫あるものには、憐あるものさなり完全ものには、全
 二六 のさなり二六きよきものには、潔ものさなり憐むものには、ひがむ者さなりたまふ二七そは汝くるしめる民を
 二八 すくひたまへど高ぶる目をひくくしたまふ可ればなり二八なんちわが燈火をさもし給ふべければなり、わが
 二九 神エホバわが暗をてらしたまはん二九我なんちによりて軍の中をばせまほり、わが神によりて垣をさりこ
 三十 へ三十神はしもその途またくエホバの言はきよし、エホバはすべて依頼むもの盾なり三三そはエホバのほ
 三三 かに神はたれぞや、われらの神のほかに嚴はたれぞや三三神はちからをわれに帯ばしめ、わが途を全きもの
 三三 になし給ふ三三神はわが足を塵のあしのごこくし我をわが、高處にたゞせたまふ三三神はわが手をたゞか

三五 ひにならばせてわが臂に銅弓をひくこさを得しめたまふ三五又なんちの救の盾をわれにあたへたまへり、な
 三六 んちの右手われをささへ、なんちの謙卑われを大ならしめたまへり三六なんちわが歩むこころを寛潤なら
 三七 しめ給ひたればわが足ふるはざりき三七われ仇をおひてこれに追及きかれらのほろぶるまでは歸るこさをせ
 三八 じ三八われかれらを撃ちてたつこさを得ざらしめん、彼らはわが足の下にたふるべし三九そはなんち戦争の
 四十 ために力をわれに帯ばしめ、われにさからひておこりたつ者をわが下にひきませ給ひたればなり四十我をに
 四一 くむ者をわが滅しえんがために汝またわが仇の背をわれにむけしめ給へり四一かれら叫びたれども救ふもの
 四二 なく、エホバに對ひてさげびたれども答へたまはざりき四二我かれらを風のまへの塵のごこくに搗碎き、ち
 四三 またの泥のごこくに打棄てたり四三なんちわれを民のあらそひより助けいだし我をたててもろくの國の長
 四四 さなし給へり、わがしらざる民われにつかへん四四かれらわが事をききて立刻われにしたがひ異邦人はき
 四五 たりて倅りつかへん四五ここくにびさは衰へてその城よりのときいでん四六エホバは活ていませり、わが
 四七 磐はほむべきかな、わがすくひの神はあがむべきかな四七わがために籬をむくい異邦人をわれに服はせた
 四八 まふはこの神なり四八神はわれを仇よりすくひたまふ實になんち我にさからひて起りたつ者のうへに我を
 四九 あげ、あらぶる人より我をたすけいだし給ふ四九この故にエホバよ、われもろくの國人のなかにてなんち
 五十 に感謝し、汝の御名をほめうたはん五十エホバはおほいなる救をその王にあたへ、その受膏者ダビデを
 一 第十九篇 うたのかみに謳はしめたるダビデの歌 一もろくの天は神のえいくわうをあらはし穹蒼はそ
 二 の御手のわざをしめす二この日こさばをの日につたへ、このよ知識をの夜にあくる三語らすいはずその
 四 聲きこえざるに四そのひびきは全地にあまねくそのこさばは地のはてにまでおよぶ、神はかしこに帷幄を日
 六五 のためにまうけたまへり五日は新郎がいはひの殿をいづるこさく勇士がきそひはしるをよるこぶに似たり六
 六六 そのいでたつや天の涯よりし、その運びゆくや天のはてにいたる、物としてその和煦をかうぶらざるはな

八七 しエホバの法はまたくして靈魂をいきかへらしめエホバの證詞はかたくして愚なるものを智からしむ八エ
 九 ホバの訓諭はなほくして心をよろこばしめエホバの誠命はきよくして眼をあきらかならしむ九エホバを惶み
 十 おそろふ道はきよくして世々にたゆることなく、エホバのさばきは眞實にしてこそくく正し十これを黄金
 十一 にくらぶるも、おほくの精純金にくらぶるも彌増りてしたふべく、これを蜜にくらぶるも蜂のすの滴
 十二 にくらぶるもいやまさりて甘し十一なんぢの僕にこれらによりて儆戒をうく、これらをまもらば大なる報賞
 十三 あらん 十二たれかおのれの過失をしりえんや、れがはくは我をかくれたる愆より解放したまへ 十三願くはな
 十四 んぢの僕をひきよめて故意なる罪をかさしめすそれをわが主たらしめ給ふなかれ、さればわれ玷なきもの
 十五 さなりて大なる愆をまぬかるるをえん 十四エホバわが磐石が贖主よ、わがくちの言わがこころの思念な
 十六 んぢのまへに悦ばるるこそを得しめたまへ

一 第二十二篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一れがはくはエホバなやみの目になんぢにこたへヤコブ
 二 のかみの名なんぢを高にあげ三聖所より援助をなんぢにおくりシオンより能力をなんぢにあたへ三汝のもろ
 三 もろの獻物をみこころにさめ、なんぢの燔祭をうけたまはんことを、セラ 四れがはくはなんぢがこころの願
 五 望をゆるし、なんぢの謀略をこそくく遂げしめ給はんことを 五我儕なんぢの救によりて歡びうたひ、わ
 六 れらの神の御名によりて旗をたてん、れがはくはエホバ汝のもろくの求をさげしめたまはんことを 六われ
 七 今エホバその受膏者をすくひたまふを知る、エホバそのきよき天より右手なるすくひの力にてわれに應へ
 八 給はん七あるひは車をたのみ、あるひは馬をたのみとする者あり、されど我らはわが神エホバの御名をさな
 九 へん八われらは屈みまた仆る、われらは起きてかたくたてり九エホバよ王をすくひ給へ、われらがよぶべき
 十 應へたまへ

一 第二十一篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一エホバよ王はなんぢの力によりてたのしみ汝のすく
 二 ひによりて奈何におほいなる歡喜をなさん 二なんぢ彼がこころの願望をゆるし、そのくちびるの求をいな

三 み給はざりき、セラ三そはよきたまもの惠をもてわれを運へ、まじりなきこがれの冕弁をもてわれの首にい
 四 たゞかせ給ひたり 四かれ生命をもさめしに汝これをあたへてその齡の目を世々かぎりならしめ給へり 五な
 五 んぢの救によりてその榮光おほいなり、なんぢは尊貴と稜威をわれに衣せたまふ 六そは之をこそしへに
 六 福なるものさなし聖顔の前の歡喜をもて樂しませたまへばなり 七王はエホバに依頼み、いさたかき者のいつ
 七 くしみを蒙るがゆるに動かさるることなからん 八なんぢの手はそのもろくの仇をたづねいだし、汝のみぎ
 八 の手はおのれを憎むものを探れいさすべし 九なんぢ怒るときは彼等をもゆる爐のごごとくにせん、エホバはげ
 九 しき怒によりてかれらを呑み給はん、火はかれらを食ひつくさん 十汝われらの裔を地よりほろぼし、かれら
 十 の種を人の子のなかりほろぼさん 十二彼らは汝にむかひて惡事をくはだて遂げがたき謀略をなほひまは
 十一 せばなり 十二汝かれらをして背をむけしめ、その面におかひて弓絃をひかん 十三エホバよ御能力をあらはし
 十二 てみづから高くし給へ、我儕はなんぢの稜威をうたひ且ほめたまへん

一 第二十二篇 あげほの鹿の調にあはせて 伶長にうたはしめたるダビデの歌 一わが神わが神なんぞ我をす
 二 てたまふや、何なれば遠くはなれて我をすくはず、わが歎きのこゑをきき給はざるか 二あゝわが神われ畫よば
 三 ばれども汝こたへ給はず、夜よばばれどもわれ平安をえず 三然はあれイスラエルの讚美のなかに住みたまふ
 四 ものよ汝はきよし四われらの列祖はなんぢに依頼めり、かれら依頼みたればこれを助けたまへり 五かれら
 五 汝をよびて援をえ汝によりたのみて恥をさへるることなかりき 六然はあれわれは蟲にして人にあらず、世に
 六 そしられ民にいやしめらるるをすべてわれを見るものはわれをあさみわらび口唇をそらし 首をふりていふ
 七 八かれはエホバによりたのめりエホバ助くべし、エホバかれを悦びたまふが故にたすくべし 九されど汝は
 八 われを胎内よりいだし給へるものなり、わが母のふきこるにありしとき既になんぢに依頼ましめたまへり 十
 九 我うまれいでしより汝にゆだねられたり、わが母われを生みしときより汝はわが神なり 十一われに遠ざかり
 十 給ふなかれ、患難をかづき又すくふものなければなり 十二おほくの牡牛われをめぐりバシヤンの力つよき牡牛

十三 われをかこめり、十三われらは口をあけて我にむかひ物をかきさき、吼うたぐ獅のごとし、十四われ水のごとし、
 十五 そぎいだされ、わがもろくの骨はほづれ、わが心は蠟の如くなりて腹のうちに鎔けたり、十五わが力はわ
 十六 きて陶器のくだけのごとし、わが舌は鱗にひたつかり、なんぢわれを死の塵にふさせ給へり、十六そは犬われ
 十七 をめぐり悪しきものの群われをかこみてわが手あよびわが足をさしつらぬけり、十七わが骨はこころく敷ふ
 十八 るばかりになりぬ、悪しきもの目をさめて我をみる、十八彼らたがひにわが衣をわがち我がしたきを圖にす
 十九 エホバよ遠くはなれ居たまふなかれ、わが力よはくは速く來りてわれを援けたまへ、二十わがたまし
 二一 ひを劍より助けいだし、わが生命を犬のたけいきほひより脱れしめたまへ、二一われを獅の口また野牛のつ
 二二 のより救ひいだしたまへ、なんぢ我にこたへたまへり、二三われ汝の御名をわが兄弟のべつたへ、なんぢを
 二三 會のなかにて讃めたるへん、二三エホバを懼るるものよエホバをほめたまへ、ヤコブのもろくの裔よエホ
 二四 バをあがめよ、イスラエルのもろくのすゑよエホバを畏め、二四エホバはなやむもの辛苦をかるしめ棄て
 二五 給はず、これに聖顔をあはふことなくしてその叫ぶさきにききたまへばなり、二五大なる會のなかにてわが汝
 二六 をほめたまふるは汝よりいづるなり、わが誓ひのこはエホバをおそるる者の前にてこそ、く償はん、二六
 二七 謙遜者はくらひて飽くことをえ、エホバをたづねもさむる者はエホバをほめたまへん、願くはなんぢらの
 二八 をがむべし、二八國はエホバのものなればなり、エホバはもろくの國人をすべをさめたまふ、二九地のこえた
 二九 るものは皆くらひてエホバをながみ塵にくだるものさ己がたましひを存ふること能はざるものさ皆そのみま
 三十 へに拜跪かん、三十たみの裔のうちエホバにつかふる者あらん主のこは代々にかりつたへらるべし、三十一
 三十一 彼ら來りて此はエホバの御行爲なりさてその義を後にうまるる民のべつたへん
 三十二 第二十三篇 ダビデのうた、一エホバはわが牧者なり、われ乏しきことあらじ、二エホバは我をみどりの野にふさ
 三十三 せ、いこひの水濱にさもなひたまふ、三エホバはわが靈魂をいかし御名の故をもて我をたがしき路にみちびき

四 給ふ、四たごひわれ死のかけの谷をあゆむことも禍害をおそれじ、なんぢ我に在せばなり、なんぢの答な
 五 んぢの杖われを慰む、五なんぢわが仇のまへに我がために筵をまうけ、わが首にあぶらをそぎたまふ、わが
 六 酒杯はあふるるなり、六わが世にあらん限りはかならず恩恵と憐憫とわれにそびきたらん、我はさこしへにエ
 七 ホバの宮にすまふ
 八 第二十四篇 ダビデの歌、地とそれに充つるもの世界とその中にすむものさは皆エホバのものなり、二エホバ
 九 はそのもさおを大海のうへに置る、これを大川のうへに定め給へり、三エホバの山にのぼるべきものは誰ぞ、そ
 十 の聖所につづべき者はたれぞ、四手きよく心いさぎよき者そのたましひ虚しきことを仰ぎのぞます、偽りの誓を
 十一 せざるものぞ、その人なる五かざる人はエホバより福祉をうけそのすくひの神より義をうけん、六斯のごとき
 十二 ものは神をしたふもの、族類なり、ヤコブの神よなんぢの聖顔をさむる者なり、七門よなんぢらの首を
 十三 あげよ、さこしへの戸よあがれ、榮光の王いりたまはん、八えいくわうの王はたれたるか、ちからをもちたま
 十四 ふ、猛きエホバなり、戦闘にたけきエホバなり、九門よなんぢらの首をあげよ、さこしへの戸よあがれ、榮光の
 十五 王いりたまはん、十の榮光の王はたれたるか、萬軍のエホバは是ぞえいくわうの王なる、セラ
 十六 第二十五篇 ダビデのうた、一あはエホバよ、わがたましひは汝をあふさき望む、二わが神よ、われなんぢに依頼め
 十七 り、わがはくはわれに愧をさほしめたまふなかれ、わが仇のわれに勝誇ることなからしめたまへ、三實になん
 十八 ぢを俟望むものはばちしめられず、故なくして信をらしなふものは愧をうけん、四エホバよなんぢの大路をわ
 十九 られにしめし、なんぢの徑をわれにしへたまへ、五我をなんぢの眞理にみちびき我をなしたまへ、汝はわが
 二十 すくひの神なり、われ終日なんぢを俟望む、六汝のあはれみと仁慈さはいにしへより絶えずあり、エホバよ
 二十一 これを思ひいだしたまへ、わがわがきさきの罪さわが愆さはおもひいでたまふなかれ、エホバよ汝のめぐみ
 二十二 の故になんぢの仁慈にしたがひて我をさもひいでたまへ、八エホバはめぐみ深くして直くましませり、斯る
 二十三 がゆゑに道をつみびきにをしへ、九謙るものを正義にみちびきたまはん、その道をへりくだる者にしめした

十一 まはんエホバのもろくの道はそのけいやくを證詞をまもるものには仁慈なり眞理なり十二わが不義
 十二 はおほいなり、エホバよ御名のために之をゆるし給へ 十二エホバをおそる者はたれなるか、之にそのえら
 十三 ぶべき道をしめしたまはん 十三かゝる人のたましひは平安にすまひ、その裔はくになつぐべし 十四エホバの
 十五 親愛はエホバをおそる者にあり、エホバはその契約をわれらに示したまはん 十五わが目はつれにエ
 十六 ホバにむかふ、エホバわがあしを綱よりこりいだし給ふべければなり 十六わがはくは歸りきたりて我をあは
 十七 れみたまへ、われ獨りびしくまた苦みなるなり 十七願くはわが心のうれへをゆるめ我をわざはひより脱かれ
 十八 しめたまへ、十八わが患難わが辛苦をかへりみ、わがすべての罪をゆるしたまへ 十九わが仇をみたまへ、かれ
 二十 らの數はおほし情なき憾をもてわれをにくめり 二十わがたましひをまもり我をたすけたまへ、われに愧を
 二一 はしめたまふなかれ、我なんちに依頼めばなり 二二われなんちを俟望む、わがはくは完全と正直とわれをま
 二三 もれかし 二三神よすべての憂よりイスラエルを贖ひいだしたまへ

第二十六篇

ダビデの歌 エホバよわがはくはわれを鞠きたまへ、われわが完全によりてあゆみたり、然のみ
 一 ならず我たゆたはずエホバに依頼めり 二エホバよわれを糺した試みたまへ、わが腎さこゆるを鍊きよ
 三 めたまへ 三そは汝のいつくしみわが眼前にあり、我はなんちの眞理によりてあゆめり 四われは虚しき人
 四 さまに坐らざりき、悪をいつはりかざる者さまにはゆかじ 五悪をなすもの會をにくみ 悪者さまに
 五 すわることをせじ 六われ手をあらひて罪なきをあらはす、エホバよ斯てなんちの祭壇をめぐり 七感謝のこ
 六 を聞えしめ、すべて汝の奇しき御事をのべつたへん 八エホバよ我なんちのまします家となんちが榮光のこ
 七 りどまる處をいつくしむ 九願くはわがたましひを罪人さまに、わが生命を血をながす者さまに取收め
 八 たまふなかれ 十かゝる人の手にはあしきくはだてあり、その右の手は賄賂にてみつ 十一されざればわが
 九 完全によりてあゆまん 願くはわれをあがなひ我をあはれみたまへ 十二わがあしは平坦なるまこるにたつ、
 十二 われもろくの會のなかにてエホバを讀めまつらん

第二十七篇

ダビデの歌 エホバはわが光わが救なり、われ誰を懼れん、エホバはわが生命のちからなり、
 一 わが懼るべきものは誰ぞや 二われの敵われの仇なる悪しきもの襲ひきたりてわが肉を食はんせしむ 三
 二 かつ仆れたり 三縦ひくさびと營をつられて我を攻むるもわが心おそれじ、たさひ戦闘おこりて我をせ
 三 むるも我になほ恃あり 四われ一つの事をエホバに請へり我これをもさむ、われエホバの美しきを仰き
 四 その宮をみんがためにわが世にあらん限りはエホバの家にするまんさこそ願ふなれ 五エホバはなやみの日にそ
 五 の行宮のうちを我をひそませ、その幕屋のおくに我をかくし 六のうへに我をたく置き給ふべければなり
 六 今わが首はわれを覆れる仇のうへに高く擧げらるべし、この故にわれエホバの幕屋にて歡喜のそなへもの
 七 を獻げん、われ謹みてエホバをほめたまへん 七わが聲をあげて叫ぶさきエホバよ聽きたまへ、また憐みてわ
 八 れに應へたまへ 八なんちわが面をたづねもさめよ 九斯る聖言のありしきわが心なんちむかひてエ
 九 ホバよ我なんちの聖顔をたづねんさいへり 九わがはくは聖顔をかくしたまふなかれ、怒りてなんちの僕をこ
 十 ほざけたまふなかれ、汝はわれの助なり、嘯わがすくひの神よ、われをおひいだし我をすてたまふなかれ 十
 十一 わが父母われをすつるもエホバわれを迎へたまはん 十一エホバよなんちの途をわれに教へ、わが仇のゆる
 十二 に我をたひらかなる途にみちびきたまへ 十二いつはりの證をなすもの暴厲を吐くもの我にさかひて起りた
 十三 てり、願くはわれを仇にわたしてその心のまろに爲さしめ給ふなれ 十三われもしエホバの恩寵を生ける
 十四 ものの地にて見るの恃なからましかば奈何ぞや 十四エホバを俟望め雄々しけれ 汝のこころを堅うせよ、
 必すやエホバをまちのぞめ

第二十八篇

ダビデの歌 エホバよわれ汝をよげん、わが聲よ、わがはくは我にむかひて嘯々なりた
 一 まふなかれ、なんち黙したまはと恐らくはわれ墓に入る者さひさしからん 二われ汝にむかひてさけび聖所の
 二 奥にむかひて手をあぐるさき、わが懇求のこころをききたまへ 三あしき人また邪曲をおこなふ者さまに我を
 三 さらへて曳きゆき給ふなかれ、かれらはその隣に平和をかたれども 心には殘害をいだけり 四その事に

したがい、そのなす悪にしたがいて彼等にあたへ、その手の行爲にしたがいて與へこれにその受くべきものを報いたまへ五つれらはエホバのもろくの事その御手のなしわざをかへりみす、この故にエホバはわが力を毀ちて建て給ふことなからん六エホバは讀むべきかな、わが祈のこゑを聞き給ひたり七エホバはわが力わが盾なり、わが心これに依頼みたれば我たすけを得たり、然る故にわが心いたくよるこぶ、われ歌をもてほめまつらん八エホバはその民のちからなり、その受膏者のすくひの城なり九なんちの民をすくひ、なんちの嗣業をさきはひ且これをやしなひ之をさこしなへに懐きたすけたまへ
第二十九篇 ダビデの歌一なんちら神の子らよ、エホバに獻げまつれ、榮と能さをエホバに獻げまつれ二その御名にふさはしき榮光をエホバにささげまつれ、きよき衣をつけてエホバを拜みまつれ三エホバの御聲は水のうへにあり、えいくわうの神は雷をささるかせたまふ、エホバは大水のうへに在せり四エホバの御聲はちからあり、エホバのみこゑは稜威あり五エホバのみこゑは香柏を折りくだく、エホバレバノンのかうはくを折りくだき給ふ六これを犢のごこくをさらせ、レバノンとシリオンを壯き野牛のごこくをさらせたまふ七エホバのみこゑは火焰をわかつ八エホバの御聲は野をふるはせ、エホバはカテシの野をふるはせたまふ九エホバのみこゑは鹿に子をうませ、また林木をはだかにす、その宮にあるすべてのもの呼びりて榮光なるかなといふ十エホバは洪水のうへに坐したまへり、エホバは寶座にさして永遠に王なり十一エホバはその民にちからをあたへたまふ、平安をもてその民をさきはひたまはん
第三十篇 殿をささぐるさきに謳へるダビデのうた一エホバよわれ汝をあかめん、なんち我をさこしてわが仇のわがこさによりて喜ぶをゆるし給はざればなり二わが神エホバよ、われ汝によれば汝われをいやしたまへり三エホバよ汝わがたましひを陰府よりあげ、我をなからへしめて墓にくだらせ給はざりき四エホバの聖徒よ、エホバをほめうたへ奉れ、きよき御名に感謝せよ五その怒はたゞしにして、その恵は生命ささるもにながし、夜はよすがら泣き悲しむとも朝には歡びうたはん六われ安けかりしさきに謂へらく、さこし

七へに動かさるることなからん七エホバよなんち恵をもてわが山をかく立たせ給ひき、然はあれぞなんち御面をかくし給ひたれば我あぢまごひたり八エホバよわれ汝によればはれり、我ひたすらエホバにねがへり九われ墓にくだらばわが血なごの益あらん、塵はなんちを讀めたるへんや、なんちの眞理をのべつたへんや十エホバよ聞きたまへ、われを憐れたまへ、エホバよ願くはわが助となりたまへ十一なんち踴躍をもてわが哀哭にかへ、わが産服をさき歡喜をもてわが帯さし給へり十二われ榮をもて讚め歌ひつゝ黙すこと無からん
第三十一篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた一エホバよわれ汝によりたのむ、願くはいつれの目まで二も愧をばしめたまふなけれ、なんちの義をもてわれを助けたまへ三汝の耳をかたぶけて速かにわれをすくひたまへ、願くはわがためにたき磐となり、我をすくふ保障の家となりたまへ三なんちわが磐わが城なり、されば御名のゆゑをもて我を引きわれを導きたまへ四なんち我をかれらが密に設けたる網よりひきいだし給へ、なんちはわが保岩なり五われ靈魂をなんちの御手にゆだね、エホバよこの神よ、なんちはわれを贖ひたまへり六我はいつほりの虚しきことに心をよする者をにくむ、われは獨エホバによりたのむなり七我はなんちの憐憫をよるこびたのしまん、なんちわが艱難をかへりみ、わがたましひの禍害をしり入れわれを仇の手にさこめしめたまはず、わが足をひるきこるに立てたまへばなり九われ追りくるしめり、エホバよ我をあはれみたまへ、わが目はうれへによりてあさるふ、靈魂も身もまた衰へぬ十わが生命はかなしみによりに消えゆき、わが年華はなげきによりて消えゆけばなり、わが力はわが不義によりてあさるへ、わが骨はかりて消えたり十一われもろくの仇ゆるに誇らる、わが隣にはわけて甚だし相識るものには忌み憚られ、わが力はわが力なり十二われは死にたる者のごこく忘られて人のこゑに置かれず、われは破れたる器物の如くなれり十三そは我あほくの人のそしりをささるるに懼あり、かれら我にさかちひて互にはかりしが、わが生命をさへ取らん企てたり十四されどエホバよわれ汝によりたのめり、

十五 また汝はわが神なりといへり 十五わが時はすべてなんぢの御手により、わがはくは我を仇の手よりたすけ、
 十六 われに追ひ迫る者より助け出し給へ 十六なんぢの僕のうちへに聖顔をわがやかせ、なんぢの仁慈をもて我を
 十七 すくひたまへ 十七エホバよ、われに愧を負はしめ給ふなれ、そは我なんぢをよべばなり、願くは悪しき者
 十八 に恥をうけしめ陰府にありて口をつぐましめ給へ 十八傲慢と輕侮をもて義しきものにむかひ妾にのしる
 十九 いつはりの口唇をつぐましめたまへ 十九汝をおそる者のためにたぐはへ、なんぢに依頼むもののため、
 二十 人の子のまへにて施したまへる汝のいつくしみは 大なるかな 二十 汝かれらを御前なるひそかなる所に匿
 二十一 して人の謀略よりまぬかれしめ、また行宮のうちひそませて舌のあらそひを避けしめ給はん 二三讀むべ
 二十三 きいなエホバは堅固なる城のなかにて奇しまるるばかりの仁慈をわれに 顯し給へり 二三われ驚きあわて
 二三 て言へらく、なんぢの目のまへより絶たれり、然れどわれ汝によびもさめしきき汝わがわがひの聲を
 二四 聞き給へり 二三なんぢらもろくの聖徒よエホバをいつくしめ、エホバは眞實あるものをまもり傲慢者に
 二四 ちもく報をほごしたまふ 二四すべてエホバを俟望むものよ雄々しかれ、なんぢら心をたうせよ
 二一 第三十二篇 ダビデの訓諭のうた 一その愆をゆるされ、その罪をおほはれしものは幸福なり 二不義をエホバに
 三 負はせられざるもの心にいつはりなき者はさいはひなり 三我いひあらはさざりしときは終日かなしみさけび
 四 たるが故にわが骨ふるび衰へたり 四なんぢの御手は夜も晝もわがうへにありて重し、わが身の潤澤はははり
 五 て夏の旱のごさくなれり、セラ 五斯くて我なんぢの御前にわが罪をあらはしわが不義をおほはざりき、我いへ
 六 らくわが愆をエホバにいひあらはさん、斯かるさきしも汝わがつみの邪曲をゆるしたまへり、セラ 六されば
 神をうやまふ者はなんぢに遇ふことをうべき間になんぢに祈らん、大水あふれ流るることも必ずその身におよ
 七 べじ七 汝はわがくるべき所なり、なんぢ患難をふせきて我をまもり救のうたをもて我をかこみたまは
 八 ん、セラ 八われ汝をなしへ汝をあゆむべき途にみちびき、わが目をなんぢに注めてささん 九汝者わかまへな
 九 馬のごさく 驢馬のごさくなるなれ、かれらは鈍たづなのごさき具をもてひきさめずば近つき來ること

十一 なし十悪しき者はかなしみ多かれどエホバに依頼むものは憐憫にてかこまれん 十一たどしき者よエホバを
 喜びたのしめ、凡てごさくの直きものよ喜びよべし
 二一 第三十三篇 一たどしき者よエホバによりてよろこべ、讚美はなほきものに適はしきなり 二琴をもてエホバに
 三 感謝せよ、十絃の琴をもてエホバをほめうたへ 三あたらしき歌をエホバにむかひてうたひ、歡喜の聲をあげ
 四 てたくみに琴をかきならせ 四エホバのみことばは直く、そのすべて行ひたまふところ眞實なればなり 五エホ
 五 バは義と公平さをこのみたまふ、その仁慈はあまねく地にみつ六もろくの天はエホバのみことばにより
 六 て成り、てんの萬軍はエホバの口の氣によりて造られたり 七エホバはうみの水をあつめてうづだかくし深
 八 き淵を庫にをさめたまふ 八全地はエホバをおそれ世にすめるもろくの人はエホバをおかしこむべし 九そ
 九 はエホバ言ひ給へば成り、命せ給へば立てるがゆゑなり 十エホバはもろくの國のはかりごさを虚しくし、
 十一 もろくの民のおもひを徒勞にしたまふ 十一エホバの謀略はごさしへに立ち、そのみこころのおもひは世
 十二 世にたつ 十二エホバをおのが神とする國はさいはひなり 十三エホバの謀略はごさしへに立ち、そのみこころのおもひは世
 十三 ひなり 十三エホバ 天よりうかゞひてすべての人の子を見 十四その在すところより地にすむもろくの人を
 十四 みたまふ 十五エホバは凡て彼等の心をつくり、その作すところをこさくく 鑿みたまふ 十六王者いくさ
 十五 びご多きをもて 救をえず勇士ちから 大なるをもて助をえざるなり 十七馬はすくひに益なく、その大なる
 十八 ちからも人をたすくることなからん 十八視よエホバの目はエホバをおそるもの並その憐憫をのぞむもの
 十九 うへにあり 十九此はかれらのたましひを死よりすくひ饑饉たるさきにも世にながらへしめんがためなり 二十
 二十 われらのたましひはエホバを俟望めり、エホバはわれらの援われらの盾なり 二一我らはきよき御名によりた
 二二 のめり、斯くてぞわれらの心はエホバにありてよろこばん 二三エホバよわれら汝をまち望めり、これに循ひ
 二三 て憐憫をわれらのうへに垂れたまへ
 第三十四篇 ダビデ、アビメレクの前にて狂へる状態をなし逐はれていでざりしときに作れるうた 一われつれ

二にエホバを祝ひまつらん、その頌詞はわが口にたえじ、二わがたましひはエホバによりて誇らん、へりくだる
 三ものは之をききてよるこばん、三われささもにエホバを崇めよ、我儕もにその御名をあげたるへん、四われエ
 五ホバを尋ねたればエホバわれにこたへ我をもろくの畏懼より援けいだし給へり、五われらエホバを仰ぎのぞ
 六みて光をかうぶれり、かれらの面はばあからむことなし、六この苦しむもの叫びたればエホバこれを聞き、
 七そのすべての患難よりすくひいだしたまへり、七エホバの使者はエホバを告ぐる者のまほりに營をつられて
 八これを援く、八なんぢらエホバの恩恵ふかきを嘗ひしれ、エホバによりたのむ者はさいはひなり、九エホバの聖
 十徒よエホバをおそれよ、エホバを畏るる者には乏しきことなければなり、十わが獅子は獅子にきけ、われエホバを畏
 十一るべきことなれど、エホバを尋ねるものは嘉物にみくることあらじ、十一子よ、來りて我にきけ、われエホバを畏
 十二るべきことなれど、エホバを尋ねるものは嘉物にみくることあらじ、十一子よ、來りて我にきけ、われエホバを畏
 十三んぢの舌をおさへて惡につかしめず、なんぢの口唇をおさへて虚偽をいはざらしめよ、十四惡をはなれて善を
 十五おこなひ和睦をもとめて切にこのことを勉めよ、十五エホバの目はたゞしきものをかへりみ、その耳はかれら
 十六の號呼にかたぶく、十六エホバの聖顔はあくをなす者にむかひてその跡を地より断ら滅したまふ、十七義しき者
 十八さげびたればエホバ之をききてそのすべての患難よりたすけいだしたまへり、十八エホバは心のいたみかなし
 十九める者にちかひく存して、たましひの悔い願れたるものを救ひたまふ、十九たゞしきものは患難おほし、されど
 二十エホバはみなその中よりたすけいだしたまふ、二十エホバはかれがすべての骨をまもりたまふ、その一つだに
 二十一折らるることなし、二十惡はあしきものをころさん、義しき人をにくむものは刑ほるべし、三エホバはその
 三 第二十五篇 ダビデのうた、一エホバよれがはくは我にあらそふ者あらそひ、我きたるかふものさ戦ひたま
 二へ、二十大盾をさきてわが援にたちいでたまへ、三戟をぬきいだしたまひて我におひせまるもの途をふさ
 四ぎ、且わが靈魂に我はなんぢの救なりさいひたまへ、四願くばわが靈魂をたづぬるもの恥をえて卑しめら

五れ、我をそこなはんご謀るもの退けられて惶てふためかんことを五れがはくはかれらが風のまへなる根柢
 六のごさくなりエホバの使者におひやられんことを六願くばかれらの途をくらくし滑らかにしエホバの使者
 七にわれらを追ひゆかしめ給はんことを七われらは故なく我をさらへんとして網をあなにふせ、故なくわが靈
 八魂をそこなばんごて阱をうがちたればなり、八願くばわれらが思ひよらぬ間にほるびきたり己がふせたる網
 九にさらへられ、自らその滅に落ちいらんことを九然るごきわが靈魂はエホバによりてよるごび、その救を
 十もて樂しまん、十わが凡ての骨はいはん、エホバよ汝は苦しむものを之にまさりて力つよきものより、並くる
 十一しむもの貧しきものを掠めうばふ者よりたすけいだしたまふ、誰かなんぢに比ふべき者あらんか、十一こころ
 十二惡しき證人おこりてわが知らざることを詰りさふ、十二かれらは惡をもてわが善にむくい我がたましひを依杖
 十三なきものごせり、十三然れど我われらが病みしごきはわが友わが兄弟に異ならず母の裏にありて哭くごさく
 十四祈はふごころにかへれり、十四わが彼に作せるごきはわが友わが兄弟に異ならず母の裏にありて哭くごさく
 十五哀しみうなだれたり、十五然れどわれらはわが倒れんごせしごき喜び集ひ、わが知らざりしごき匪類あつまり
 十六來りて我をせめ、われを裂きてやめざりき、十六かれらは酒宴にて穢きごきをのぶ嘲笑者のごさく我に向ひ
 十七て齒をかみならせり、十七主よいたづらに見るのみにして幾何時をへたまふや、願くばわがたましひの彼等
 十八にほろぼさるるを脱れしめ、わが生命をわが獅子よりまぬかれしめたまへ、十八われ大なる會にありてなん
 十九ぢに感謝し、おほくの民のなかにて汝をほめたまへん、十九虚偽をもてわれに仇するものわが故によるごぶ
 二十ごきを容したまふなれ、故なくして我をにくむ者のたがひに胸するごさくならしめたまへ、二十かれらは平
 二一安をかたらず、あざむきの言をつくりまうけて、國內におだやかにすまふ者をそこなばんと謀る、三然のみ
 二二ならず我にむかひて口をあけひるげ、あゝ視よや視よやわれらの眼これを見たりさいへり、三エホバよ汝す
 二三でにこれを觀たまへり、れがはくは黙したまふなれ、主よわれに遠ざかり給ふなれ、三三わが神よわが主よ、
 三四おきたまへ醒めたまへ、れがはくはわがために審判をなし、わが訟をなされたまへ、三四わが神エホバよ、な

二五 うちの義にしたがひて我をさばきたまへ、わが事によりてかれらに歡喜をえしめ給ふなけれ 二五かれらにそ
 の心 裡にて、あゝ、こゝちよきかな、視よこれわが願ひしところなりさいはしめ給ふなけれ、又われら
 二六 れを呑みつくせりさいはしめ給ふなけれ 二六願くはわが害はるゝを喜ぶもの皆はぢて惶てふためき、我にむ
 二七 かひてほりかに高ふるもの愧はづかしめを衣んことを 二七わが義をよみする者をばよるこび謳はし
 二八 め、大なるかなエホバその 僕のさいはびを悦びたまふ恒にいはいしめ給へ 二八わが舌は終日なんぢの義
 さなんぢの 譽をわたらん

一 第三十六篇 伶長にうたはしめたるエホバの 僕ダビデのうた 一あしきもの 愆はわが心のうちにいたり
 二 て、その目のまへに神をおそるゝの 畏あることなしさいふ二かれはあのが邪曲のあらはるゝことなく憎ま
 三 るゝことなからんさて自らその目にて詔る三その口のことばは邪曲と虚偽となり、智をこばみ善をおこなふ
 四 ことを息めたり四かつその寢床にてよこしまなる事をはかり、よからぬ途にたちこまりて悪をきらはず五エ
 五 ホバよなんぢの仁慈は天にあり、なんぢの眞實は雲にまであふ六汝のたゞしきは神の山のごさく、なんぢ
 六 の審判はおほいなる淵なり、エホバよなんぢは人さけものさを護り給ふ七神よなんぢの仁慈はたふさきか
 七 な、人の子なんぢの翼の蔭にさげごころを得入なんぢの屋のゆたかなるによりてごさくく飽くことをえ
 八 ん、なんぢはその歡樂のわが水をわれらに飲ましめたまはん九そはいのちの泉はなんぢに在り、我儕はな
 九 んぢの光によりて光をみん十れはくはなんぢを知るものにあたえず憐憫をほごし心なほき者にたえず正
 十一 義をほごしたまへ十一たかふるもの足われをふみ悪しきもの手われを逐去ふをゆるし給ふなけれ 十二
 十二 邪曲をおこなふ者はかしこに仆れたり、かれら打伏せられてまた起つことあたはざるべし

一 第三十七篇 大ダビデのうた 一悪をなすもの 故をもて 心をなやめ、不義をおこなふ者にむかひて嫉をおこ
 二 すなけれ二かれらはやがて草のごさくかりさられ青菜のごさく打萎るべければなり三エホバによりたのみ
 三 て善をおこなへ、この國にさゞまり眞實をもて糧せよ四エホバによりて歡喜をなせ、エホバはなんぢが心

五 のれがひを汝にあたへたまはん五なんぢの途をエホバにゆたれよ、彼によりたのまば之をなしさげ六光の
 六 七 さくなんぢの義をあきらかにし午日のごさくなんぢの訟をあきらかにし給はん七なんぢエホバのまへに口を
 七 つぐみ忍びてこれを俟望め、おのが途をあゆみて榮ゆるもの 故をもて、あしき謀略をさぐる人のゆゑな
 八 もて心をなやむるなけれ八怒をやめ忿恚をすてよ、心をなやむるなけれ、これ悪をおこなふ方にうつらん
 九 九そは悪をおこなふものは斷ち滅され、エホバを俟望むものは國をつぐべければなり十あしきものは久しか
 十 らずしてうせん、なんぢ細密にその處をおもひみることも在ることなからん十一されご謙るものは國をつぎ、
 十一 また平安のゆたかなるを樂しまん 十二悪しきものは義しきものにさからばんさて謀略をめぐらし之に向ひ
 十三 て切齒す 十三主はあしきものを笑ひたまはん、かれが日の來るを見たまへばなり 十四あしきものは劍をぬき
 十五 弓をばりて苦しむものさ貧しき者をたふし行ひなほきものを殺さんせせり 十五されごその劍はおのが胸を
 十六 さしその弓はをらるべし 十六 義人のもてる物のすくなきは多くの悪しきもの 豊なるにまされり 十七そ
 十七 は悪しきものの臂はをらるれエホバは義しきものを扶け持たまへばなり 十八エホバは完全者のもろく
 十八 の日をしりたまふ、かれらの嗣業はかぎりなく久しからん 十九かれらは禍害にあふごき愧をおはす饑饉の日
 十九 にもあくごきを得ん 二十あしき者はほろびエホバのあたは牧場のさかえの枯るゝが如くうせ烟のごさく消え
 二〇 二一ゆかん 二一あしき者はものかりて償はず、義しきものは恵ありて施しあたふ 二二神のごさく給ふ人は國を
 二二 つぎ神の誼ひたまふ人は斷ち滅さるべし 二三人のあゆみはエホバによりて定めらるゝ、そのゆく途をエホバ
 二四 よるこびたまへり 二四縦ひその人たふるゝことありとも全くうちふせらるゝことなし、エホバかれが手をた
 二五 すけ支へ給へばなり 二五我むかし年わかして今おいたれご 義者のすてられ或はその裔の糧こひありく
 二六 を見しことなし 二六たゞしきものは終日めぐみありて貸し與ふ、その裔はさいはひなり 二七悪をばなれて善
 二八 をなせ、然らばなんぢの住居ごしへならん 二八エホバは公平をこのみ、その聖徒をすて給はざればなり、
 二九 かれらは永遠にまもりたすけらるれご悪しき者のすは斷ち滅さるべし 二九たゞしき者は國をつぎ、その

三十一 中にすまひてこしへに及ばん 三十二 歩たしきものの口は智慧をかたり、その舌は公平をのぶ 三十三 歩たしきものは 義者をひそみうか
 三十四 罰ひたまふことなし 三十五 エホバを俟望みてその途をまもれ、さらば汝をあけて國をつがせたまはん、なんぢ
 三十六 悪しき者のたちほろぼさるる時にこれをみん 三十七 我あしき者の猛くしてはびこれるを見るに生立ちたる地に
 三十八 悪しき者のたしほろぼさるる時、三十九 エホバはかれらを助け、かれらを解脱たまふ、エホバはかれらを悪
 四十 しき者よりさきはなちて救ひたまふ、かれらはエホバをその避所とすればなり
 第三十八篇 記念のためにつくれるダビデのうた エホバよれがはくは 忿恚をもて我をせめ、はげし
 一 怒をよりにてわが肉には全きところなく、わが罪によりてわが骨には健なるところなし 四 わが不義は首を過
 二 ぎて高く重荷のごとく負ひがたければなり 五 われ愚なるによりてわが傷あしき臭をはなちて腐れたるなり
 三 六 われ折れ風みていたく歎きうなれたり、われ終日しみありくセわが腰はこしくく焼くるがごとく
 四 七 肉に全きところなければなり 八 我あさるへはて甚く傷つけられ、わが心のやすからざるによりて歎きかけべ
 五 九 わが力あさるへ、わが眼のひかりも亦われを離れたり 十 わが友わが親しめる者はわが疾をみて遙にたち、
 六 十一 わが隣もまた遠ざかりてたり 十二 わが生命をたづぬる者は網をまうけ我をそこなはんとする者は悪しき言
 七 十三 をいひ、また終日たばかりを謀る 十三 然はあれどわれは聾者のごとく聞かず、われは口をひらかぬ啞者のこ

十四 如此われはきかざる人のごとく口にこそあげせぬ人のごときなり 十五 エホバよ我なんぢを俟望めり
 十六 主わが神よなんぢかならず答へたまふべければなり 十七 われ巖にいふ、おそらくはかれらわが事によりて喜
 十七 び、わが足のすべらんさき我にむかひて誇りにたかぶらんさ 十八 われ作るるばかりになりぬ、わが悲哀は
 十八 たえずわが前にあり 十九 そは我みづから不義をいひあらはし、わが罪のためにかなしめばなり 十九 わが仇は
 二十 いきはたらきてたけく、故なくして我をうらむるものおほし 二十 惡をもて善にむくゆるものはわれ善事にし
 二十一 たがふが故にわが仇さなれり 二十二 エホバよれがはくは我をばなれ給ふなかれ、わが神よわれに遠ざかりたま
 二十二 ふなかれ 二十三 主わがすくひよ速く來りて我をたすけたまへ
 第三十九篇 伶長 エドトンにうたはしめたるダビデのうた 一 われ巖にいへり、われ舌をもて罪ををか
 二 さとらんために我が凡ての途をつくし 惡しき者のわがまへに在るあひだはわが口に衝をかけんさ 二 われ黙
 三 して啞となり善言すらことばに出さず、わが憂はほおこれり 三 わが心わがうちに熱し、おもひつゞくるはご
 四 に火もえぬればわれ舌をもていへらく 四 エホバよ願くはわが終さわが日の數のいくばくなるを知らしめ給
 五 へ、わが無常をしらしめたまへ 五 視よなんぢわがすへての日を一掌にすぎさらしめたまふ、わがいのち主前に
 六 てはなきにこそならず、實にすべての人はみなその盛 時だにもむなしからざるはなし、セテ 大人の世にある
 七 は影にこそならず、その思ひなやむことはむなしからざるなし、その積み蓄ふるものはわが手にをさまるを
 八 しらす 七 主よわれ今なにかまたん、わが望はなんぢにあり入れがはくは我をすべての愆より助けいだした
 九 まへ、愚なるものに誹らるることなからしめたまへ 九 われは黙して口をひらかず、此はなんぢの成したまふ
 十 ものなればなり 十 願くはなんぢの責をわれよりはなちたまへ、我なんぢの手にうちこらさるるによりて亡ぶ
 十一 るばかりになりぬ 十一 なんぢ罪をせめて人をこらし、その慕ひよるごころのもの蓋のくらふがごとく
 十二 消えうせしめたまふ、實にもろくの人はむなしからざるなし、セテ 十二 ありエホバよ願くはわが祈をきき、
 十三 わが號呼に耳をかたぶけたまへ、わが涙をみて黙したまふなかれ、われはなんぢに寄る旅客すべてわが列祖

十三の如く宿れるものなり 十三我こそを去りてうせざる先になんぢ御面をそむけてわれを爽快ならしめ給へ
 一 第四十篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 我たへしのびてエホバを俟 望みたり、エホバ我にむ
 二 かひてわが號呼なきうたまへり 三また我をほろびの階より泥のなかりりいだしてわが足を磐のうへにお
 三 きわが歩をかたくしたまへり 三エホバはあたらしき歌をわが口にいられたまへり 此はわれらの神にさぐる讃
 四 美なり、おほくの人はこれを見ておそれ、かつエホバによりたのまん 四エホバをのの頼さなし高ぶる者に
 五 よらず虚偽にたぶく者によらざる人はさいはひなり 五わが神エホバよなんぢの作し給へる奇しき迹さ、わ
 六 れらにむかふ念とは甚おほくして汝のみまへにつらぬいふことあたはず、我これをいひのべんすれどその
 七 數りぞふるこそあたはず 六なんぢ犠牲と祭物をよるこびたまはず 汝わが耳をひらきたまへり、なんぢ燔
 八 祭と罪祭をもさめ給はず 七そのさき我いへらく、視よ我きたらんわが書を巻にしるしたり 八わが神
 九 我は聖意にしたがふことを樂しむ、なんぢの法はわが心のうちにありさ 九われ大なる會にて義をつけしめ
 十 せり、視よわれ口唇をささず、エホバよなんぢ之をしりたまふ 十われなんぢの義をわが心のうちにひめお
 十一 す、なんぢの眞實なんぢの拯救をのべつたへたり、我なんぢの仁慈なんぢの眞理をもおほいなる會
 十二 にかくさざりき 十一エホバよなんぢ憐憫をわれにしみたまふなかれ、仁慈と眞理をもて恒にわれをま
 十三 もりたまへ 十二そはわがたき禍害われをかこみ、わが不義われに追及きて仰ぎみるこそ能はぬまでにな
 十四 りぬ、その多きこそわが首の髪にもまさり、わが心きえうするばかりなればなり 十三エホバよ願くはわれを
 十五 すくひたまへ、エホバよ急ぎきたりて我をたすけたまへ 十四願くはわが靈魂をたづねほろぼさんとするも
 十六 の皆ほちあわてんことをわが害ばるるをよるこぶもののみな 後にしりぞきて恥をおはんことを 十五われ
 十七 にむかひて、あす視よ視よわがさいふ者おのが恥によりておどろきおそれんことを 十六願くはなんぢを尋ね
 十八 求むる者の皆なんぢによりて樂しみよるこばんことを、なんぢの救をしたふ者の恒にエホバは大なるかなこ
 十九 さなへんことを 十七われはくるしみ且さもし、主われをんごるに念ひたまふ、なんぢはわが助なり、われ

をすくひたまふ者なり、あすわが神よれがはくはためらひ給ふなかれ

二 第四十一篇 うたのみに謳はしめたるダビデのうた 一よわき人をかへりみる者はさいはひなり、エホ
 二 バ斯かるものを禍の日にたすけ給はん 二エホバ之をまもり之をながらへしめたまはん、かれはこの地にあ
 三 りて福祉をえん、なんぢ彼をその仇のぞみにまかせて付したまふなかれ 三エホバは彼がわづらひの床にあ
 四 るをたすけ給はん、なんぢ彼が病めるさきその衾ををしきかへたまはん 四我いへらく、エホバよわれを憐み
 五 わがたましひを醫したまへ、われ汝にむかひて罪ををかしたりさ 五わが仇われをそしりていへり、彼いづれ
 六 のさきに死に、何のさきにその名ほろびんさ 六かれ又われを見んきてきたるさきは虚偽をかたり 邪曲をその
 七 心にあつめ外にいではこれを述べせず 七われをにくむもの互にさくやき我をそこなはんきて相はかる 八
 八 かつ云ふ、彼に一つのわざはひつきまさひたれば 八われはふしてふたたび起ることならん 九わが特みしこと
 九 る、わが糧をくらひしころのわが親しき友さへも我にそむきてその腫をあげたり 十然はあれどエホバよ汝
 十一 れがはくは我をあはれみ我をたすけて起したまへ、されば我われらに報ゆることをえん 十一わが仇われに打
 十二 勝てよるこぶこそ能はざるをもて汝われを愛でいつくしみ給ふを我しりぬ 十二わが事をいはい、なんぢ我
 十三 をわが完全うちにてたもち我をさしへに御面のまへに置き給ふ 十三イスラエルの神エホバはさしへより
 十四 永遠までほむべきかな、アーメン、アーメン

二 第四十二篇 伶長にうたはしめたるヨラの子のをしへの歌 一あす神よ、しへの溪 水をしたひ喘ぐがこ
 二 さく、わが靈魂もなんぢををしたひあへぐなり 二わがたましひは渴けるごさくに神をしたふ活神をぞしたふ、
 三 何れのさきに我ゆきて神のみまへにいでん 三かれらが終日われにむかひて、なんぢの神はいづくにありや
 四 さのさる間はたわが涙のみ晝夜そそきてわが糧なりき 四われむかし群をなして 祭日をまもる 衆人
 五 よりたましひを注ぎいだすなり 五あすわが靈魂よ、なんぢ何ぞうなたるや、なんぢわが衷にもひみたる